熊本市の情報公開と個人情報保護

平成２６年度運用状況報告書

熊　　本　　市

目　　次

Ⅰ　情報公開制度のあらまし

1　情報公開制度の意義 …… 1
2　情報公開制度の概要 …… 1
3　情報公開窓口 …… 3

Ⅱ　情報公開制度の運用状況

1　開示請求件数及びその処理状況 …… 4
2　実施機関別の処理状況 …… 5
3　不開示理由の適用状況 …… 6
4　不服申立ての状況 …… 6

Ⅲ　個人情報保護制度のあらまし

1　個人情報保護制度の意義 …… 7
2　個人情報保護制度の概要 …… 7

Ⅳ　個人情報保護制度の運用状況

1　開示請求件数及びその処理状況 …… 10
2　実施機関別の処理状況 …… 11
3　不服申立ての状況 …… 12
4　訂正請求の状況 …… 12
5　利用停止請求の状況 …… 12

Ⅴ　熊本市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況 …… 13

〔資　料〕

1　文書等の開示請求の内容及び処理状況
　平成２６年度情報公開請求一覧 ……16
2　個人情報の開示請求の内容及び処理状況
　平成２６年度個人情報開示請求一覧 …… 333
3　熊本市情報公開・個人情報保護審議会答申 …… 341

Ⅰ　情報公開制度のあらまし

１　情報公開制度の意義

情報公開制度とは､市が保有している文書等を市民の請求に応じて閲覧に供し、又は、写しの交付を行う制度です。

この制度の目指すものは、本市の保有する文書等の開示を請求する権利を市民の権利として定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に対して説明する責務が全うされ、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政を実現することです。

２　情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会です。

(2) 対象となる文書等

公開請求の対象となる文書等は、次の要件を備えているものです。

ア　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するもので、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

イ　現に保有している文書等

ただし、議会の文書等については、平成１１年１０月１日以降に作成し、又は取得したもの

また、旧富合町関連の文書等については、平成１９年４月１日以降に、旧城南町関連の文書等については、平成１４年４月１日以降にそれぞれ作成し、又は取得したもの

旧植木町関連の文書等については、平成１０年４月１日以降に作成し、又は取得したもの（一部の電磁的記録については、平成１４年４月１日以降。また、旧植木町議会の文書等については、平成１９年４月１日以降）

(3) 請求権者

平成２４年度より､何人も､実施機関に対して文書等の開示を請求できます。

(4) 開示請求の方法並びに請求に対する決定及び通知

開示請求の方法並びに請求に対する決定及び通知については、次のとおりです。

ア　文書等の開示の請求をしようとするものは、必要事項を記載した請求書を

情報公開窓口へ提出しなければなりません。

イ　実施機関は、請求書の提出があった日の翌日から起算して１４日以内に、開示請求に係る文書等を開示又は開示しない決定をし、開示請求者に対して書面で通知します。

ただし、開示請求に係る文書等が著しく大量である場合、第三者情報が含まれ、当該第三者に意見聴取の必要がある場合等、やむを得ない理由により、１４日以内に決定をすることができない場合は、請求書の提出があった日の翌日から起算して４５日を限度として延長することができます。

この場合、延長する期限及び理由を文書で請求者に通知します。

(5) 不開示情報

開示請求のあった文書等は原則として開示します。ただし、開示することにより、個人又は法人等の正当な利益を害するもの、公共の安全、行政の事務事業の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等、次に掲げる７項目は開示することはできません。

ア　法令秘情報

法令等の規定により、開示することができない情報

イ　個人に関する情報

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの

ウ　法人等に関する情報

開示することにより、法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもので、当該約束の締結が合理的であると認められるもの

エ　公共の安全等に関する情報

開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

オ　審議、検討等に関する情報

審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

カ　事務事業に関する情報

事務事業に関する情報のうち、開示することにより、事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

キ　国等に関する情報

国等との協議等に基づく情報であって、開示することにより国等との協力

関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(6) 存否不回答

開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、不開示情報を開示した場合と同様に保護される利益が害されることとなるときは、その存否を明らかにしないで請求を拒否することができます。

(7) 第三者保護

実施機関は、開示請求に係る文書等に本市又は開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合は、第三者の正当な権利利益を保護するため、開示等の決定をする際に、当該第三者の意見を聞くことができます。

(8) 費用負担

文書等の閲覧に係る手数料は無料ですが、文書等の写しの作成及び送付に必要な費用は、請求者の負担となります。

(9) 不服申立て

請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき不服申立てをすることができます。

実施機関は、不服申立てがあった場合、学識経験者などの第三者で構成する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して決定又は裁決を行います。

(10) 情報提供施策の充実

実施機関は、市民生活の向上に資するとともに、市民の市政に対する理解を深めるため、市民が必要とする情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。

3 情報公開窓口

情報公開制度を円滑に運営し、市民の利用しやすい制度とするため、情報公開の相談や案内、請求の受付、開示の実施等を一元的に行う総合窓口として、市庁舎１階に「市政情報プラザ」を設置しています。

Ⅱ　情報公開制度の運用状況

1　開示請求件数及びその処理状況

平成１０年度から平成２６年度の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

（単位：件）

年度	開示請求件数	処理状況									
		開示決定	部分開示	請求拒否決定					合計	取下げ	却下
				不開示	存否不回答	不存在	その他	小計			
10	21	4	16	1	0	5	5	11	31	0	0
11	64	14	45	2	0	4	0	6	65	0	0
12	96	67	18	0	0	17	2	19	104	2	0
13	486	231	86	0	0	246	0	246	563	8	2
14	346	185	75	0	0	172	2	174	434	3	1
15	572	225	150	15	1	214	4	234	609	5	0
16	489	234	112	11	8	142	0	161	507	11	0
17	536	189	132	12	0	146	6	164	485	68	2
18	344	120	105	17	0	122	2	141	366	15	4
19	504	314	80	8	0	177	2	187	581	6	0
20	416	262	93	8	0	63	4	75	430	13	1
21	517	364	102	14	1	70	1	86	552	9	14
22	633	445	147	18	0	96	12	126	718	15	2
23	787	629	114	16	0	72	0	88	831	6	0
24	868	519	227	9	0	152	0	161	907	9	0
25	974	681	237	18	0	105	1	124	1,042	6	0
26	1,219	822	345	15	1	78	6	100	1,267	13	0

〔備考〕

(1) １件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

(2) 部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。

(3) 存否不回答とは、条例第９条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

(4) その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。

(5) 却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権がない者からの請求について、却下したもの等をいう。

２　実施機関別の処理状況

平成２６年度の実施機関別の処理状況は次のとおりです。平成２６年度における実施機関別請求件数は、市長事務部局が９８１件で最も多く、うち都市建設局が５９６件、次いで健康福祉子ども局が２４２件となっています。

平成２６年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況　　（単位：件）

実施機関		開示請求件数	処理状況									
			開示決定	部分開示決定	請求拒否決定					合計	取下げ	却下
					不開示	存否不回答	不存在	その他	計			
市長	総務局	13	8	3	1	0	4	1	6	17	0	0
	企画振興局	29	11	17	0	0	4	0	4	32	0	0
	財政局	6	3	1	1	1	0	0	2	6	0	0
	健康福祉子ども局	242	188	50	1	0	6	0	7	245	2	0
	環境局	31	20	7	0	0	6	0	6	33	0	0
	農水商工局	21	9	8	0	0	4	0	4	21	1	0
	観光文化交流局	16	12	4	0	0	0	0	0	16	1	0
	都市建設局	596	350	223	5	0	22	5	32	605	7	0
	中央区役所	4	2	2	0	0	1	0	1	5	0	0
	東区役所	2	2	0	0	0	1	0	1	3	0	0
	西区役所	4	3	0	0	0	2	0	2	5	0	0
	南区役所	13	11	2	0	0	1	0	1	14	0	0
	北区役所	3	3	0	0	0	1	0	1	4	0	0
	会計総室	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	都市政策研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	981	623	317	8	1	52	6	67	1,007	11	0
教育委員会		45	39	7	2	0	4	0	6	52	0	0
選挙管理委員会		2	0	1	1	0	1	0	2	3	0	0
人事委員会		5	4	0	0	0	1	0	1	5	0	0
監査委員		2	0	1	0	0	1	0	1	2	0	0
農業委員会		2	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理者	公営企業 交通局	4	3	1	1	0	1	0	2	6	0	0
	公営企業 上下水道局	136	130	3	1	0	3	0	4	137	2	0
	公営企業 病院局	4	2	2	1	0	3	0	4	8	0	0
消防長	消防局	35	19	10	1	0	11	0	12	41	0	0
議会		3	1	2	0	0	1	0	1	4	0	0
合計		1,219	822	345	15	1	78	6	100	1,267	13	0

３　不開示理由の適用状況

条例第７条各号のいずれかに該当し、不開示（部分開示を含む。）となった事例の理由別内訳は、次のとおりです。

不開示理由別内訳

不開示理由（条例第７条）	２６年度	
	件数（件）	比率（％）
第１号　法令秘情報	２	０．５
第２号　個人に関する情報	３３８	７７．９
第３号　法人等に関する情報	５３	１２．２
第４号　公共の安全等に関する情報	１７	３．９
第５号　審議、検討等に関する情報	２	０．５
第６号　事務事業に関する情報	２２	５．０
第７号　国等に関する情報	０	０
その他（条例の適用除外など）	０	０
合　　計	４３４	１００．０

４　不服申立ての状況

平成２６年度の不服申立ての状況は、次のとおりです。

（単位：件）

不服申立て件数			処理状況				
			決定済	裁決済	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
２６年度	異議申立て	６	１０		５	１	０
	審査請求	０		０	０	０	０
合　　計		６	１０	０	５	１	０

Ⅲ　個人情報保護制度のあらまし

1　個人情報保護制度の意義

熊本市では、昭和６１年１月に「熊本市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」を制定し、電子計算組織により処理される個人情報の保護を図ってきました。しかし、近年における市民のプライバシーに関する認識の高まりや高度情報化社会の急速な進展に伴い、「手作業処理される個人情報」や「民間業者が保有する個人情報」についても、保護措置を講ずることが求められるようになってきました。このため、平成１１年１１月に熊本市個人情報保護制度検討委員会が設置され、平成１２年１１月の答申を経て、平成１３年９月２１日に「熊本市個人情報保護条例」を公布、平成１４年４月１日から施行されました。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報の本人に開示、訂正などを求める権利を保障しているものです。

2　個人情報保護制度の概要

(1) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(2) 個人情報を適正に取り扱うルール

ア　収集の制限

(ｱ) 個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、必要な範囲内で収集する。

(ｲ) 適法かつ公正な手段で収集する。

(ｳ) 原則として本人から収集する。

(ｴ) 思想､信条等に関する個人情報は、原則として収集しない。

イ　利用及び提供の制限

(ｱ) 目的外利用の制限

(ｲ) 外部提供の制限

ウ　電子計算機結合による提供の制限

(ｱ) 通信回線の結合による提供の制限（相手方が随時入手できる状態にするものに限定して制限）

エ　適正管理

(ｱ) 正確、最新の状態を確保

(ｲ) 漏えい、滅失、改ざん等の防止と責任体制の明確化

(ｳ) 不必要なものの廃棄、消去

(3) 開示や訂正などを求める権利

ア　開示請求

自己情報の開示請求権の保障

イ　訂正請求

自己情報の訂正請求権の保障

ウ　是正の申出

個人情報の取扱い（収集、利用及び提供）の違反に対する利用停止請求権の保障

※　利用停止請求（平成１６年４月１日から条例改正・施行）

個人情報の取扱い（収集、利用及び提供）の違反に対する利用停止請求権の保障

エ　苦情の処理

実施機関の個人情報の取扱いに関する苦情の処理

オ　苦情相談の処理

事業者の個人情報の取扱いに関する苦情相談の処理

(4) 請求の方法並びに請求に対する決定及び通知

請求の方法並びに請求に対する決定及び通知については、次のとおりです。

ア　自己に関する個人情報の開示、訂正等の請求をしようとする者は、必要事項を記載した請求書を情報公開窓口へ提出しなければなりません。

イ　実施機関は、請求書の提出があった日の翌日から起算して、開示請求は１４日以内に、訂正請求及び利用停止請求は３０日以内に諾否の決定をし、開示請求者に対して書面で通知します。

ただし、やむを得ない理由により、１４日以内（訂正請求及び利用停止請求は３０日以内）に決定をすることができない場合は、請求書の提出があった日の翌日から起算して４５日（訂正請求及び利用停止請求は６０日）を限度として延長することができます。

この場合、延長する期限及び理由を文書で請求者に通知します。

(5) 罰則

国において職員や受託事務従事者等に対して罰則規定を設けられたことに伴い、本市においても次のような罰則規定を設け、平成１６年４月１日から施行しています。

ア　職員若しくは委託を受けた者又は指定管理者の行なう事務に従事している者（職員・受託者・指定管理者であった者も含む。）が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された､行政文書に記録された個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の

行政文書に記録された個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を外部提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金

イ　職員若しくは委託を受けた者又は指定管理者の行なう事務に従事している者（職員・受託者・指定管理者であった者も含む）が、個人情報をその業務に関して知り得た行政文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で外部提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金

ウ　職員が職権を濫用して専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に係る個人情報を収集した場合は１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金

エ　不正な手段により個人情報の開示請求をした場合５万円以下の過料

(6) 費用負担

文書等の閲覧に係る手数料は無料ですが、文書等の写しの作成及び送付に必要な費用は、請求者の負担となります。

(7) 不服申立て

請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき不服申立てをすることができます。

実施機関は、不服申立てがあった場合、学識経験者などの第三者で構成する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して決定又は裁決を行います。

Ⅳ　個人情報保護制度の運用状況

１　開示請求件数及びその処理状況

平成１４年度から２６年度の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

（単位：件）

	開示請求件数	処理状況						
		開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	取下げ	却下
14 年度	１７	４	０	１	１２	０	１	０
15 年度	５１	２０	１０	０	１８	０	３	０
16 年度	５２	２８	１０	０	１７	０	０	０
17 年度	９４	４０	１４	２	３３	０	４	２
18 年度	６６	３４	１０	１	２１	０	０	１
19 年度	７９	４５	９	０	２７	０	０	０
20 年度	８６	４４	２９	０	１３	０	０	０
21 年度	７５	３５	１９	１	２２	０	１	０
22 年度	１０５	４８	３８	１	２４	０	０	０
23 年度	８０	３７	３２	０	１３	０	０	０
24 年度	６３	３３	２１	２	１１	０	０	０
25 年度	９３	３８	３６	５	２７	０	０	０
26 年度	９４	５２	３０	３	１４	１	２	０

〔備考〕

１　１件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

２　一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。

３　存否不回答とは、条例第１７条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

２　実施機関別の処理状況

平成２６年度の実施機関別の処理状況は次のとおりです。平成２６年度における実施機関別請求件数は、市長事務部局が８５件で最も多く、うち企画振興局が４７件、次いで健康福祉子ども局が２３件となっています。

平成２６年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況　　（単位：件）

実施機関		開示請求件数	処理状況							
			開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	合計	取下げ	却下
市長	総務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企画振興局	47	28	10	1	11	0	50	1	0
	財政局	3	2	0	0	1	0	3	0	0
	健康福祉子ども局	23	11	10	0	2	0	23	1	0
	環境局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農水商工局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	観光文化交流局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都市建設局	2	2	0	0	0	0	2	0	0
	中央区役所	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	東区役所	2	1	1	0	0	0	2	0	0
	西区役所	2	0	2	0	0	0	2	0	0
	南区役所	1	1	0	0	0	0	1	0	0
	北区役所	4	1	3	0	0	0	4	0	0
	会計総室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都市政策研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	85	46	27	1	14	0	88	2	0
教育委員会		5	4	1	2	0	1	8	0	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	交通局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上下水道局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	消防局	4	2	2	0	0	0	4	0	0
議会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		94	52	30	3	14	1	100	2	0

3　不服申立ての状況

平成２６年度の不服申立ての状況は、次のとおりです。

（単位：件）

不服申立て件数			処理状況				
			決定済	裁決済	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
２６年度	異議申立て	3	1		1	0	2
	審査請求	1		0	1	0	0
合　　計		4	1	0	2	0	2

4　訂正請求の状況

平成２６年度における自己に関する個人情報の訂正請求は、ありません。

5　利用停止請求の状況

平成２６年度における個人情報の取扱いの違反に対する利用停止請求は、ありません。

Ⅴ　熊本市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1　開示請求等に対する不開示等の処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことが出来ます。

そこで、不服申立てが行われたとき、実施機関は、不服申立てを認容する場合等を除き、第三者機関である熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問を行い、その答申を尊重し当該不服申立てに係る決定を行わなければなりません。この審議会は、次の５人の有識者によって構成されます。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

（任期：平成２５年４月２７日～平成２７年４月２６日）

役　　職	氏　　名	職　　名　　等
会　　長	江藤　　孝	熊本大学名誉教授 志學館大学名誉教授
会長職務代理者	高木　絹子	弁護士
委　　員	大江　正昭	熊本学園大学社会福祉学部教授
委　　員	馬場　　啓	弁護士
委　　員	澤田　道夫	熊本県立大学総合管理学部准教授

（平成２７年３月３１日現在）

２　平成２６年度の情報公開・個人情報保護審議会への諮問は、合計１３件で、うち、情報公開制度に基づく諮問が６件、個人情報保護制度に基づく諮問が７件となっています。

平成２６年度の情報公開・個人情報保護審議会の開催は、合計１３回で、開催状況は、次のとおりです。

年　　月　　日	主　な　審　議　事　項
平成２６年　４月２３日	平成２４年諮問第５号の審議
平成２６年　５月２８日	平成２４年諮問第５号及び平成２５年度諮問第１号の審議
平成２６年　６月１８日	平成２５年度諮問第１号ないし第７号の審議
平成２６年　７月１６日	平成２５年度諮問第１号ないし第８号の審議
平成２６年　８月２７日	平成２５年度諮問第２号及び第８号の審議並びに平成２５年度諮問第４号ないし第７号の調査報告
平成２６年　９月２４日	平成２５年度諮問第２号及び第８号の審議
平成２６年１０月２２日	平成２５年度諮問第２号及び第４号の審議
平成２６年１１月１９日	平成２５年度諮問第４号及び第５号の審議
平成２６年１２月１０日	平成２５年度諮問第５号、第６号及び第７号の審議
平成２７年　１月１４日	平成２５年度諮問第５号、第６号、第７号及び平成２６年度諮問第７号の審議
平成２７年　２月１８日	平成２５年度諮問第５号、第６号、第７号及び平成２６年度諮問第７号の審議
平成２７年　３月１８日	平成２６年度諮問第８号及び第９号の審議
平成２７年　３月２０日	平成２６年度諮問第１号、第８号及び第９号の審議

〔資　　料〕

平 成 26 年 度 情 報 公 開 請 求 一 覧

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1	4/1	飲食店営業許可書一覧 平成26年2月1日～平成26年3月31日 新規(更新除く) ・仮設、移動販売、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆ除く ・項目 店舗名、住所、代表者名。電話番号、申請年月日、許可年月日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年2月1日～平成26年3月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(仮設、移動販売、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆを除く) 計141件 項目:店舗名、住所、代表者名、電話番号、申請年月日、許可年月日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年4月3日11:00	開示		4/3	4/7
2	4/1	簡易専用水道取扱要綱のうち 1 簡易専用水道設置届(様式第1号) 2 簡易専用水道設置届記載事項変更届(様式第2号) 3 簡易専用水道廃(休)止届(様式第3号) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までに届け出が出されたもの。(上記1・2・3) 4 特定建築物の名称及び所在地 5 専用水道施設の名称及び所在地 平成26年3月31日現在のもの。(上記4・5)	健康福祉子ども局 生活衛生課		熊本市簡易専用水道取扱要綱に規定する届出のうち 1.簡易専用水道設置届(様式第1号) 2.簡易専用水道設置届記載事項変更届(様式第2号) 3.簡易専用水道廃(休)止届(様式第3号) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで(1、2、3) 4.特定建築物の名称及び所在地 5.専用水道の名称及び所在地 平成26年3月31日現在(4、5) (以上紙文書)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/8	4/11
3	4/1	2014年〇月〇日〇時より△△△△△で行われた「××××××についての住民監査請求」の陳述における録音内容を文章に起こしたもの。 要約ではなく全ての内容を開示して下さい。 陳述人の「陳述」のみではなく、監査委員、監査事務局職員の発言も含む全てという意味です。 もし開示されたものが録音内容と異っていたり、略されていれば、再度、録音の開示請求をします。	監査事務局		2014年〇月〇日〇時より△△△△△にて行われた「××××××についての住民監査請求」の陳述における録音内容を文章に起こしたもの	不存在	第11条　第2項	4/10	
4	4/1	都市計画事業 西部汚水29号幹線及び枝線下水道築造工事(600工区)【総合評価方式】の金入設計書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水29号幹線及び枝線下水道築造工事(600工区)の金入設計書	開示		4/3	4/7
5	4/1	都市計画事業 加勢川第6排水区雨水調整池築造工事(その1) の積算書(金入り設計書:明細書、単価含む)	都市建設局 河川課		都市計画事業 加勢川第6排水区雨水調整池築造工事(その1)の積算書 (金入設計書:明細書、単価含む)	開示		4/7	4/9

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
6	4/1	平成25年12月26日付 指令(医政)第1364号に関する一切の書類	健康福祉子ども局 医療政策課		平成25年12月26日付指令(医政)第1364号に関する一切の書類 (診療所開設許可事項変更許可申請書一式)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	4/4	
7	4/1	道路判定 99-339_07 ｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路判定 99-339-07 ｶﾗｰで	開示		4/2	4/3
8	4/1	・主要地方道38号 宇土甲佐線 上記路線の道路整備状況を把握・確認するため、道路形状等が確認できる資料(道路平面図・位置図) ※1/500～1/2000程度の縮尺希望 ※詳細は添付資料のご確認をお願い致します。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		主要地方道38号 宇土甲佐線	開示		4/7	4/23 郵送
9	4/1	平成26年3月1日～平成26年3月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年3月1日～平成26年3月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 計93件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年4月3日15:00	開示		4/4	4/17 郵送
10	4/2	指定管理者導入制度導入施設である、熊本市夢もやい館(所管部署:健康福祉子ども局健康福祉政策課)の直近の指定管理公募にあたって、〇〇が提出した直近の一切の書類及び平成24年度・平成23年度の収支報告書	健康福祉子ども局 健康福祉政策課	有 4/16	指定管理者導入制度導入施設である、熊本市夢もやい館の直近の指定管理公募にあたって〇〇が提出した直近の一切の書類及び平成24年度・平成23年度の収支報告書の中で、個人情報に係る部分及び、事業者の経理等に係る部分を除く	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	5/7	5/22
11	4/2	指定管理者導入制度導入施設である、九州自然歩道利用拠点施設(所管部署:観光文化交流局観光振興課)の直近の指定管理公募にあたって、〇〇が提出した直近の一切の書類及び平成24年度・平成23年度の収支報告書	観光文化交流局 観光振興課		取り下げ				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
12	4/2	指定管理者導入制度導入施設である、熊本市くまもと工芸会館(所管部署:観光文化交流局観光振興課)の直近の指定管理公募にあたって、〇〇が提出した直近の一切の書類及び平成24年度・平成23年度の収支報告書 (現在事項全部証明書、印鑑証明書、法人設立届出書等、定款、身分証明書、事業報告書、財産目録、市税滞納有無調査承諾書、役員等名簿及び照会承諾書、工芸製作実演者名簿(承諾書の有無)、承諾書の一部、履歴書及び職務経歴書、川尻月間実行委員名簿を除く。)	観光文化交流局 文化振興課	有 4/16	指定管理者導入制度導入施設である、熊本市くまもと工芸会館(所管部署:観光文化交流局文化振興課)の直近の指定管理募集にあたって、〇〇が提出した直近の一切の書類及び平成24年度・平成23年度の収支報告書 (現在事項全部証明書、印鑑証明書、法人設立届出書等、定款、身分証明書、事業報告書、財産目録、市税滞納有無調査承諾書、役員等名簿及び照会承諾書、工芸製作実演者名簿(承諾書の有無)、承諾書の一部、履歴書及び職務経歴書、川尻月間実行委員名簿を除く。)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	5/15	5/22
13	4/2	指定管理者導入制度導入施設である、熊本市職業訓練ｾﾝﾀｰ(所管部署:農水商工局産業政策課)の直近の指定管理公募にあたって、〇〇が提出した直近の一切の書類	農水商工局 産業政策課		取り下げ				
14	4/2	平成26年3月19日開札 上下水道局 下水道整備課1班 都市計画事業 西部汚水29号幹線及び枝線下水道築造工事(600工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水29号幹線及び枝線下水道築造工事(600工区)の金入設計書	開示		4/7	4/8
15	4/2	北区貢町1245番付近φ500・300・150耗配水管布設替工事 金入設計書	上下水道局 管路維持課		北区貢町1245番付近φ500・300・150耗配水管布設替工事 上記の金額入り工事設計書	開示		4/8	4/10

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
16	4/2	1、被措置児童等虐待について、厚生労働省が都道府県、指定都市、児童相談所設置市に依頼した「被措置児童等虐待の児童福祉法に基づく対応状況等に関する調査」に基づき、貴自治体が、厚生労働省に提出した文書一式 (「被措置児童等虐待の児童福祉法に基づく対応状況等に関する調査票」、「被措置児童等虐待の事実が認められた事例の概要について」、検証報告書等があればそれを含む) ※平成21-24年度分すべて 2、上記1のうち、虐待の事実が認められた事例について、虐待日時・期間、施設名(里親、ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ等含む)が分かる文書 3、被措置児童等について、平成25年度に虐待の有無の事実確認が行われたｹｰｽ(平成24年度以前からの繰り返し事例も含む)のうち、貴自治体において虐待の事実が認められたｹｰｽについて、虐待状況等(※具体的には下記の通り)が、事案ごとに分かる文書一式 ・被害児童の性別、年齢、就学状況、外傷(心理的外傷も含む)の程度 ・虐待を行った加害者の性別、年齢、施設職員・里親の職種等(被害者との関係が分かる内容のもの) ・虐待内容(虐待のあった日時・期間、場所(施設種別、施設名等がわかるもの、虐待に至る経緯、虐待態様を含め、具体的状況がわかるもの) ・被害児童に対する法人・施設、自治体によるﾌｫﾛｰ状況 ・加害者に対する法人・施設、自治体の対応(免職などの処分、刑事告発の有無、再発防止のための研修状況、児童福祉法に基づく法人・施設・里親等への指導等)	健康福祉子ども局 子ども支援課		被措置児童等虐待の児童福祉法に基づく対応状況等に関する調査票 ※平成21年度分	不存在	第11条　第2項	4/15	
					被措置児童等虐待の報告 ※平成25年度	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	4/15	4/18 郵送
					被措置児童等虐待の児童福祉法に基づく対応状況等に関する調査票 ※平成22年度～平成24度分	開示		4/15	4/18 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
17	4/3	平成26年3月1日から平成26年3月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年3月1日～平成26年3月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、露店営業を除く) 計93件 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年4月3日15:00	開示		4/8	4/16 郵送
18	4/3	平成26年2月19日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 砂原四方寄線(花園工区)和泉IC取付道路改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・一般県道砂原四方寄線(花園工区)和泉IC取付道路改良工事の金入設計書	開示		4/9	4/17
19	4/3	位置指定道路 熊本市指令(管健)149号 S48.10.6 道路判定 04-366号 H16.7.12	都市建設局 建築指導課		位置指定台帳 熊本市指令(管建) 149号 S48.10.6 道路判定 04-366号 H16.7.12	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/4	4/8
20	4/4	●花岡山中腹・春日4丁目○○・新築工事・に於ける重機使用等に伴う(騒音・振動・等)に対する届け書等一式の開示請求。(2)・	環境局 環境政策課		花岡山中腹・春日4丁目・○○・新築工事・に於ける重機使用等に伴う(騒音・振動・等)に対する届け書等一式の開示請求。	開示		4/8	4/24
21	4/4	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(26年3月1日～26年3月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年3月1日～平成26年3月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、移動店舗、臨時営業、及び露店を除く)計93件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、業種詳細 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年4月8日14:00	開示		4/9	5/8 郵送
22	4/4	都市計画事業 大和広住汚水幹線枝線外枝線下水道築造工事(579工区) の金額入り設計書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 大和広住汚水幹線枝線外枝線下水道築造工事(579工区) 上記の金入り設計書	開示		4/10	4/14
23	4/4	①3/28日 熊本市都市計画審議会の内容と文書資料一切。	都市建設局 都市政策課		3/28熊本市都市計画審議会の内容と資料一式	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	4/11	4/17
24	4/4	②熊本市花畑地区開発協議会での内容(議事録)文書一切。 第1回から終結まで。	都市建設局 都心活性推進課	有 5/19	熊本市花畑地区開発協議会　第1回～102回議事録	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	5/19	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
25	4/4	平成26年3月1日～平成26年3月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)。 項目:屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年3月1日～平成26年3月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)計93件 項目:屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年4月8日14:00	開示		4/9	4/15
26	4/4	平成26年3月1日～平成26年3月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた美容所一覧。 項目:施設名称、営業所所在地、営業所電話番号、開設者氏名、役職、代表者氏名。	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年3月1日から平成26年3月31日までの間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		4/11	4/15
27	4/7	25年度中の全議員の海外視察に関する一切の資料	議会事務局 議会総務課		25年度中の全議員の海外視察に関する一切の資料	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/21	5/20 閲覧
28	4/7	熊本市中央区出水八丁目〇〇番の区画整理図面	都市建設局 都心活性推進課		熊本市中央区出水八丁目〇〇番の区画整理図面	開示		4/11	4/14
29	4/7	都市計画道路 新町戸坂線道路改良工事 金入設計書	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所		都市計画道路新町戸坂線道路改良工事の金入設計書	開示		4/14	4/15

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
30	4/7	●花岡山中腹・西区春日4丁目○○番○・敷地面積2453m2・○○?・新築工事・(建築基準法・確認年月日平成○○年○月○○日・市建第○○号・建築主○○・有限会社○○・工事施行者株式会社○○・)に於ける工事内容等について、熊本市市政執行の基となった市政条例遵守実績等の以下の項目についての開示請求。 ◎当地・第一種住居地域・(建ぺい率60%・容積率200%)・建ぺい率60%・容積率200%・に於ける・建築工事内訳・(建築面積929.14m2・建ぺい率37.87%延べ面積3578.43m2・共同住宅の共用の廊下等の部分142.20m2・自動車車庫等の部分58.12m2・延べ面積3378.11・容積率137.68%・)平成25年6月28日受付内容となっている。 ・熊本市憲法・熊本市自治基本条例・(自治の基本理念)第3条・(3)一人ひとりの人権の尊重・(4)情報共有、信頼及び協働による市政・まちづくりの推進・(自治運営の基本原則)第4条市民、市議会及び市長等は、次ぎに掲げる基本原則により自治運営を行います。 (1)情報共有の原則 市政・まちづくりに関する情報を共有すること。 (2)参画の原則 参画により市政・まちづくりが行なわれること。 (3)協働の原則 協働により市政・まちづくりが行なわれること。	都市建設局 建築指導課		○花岡山中腹・西区春日4丁目○○番○・敷地面積2453㎡・○○?・新築工事・(建築基準法・確認年月日 平成○○年○月○○日・市建第○○号・建築主 ○○・有限会社○○・工事施行者 株式会社 ○○・)に於ける工事内容等について、熊本市市政執行の基となった市政条例遵守実績等の以下の項目等についての開示請求。 1.このLPGﾀﾝｸ新設(容量1t)の新設設置の設計変更許可書・一式の開示請求。 2.決済稟議書・等のわかる資料等の開示請求。 3.LPGﾀﾝｸ新設(容量1t)の新設場所から配管ﾙｰﾄのわかる配置図等の開示請求。 5.LPGﾀﾝｸ新設等の位置は、隣が駐車場となっており、LPGﾀﾝｸ配管・給水受水ﾎﾟﾝﾌﾟ等からの受配水ﾊﾟｲﾌﾟ埋設管の上を車が走行するが、どの様な基準を基に、安全安心とするとして、どの様な基準・法的基準によって建築許可交付を執行したのか等・のわかる資料等の開示請求。 6.LPGﾀﾝｸ新設(容量1t)は、地震・震度いくつ・まで耐え得ると審査審議した結果なのか?の 1)わかる法的根拠等、 2)審査審議した会議録等、の開示請求。	不存在	第11条　第2項	4/17	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		(市長等の役割)第10条(1)公平・公正かつ誠実に、透明性の高い市政を行うこと。 (2)市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政ｻｰﾋﾞｽの質を向上させ市民の満足度を高めること。 (市の職員の責務)第11条市の職員は、市長等の補佐期間としてその役割を担い、職務を遂行するための知恵と能力の向上に努めるとともに、全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を行ないます。 (市政の基本原則)第12条(3)市民に対して説明責任を果たすこと。 (危機管理)第24条市長等は、市民及び関係機関との連携、協力及び相互支援のもと、災害等から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するよう、危機管理体制の構築に努めます。 (最高規範性)第38条他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ります。各種計画の策定、見直し及び運用においても、同様とします。 2市民、市議会及び市長等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。 とある。 熊本市・環境保全都市宣言 (平成7年9月25日宣言発布) 1私たちは、環境問題に絶えず関心を持ち、生命と自然との関わりについて認識を深め、それを暮らしのあり方に生かして生きます。			7.1)この敷地内の地盤沈下により、LPGﾀﾝｸの厨房までの配管が破壊され、LPｶﾞｽが空中に拡散した場合、どのような対応をするのか?危機管理体制のわかる資料等・ﾏﾆｱﾙ等の開示請求。 2)巨大直下型地震・豪雨災害・等によるLPGｶﾞｽ漏れに、住民の生命危機を脱する安全宣言までに、どの位の時間を必要とするのか?等の安全・あんしん対策・等のわかる資料等の開示請求。				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		熊本市環境基本条例 (1988年10月1日条例第35号) (事業者の責務)第4条事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。 2事業者は、法令、県条例に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため、最大の努力をしなければならない。ともある。これらの条例等を熊本市長等・市の職員等が遵守・遵法しているか・?等の確認の為、以下の開示請求をする。 ・熊本市建築指導課・市建第〇〇号・配置図・を確認すると、 →新設・厨房の近く・〇〇と厚いｺﾝｸﾘ壁で仕切られた一階部分に・二ヶ所のLPG施設が設置となっている。この図式地図を基に、熊本市建築指導課は建築許可を交付し、〇〇部分まで建築工事を進めて来た。一ヶ月半前に、施主とその職員達による現地説明会が行なわれていたので、施主理事長に前・〇〇では、東の門を設置して周辺住民の福祉理念で・〇〇をあがらずにﾀｸｼｰに乗れるよう配慮して貰っていたので、			2.設計変更申請書の開示請求。 4ﾎﾟﾝﾌﾟ室・受水槽・の新設場所から受水管配水管等のﾙｰﾄのわかる配置図等の開示請求。	不開示	2号　個人情報 3号　法人等情報 4号　公共の安全等に関する情報	4/17	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		今度も東の門を使わせて貰える様にお願いしたら、施主・理事長は「まだ工事中だから、そぎゃん事はあとあと。」との発言。その横に居た・施行主工事管理者のｼﾞｬﾝﾊﾞｰを着た工事関係者?が、「そぎゃんことば、直接理事長に言うもんじゃなか〃文句があるあるなら・〇〇住民にあんたが直接一人でいいに行け〃〇〇が反対したんだけんこぎゃんなったとたい。」と言って、理事長がｼﾞｬﾝﾊﾞｰの工事関係者と手を肩に組んで、そそくさと逃げて行ったので、私はその背中に向かって「理事長は、福祉行政に深く関わっているのに、周辺住民の福祉に対する関心はないのか?」と叫んだが、そそくさと逃げて坂道を下って行った。この施設は、ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽと医療に関わる福祉施設であり、福祉理念がどこまで配慮された施設なのか?と疑問に思ったので、この工事施行管理者に面談し、「〇〇が反対したからこうなったんだ。文句があるなら自分が一人で直接文句言いに行け〃」と言われたが・どういう意味なのか・教えてくれ」と言ったら、配置図を見せられ、初めて東門を塞ぐ・LPGﾀﾝｸ(1t収容)・ﾎﾟﾝﾌﾟ室・受水槽(45t)・の新設を初めて知った。今まで寝耳に水の配置図を見て驚いた。						

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		熊本市憲法・諸条例理念遵守実行が欠落したまま、建築許可を交付した幸山市政執行にも驚かされた。〇〇が反対したから崖っふちでもかまわない〃〇〇住民には説明したが、第一種住居・周辺住民には何も説明する必要はない〃〃一方で嫌がられた危険物取扱法・消防法・管轄のLPGタンクだから、面倒だから黙って周辺住民には説明も承諾も確認せずに良い〃との幸山市政執行に、驚かされた。私が、この設計変更の届け出書を見せて欲しいと、建築指導課に申し出たら、「まだ・設計変更届出書は提出されていない。」との事であったので、私が「建築許可書の交付も不存在なのに、現場では工事施行者がこの地点の基礎工事の真っ最中だよ〃どういう事なの?早急に現地確認して、工事中止をすべきでは?」と言ったら、後で判明したことだが、その時担当職員は設計変更許可書を独断で・上司の稟議決裁も受けずに、市政執行交付した様である。日時付的障害何のその? 熊本市建築許可・審査審議・制度は、4月5日(土)面談席上で〇〇建設設計責任者に言わせれば・市職員主査が一人で決裁しておられるので、何も問題はありません。」との事であった。〇〇住民の反対拒否にあった危険物消防法管轄のLPGタンク新設設置・審議審査・もこの主査が決定権をもっており、市消防局の審議審査も必要ありません。との発言であった。どの様な市政執行による建築許可執行が施行されているのか・不可解なので、以下の開示請求をする。							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		1. このLPGﾀﾝｸ新設(容量1t)新設設置の設計変更許可書・一式の開示請求。 2. 設計変更申請書・決済稟議書・等のわかる資料等の開示請求。 3. LPGﾀﾝｸ新設(容量1t)の新設場所から配管ルートのわかる配置図等の開示請求。 4. ﾎﾟﾝﾌﾟ室・受水槽・の新設場所から受水管配水管等のルートのわかる配置図等の開示請求。 5. LPGﾀﾝｸ新設等の位置は、隣が駐車場となっており、LPGﾀﾝｸ配管・給水受水ﾎﾟﾝﾌﾟ等からの受配水パイプの埋設管の上を車が走行するが、どの様な基準を基に、安全安心とするとして、どの様な基準・法的基準によって建築許可交付を執行したのか等・のわかる資料等の開示請求。 6. LPGﾀﾝｸ新設(容量1t)の位置は、約80年以上前に築造された石垣の上に設置される計画・施行中であるが、同時代の石垣は至る所で、崖崩れ土砂崩壊が起こっている。にも拘らず、あえて崖っぷちにLPGﾀﾝｸ新設(容量1t)の新設許可交付を執行しているのであれば、この危険物消防法管轄・LPGﾀﾝｸ新設(容量1t)は、地震・震度いくつ・まで耐え得ると審査審議した結果なのか?の 1) わかる法的根拠等、 2) 審査審議した会議録等、の開示請求。						

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		7. この敷地内の真下には、戦前掘削した巨大地下防空壕が造営されて、地域住民の避難場所になっていた。私もこの地下防空壕を体感している。また、造営中にはﾄﾛｯｺに乗って、遊んだ経験も覚えている。今回のｺﾝ柱くい打ちの土木作業員の人々の必要以上にｺﾝ柱を打ち込んだ・確かに空洞がありますね・と尋ねられ、今だにこの敷地地下には、巨大地下防空壕の空洞がある事を、土木作業員たちと共通の認識を持っている。 添付資料・新聞記事・2014年3月29日付・最大級の直下地震が熊本県でおこることも大規模災害への備えは「自分ごとで」・との記事を見て、この危険物・消防法管轄・LPGﾀﾝｸ(容量1t)の新設による・厨房までの配管が約30mと聞くが、直下型巨大地震がこの地域を襲った場合、地盤沈下が起こっても、安全・あんしん・は確保出来るのか?真の○○の名に相応しい○なのか?敢えて危険物を新設させて建築許可を交付執行させる事は、熊本市憲法違反・市諸条例不遵法と思う。 1) この敷地内の地盤沈下により、LPGﾀﾝｸの厨房までの配管が破壊され、LPｶﾞｽが空中に拡散した場合、どの様な対応をするのか?危機管理体制のわかる資料等・ﾏﾆｱﾙ等の開示請求。 2) 巨大直下型地震・豪雨災害・等によるLPGｶﾞｽ漏れに、住民の生命危機を脱する安全宣言までに、どの位の時間を必要とするのか?等の安全・あんしん対策・等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照熟視資料等・A3→計1.5枚・ 1.設計変更前・設計変更後・比較図式・民家近隣等・A4→1枚。 2.新聞記事・わが家と地域の防災力を高めるために〃 　最大級の直下地震が熊本県で起こることも 大規模災害への備えは「自分ごと」で・A3→1枚・								

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
31	4/7	●花岡山中腹・西区春日4丁目○○番○・敷地面積2453m2・○○?・新築工事・(建築基準法・確認年月日平成○○年○月○○日・市建第○○号・建築主○○・有限会社○○・工事施行者株式会社○○・)に於ける工事内容等について、熊本市市政執行の基となった市政条例遵守実績等の以下の項目についての開示請求。 ◎当地・第一種住居地域・(建ぺい率60%・容積率200%)・建ぺい率60%・容積率200%・に於ける・建築工事内訳・(建築面積929.14m2・建ぺい率37.87%延べ面積3578.43m2・共同住宅の共用の廊下等の部分142.20m2・自動車車庫等の部分58.12m2・延べ面積3378.11・容積率137.68%・)平成25年6月28日受付内容となっている。 ・熊本市憲法・熊本市自治基本条例・(自治の基本理念)第3条・(3)一人ひとりの人権の尊重・(4)情報共有、信頼及び協働による市政・まちづくりの推進・(自治運営の基本原則)第4条市民、市議会及び市長等は、次ぎに掲げる基本原則により自治運営を行います。 (1)情報共有の原則 市政・まちづくりに関する情報を共有すること。 (2)参画の原則 参画により市政・まちづくりが行なわれること。 (3)協働の原則 協働により市政・まちづくりが行なわれること。	消防局総務課		熊本市西区春日4丁目○○番○　○○ ● 特別建築物同意審査書	開示		4/18	4/24

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		(市長等の役割)第10条(1)公平・公正かつ誠実に、透明性の高い市政を行うこと。 (2)市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政ｻｰﾋﾞｽの質を向上させ市民の満足度を高めること。 (市の職員の責務)第11条市の職員は、市長等の補佐期間としてその役割を担い、職務を遂行するための知恵と能力の向上に努めるとともに、全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を行ないます。 (市政の基本原則)第12条(3)市民に対して説明責任を果たすこと。 (危機管理)第24条市長等は、市民及び関係機関との連携、協力及び相互支援のもと、災害等から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するよう、危機管理体制の構築に努めます。 (最高規範性)第38条他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ります。各種計画の策定、見直し及び運用においても、同様とします。 2市民、市議会及び市長等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。 とある。 熊本市・環境保全都市宣言 (平成7年9月25日宣言発布) 1私たちは、環境問題に絶えず関心を持ち、生命と自然との関わりについて認識を深め、それを暮らしのあり方に生かして生きます。							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		熊本市環境基本条例 (1988年10月1日条例第35号) (事業者の責務)第4条事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。 2事業者は、法令、県条例に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため、最大の努力をしなければならない。ともある。これらの条例等を熊本市長等・市の職員等が遵守・遵法しているか・?等の確認の為、以下の開示請求をする。 ・熊本市建築指導課・市建第○○号・配置図・を確認すると、 →新設・厨房の近く・○○と厚いｺﾝｸﾘ壁で仕切られた一階部分に・二ヶ所のLPG施設が設置となっている。この図式地図を基に、熊本市建築指導課は建築許可を交付し、五階部分まで建築工事を進めて来た。一ヶ月半前に、施主とその職員達による現地説明会が行なわれていたので、施主理事長に前・○○・○○では、東の門を設置して周辺住民の福祉理念で・○○をあがらずにﾀｸｼｰに乗れるよう配慮して貰っていたので、							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		今度も東の門を使わせて貰える様にお願いしたら、施主・理事長は「まだ工事中だから、そぎゃん事はあとあと。」との発言。その横に居た・施行主工事管理者のｼﾞｬﾝﾊﾞｰを着た工事関係者?が、「そぎゃんことば、直接理事長に言うもんじゃなか〃文句があるあるなら・〇〇住民にあんたが直接一人でいいに行け〃〇〇が反対したんだけんこぎゃんなったとたい。」と言って、理事長がｼﾞｬﾝﾊﾞｰの工事関係者と手を肩に組んで、そそくさと逃げて行ったので、私はその背中に向かって「理事長は、福祉行政に深く関わっているのに、周辺住民の福祉に対する関心はないのか?」と叫んだが、そそくさと逃げて坂道を下って行った。この施設は、〇〇に関わる福祉施設であり、福祉理念がどこまで配慮された施設なのか?と疑問に思ったので、この工事施行管理者に面談し、「〇〇が反対したからこうなったんだ。文句があるなら自分が一人で直接文句言いに行け〃」と言われたが・どういう意味なのか・教えてくれ」と言ったら、配置図を見せられ、初めて東門を塞ぐ・LPGﾀﾝｸ(1t収容)・ﾎﾟﾝﾌﾟ室・受水槽(45t)・の新設を初めて知った。今まで寝耳に水の配置図を見て驚いた。						

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		熊本市憲法・諸条例理念遵守実行が欠落したまま、建築許可を交付した幸山市政執行にも驚かされた。〇〇が反対したから崖っふちでもかまわないⅱ〇〇住民には説明したが、第一種住居・周辺住民には何も説明する必要はないⅱⅱ一方で嫌がられた危険物取扱法・消防法・管轄のLPGタンクだから、面倒だから黙って周辺住民には説明も承諾も確認せずに良いⅱとの幸山市政執行に、驚かされた。私が、この設計変更の届け出書を見せて欲しいと、建築指導課に申し出たら、「まだ・設計変更届出書は提出されていない。」との事であったので、私が「建築許可書の交付も不存在なのに、現場では工事施行者がこの地点の基礎工事の真っ最中だよⅱどういう事なの?早急に現地確認して、工事中止をすべきでは?」と言ったら、後で判明したことだが、その時担当職員は設計変更許可書を独断で・上司の稟議決裁も受けずに、市政執行交付した様である。日時付的障害何のその? 熊本市建築許可・審査審議・制度は、4月5日(土)面談席上で〇〇建設設計責任者に言わせれば・市職員主査が一人で決裁しておられるので、何も問題はありません。」との事であった。〇〇住民の反対拒否にあった危険物消防法管轄のLPGタンク新設設置・審議審査・もこの主査が決定権をもっており、市消防局の審議審査も必要ありません。との発言であった。どの様な市政執行による建築許可執行が施行されているのか・不可解なので、以下の開示請求をする。							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		1. このLPGﾀﾝｸ新設(容量1t)新設設置の設計変更許可書・一式の開示請求。 2. 設計変更申請書・決済稟議書・等のわかる資料等の開示請求。 3. LPGﾀﾝｸ新設(容量1t)の新設場所から配管ルートのわかる配置図等の開示請求。 4. ﾎﾟﾝﾌﾟ室・受水槽・の新設場所から受水管配水管等のルートのわかる配置図等の開示請求。 5. LPGﾀﾝｸ新設等の位置は、隣が駐車場となっており、LPGﾀﾝｸ配管・給水受水ﾎﾟﾝﾌﾟ等からの受配水パイプの埋設管の上を車が走行するが、どの様な基準を基に、安全安心とするとして、どの様な基準・法的基準によって建築許可交付を執行したのか等・のわかる資料等の開示請求。 6. LPGﾀﾝｸ新設(容量1t)の位置は、約80年以上前に築造された石垣の上に設置される計画・施行中であるが、同時代の石垣は至る所で、崖崩れ土砂崩壊が起こっている。にも拘らず、あえて崖っぷちにLPGﾀﾝｸ新設(容量1t)の新設許可交付を執行しているのであれば、この危険物消防法管轄・LPGﾀﾝｸ新設(容量1t)は、地震・震度いくつ・まで耐え得ると審査審議した結果なのか?の 1) わかる法的根拠等、 2) 審査審議した会議録等、の開示請求。						

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		7. この敷地内の真下には、戦前掘削した巨大地下防空壕が造営されて、地域住民の避難場所になっていた。私もこの地下防空壕を体感している。また、造営中にはﾄﾛｯｺに乗って、遊んだ経験も覚えている。今回のｺﾝ柱くい打ちの土木作業員の人々の必要以上にｺﾝ柱を打ち込んだ・確かに空洞がありますね・と尋ねられ、今だにこの敷地地下には、巨大地下防空壕の空洞がある事を、土木作業員たちと共通の認識を持っている。 添付資料・新聞記事・2014年3月29日付・最大級の直下地震が熊本県でおこることも大規模災害への備えは「自分ごとで」・との記事を見て、この危険物・消防法管轄・LPGﾀﾝｸ(容量1t)の新設による・厨房までの配管が約30mと聞くが、直下型巨大地震がこの地域を襲った場合、地盤沈下が起こっても、安全・あんしん・は確保出来るのか?真の○○の名に相応しい○なのか?敢えて危険物を新設させて建築許可を交付執行させる事は、熊本市憲法違反・市諸条例不遵法と思う。 1) この敷地内の地盤沈下により、LPGﾀﾝｸの厨房までの配管が破壊され、LPｶﾞｽが空中に拡散した場合、どの様な対応をするのか?危機管理体制のわかる資料等・ﾏﾆｱﾙ等の開示請求。 2) 巨大直下型地震・豪雨災害・等によるLPGｶﾞｽ漏れに、住民の生命危機を脱する安全宣言までに、どの位の時間を必要とするのか?等の安全・あんしん対策・等のわかる資料等の開示請求。						
		※添付参照熟視資料等・A3→計1.5枚・ 1.設計変更前・設計変更後・比較図式・民家近隣等・A4→1枚。 2.新聞記事・わが家と地域の防災力を高めるために〃 　最大級の直下地震が熊本県で起こることも 大規模災害への備えは「自分ごと」で・A3→1枚・							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
32	4/7	(社)○○会の下記の文書 熊本市南区富合町古閑○○-○ 平成19年から現在至るまでの決算書 理事構成が解る資料(○○理事長○○ 2名理事構成の理事長の際に	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		社会福祉法人○○会の下記の書類 (熊本市南区富合町古閑○○-○) 平成19年から現在に至るまでの決算書 理事構成が解る資料	不存在	第11条　第2項	4/9	
33	4/7	位置指定道路 S45-305-16 01 S45-305-16 02 S45-305-16 03 S45-305-16 04 S45-305-16 05 カラーはカラーで 白黒は白黒で	都市建設局 建築指導課		位置指定道路 S45-305-16 01、S45-305-16 02、S45-305-16 03、S45-305-16 04、S45-305-16 05 カラーはカラーで 白黒は白黒で	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/8	4/9
34	4/8	平成25年12月18日付けで契約した「都市計画事業 南部汚水6号幹線枝線外枝線下水道築造工事(567工区)」の金入り設計書。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 南部汚水6号幹線枝線外枝線下水道築造工事(567工区)の金入り設計書	開示		4/16	5/23
35	4/8	平成25年8月21日開札 環境局環境施設整備室 扇田環境センター旧埋立処分場跡地2工区利活用整備工事 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	環境局 環境施設整備室		扇田環境センター旧埋立処分場跡地2工区利活用整備工事の金入変更設計書	開示		4/8	4/17
36	4/8	道路位置指定の際の指定書・図面等全て 位置指定年月日・番号:昭和50年3月14日 第133号 ※カラーでお願いします	都市建設局 建築指導課		道路位置指定の際の指定書・図面等全て 位置指定年月日・番号:昭和50年3月14日 第133号 ※カラーでお願いします	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/9	4/10
37	4/9	昭和52年6月3日土地区画整理法による換地処分後の区画整理図面の閲覧請求 熊本市東区湖東三丁目○○番の土地の境界確認 白黒は白黒で、カラーはカラーで お願いします。	都市建設局 都心活性推進課		昭和52年6月3日土地区画整理法による換地処分後の区画整理図面 熊本市東区湖東三丁目○○番の土地の境界	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/11	4/11
38	4/10	平成26年3月5日開札 上下水道局 水道整備課 南区富合町木原576番地付近φ300・200粍配水管布設他1件工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 水道整備課		南区富合町木原576番地付近φ300・200粍配水管布設他1件工事 上記の金額入り内訳書(工種明細表及び科目内訳表) (変更契約前の当初の設計)	開示		4/30	5/1
39	4/10	上立田第5号排水路改良工事 変更後の金入設計書	都市建設局 北部土木センター 河川公園整備課		上立田第5号排水路改良工事 の変更金入設計書	開示		4/11	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
40	4/10	H01-047 01(ｶﾗｰ) 〃　02(ｶﾗｰ) 道路位置指定	都市建設局 建築指導課		H01-047 01(ｶﾗｰ) H01-047 02(ｶﾗｰ) 道路位置指定	開示		4/10	4/14
41	4/10	2014年4月8日現在、熊本市営住宅の管理を行なっている、現行指定管理者が提出した事業計画書と収支予算書の写しを情報公開請求します。 ・それぞれ、直近の1年度分ずつ	都市建設局 住宅課		2014年4月8日現在、熊本市営住宅の管理を行っている、現行指定管理者が提出した事業計画書と収支予算書の写し	開示		4/18	4/28 郵送
42	4/10	平成26年2月13日開札 上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 中部汚水10号幹線枝線合流改善下水道築造工事(596工区)～都市計画事業 中部汚水10号幹線枝線合流改善下水道築造工事(616工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中部汚水10号幹線枝線合流改善下水道築造工事(596工区) 都市計画事業 中部汚水10号幹線枝線合流改善下水道築造工事(616工区) の金入り設計書	開示		4/17	4/23
43	4/10	平成26年3月12日開札 上下水道局 水道整備課 東区健軍2丁目20番地付近φ800粍配水管推進工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 水道整備課		・東区健軍2丁目20番地付近φ800粍配水管推進工事 上記の金額入り工事設計書	開示		4/15	4/17
44	4/11	道路位置指定申請書関係書類 S51-131-01 S51-131-02 ｶﾗｰはｶﾗｰで 白黒は白黒で	都市建設局 建築指導課		道路位置指定申請書関係書類 S51-131-01 S51-131-02 ｶﾗｰはｶﾗｰで 白黒は白黒で	開示		4/14	4/17
45	4/11	大規模行為届出書の様式第3号(平成26年1月11日～2月10日届出分)	都市建設局 開発景観課		大規模行為の届出書(様式第3号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/16	4/23
46	4/11	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2014年3月29日より2014年4月11日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年3月29日～平成26年4月11日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧(移動販売業、臨時営業(仮設営業、自動販売機を除く)計38件 項目:屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年4月15日 15:30	開示		4/16	5/2
47	4/11	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2014年3月29日より2014年4月11日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年3月29日から平成26年4月11日の間、熊本市内において新規確認した理容所、美容所の一覧 項目;施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		4/16	5/2

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
48	4/14	○○ 店の住所番地 申請者の住所 営業許可申請のときに書かれたもの	健康福祉子ども局 食品保健課		○○ 項目:営業所所在地、申請者の住所(営業許可申請のときに書かれたもの)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/17	4/21
49	4/14	道路位置判定 番号 12-017_01～12-017_12 ｶﾗｰにて	都市建設局 建築指導課		道路位置判定 番号 12-017-01～ 12-017-12 ｶﾗｰにて	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/14	4/15
50	4/14	熊本市中央区本荘町○○番 所在のﾏﾝｼｮﾝ「○○」の消防用設備の定期定検報告書(直近のもの)	消防局 総務課		熊本市中央区本荘町○○番 ○○の消防用設備定期点検報告書(直近のもの)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/24	4/28 郵送
51	4/15	平成25年度に公募された熊本市総合体育館・青年会館外6施設における指定管理者の事業計画書一式を開示請求いたします。	観光文化交流局 ｽﾎﾟｰﾂ振興課		平成25年度に公募された熊本市総合体育館・青年会館外6施設における指定管理者の事業計画書一式	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	4/28	5/2
52	4/15	道路の判定 ・中央区本山1丁目○○番○地先～○○番地先 ・　〃　1丁目○○番地先～○○番地先 白黒は白黒でｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路の判定 ・中央区本山1丁目○○番○地先～○○番地先 ・中央区本山1丁目○○番地先～○○番地先 白黒は白黒でｶﾗｰはｶﾗｰで	開示		4/17	4/17

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
53	4/15	●「液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正に関する法律」に於ける(貯蔵施設等の設置の許可)第三十六条・(許可の基準)第三十七条・を基に、建築許可書の執行交付を受けた建築許可書の位置内容を設計変更する場合の変更の基準について、以下の開示請求。 ●花岡山中腹・西区春日4丁目○○番○・敷地面積2453m2・○○・○○?・新築工事・(建築基準法・確認年月日平成○○年○月○○日・市建第○○号・建築主○○・有限会社○○・工事施行者株式会社○○・)に於ける工事内容等。 ●当地・第一種住居地域・(建ぺい率60%・容積率200%)・建ぺい率60%・容積率200%・に於ける・建築工事内訳・(建築面積929.14m2・建ぺい率37.87%・延べ面積3578.43m2・共同住宅の共用の廊下等の部分142.20m2・自動車車庫等の部分58.12m2・延べ面積3378.11・容積率137.68%・)平成25年6月28日受付、確認平成○○年○月○日・第○○号として建築許可書が執行されている。 ・熊本市建築指導課・市建第○○号・配置図・を確認すると、	消防局総務課		消総発第653号の開示請求に際し、情報提供のあった関係法令以外で、危険物・LPGﾀﾝｸ貯蔵施設の新設に関する法令や自治体で独自に定められたもの。	不存在	第11条　第2項	4/25	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		→新設・厨房の近く・〇〇と厚いｺﾝｸﾘ壁で仕切られた一階部分に・二ヶ所のLPG施設が設置となっている。この図式地図を基に、熊本市建築指導課は建築許可を交付し、〇〇部分まで建築工事を進めて来た。一ヵ月半前に、施主とその職員達による現地説明会が行なわれていたので、施主理事長に前・〇〇では、東の門を設置して周辺住民の福祉理念で・〇〇をあがらずにﾀｸｼｰに乗れるよう配慮して貰っていたので、今後も東の門を使わせて貰える様にお願いしたら、施主・理事長「まだ工事中だから、そぎゃん事はあとあと。」との発言。その横に居た・施行主工事管理者のｼﾞｬﾝﾊﾞｰを着た工事関係者?が、「そぎゃんことば、直接理事長に言うもんじゃなか〃文句があるなら〇〇住民にあんたが直接一人でいいに行け〃〇〇が反対したんだけんこぎゃんなったとたい。」と言って、理事長がｼﾞｬﾝﾊﾞｰの工事関係者と手を肩に組んで、そそくさと逃げて行ったので、私はその背中に向かって「理事長は、福祉行政に深く関わっているのに、周辺住民の福祉に対する関心はないのか?」と叫んだが、そそくさと逃げて坂道を下って行った。この施設は、							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		○○に関わる福祉施設であり、福祉理念がどこまで配慮された施設なのか?と疑問に思ったので、この工事施行管理者に面談し、「○○が反対したからこうなったんだ。文句があるなら自分が一人で直接文句言いに行け〃」と言われたが・どういう意味なのか・教えてくれ・」と言ったら、配置図を見せられ、初めて東門を塞ぐ・LPGﾀﾝｸ(1t収容)・ﾎﾟﾝﾌﾟ室・受水槽(45t)・の新設を初めて知った。今まで寝耳に水の配置図を見て驚いた。熊本市憲法・諸条例理念遵守実行が欠落したまま、建築許可を交付した幸山市政執行にも驚かされた。○○が反対したから崖っふちでもかまわない〃○○住民には説明したが、第一種住居・周辺住民には何も説明する必要はない〃〃一方で嫌がられた危険物取扱法・消防法・管轄のLPGﾀﾝｸだから、面倒だから黙って周辺住民には説明も承諾も確認せずに良い〃との幸山市政執行に、驚かされた。私が、この設計変更の届け出書を見せて欲しいと、建築指導課に申し出たら、「まだ・設計変更届出書は提出されていない。」との事であったので、私が「建築許可書の交付も不存在なのに、現場では工事施行者がこの地点の基礎工事の真っ最中だよ〃どういう事なの?早急に現地確認して、工事中止すべきでは?」と言ったら、後で判明したことだが、その時担当職員は設計変更許可書を独断で・上司の稟議決裁も受けずに、市政執行交付した様である。日時付的障害何のその?							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		熊本市建築許可・審査審議・制度は、4月5日(土)面談席上で○○建設設計責任者に言わせれば・市職員主査が一人で決裁しておられるので、何も問題はありません。」との事であった。○○住民の反対拒否にあった危険物消防法管轄のLPGﾀﾝｸ新設設置・審議審査・もこの主査が決定権をもっており、市消防局の審議審査も必要ありません。との発言であった。どの様な市政執行による建築許可執行が施行されているのか・不可解なので、以下の開示請求をする。 1.(変更の許可)第三十七条の二第三十六条第一項の許可を受けた液化石油ｶﾞｽ販売事業者は、貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするときは、その許可をした都道府県の許可を受けなければならない。とある。 当然、熊本市が市建第○○号の建築許可書を交付執行しているので、設計変更行為に対して施主・施行主・は、設計変更届出書を提出している筈であるが、設計変更による液化石油ｶﾞｽ貯蔵施設新設場所が、石垣・崖っぷちの位置であり、地震大国・豪雨による花岡山中腹土壌軟弱の為土砂崩壊崖崩れ・等・多発地帯の地理的危険地帯・に於ける、液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則・(ﾊﾞﾙｸ供給に係る供給施設の技術上の基準)第十九条を適合・ｸﾘｱ出来ても、直下型地震・豪雨・等の災害に弱い地理的条件を、何処までｸﾘｱ出来るかの基準が不明である。							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		また、液化石油ｶﾞｽ貯蔵施設から厨房等・各○○への供給するための液化石油ｶﾞｽ供給ｶﾞｽ管理設の屋外の延長米・の上を車が走行、地下埋設供給管の真下に戦時中の巨大空洞存在等、の地理的危険・負の要因が重複した危険地帯での液化石油ｶﾞｽ貯蔵施設移転新設に対しての周囲の状況等から判断して保安上支障がないとする根拠の基に、設計変更届出書に対して建築許可書の交付執行がなされているので、この様な地理的条件等が液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正かに関する法律施行規則・(危険のおそれのない場合の特則)第二十条・に抵触しないとする法的根拠等・具体的にそこだけがわかる資料等・の開示請求。 2.液化石油ｶﾞｽ貯蔵施設を起点として、液化石油ｶﾞｽ供給配管の延長米の許容範囲は、法的規則があるのか。 (総消発第653号の開示請求に際して情報提供のあった関係法令以外で下記のことに関する法令や自治体で独自に定められたもの) 1)地下埋設の場合の許容ﾒｰﾄﾙ、2)地空配管の場合の許容ﾒｰﾄﾙ、3)不存在の開示の場合は、無制限ﾒｰﾄﾙなのか? のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照・熟視・検証・資料等・A3→1枚。						

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
54	4/15	●「液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正に関する法律」に於ける(貯蔵施設等の設置の許可)第三十六条・(許可の基準)第三十七条・を基に、建築許可書の執行交付を受けた建築許可書の位置内容を設計変更する場合の変更の基準について、以下の開示請求。 ●花岡山中腹・西区春日4丁目○○番○・敷地面積2453m2・○○?・新築工事・(建築基準法・確認年月日平成○○年○月○○日・市建第○○号・建築主○○・有限会社○○・工事施行者株式会社○○・)に於ける工事内容等。 ●当地・第一種住居地域・(建ぺい率60%・容積率200%)・建ぺい率60%・容積率200%・に於ける・建築工事内訳・(建築面積929.14m2・建ぺい率37.87%・延べ面積3578.43m2・共同住宅の共用の廊下等の部分142.20m2・自動車車庫等の部分58.12m2・延べ面積3378.11・容積率137.68%・)平成○○年○月○○日受付、確認平成○○年○月○○日・第○○号として建築許可書が執行されている。 ・熊本市建築指導課・市建第○○号・配置図・を確認すると、	都市建設局 建築指導課		●「液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正に関する法律」に於ける(貯蔵施設等の設置の許可)第三十六・(許可の基準)第三十七条・を基に、建築許可書の執行交付を受けた建築許可書の位置内容を設計変更する場合の変更の基準について、以下の開示請求 1.地理的条件等が液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正かに関する法律施行規則・(危険のおそれのない場合の特則)第二十条・に抵触しないとする法的根拠等・具体的にそこだけがわかる資料等の・開示請求。 2.液化石油ｶﾞｽ貯蔵施設を起点として、液化石油ｶﾞｽ供給配管の延長米許容範囲は、法的規制があるのか。 1)地下埋設の場合の許容ﾒｰﾄﾙ、 2)地空配管の場合の許容ﾒｰﾄﾙ、 3)不存在の開示の場合は、無制限ﾒｰﾄﾙなのか? のわかる資料等の開示請求。	不存在	第11条　第2項	4/23	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		→新設・厨房の近く・〇〇と厚いｺﾝｸﾘ壁で仕切られた一階部分に・二ヶ所のLPG施設が設置となっている。この図式地図を基に、熊本市建築指導課は建築許可を交付し、〇〇部分まで建築工事を進めて来た。一ヵ月半前に、施主とその職員達による現地説明会が行なわれていたので、施主理事長に前・〇〇では、東の門を設置して周辺住民の福祉理念で・〇〇をあがらずにﾀｸｼｰに乗れるよう配慮して貰っていたので、今後も東の門を使わせて貰える様にお願いしたら、施主・理事長「まだ工事中だから、そぎゃん事はあとあと。」との発言。その横に居た・施行主工事管理者のｼﾞｬﾝﾊﾞｰを着た工事関係者?が、「そぎゃんことば、直接理事長に言うもんじゃなか〃文句があるなら〇〇住民にあんたが直接一人でいいに行け〃〇〇が反対したんだけんこぎゃんなったとたい。」と言って、理事長がｼﾞｬﾝﾊﾞｰの工事関係者と手を肩に組んで、そそくさと逃げて行ったので、私はその背中に向かって「理事長は、福祉行政に深く関わっているのに、周辺住民の福祉に対する関心はないのか?」と叫んだが、そそくさと逃げて坂道を下って行った。この施設は、							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		○○に関わる福祉施設であり、福祉理念がどこまで配慮された施設なのか?と疑問に思ったので、この工事施行管理者に面談し、「○○が反対したからこうなったんだ。文句があるなら自分が一人で直接文句言いに行け〃」と言われたが・どういう意味なのか・教えてくれ・」と言ったら、配置図を見せられ、初めて東門を塞ぐ・LPGﾀﾝｸ(1t収容)・ﾎﾟﾝﾌﾟ室・受水槽(45t)・の新設を初めて知った。今まで寝耳に水の配置図を見て驚いた。熊本市憲法・諸条例理念遵守実行が欠落したまま、建築許可を交付した幸山市政執行にも驚かされた。○○が反対したから崖っふちでもかまわない〃○○住民には説明したが、第一種住居・周辺住民には何も説明する必要はない〃〃一方で嫌がられた危険物取扱法・消防法・管轄のLPGﾀﾝｸだから、面倒だから黙って周辺住民には説明も承諾も確認せずに良い〃との幸山市政執行に、驚かされた。私が、この設計変更の届け出書を見せて欲しいと、建築指導課に申し出たら、「まだ・設計変更届出書は提出されていない。」との事であったので、私が「建築許可書の交付も不存在なのに、現場では工事施行者がこの地点の基礎工事の真っ最中だよ〃どういう事なの?早急に現地確認して、工事中止すべきでは?」と言ったら、後で判明したことだが、その時担当職員は設計変更許可書を独断で・上司の稟議決裁も受けずに、市政執行交付した様である。日時付的障害何のその?							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		熊本市建築許可・審査審議・制度は、4月5日(土)面談席上で○○建設設計責任者に言わせれば・市職員主査が一人で決裁しておられるので、何も問題はありません。」との事であった。○○住民の反対拒否にあった危険物消防法管轄のLPGﾀﾝｸ新設設置・審議審査・もこの主査が決定権をもっており、市消防局の審議審査も必要ありません。との発言であった。どの様な市政執行による建築許可執行が施行されているのか・不可解なので、以下の開示請求をする。 1.(変更の許可)第三十七条の二第三十六条第一項の許可を受けた液化石油ｶﾞｽ販売事業者は、貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするときは、その許可をした都道府県の許可を受けなければならない。とある。 当然、熊本市が市建第○○号の建築許可書を交付執行しているので、設計変更行為に対して施主・施行主・は、設計変更届出書を提出している筈であるが、設計変更による液化石油ｶﾞｽ貯蔵施設新設場所が、石垣・崖っぷちの位置であり、地震大国・豪雨による花岡山中腹土壌軟弱の為土砂崩壊崖崩れ・等・多発地帯の地理的危険地帯・に於ける、液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則・(ﾊﾞﾙｸ供給に係る供給施設の技術上の基準)第十九条を適合・ｸﾘｱ出来ても、直下型地震・豪雨・等の災害に弱い地理的条件を、何処までｸﾘｱ出来るかの基準が不明である。							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		また、液化石油ｶﾞｽ貯蔵施設から厨房等・各○○への供給するための液化石油ｶﾞｽ供給ｶﾞｽ管理設の屋外の延長米・の上を車が走行、地下埋設供給管の真下に戦時中の巨大空洞存在等、の地理的危険・負の要因が重複した危険地帯での液化石油ｶﾞｽ貯蔵施設移転新設に対しての周囲の状況等から判断して保安上支障がないとする根拠の基に、設計変更届出書に対して建築許可書の交付執行がなされているので、この様な地理的条件等が液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正かに関する法律施行規則・(危険のおそれのない場合の特則)第二十条・に抵触しないとする法的根拠等・具体的にそこだけがわかる資料等・の開示請求。 2.液化石油ｶﾞｽ貯蔵施設を起点として、液化石油ｶﾞｽ供給配管の延長米の許容範囲は、法的規則があるのか。 1)地下埋設の場合の許容ﾒｰﾄﾙ、2)地空配管の場合の許容ﾒｰﾄﾙ、3)不存在の開示の場合は、無制限ﾒｰﾄﾙなのか? のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照・熟視・検証・資料等・A3→1枚。						
55	4/15	平成26年度 公共施設等樹木害虫駆除業務委託 の入札の仕様書 (各区で内容が同じであれば東区のみ)	環境局 環境共生課		平成26年度公共施設等樹木害虫駆除業務委託の入札仕様書(東区分)	開示		4/24	4/25
56	4/16	地下ﾀﾝｸ貯蔵所の施設一覧 ・油種 ・施設名 ・容量	消防局 総務課		熊本市消防局管轄(平成26年3月31日現在)の地下ﾀﾝｸ貯蔵所の施設一覧。 1 油種 2 施設名 3 容量	開示		4/30	5/27
57	4/16	自家用給油取扱所の施設一覧 ・油種 ・施設名 ・容量	消防局 総務課		熊本市消防局管轄(平成26年3月31日現在)の自家用給油取扱所の施設一覧。 1 油種 2 施設名 3 容量	開示		4/30	5/27

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
58	4/16	契約変更日 平成26年3月28日 熊本市上下水道局 下水道整備課 都市計画事業東部処理区雨水吐貯留人孔外(E-6・9)築造工事(566工区) 上記の変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留人孔外(E-6・9)築造工事(566工区)の変更後の金入設計書	開示		4/21	
59	4/17	平成26年3月5日開札 都市建設局 東部土木センター 城南総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ(仮称)ｸﾞﾗﾝﾄﾞ整備及び駐車場整備等工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 東部土木センター 維持課		城南総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ(仮称)ｸﾞﾗﾝﾄﾞ整備及び駐車場整備等工事 (金入設計書)	開示		4/28	4/28
60	4/17	道路位置指定(S37-062)一式 白黒は白黒で ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定(S37-062)一式 白黒は白黒で ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示		4/17	4/18
61	4/17	・道路位置指定書類一式 S42年4月25日 指定番号 熊本県指令第58号 白黒→白黒 ｶﾗｰ→ｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		道路位置判定書類一式 S42年4月25日 指定番号熊本県指令第58号 白黒→白黒 ｶﾗｰ→ｶﾗｰ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/21	4/22
62	4/18	・道路位置指定書 S44-612 熊本県指令第612号 ・道路判定 H15.6.10 03年第238号 ・道路判定 H12.1.31 00年第43号	都市建設局 建築指導課		○道路位置指定書 S44-612 熊本県指令第612号 ○道路判定 H15.6.10 03年第238号 ○道路判定 H12 1.31 00年第43号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/21	4/30
63	4/18	飲食店営業許可書一覧 平成26年4月1日～平成26年4月17日 新規(更新除く) ・仮設、移動販売、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆ除く ・項目 店舗名、住所、代表者名。電話番号、申請年月日、許可年月日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年4月1日～平成26年4月17日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(仮設、移動販売、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆを除く) 計53件 項目:店舗名、住所、代表者名、電話番号、申請年月日、許可年月日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年4月22日 13:00	開示		4/22	4/28
64	4/18	平成24年度 管理道路境界確定及び側溝改良測量設計業務委託の報告書の中の 熊本市中央区九品寺1丁目○○-○○の境界点網図及び平面図	都市建設局 都心活性推進課		平成24年度 管理道路境界確定及び側溝改良測量設計業務委託の報告書の中の熊本市中央区九品寺1丁目○○-○○の境界点網図及び平面図	開示		4/25	4/30

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
65	4/18	熊本市から○○土地改良区へ補助された ・土地改良事業元利償還金助成補助 ・水害予防管理事業補助 ・排水機場排特電力使用料金補助 ・施設管理技術者育成対策業務助成補助(○○堰) の各事業の平成24年度実績と事業内容が分かる文書がわかる資料を開示請求します。	南区役所 農業振興課 飽田天明分室		熊本市から○○土地改良区へ補助された 1、土地改良事業元利償還金助成補助 2、水害予防管理事業補助 3、排水機場排特電力使用料金補助 4、施設管理技術者育成対策業務助成補助(○○堰) の各事業の平成24年度実績と事業内容がわかる資料の開示	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/28	4/30
66	4/21	平成26年1月1日から平成26年3月31日までの住居表示番号不定申請に伴った当該住居表示台帳	企画振興局 区政推進課		平成26年1月1日から平成26年3月31日までの住居番号付定申請に伴った当該住居表示台帳	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/25	4/28 郵送
67	4/22	城山送水場建屋改修他1件工事の内訳書(金入設計書) 開札日 H26年4月16日13時15分	上下水道局 水道整備課		・城山送水場建屋改修他1件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		4/23	4/28
68	4/22	平成25年11月20日開札 熊本市上下水道局 水道整備課 南区平田1丁目9番付近φ200粍配水管布設替他1件工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 水道整備課		取り下げ				
69	4/25	道路判定一式 平成18年2月24日 判定番号 06年096号 白黒→白黒 ｶﾗｰ→ｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		道路判定一式 平成18年2月24日 判定番号 06年069号 白黒→白黒 ｶﾗｰ→ｶﾗｰ	開示		4/28	4/30
70	4/25	平成26年4月1日～平成26年4月25日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた美容所一覧。 項目:施設名称、営業所所在地、営業所電話番号、開設者指名、役職、代表者氏名。	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年4月1日から平成26年4月25日までの間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		5/2	5/9
71	4/25	平成26年4月1日～平成26年4月25日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)。 項目:屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年4月1日～平成26年4月25日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)計82件 項目:屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年4月30日 15:00	開示		5/1	5/9

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
72	4/28	道路判定 03-308 H15.8.5 道路協定書及道路配置図 白黒は白黒でｶﾗｰはｶﾗｰでお願いします。	都市建設局 建築指導課		道路判定 03-308 H15.8:5 道路協定書及道路配置図 白黒は白黒でｶﾗｰはｶﾗｰでお願いします	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/30	5/1
73	4/28	位置指定書 S46-018-18 S46.4.20	都市建設局 建築指導課		位置指定書 S46-018-18 S46.4. 20	開示		4/30	4/30
74	4/28	道路判定 12-142 書類一式 白黒は白黒で、ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路判定 12-142 書類一式 白黒は白黒で、ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/30	5/1
75	4/28	位置指定道路 S40-176 一式 ｶﾗｰはｶﾗｰで、白黒は白黒で	都市建設局 建築指導課		位置指定道路 S40-176一式 ｶﾗｰはｶﾗｰで、白黒は白黒で	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/30	4/30
76	4/28	●熊本市建築許可確認･第○○号･(設計変更確認等)･等により、工事中物件についての開示請求。 1.建築届書を受けて、第○○号による建築許可書交付執行がなされているので存在するとの施行主の助言を受けて、ﾎﾟﾝﾌﾟ室下部障壁･受水槽45t･からの、厨房等･建築物までの送付管理設ﾙｰﾄのわかる資料･配置図･等の開示請求。 2.建築許可書交付執行がなされているので、ﾎﾟﾝﾌﾟ室に設置のﾎﾟﾝﾌﾟ稼動時の騒音振動等の第一種住居地域への影響等･が、基準値以内かどうか?等のわかる資料等の開示請求。 3.この上水道送水管埋設の上は、常に駐車場への車の往来があり、上水道管への安心安全は、担保されているとする資料等の開示請求。 近辺道上の○○(○○)の出入り口に上水道管線が埋設されているが、何度も上水道管が破壊され、漏水を起こし、30段の階段を傳って、噴き出している。その都度、水道局に連絡し修理が施行している現実を、何時も見ているので、あんしんあんぜんなのか、不安である為、開示請求。	都市建設局 建築指導課		1.ﾎﾟﾝﾌﾟ室下部障壁･受水槽45t･からの、厨房等･建築物までの送付管理設ﾙｰﾄのわかる資料･配管図･等の開示請求。 5.このLPGﾀﾝｸ移転新設地点からでも、大丈夫･あんしん･安全･として、設計変更許可書を交付執行した根拠等のわかる資料等の開示請求。	不開示	2号　個人情報 3号　法人等情報 4号　公共の安全等に関する情報	5/7	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		4.この上水道送水管埋設の真下には、戦時中の巨大防空壕空洞が奥深く展開しているが、気象庁の警告では、熊本県市でも・直下型地震震度7度の発生が起こる・との警告が公表されている。また、集中豪雨による道上の土手石垣崩壊も二度に亘り発生し、生々しい傷跡を曝している。その様な地理的条件最悪の中で、この上水道送水管は大丈夫・あんしん・安全・として、建築許可書の交付執行がなされているので、その根拠となる分析審査審議・等がなされたとする資料等の開示請求。 5.LPGﾀﾝｸ(容量1t)が、○○住民の反対拒否によって、敷地内・南東の石垣・崖っぷちに移動・新設する設計変更・許可がなされたが、この位置が適地として認定し、数十米の送ｶﾞｽ管を敷設する事になるが、このLPGﾀﾝｸ移転新設地点からでも、大丈夫・あんしん・安全・として、設計変更許可書を交付執行した根拠等のわかる資料等の開示請求。			2.ﾎﾟﾝﾌﾟ稼動時の騒音振動等の第一種住居地域への影響等・が、基準値以内かどうか?等のわかる資料等の開示請求。 3.この上水道送水管理設の上は、常に駐車場への車の往来があり、上水道管への安心安全は、確保されているとする資料等の開示請求。 4.上水道送水管の大丈夫・あんしん・安全について、その根拠となる分析審査審議・等がなされたとする資料等の開示請求。 6.新設の埋設送給管を新設・移設工事に対して、現地確認・調査等・分析・審査・審議・等の結論に至ってのあんしん・安全・等のわかる資料等の開示請求。 8.現地確認したのであれば、その際の、現地確認実証・年月日時間・対応者現場説明者名役職名・どの様な説明を受けたか・等の外出業務日誌・等、設計変更軽微との検証基準等のそこだけがわかる資料等の開示請求。	不存在	第11条　第2項		

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		6.熊本市建築許可確認・第〇〇号・では、届出ﾊﾞﾙｸ貯蔵(1)495kg(2)980kg・のLPGﾀﾝｸ容量が、・〇〇・に供給する事になっていた建築許可届出書に対し熊本市確認第〇〇号として、熊本市消防局・平成〇〇年〇月〇〇日受付・特別建築物同意審査書・同意日平成〇〇年〇月〇日・受付番号第〇〇号・審査者階級士長・〇〇印・中高層・消防法関係ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ任意特定用途3000m3未満・の特別建築物同意審査書・の消防局からの同意書を受領して、建築指導課が建築許可書第〇〇号・を施行主に交付執行したので、工事着工した筈である。 設計変更前は、LPGﾀﾝｸ2基・495kg・980kg・であったが、〇〇住民に拒否されたとして設計変更して、石垣・崖っぷち・に移設新設するのは、985kgだけであり、当初の計画からすれば、490kg不足する。つまり、当初の計画より頻繁にLPGﾀﾝｸの補充車・補給車が、埋蔵送給管の上を走行する事になる。つまり、埋葬送給管の破壊の危険性が増す事になる。更に、埋設送給管の真下には、戦時中の巨大防空壕の空洞が現存する様であり、数十米に新設の埋設送給管を新設・移設工事に対して設計変更許可の交付執行をしているので、当然・あんしん・安全・等を分析・審査・審議・がなされた筈だから、「不存在」はない筈なので、現地確認・調査等・分析・審査・審議・等の結論に至ってのあんしん・安全・等のわかる資料等の開示請求。			7.設計変更届け出書が、軽微であるとしても、熊本市消防局の特別建築物同意審査書も欠落させて、設計変更建築許可書交付執行した市政執行行為は、どのような法的根拠・基準に依ってなされた職務執行なのか・のわかる資料等の開示請求。	その他	7の文書は一般に公開されており、容易に入手できるものであるから、情報公開の対象外。		

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		7.平成26年4月4日の朝に、私が電話で市建築指導課担当者に、「現場では、LPGﾀﾝｸ用の穴掘り基礎工事をしているが、LPGﾀﾝｸの石垣崖っぷち移設の設計変更届け出書は提出済みで、建築許可を既に交付したのか?」と尋ねたら、「設計変更は何も知りません。直ぐに施行者に連絡確認します。設計変更届け出書を提出する用に連絡します。」との事であった。4月5日に施行現場責任者と面談予定が以前から決まっていたので、4月5日わかった事であるが、施行現場責任者の言では「4月4日の午前中に、建築指導課担当者に設計変更届け出書を提出したら、その場ですぐに設計変更許可書を貰って来ましたので、何も問題はないでしょう。」と設計変更許可書を見せ、開き直った態度には驚かされた。石垣・崖っぷち・にLPGﾀﾝｸ(容量1t)を新設させても、何の危機意識もなく、即決での設計変更建築許可書交付執行行為に対して、幸山市政理念とはこの様な事が許される市政理念なのか?と驚かされた。まだ、驚いている。							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		→熊本市消防局管轄・消防法危険物管轄・特別建築物同意審査書・がないにも拘らず、設計変更許可書が交付執行が可能なのか・疑問になり、熊本市消防局担当者に問い合わせたら、「熊本市建築指導課から『設計変更届け書』が来ていないので何も分からない。」との事であったので、「私から今この様な情報を入手されたので、建築指導課に行くか連絡して確認し、早急に『設計変更届け出書』を審査審議して頂きたい。」と要請した。その後の対話の中で、「建築指導課から軽微なものは、消防局には、今までも回って来ない事がありますので、今回も軽微な事なので、今も回って来ませんので、消防局は関係ありません。」との会話に呆れている。LPGｶﾞｽﾀﾝｸ(容量1t)を、本体の建物厨房近くに設計した施設を、設計変更届け出書も、私の情報で知って、あわてて施行者に連絡し、設計変更届け出書を提出させて、その場で即・設計変更建築許可書を交付執行する職務行為の判断行為が、全く恐ろしい気がする。危機管理・危険物取扱管轄・消防法管轄・液化石油ｶﾞｽの保全確保等の法律・等に抵触するLPGｶﾞｽﾀﾝｸが、石垣・崖っぷち・に新設する設計変更届け出書が、軽微であるとして、熊本市消防局の特別建築物同意審査書も欠落させて、設計変更建築許可書交付執行した市政執行行為は、どの様な法的根拠・基準に依ってなされた職務執行なのか・のわかる資料等の開示請求。						

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		8.熊本市建築指導課が、設計変更届出書を受け付けて、その場で建築許可認可書の交付執行を受理したと、施行業者届出者が名言している。更に、設計変更は軽微として、市消防局に設計変更後の届出書の稟議を回さず、受理後・即決しての設計変更建築許可交付執行している。では、設計変更前に既に現地確認済みだったのか?現地確認したのであれば、その際の、現地確認実証・年月日時間・応対者現場説明者名役職名・どの様な説明を受けたか・等の外出業務日誌・等、設計変更軽微との検証基準等のそこだけがわかる資料等の開示請求。 →設計変更前と設計変更後を区分しての資料等の開示請求。←							
77	4/28	●熊本市建築許可確認・第○○号・(設計変更確認等)・等により、工事中物件についての開示請求。 1.建築届書を受けて、第○○号による建築許可書交付執行がなされているので存在するとの施行主の助言を受けて、ﾎﾟﾝﾌﾟ室下部障壁・受水槽45t・からの、厨房等・建築物までの送付管埋設ﾙｰﾄのわかる資料・配置図・等の開示請求。 2.建築許可書交付執行がなされているので、ﾎﾟﾝﾌﾟ室に設置のﾎﾟﾝﾌﾟ稼動時の騒音振動等の第一種住居地域への影響等・が、基準値以内かどうか?等のわかる資料等の開示請求。 3.この上水道送水管埋設の上は、常に駐車場への車の往来があり、上水道管への安心安全は、担保されているとする資料等の開示請求。 近辺道上の○○(○○)の出入り口に上水道管線が埋設されているが、何度も上水道管が破壊され、漏水を起こし、30段の階段を傳って、噴き出している。その都度、水道局に連絡し修理が施行している現実を、何時も見ているので、あんしんあんぜんなのか、不安である為、開示請求。	消防局総務課		熊本市建築許可確認・第○○号により工事中物件(○○)に対する8項目の関係資料。	不存在	第11条　第2項	5/12	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		4.この上水道送水管埋設の真下には、戦時中の巨大防空壕空洞が奥深く展開しているが、気象庁の警告では、熊本県市でも・直下型地震震度7度の発生が起こる・との警告が公表されている。また、集中豪雨による道上の土手石垣崩壊も二度に亘り発生し、生々しい傷跡を曝している。その様な地理的条件最悪の中で、この上水道送水管は大丈夫・あんしん・安全・として、建築許可書の交付執行がなされているので、その根拠となる分析審査審議・等がなされたとする資料等の開示請求。 5.LPGﾀﾝｸ(容量1t)が、○○住民の反対拒否によって、敷地内・南東の石垣・崖っぷちに移動・新設する設計変更・許可がなされたが、この位置が適地として認定し、数十米の送ｶﾞｽ管を敷設する事になるが、このLPGﾀﾝｸ移転新設地点からでも、大丈夫・あんしん・安全・として、設計変更許可書を交付執行した根拠等のわかる資料等の開示請求。							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		6.熊本市建築許可確認・第〇〇号・では、届出ﾊﾞﾙｸ貯蔵(1)495kg(2)980kg・のLPGﾀﾝｸ容量が、・〇〇・に供給する事になっていた建築許可届出書に対し熊本市確認第〇〇号として、熊本市消防局・平成〇〇年〇月〇〇日受付・特別建築物同意審査書・同意日平成〇〇年〇月〇日・受付番号第〇〇号・審査者階級士長・〇〇印・中高層・消防法関係ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ任意特定用途3000m3未満・の特別建築物同意審査書・の消防局からの同意書を受領して、建築指導課が建築許可書第〇〇号・を施行主に交付執行したので、工事着工した筈である。 設計変更前は、LPGﾀﾝｸ2基・495kg・980kg・であったが、〇〇住民に拒否されたとして設計変更して、石垣・崖っぷち・に移設新設するのは、985kgだけであり、当初の計画からすれば、490kg不足する。つまり、当初の計画より頻繁にLPGﾀﾝｸの補充車・補給車が、埋蔵送給管の上を走行する事になる。つまり、埋葬送給管の破壊の危険性が増す事になる。更に、埋設送給管の真下には、戦時中の巨大防空壕の空洞が現存する様であり、数十米に新設の埋設送給管を新設・移設工事に対して設計変更許可の交付執行をしているので、当然・あんしん・安全・等を分析・審査・審議・がなされた筈だから、「不存在」はない筈なので、現地確認・調査等・分析・審査・審議・等の結論に至ってのあんしん・安全・等のわかる資料等の開示請求。							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		7.平成26年4月4日の朝に、私が電話で市建築指導課担当者に、「現場では、LPGﾀﾝｸ用の穴掘り基礎工事をしているが、LPGﾀﾝｸの石垣崖っぷち移設の設計変更届け出書は提出済みで、建築許可を既に交付したのか?」と尋ねたら、「設計変更は何も知りません。直ぐに施行者に連絡確認します。設計変更届け出書を提出する用に連絡します。」との事であった。4月5日に施行現場責任者と面談予定が以前から決まっていたので、4月5日わかった事であるが、施行現場責任者の言では「4月4日の午前中に、建築指導課担当者に設計変更届け出書を提出したら、その場ですぐに設計変更許可書を貰って来ましたので、何も問題はないでしょう。」と設計変更許可書を見せ、開き直った態度には驚かされた。石垣・崖っぷち・にLPGﾀﾝｸ(容量1t)を新設させても、何の危機意識もなく、即決での設計変更建築許可書交付執行行為に対して、幸山市政理念とはこの様な事が許される市政理念なのか?と驚かされた。まだ、驚いている。							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		→熊本市消防局管轄・消防法危険物管轄・特別建築物同意審査書・がないにも拘らず、設計変更許可書が交付執行が可能なのか・疑問になり、熊本市消防局担当者に問い合わせたら、「熊本市建築指導課から『設計変更届け書』が来ていないので何も分からない。」との事であったので、「私から今この様な情報を入手されたので、建築指導課に行くか連絡して確認し、早急に『設計変更届け出書』を審査審議して頂きたい。」と要請した。その後の対話の中で、「建築指導課から軽微なものは、消防局には、今までも回って来ない事がありますので、今回も軽微な事なので、今も回って来ませんので、消防局は関係ありません。」との会話に呆れている。LPGｶﾞｽﾀﾝｸ(容量1t)を、本体の建物厨房近くに設計した施設を、設計変更届け出書も、私の情報で知って、あわてて施行者に連絡し、設計変更届け出書を提出させて、その場で即・設計変更建築許可書を交付執行する職務行為の判断行為が、全く恐ろしい気がする。危機管理・危険物取扱管轄・消防法管轄・液化石油ｶﾞｽの保全確保等の法律・等に抵触するLPGｶﾞｽﾀﾝｸが、石垣・崖っぷち・に新設する設計変更届け出書が、軽微であるとして、熊本市消防局の特別建築物同意審査書も欠落させて、設計変更建築許可書交付執行した市政執行行為は、どの様な法的根拠・基準に依ってなされた職務執行なのか・のわかる資料等の開示請求。						

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		8.熊本市建築指導課が、設計変更届出書を受け付けて、その場で建築許可認可書の交付執行を受理したと、施行業者届出者が名言している。更に、設計変更は軽微として、市消防局に設計変更後の届出書の稟議を回さず、受理後・即決しての設計変更建築許可交付執行している。では、設計変更前に既に現地確認済みだったのか?現地確認したのであれば、その際の、現地確認実証・年月日時間・応対者現場説明者名役職名・どの様な説明を受けたか・等の外出業務日誌・等、設計変更軽微との検証基準等のそこだけがわかる資料等の開示請求。 →設計変更前と設計変更後を区分しての資料等の開示請求。←							
78	4/28	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2014年4月12日より2014年4月25日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年4月12日～平成26年4月25日までの間に、熊本市内においてて新規に申請を行った飲食店一覧(移動販売業、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く)計46件 項目:屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年5月2日10:00	開示		5/2	5/8
79	4/28	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2014年4月12日より2014年4月25日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年4月12日から平成26年4月25日の間、熊本市内において新規確認した理容所、美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		5/2	5/8

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
80	4/30	●総消発000653号・平成26年3月31日付・にて交付・受領した資料の中に、 ・LPGﾀﾝｸ(容量1t)を新設する際に関係する法例等・の中に、(法第38条の3抜粋)※熊本市消防局の管轄区域においては、当該事務の権限が熊本市長に委譲されている。とありますが、 1)何処から・誰が委譲したのか、 2)年月日付、具体的にどの様な委譲項目内容なのか、 3)どの様な法律等に基づく委譲なのか、 4)熊本市建築指導課と熊本市消防局の消防法・建築基準法・等の法律・熊本市職務規定等・熊本市憲法条例理念等・に基づく職務権限等の責務・職務権限・等の区分等のわかる資料等、 5)熊本市消防局に於ては、防火対策等の一環として、現地検査確認を行なう場合があるが、市民等の情報・通報・苦情・要請・等に対して、どの様な現地確認・検証・実証をするのか、はたまた・しないのか、等の法的根拠等のわかる法例条例等。 以上、1)2)3)4)5)の開示請求。 *添付資料熟視分析審査等要 A4→1枚。*	消防局 総務課		液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3については、「熊本市消防局の管轄区域においては、当該事務の権限が熊本市長に移譲されている」とのことであるが、これについて以下の項目を開示請求。 請求項目 1 何処から、誰が委譲したのか 2 年月日付、具体的にどのような委譲項目内容か 3 どのような法律等に基づく委譲なのか (第38条の3 抜粋) 学校、病院、興行場その他の多数の者が出入する施設又は多数の者が居住する建築物であって、経済産業省令で定めるものに係る液化石油ｶﾞｽ設備工事(経済産業省令で定めるものに限る。)をした者は、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該施設又は建築物の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。	開示		5/14	5/15

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
					液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3については、「熊本市消防局の管轄区域においては、当該事務の権限が熊本市長に移譲されている」とのことであるが、これについて以下の項目を開示請求。 請求項目 4 熊本市建築指導課と熊本市消防局の消防法・建築基準法等の法律・熊本市職務規定等・熊本市憲法条例理念等・に基づく職務権限等の責務・職務権限等の区分のわかる資料 5 熊本市消防局においては、防火対策の一環として、現地検証確認を行う場合があるが、市民等の情報・通報・苦情・要請等に対して、どのような現地確認・検証・実証をするのか、またはしないのかの法的根拠のわかる法令条例等 (第38条の3 抜粋) 学校、病院、興行場その他の多数の者が出入する施設又は多数の者が居住する建築物であって、経済産業省令で定めるものに係る液化石油ｶﾞｽ設備工事(経済産業省令で定めるものに限る。)をした者は、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該施設又は建築物の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。	不存在	第11条　第2項	5/14	
81	4/30	平成4年消防局提出の、当○○の防火設備設置届出建物平面図。(1F・2Fとも) (建物:○○2階建 住所:熊本市北区○○町○○-○)	消防局 総務課		熊本市北区○○町○○-○ ○○の建物平面図	開示		5/13	5/19
82	5/1	社会福祉法人○○ 平成23年～24年度 貸借対照表 事業活動収支報告書	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		社会福祉法人○○の平成23～24年度の貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/2	5/9
83	5/1	道路 判定の書類(イ区間とロ区間) 白黒で 判定番号 99年第269号	都市建設局 建築指導課		道路判定の書類(イ区間と口区間)白黒で 判定番号 99年第269号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/7	5/19

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
84	5/1	平成26年4月1日～平成26年4月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年4月1日～平成26年4月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 計96件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年5月9日9:00	開示		5/13	5/26 郵送
85	5/2	●期間 26年4月1日～26年4月30日 ●屋号 ●住所 ●申請者 ●申請者電話番号 ●許可日 飲食店営業施設(仮設、臨時、自販機を除く) 熊本市のみ 新規申請があったもの	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年4月1日～平成26年4月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(仮設、臨時、自販機を除く) 計96件 項目:屋号、営業所所在地、申請者電話番号、申請者氏名、許可日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年5月9日9:00	開示		5/13	5/14
86	5/2	平成26年4月23日開札 ・西部土木センター 維持課 主要地方道 熊本港線(野口2丁目工区)舗装補修工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木センター 維持課		平成26年4月23日開札 ・主要地方道熊本港線(野口2丁目工区)舗装補修工事 上記の金入設計書	開示		5/14	5/15
87	5/2	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(26年4月1日～26年4月30日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年4月1日～平成26年4月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、移動店舗、臨時営業、及び露店を除く)計96件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名 初許可年月日、業種詳細 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年5月9日9:00	開示		5/12	5/21 郵送
88	5/2	工事名 都市計画道路 上熊本法成寺線道路改良工事(その1) 金入設計書 5/1契約日	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所		都市計画道路上熊本法成寺線道路改良工事(その1)の金入設計書	開示		5/15	5/16

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
89	5/2	平成26年4月1日から平成26年4月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年4月1日～平成26年4月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、露店営業を除く) 計96件 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年5月12日 13:00	開示		5/13	5/21 郵送
90	5/7	南区城南町塚原1645番付近φ300粍配水管布設工事 の金入り設計書	上下水道局 水道整備課		南区城南町塚原1645番地付近φ300粍配水管布設工事 上記の金額入り工事設計書	開示		5/12	5/15
91	5/8	道路位置指定 S54-051 白黒は白黒でｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S54-051 白黒は白黒でｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/12	5/15
92	5/8	主要地方道熊本玉名線(永運橋)橋梁補修工事(その2) 金入り設計書変更契約後のもの	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		・主要地方道熊本玉名線(永運橋)橋梁補修工事(その2) 上記の金入設計書変更契約後のもの	開示		5/22	5/26
93	5/8	社会福祉法人○○、社会福祉法人○○保育園の平成24年度貸借対照表、事業活動収支計算書を各1通ずつ。	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		社会福祉法人○○及び社会福祉法人○○保育園の平成24年度貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/9	5/12
94	5/8	熊本市上下水道局発注の下記工事 金額入り工事内訳書 工事名:南区富合町廻江・田尻間(国道3号線)φ100・75粍配水管布設他1件工事(3工区) 工事場所:熊本市南区富合町田尻地内	上下水道局 水道整備課		・南区富合町廻江・田尻間(国道3号)φ 100・75粍配水管布設也1件工事(3工区) 上記の金額入り工事内訳書	開示		5/8	5/15
95	5/8	社会福祉法人○○ 社会福祉法人○○保育園 平成22年～24年度 ・事業活動収支計算書 (・貸借対照表)	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		社会福祉法人○○及び社会福祉法人○○保育園の平成22年度～24年度事業活動収支計算書及び貸借対照表	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/15	5/15
96	5/8	社会福祉法人○○ 平成22年度～24年度 ・事業活動収支計算書 ・貸借対照表	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		社会福祉法人○○の平成22年度～平成24年度の事業活動収支計算書及び賃借対照表	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	5/14	5/15

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
97	5/8	熊本市上下水道局発注の下記工事、金額入り工事内訳書 工事名:都市計画事業 城南町浄化ｾﾝﾀｰ水処理増設(土木)工事(573工区) 工事場所:熊本市南区城南町島田地内 工期:平成26年1月30日から平成27年1月13日(変更繰越後)	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 城南町浄化ｾﾝﾀｰ水処理増設(土木)工事(573工区)の金入り設計書	開示		5/13	5/15
98	5/9	道路位置指定 S57年2月18日 79号 S56-079-01 S56-079-02 S56-079-03 S56-079～04 白黒は白黒でｶﾗｰはｶﾗｰでお願いします。	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S57年2月18日 79号 S56-079-01 S56-079-02 S56-079-03 S56-079-04 白黒は白黒でｶﾗｰはｶﾗｰでお願いします。	開示		5/12	5/13
99	5/9	平成26年4月23日開札 ・熊本駅周辺整備事務所 熊本駅西土地区画整理事業所 区画道路11-1号線外道路改良工事(JR近接) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所 熊本駅西土地区画整理事業所		「区画道路11-1号線外道路改良工事」の金入り設計書	開示		5/13	5/15
100	5/9	平成26年4月23日開札 上下水道局 下水道整備課 ・都市計画事業 西部汚水6号幹線枝線外枝線下水道築造工事(911工区) ・土地計画事業 西部汚水12号幹線枝線外枝線下水道築造工事(902工区) 上記2件の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水6号幹線枝線外枝線下水道築造工事(911工区) 都市計画事業 西部汚水12号幹線枝線外枝線下水道築造工事(902工区)	開示		5/12	5/15
101	5/9	海底構造物(攪拌ﾌﾞﾛｯｸ)設置工事 金入設計書	上下水道局 計画調整課		平成26年度 海底構造物(攪拌ﾌﾞﾛｯｸ)設置工事の金入設計書	開示		5/16	5/20
102	5/12	飲食店営業許可書一覧 平成26年4月18日～平成26年5月11日 新規(更新除く) ・仮設、移動販売、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆ除く ・項目 店舗名、住所、代表者名。電話番号、申請年月日、許可年月日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年4月18日～平成26年5月11日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(仮設、移動販売、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆを除く) 計60件 項目:店舗名、住所、代表者名、電話番号、申請年月日、許可年月日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年5月14日 14:00	開示		5/15	5/20

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
103	5/12	平成22年度～25年度の熊本市職員採用試験において、実施された全職種の一次合格最低点、二次合格最低点。 ※民間経験者採用試験においては、平成23年度～25年度の一次合格最低点、二次合格最低点、三次合格最低点)	人事委員会事務局		平成22年度～25年度の熊本市職員採用試験において、実施された全職種の一次合格最低点、二次合格最低点 ※民間経験者採用試験においては、平成23年度～25年度の一次合格最低点、二次合格最低点、三次合格最低点	開示		5/14	5/21 郵送
104	5/12	昭和41年11月6日土地区画整理法の図面 熊本市中央区出水8丁目○○番	都市建設局 都心活性推進課		昭和41年11月6日土地区画整理法の図面 熊本市中央区出水8丁目○○番	開示		5/19	5/22
105	5/12	14年028号(道路判定日H26年5月12日) D-3区間とE区間がわかる図面 写真及び字図、ｾﾞﾝﾘﾝ地図(添付のもの)	都市建設局 建築指導課		14年028号(道路判定日H26年5月12日) D-3区間とE区間がわかる図面 写真及び字図、ｾﾞﾝﾘﾝ地図(添付のもの)	開示		5/14	5/14
106	5/12	高齢介護福祉課 平成25年○月○日、介護老人保健施設、○○にて、おやつの誤嚥事故の報告書のｺﾋﾟｰをお願いします	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		取り下げ				
107	5/12	道路判定書 01年432(三郎1丁目) (協定書有)	都市建設局 建築指導課		道路判定書年01年432(三郎1丁目) (協定書有)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/14	5/14
108	5/12	南区城南町塚原1645番地付近φ300耗配水管布設工事 (金額入り設計書)	上下水道局 水道整備課		南区城南町塚原1645番地付近φ300耗配水管布設工事 上記の金額入り工事設計書	開示		5/19	5/22
109	5/12	都市計画事業 西部汚水22号幹線枝線外枝線外設計業務(その1)委託(第2604号)の金入り設計書	上下水道局 計画調整課		都市計画事業 西部汚水2 2号幹線枝線外設計業務(その1)委託(第2604号) 上記1件の金入り設計書	開示		5/15	6/9
110	5/12	都市計画事業 富合西部汚水2号幹線枝線設計業務委託(第2601号)の金入り設計書	上下水道局 計画調整課		都市計画事業 富合西部汚水2号幹線枝線設計業務委託(第2601号) 上記1件の金入り設計書	開示		5/15	6/9
111	5/13	道路位置指定 S51-095	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S51-095	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/14	5/14
112	5/13	物件名 ○○ﾋﾞﾙ 熊本市中央区中央街○○番○○家屋番号○○番○○ 共同住宅・店舗 鉄骨・鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造陸屋根7階建 ◎建築物図面 ●案内図・配置図 ●平面図(各階全部) ●立面図	消防局 総務課		熊本市中央区中央街○○番○○ ○○ﾋﾞﾙ ① 案内図・配置図 ② 平面図(各階全部) ③ 立面図	開示		5/26	5/30
113	5/13	道路位置指定台帳 S51-083 昭和51年10月9日 道路判定台帳 04年第443号	都市建設局 建築指導課		道路位置指定台帳 S51-083 昭和51年10月9日 道路判定台帳 04年第443号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/14	5/21

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
114	5/13	大規模行為届出書の様式第3号(平成26年2月11日～3月10日届出分)	都市建設局 開発景観課		大規模行為の届出書(様式第3号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/22	5/27
115	5/14	営業許可証届出ﾘｽﾄ 一般飲食店(固定店舗に限る) (施設名、企業名、施設住所、申請者名、当初許可日、更新日等) 給食施設設置者届出者ﾘｽﾄ(食品衛生法に係るもの、健康増進法に係るもの) (施設名、企業名、施設住所、電話番号、施設管理者、開設年月日、給食対象者数、食数、委託の有無、給食従事者数等) 平成26年5月14日現在で 届け出あるもの全て	健康福祉子ども局 食品保健課		1.平成26年5月14日現在で届出あるもの全ての営業許可届出ﾘｽﾄ 一般飲食店(固定店舗に限る) 項目:施設名、企業名(申請者名)、施設住所、当初許可日、更新日 該当件数:6393件 2.平成26年5月14日現在で届出あるもの全ての給食施設設置届出者ﾘｽﾄ(食品衛生法に係るもの、健康増進法に係るもの) 項目:施設名、企業名、施設住所、電話番号、施設管理者、開設年月日、給食対象者数、食数、委託の有無、給食従事者数 該当件数:食品衛生法に係る施設174件 健康増進法に係る施設531件 ※開示情報の取り出し日時 一般飲食店:平成26年5月19日午前10時 食品衛生法に係る給食施設:平成26年5月21日午前10時 健康増進法にかかる給食施設:平成26年5月19日午前10時	開示		5/26	6/4 郵送
116	5/15	熊本市における危険物第4類の、軽油、灯油、重油を貯蔵又は取扱う危険物施設(屋外ﾀﾝｸ貯蔵所、地下ﾀﾝｸ貯蔵所、営業用給油取扱所及び自家用給油取扱所)で次に掲げる項目について。 ①事業所名 ②施設区分 ③設置場所 ④物品名 ⑤数量	消防局 総務課		熊本市消防局管内(植木・城南・富合・益城町・西原村を除く) における危険物第4類の軽油、灯油、重油を貯蔵又は取扱う危険物施設(屋外ﾀﾝｸ貯蔵所、地下ﾀﾝｸ貯蔵所、営業用給油取扱所及び自家用給油取扱所)で次に掲げる項目。 (1)事業所名 (2)施設区分 (3)設置場所 (4)物品名 (5)数量	開示		5/26	6/2
117	5/15	平成26年4月23日開札の 都市計画道路 熊本駅城山線道路改良(その2)工事 金入設計書	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所 鉄道高架関連整備室		平成26年4月23日開札の 都市計画道路熊本駅城山線道路改良(その2)工事 金入設計書	開示		5/20	5/23

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
118	5/15	現在、申請されております消防設備の内容を確認したく、現在提出されている書類を確認・申請行いたい為。 〒8620903 熊本県熊本市東区若葉1-〇-〇 〇〇〇〇 消防設備の平面図、1F、2F	消防局 総務課		熊本市東区若葉1-〇-〇 〇〇〇〇の平面図(1階、2階)	開示		5/26	
119	5/15	熊本市内全域の食品営業施設について、下記内容の情報を提供していただきますようお願い申し上げます。 (1)最初の許可年月日を問わず、現在営業中である既存施設全店舗の飲食店営業許可に係る下記項目。 但し、自動車・自動販売機・仮設および露店等を除く。 ①営業所名(屋号) ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④営業者(申請者)氏名 ⑤代表者氏名(営業者が法人の場合に限る) ⑥最初の許可年月日 (2)2014年1月1日から2014年4月30日までに廃業届出のあった店舗の、飲食店営業許可に係る下記項目。但し、自動車・自動販売機・仮設および露店等を除く。 ①営業所名(屋号) ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④営業者(申請者)氏名 ⑤代表者氏名(営業者が法人の場合に限る) ⑥廃業届出日	健康福祉子ども局 食品保健課		(1)最初の許可月日を問わず、現在営業中である既存施設全店舗の飲食店営業許可に係る下記項目。但し、自動車・自動販売機・仮設及び露店等を除く。 項目:営業所名(屋号)、営業所在地、営業所電話番号、営業者(申請者)氏名、代表者氏名(営業者が法人の場合に限る)、最初の許可年月日 (2)2014年1月1日から2014年4月30日までに廃業届出のあった店舗の、飲食店営業許可に係る下記項目。但し、自動車・自動販売機・仮設及び露店等を除く。 項目:営業所名(屋号)、営業所在地、営業所電話番号、営業者(申請者)氏名、代表者氏名(営業者が法人の場合に限る)、廃業届出日 ※開示情報取り出し日:平成26年5月19日16時	開示		5/21	5/27 郵送
120	5/15	泰勝寺跡地仰松軒屋根改修工事 (金入設計書の写しを)	観光文化交流局 文化振興課		泰勝寺跡仰松軒屋根改修工事 金入設計書	開示		5/22	5/23
121	5/15	道路位置指定(熊本県指令第329号) 道等の判定(99年第320号) 書類一式 ｶﾗｰはｶﾗｰで、白黒は白黒で	都市建設局 建築指導課		道路位置指定(熊本県指令第329号) 道等の判定(99年第320号) 書類一式 ｶﾗｰはｶﾗｰで、白黒は白黒で	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/16	5/16

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
122	5/15	●熊本市建築許可確認・第○○号・(設計変更確認等)・等により、工事中物件に関連する事項についての開示請求。 1.消防法・(製造所等の設置、変更等) 第十一条製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設置を変更しようとする者も、同様とする。 一消防本部及び消防署を置く市町村(次号及び第三号において「消防本部等所在市町村」という。)の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(配管によって危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの(以下「移送取扱所」という。)を除く。) 当該市町村長 二～以下省略 この法律に則って、熊本市建築許可確認・第○○号・は処理された筈であり、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設置が前条第四項の技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは許可を与えなければならない。	消防局 総務課		熊本市建築許可確認・第○○号により工事中物件(杏心の丘)に対する2項目の関係資料。	不存在	第11条　第2項	5/26	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		とあり、「災害の防止に支障を及ぼすおそれがない」として、同意日・平成〇〇年〇月〇日付・特別建築物同意審査書・第〇〇号・熊本市建築指導課に交付執行されて、熊本市建築許可確認・第〇〇号・が発行されている筈である。その後、西隣の〇〇住民の反対に伴い、LPGタンクの位置を、東側・受水槽ﾎﾟﾝﾌﾟ(45t)の南端・石垣崖っぷちに移動移設する設計変更となったが、施行業者は、設計変更届出書も提出せず、基礎工事を始めていた。私の情報により、熊本市建築指導課が施行業者に設計変更届出書の提出を要請し、四月四日・午前中に届けて・その場で即決で・設計変更許可書を貰った・と、翌日・私に提示した。そこで、石垣・崖っぷち・にLPGﾀﾝｸを新設しても、消防法の条文の中に、公共の安全(周辺民家・住民等)の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないとする法的根拠となる条例等があるのか?又は、逆に支障を及ぼすおそれがあるとする法的根拠となる条例等があるのか?のわかる資料等の開示請求。							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2.消防法・(製造所等の完成検査前検査)・第十一条の二政令で定める製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更について前条第一項の規定による許可を受けたものは、当該許可に係る工事で政令で定めるものについては、同条第五項の完成検査を受ける前において、政令で定める工事の工程ごとに、当該製造所、貯蔵所又は取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるもの(以下この条及び次条について「特定事項」という。)が第十条第四項の技術上の基準に適合しているかどうかについて、市町村が行う検査を受けなければならない。 (2)前項に規定する者は、同項の検査において特定事項が第十条第四項の技術上の基準に適合していると認めた後でなければ、当該特定事項に係る製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更の工事について、前条第五項の完成検査を受けることができない。とある。 この条例は、貯蔵所等の完成検査前検査についての規定であるが、製造所・貯蔵所・等の設置又は変更を行おうとする場合、当該設置又は変更に係る許可を受けた後工事に着手すべきであり、「完成検査前検査」を受けることが義務付けられたものである。 そこで、設計変更した石垣・崖っぷち・の位置に、LPGﾀﾝｸを設置するのであれば、軽微な変更でなく、基礎工事の段階から「完成検査前検査」が、熊本市消防局において実施されている筈なので、施行業者はLPGﾀﾝｸ設置の基礎工事は修了させているので、石垣・崖っぷち・にLPGﾀﾝｸ設置しても支障がない・とした完成検査前検査書の開示請求。 また、逆に、支障があるとした完成検査前検査書の開示請求。							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
123	5/16	指定管理者導入制度導入施設である、熊本市自転車駐輪場(所管部署:都市建設局土木管理課自転車対策室)の直近の指定管理公募にあたって〇〇が提出した直近の一切の書類及び直近2カ年間の収支報告書 指定管理者導入制度導入施設である、熊本市庁舎北側自転車駐輪場(所管部署:都市建設局土木管理課自転車対策室)の直近の指定管理公募にあたって〇〇が提出した直近の一切の書類及び直近2カ年間の収支報告書 指定管理者導入制度導入施設である、熊本市上通自転車駐輪場(所管部署:都市建設局土木管理課自転車対策室)の直近の指定管理公募にあたって〇〇が提出した直近の一切の書類及び直近2カ年間の収支報告書 指定管理者導入制度導入施設である、熊本市方舎自転車駐車場(所管部署:都市建設局土木管理課自転車対策室)の直近の指定管理公募にあたって〇〇が提出した直近の一切の書類及び直近2カ年間の収支報告書	都市建設局土木管理課自転車対策室		熊本市中心市街地自転車駐車場指定管理者として選定された〇〇が申請した当該指定管理者の申請書類の一部 (様式第1号、第2号、第3号、第8号、管理経費の収支状況)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報 4号　公共の安全等に関する情報	5/30	6/20
124	5/16	指定管理者導入制度導入施設である、熊本市健軍自転車駐輪場(所管部署:都市建設局土木管理課自転車対策室)の直近の指定管理公募にあたって〇〇が提出した直近の一切の書類及び直近2カ年間の収支報告書	都市建設局土木管理課自転車対策室		熊本市健軍駐輪場指定管理者として選定された〇〇が申請した当該指定管理者の申請書類の一部 (様式第1号、第2号、第3号、第8号、管理経費の収支状況)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報 4号　公共の安全等に関する情報	5/30	6/20
125	5/16	指定管理者導入制度導入施設である、熊本市武蔵塚駅前自転車駐輪場(所管部署:都市建設局土木管理課自転車対策室)の直近の指定管理公募にあたって〇〇が提出した直近の一切の書類及び直近2カ年間の収支報告書	都市建設局土木管理課自転車対策室		熊本市武蔵塚駅前駐輪場指定管理者として選定された〇〇が申請した当該指定管理者の申請書類の一部 (様式第1号、第2号、第3号、第8号、管理経費の収支状況)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報 4号　公共の安全等に関する情報	5/30	6/20

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
126	5/16	平成26年4月30日現在の熊本市内全ての食品営業許可を受けている施設(自動販売機、移動、臨時、仮設を除く)の屋号、営業所所在地、営業所電話番号の一覧(業種、業種略称) 公文書の件名:食品営業許可台帳	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年4月30日現在の熊本市内全ての食品営業許可を受けている施設(自動販売機、移動、臨時、仮設を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、業種、業種略称 該当件数:13512件 ※開示情報の取り出し日時:平成26年5月22日午前10時	開示		5/28	6/4
127	5/16	熊本市の平成26年度発注見通し情報に掲載された、 都市計画事業 中部汚水1号幹線下水道築造工事(その1)の位置(場所)が図面(1/25,000,1/5,000,1/1,000等)上でわかるものをお願いしたい。	上下水道局 下水道整備課		熊本市の平成26年度発注見通し情報に掲載された、都市計画事業中部汚水1号幹線下水道築造工事(その1)の位置図(場所)が図面上(1/25,000、1/5,000、1/1,000等)でわかるものをお願いしたい。	不存在	第11条　第2項	5/21	
128	5/16	下記の大規模小売店舗立地法に係る届出一式のうち、基本届出事項について記載された概要部分および添付資料中の周辺見取り図、店舗の配置図。変更のものは変更前と変更後の図面を希望。ｶﾗｰの図面はｶﾗｰｺﾋﾟｰを希望。 ・○○(変更) ・○○(新設)	農水商工局 商工振興課		以下の案件に係る「大規模小売店舗届出書(規則様式第1及び第3)」、「周辺見取図」、「建物配置図」及び「建物平面図」 ・平成26年○月○日付け届出「○○」 ・平成26年○月○日付け届出「○○」	開示		5/29	6/5 郵送
129	5/16	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2014年4月25日より2014年5月15日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年4月25日～平成26年5月15日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧(移動販売業、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く)計62件 項目:屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年5月20日 11:00	開示		5/21	5/27
130	5/16	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2014年4月25日より2014年5月15日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年4月25日から平成26年5月15日の間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧(理容所については該当無し) 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		5/21	5/27

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
131	5/16	●熊本市内において、平成25年4月1日以降・建築建築物等の新築新設に際し、以下の事例等についての開示請求。 1.石垣の上・崖っぷちの上・、又は、石垣の横付近・に、近接して木造家屋を建築しようとして、建築許可届出書を提出して、建築基準法関連法例等・熊本市建築基準関連条例等・に則り、諸指導等・改善をさせた事例等の開示請求。 2.1と同じく、石垣の上・崖っぷちの上・等に、他の建築物を新設しようとして、建築許可届出書を提出して、建築基準法関連法令等・熊本市建築基準関連条例等・に則り、諸指導等・改善をさせた事例等の開示請求。 3.1と2の地理的理立地条件は同じく、石垣の上近接・崖っぷちの上近接・又は、石垣の横・近接して、建築確認済の交付を受けた後、「軽微な変更」として、設計変更の地理的条件を認め、その設計変更に対し建築確認済証を交付執行した事例等の開示請求。 4.同じく、3の事例の如く、LPGﾀﾝｸの位置を、建築確認済証を交付執行した後、設計変更届出書を受けて、石垣の上近接・崖っぷちに近接して、その設計変更に対し「軽微な変更」として、設計変更の地理的条件・石垣の上・崖っぷちの近接・であっても諸条件を満たしているとして、建築確認済証を交付した事例に対し、具体的に・どの様な条件を満たしていれば建築確認済証の交付執行が、可能なのか?のわかる条件等の資料等の開示請求。	都市建設局 建築指導課		●熊本市内において、平成25年4月1日以降・建築建築物等の新築新設に際し、以下の事例等についての開示請求。 1.石垣の上・崖っぷちの上・、又は、石垣の横付近・に、近接して木造家屋を建築しようとして、建築許可届出書を提出して、建築基準法関連法令等・熊本市建築基準関連条例等・に則り、諸指導等・改善をさせた事例等の開示請求。 2.1と同じく、石垣の上・崖っぷちの上・等に、他の建築物を新設しようとして、建築許可届出書を提出して、建築基準法関連法令等・熊本市建築基準関連条例等・に則り、諸指導等・改善をさせた事例等の開示請求。	不開示	2号　個人情報 3号　法人等情報 4号　公共の安全等に関する情報	5/21	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		5.今回のLPGﾀﾝｸの移設事例の如く、元の位置で建築確認済証を交付執行した後、近接の住民･(今回は○○の住民)･の反対に合い、その位置を設計変更しなければならなくなり、石垣の上･崖っぷち･に近接させて、設計変更は｢軽微な変更｣として建築確認済証を交付執行した事例等と同じ様な事例等のわかる資料等の開示請求。			3.1と2の地理的立地条件は同じく、石垣の上近接･崖っぷちの上近接･又は、石垣の横･近接して、建築確認済の交付を受けた後、｢軽微な変更｣として、設計変更の地理的立地条件を認め、その設計変更に対し建築確認済証を交付執行した事例等の開示請求。 5.今回のLPGﾀﾝｸの移設事例の如く、元の位置で建築確認済証を交付執行した後、近接の住民･(今回は○○の住民)･反対に合い、その位置を設計変更しなければならなくなり、石垣の上･崖っぷち･に近接させて、設計変更は｢軽微な変更｣として建築確認済証を交付執行した事例等と同じ様な事例等のわかる資料等の開示請求。	不存在	第11条　第2項	5/21	
					4.同じく、3の事例の如く、LPGﾀﾝｸの位置を、建築確認済証を交付執行した後、設計変更届出書を受けて、石垣の上近接･崖っぷち･に近接して、その設計変更に対し｢軽微な変更｣として、設計変更の地理的立地条件･石垣の上･崖っぷちの近接･であっても諸条件を満たしているとして、建築確認済証を交付した事例に対し、具体的に･どの様な条件を満たしていれば建築確認済証の交付執行が、可能なのか?のわかる条件等の資料等の開示請求。	その他	4の文書は一般に公開されており、容易に入手できるものであるから、情報公開の対象外。	5/21	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
132	5/16	●熊本市内において、最近までに、液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取り引の適正に関する法律、液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取り引きの適正化に関する法律施行規則、消防法、等、関連法・法令・政令・等に関係する新設等に伴う、以下の事例等についての開示請求。 1.石垣の上・崖っぷちの上・、又は、石垣の横付近・に、近接してﾊﾞﾙｸ貯蔵施設を建設しようとして、建築許可届出書を提出して、標記の諸・法・法令政令・等・、諸々の法等の適合性に則り、諸指導等・改善等をさせた事例等のわかる資料等の開示請求。 2.1と同じく、石垣の上・崖っぷちの上・等に、ﾊﾟﾙｸ貯蔵施設を新設しようとして、上記諸法・条例・等と併せて建築基準法関連法令等・熊本市建築基準関連条例等・に則り、適合性を検査し、諸指導等・改善をさせた事例等の開示請求。 3.1と2の諸法・条例・等に則り、液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則・(危険のおそれの場合の特則)第二十条「～、周囲の状況等から判断して保安上支障がないと認められた場合においては、～。」とあるが、石垣(高さ2m以上)・崖っぷちの上・近接にLPGﾀﾝｸを新設し、周囲の状況等から判断して保安上支障がないと認めた場合の「保安検査」で、保安上支障がない・として、許可承認した事例のわかる資料等・熊本市内の何処の場所・石垣の高さ崖っぷちの地理的条件・等・)の具体的にわかる資料等の開示請求。	消防局総務課		熊本市内において、最近までに液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取り引きの適正に関する法律、液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取り引きの適正化に関する法律施行規則、消防法等、関連法・法令・政令等に関係する新設等に伴う5項目についての分かる資料等。	不存在	第11条　第2項	5/30	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		4.同じく、この事例の如く、LPGﾀﾝｸの位置を、建築確認済証を交付執行した後、設計変更届出書を受けて、石垣の上近接・崖っぷち・に近接して、その設計変更に対し「軽微な変更」として、設計変更の地理的立地条件・石垣の上・崖っぷちの近接・であっても諸条件を満たしているとして、建築確認済証を交付させた事例に対し、熊本県知事から「液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務」の委譲事務の責務を負う・熊本市消防局・は、具体的に・どの様な条件を満たしているからとして、建築確認済証の交付執行に繋がる審査・審議・特別建築物同意審査書・等の事務市政行為をおこなったのか・等のわかる資料等の開示請求。 5.今回のLPGﾀﾝｸの移設事例の如く、元の位置で建築確認済証を交付執行した後、近接の住民・(今回は○○の住民)・の反対に合い、その位置を設計変更しなければならなくなり、石垣の上・崖っぷち・に近接させて、熊本市消防局が施行事業者のLPGﾀﾝｸ移設届出書の審査審議を施行したか・しなかったか・は不開示の為不明であるが、設計変更による石垣・崖っぷちの上・近接新設しても、「軽微な変更」として建築確認済証を交付執行させた事例等と同じ様な事例等のわかる資料等の開示請求。						
133	5/19	道路の判定調査書記載事項証明 (07年第335号) (00年第608号) 以上2点の資料 白黒資料→白黒 ｶﾗｰ　〃　⇒ｶﾗｰ出力	都市建設局 建築指導課		道路の判定調査書記載事項証明 (07年第335号) (00年第608号) 以上2点の資料 白黒資料→白黒 ｶﾗｰ資料→ｶﾗｰ出力	開示		5/20	5/20
134	5/19	熊本市が管理している、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出ﾃﾞｰﾀのうち、工場の事業所の名称及び住所、ばい煙発生施設の種類、燃原料の種類と使用量	環境局 環境政策課		熊本市が管理している、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出ﾃﾞｰﾀのうち、工場の事業所の名称及び住所、ばい煙発生施設の種類、燃原料の種類と使用量	開示		5/22	5/27 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
135	5/19	●建築確認済・平成○○年○月○○日付・市建第○○号・に関連しての開示請求。 1.ポンプ・受水槽・(45t)の設置位置を見るに、崖の下端から・東側1.82m:西側3.36m・の位置に設置されている。 崖の高さは、5.86mである。 このポンプ・受水槽の設備位置は、問題ない・として熊本市建築指導課・担当者は、建築許可・確認済書の交付を執行したので、新設がなされた筈である。 1)諸法令等・諸熊本市建築等関連条例等に基づき、どの様な分析審査審議を実施したか、等のわかる資料等一式の開示請求。 2)この・市建第○○号・の様な事例に似た、崖の下端から・1・の記述の地理的立地条件に近い距離にあるポンプ・受水槽・新設を建築許可・確認済書・交付執行した事例等具体例・等のわかる資料等の開示請求。 2.この市建第○○号のポンプ・受水槽からの埋設・配水給水管等のあんしん・安全の保安上の為には、どの様な保安保全対策が必要なのか・等のわかる資料等の開示請求。	都市建設局 建築指導課		●建築確認済・平成○○年○月○○日付・市建第○○号・に関連しての開示請求。 1.ポンプ・受水槽・(45t)の設置位置を見るに、崖の下端から・東側1.82m:西側3.36m:の位置に設置されている。崖の高さは5.86mである。このポンプ・受水槽の設備位置は、問題ない・として熊本市建築指導課・担当者は、建築許可・確認済書の交付を執行したので、新設がなされた筈である・ 1)諸法令等・諸熊本市建築等関連条例等に基づき、どの様な分析審査審議を実施したか、等のわかる資料等一式の開示請求。 2)この・市建第○○号・の様な事例に似た、崖の下端から・1・記述の地理的立地条件に近い距離にあるポンプ・受水槽・新設を建築許可・確認済書・交付執行した事例等具体例・等のわかる資料等の開示請求。	不開示	2号　個人情報 3号　法人等情報 4号　公共の安全等に関する情報	5/21	
					2.この市建第○○号のポンプ・受水槽からの埋設・配水給水管等のあんしん・安全の保安上の為には、どの様な保安保全対策が必要なのか・等のわかる資料等の開示請求。	その他	2の文書は一般に公開されており、容易に入手できるものであるから、情報公開の対象外。	5/21	
136	5/20	中央区水前寺四丁目○○番、○○番 区画整理図	都市建設局 都心活性推進課		中央区水前寺四丁目○○番、○○番 区画整理図	開示		5/26	1/6
137	5/20	道路判定関係図面等の開示請求 判定番号06年第101号	都市建設局 建築指導課		道路判定関係図面等の開示請求 判定番号06年第101号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/21	5/21
138	5/21	都市計画事業加勢川第6排水区雨水調整池築造工事(その1) 上記工事の金入り設計書	都市建設局 河川課		都市計画事業 加勢川第6排水区雨水調整池築造工事(その1) 設計(金入)	開示		5/23	7/9
139	5/21	道路位置指定関係書類1式(図面含む) 位置指定年月日 昭和41年11月14日 位置指定番号 熊本県指令第175号	都市建設局 建築指導課		道路位置指定関係書類1式(図面含む) 位置指定年月日 昭和41年11月14日 位置指定番号 熊本県指令第175号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/23	5/26

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
140	5/21	道等の判定調査書(13年164号) ・表面、ウラ面、付近見取図、写真 (カラーのものはカラーで複写をお願いします)	都市建設局 建築指導課		道等の判定調査書(13年164号) ・表面、ウラ面、付近見取図、写真 (カラーのものはカラーで複写をお願いします)	開示		5/23	5/29
141	5/22	道路位置指定台帳 S57-072-01 S57-072-02 S57-072-03 S57-072-04 カラーはカラーでお願いします。	都市建設局 建築指導課		道路位置指定台帳 S57-072-01 S57-072-02 S57-072-03 S57-072-04 カラーはカラーでお願いします。	開示		5/23	5/23
142	5/22	位置指定台帳 S43-293-03 S43-293-04 S43-293-05 計3点 カラーのものはカラー 白黒のものは白黒で 印刷して下さい。	都市建設局 建築指導課		位置指定台帳 S43-298-03 S43-298-04 S43-298-05 計3点 カラーのものはカラー 白黒のものは白黒で印刷して下さい。	開示		5/23	5/23
143	5/22	平成26年5月1日付けで契約した「都市計画事業大和広住汚水幹線下水道築造工事(903工区)」の金入り設計書。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 大和広住汚水幹線下水道築造工事(903工区)の金入り設計書	開示		5/27	6/9
144	5/23	S42-323-01～05 道路判定書類 カラーはカラーで	都市建設局 建築指導課		S42-323-01～05 道路判定書類 カラーはカラーで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/27	6/2
145	5/26	熊本市中央区上水前寺1丁目〇の換地処分時の敷地の測量図の写しを入手したい。	都市建設局 都心活性推進課		取り下げ				
146	5/26	「龍田小学校屋内運動場天井落下防止対策工事」の金入り工事内訳明細書	教育委員会 事務局 施設課		龍田小学校校屋内運動場天井落下防止対策工事 金入り工事内訳明細書	開示		5/30	5/30
147	5/26	道路協定書一式 H19.12.7(07年第408号)	都市建設局 建築指導課		道路協定書一式 H19.12.7(07年第408号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/30	6/5
148	5/27	豊田小学校屋内運動場天井落下防止対策工事金入り設計書	教育委員会 事務局 施設課		豊田小学校校屋内運動場天井落下防止対策工事 金入り設計書	開示		5/30	5/30
149	5/27	熊本市南区出仲間3丁目〇〇-〇 の道路位置指定済証明の図面(カラー) カラーはカラーで	都市建設局 建築指導課		熊本市南区出仲間3丁目〇〇-〇の道路位置指定済証明の図面(カラー) カラーはカラーで	開示		5/30	5/30

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
150	5/27	●熊本市西区春日4丁目〇番〇号に新築の〇〇・集合住宅・9戸・3階建て・に設置のLPGﾀﾝｸ(容量298Kg)についての開示請求。 1.新設申請に対する特別建築物同意審査書の開示請求、 2.同意審査書交付に対し、どの様な分析・審査・審議・等がなされたか等、のわかる資料等の開示請求。 3.北側の石垣の高さ4.66mで、石垣の付根から65cmの近接の位置であり、東側の崖の高さ2.05mで、崖の付根から13cmの近接の位置に新設を許可して、LPGﾀﾝｸを新設させているが、この位置が危険でないとした根拠等のわかる資料等の開示請求。 4.この様な状態と同じ・石垣の根付け・崖の根付け・に似た地理的条件・位置関係に対して、熊本市内で許可を受け、新設されたLPGﾀﾝｸがあれば、その場所のわかる資料等・写真等・の開示請求。 5.ﾊﾞﾙｸLPG貯蔵ﾀﾝｸで、(1)495Kgと(2)980Kgが二つ併設で新設すると、合計1,475Kgとなるが、同じ建物の中に配管が敷設されていても、別系統と査定して、(1)と(2)を各々単独とする審査が可能とする基準等のわかる資料等の開示請求。 6.この事が「不存在」であれば、合計が1t以上となり、1t以上であれば熊本県知事の管轄であるが、敢えて熊本市消防局が特別建築物同意審査書を交付したか、交付可能なのか、この様な事例があったか、なかったか、根拠があるのか・等のわかる資料等も併せて・開示請求。※添付参照熟視検証写真資料・A4→1枚。	消防局総務課		熊本市西区春日4丁目〇番〇号に新築の〇〇・集合住宅・9戸・3階建て・に設置のLPGﾀﾝｸ(容量298kg)についての開示請求。 【請求項目】 1.新設申請に対する特別建築物同意書の開示請求	開示		6/9	7/23

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
					熊本市西区春日4丁目〇番〇号に新築の〇〇・集合住宅・9戸・3階建て・に設置のLPGﾀﾝｸ(容量298kg)についての開示請求。 【請求項目】 2.同意審査書交付に対し、どの様な分析・審査・審議等がなされたか等のわかる資料等の開示請求 3.北側の石垣の高さ4,66mで、石垣の付根から65cmの近接の位置であり、東側の崖の高さ2,05mで、崖の付根から13cmの近接の位置に新設を許可して、LPGﾀﾝｸを新設させているが、この位置が危険でないとした根拠等のわかる資料等の開示請求 4.この様な状態と同じ・石垣の根付け・崖の根付けに似た地理的条件・位置関係に対して、熊本市内で許可を受け、新設されたLPGﾀﾝｸがあれば、その場所のわかる資料等の開示請求 5.ﾊﾞﾙｸLPG貯蔵ﾀﾝｸで、(1)495kgと(2)980kgが二つ併設で新設すると、合計1，475kgとなるが、同じ建物の中に配管が敷設されていても、別系統と査定して、(1)(2)を各々単独とする審査が可能とする基準等のわかる資料等の開示請求 6.この事が「不存在」であれば、合計が1t以上となり、1lt以上であれば熊本県知事の管轄であるが、敢えて熊本市消防局が特別建築物同意審査書を交付したか、交付可能なのか、この様な事例があったか、なかったか、根拠があるのか等のわかる資料等も併せて開示請求	不存在	第11条　第2項	6/9	
151	5/28	都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-15)築造(管渠)工事(553工区)及び 都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-15)築造(管渠)工事(606工区)の(第2回変更)設計積算内訳書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-15)築造(管渠)工事(553工区) 都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-15)築造(付帯)工事(606工区) の金入り設計書(第2回変更分)	開示		5/30	6/4
152	5/28	都市計画道路子飼新大江線橋梁上部工工事(上流側)の金入り設計書。 科目内訳、施行内訳までお願いします。	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		都市計画道路子飼新大江線橋梁上部工工事(上流側)金入り設計書	開示		6/2	6/5

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
153	5/28	大規模建築物等行為届出書様式3号 H26.2.1～H26.5.27 白黒	都市建設局 開発景観課		大規模行為の届出書(様式第3号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/5	6/12
154	5/28	H25年度 金入り工事設計書 ①上下水道局 2014/03/12開札 工事名:南区富合町廻江・田尻間(国道3号) φ100・75粍配水管布設他1件工事(3工区)	上下水道局 水道整備課		・南区富合町廻江・田尻間(国道3号)φ 100・75粍配水管布設他1件工事(3工区) 上記の金額入り工事内訳書	開示		5/30	
155	5/28	H25年度 金入り工事設計書 ②上下水道局 2014/02/05開札 工事名:都市計画事業 中部汚水幹線枝線下水道築造工事 540工区 2回変更後のもの	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中央汚水幹線枝線下水道築造工事(540工区)の金入り変更設計書	開示		5/30	
156	5/29	道路位置指定 指令(計建)第31号 S63-031号 S63.9.20	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 指令(計建)第31号 S63-031号 S63.9.20	開示		5/30	5/30
157	5/29	北部地区(6工区)公園除草業務委託の金入り設計書	都市建設局 北部土木センター 河川公園整備課		北部地区(6工区)公園除草業務委託の金入り設計書	開示		6/2	6/17
158	5/30	○○中学校○○部について ①4月12、13日、北九州で行われた大会の学校長に対する実施承認の起案及びその承認書。尚13日雨で試合が出来ず、帰りにﾌﾟﾛ野球を観戦したとのことです。この報告は受けていますか。 ②5月24、25日、菊池市で行われた大会の学校長に対する実施承認の起案及びその承認書。尚当日は13:00学校着となっており、保護者はその時解散と思っていました。しかし、負けたということで特訓があり、更にその後新人部員の歓迎会が居酒屋(?)でありました。保護者は飲酒し、7:30解散の予定が8:00頃になりました。この報告は受けていますか。	教育委員会 事務局 健康教育課		・4月12、13日開催大会の実施承認起案及び承認書(学校長承認) ・5月24、25日開催大会の実施承認起案及び承認書(学校長承認)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/5	6/9

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
159	5/30	・道路位置指定一式 指定年月日 S40.11.26 熊本市県指令第170 ｶﾗｰ→ｶﾗ 白黒→白黒	都市建設局 建築指導課		道路位置指定一式 指定年月日 S40.11.26 熊本市県指令第170 ｶﾗｰ→ｶﾗ 白黒→白黒	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/2	6/2
160	6/2	北区山室5-〇-〇〇居酒屋〇〇 前回改築工事時の消防検査に関する図面一式	消防局 総務課		熊本市北区山室5-〇-〇〇 居酒屋〇〇 前回改築工事時の消防検査に関する図面一式	開示		6/13	6/17
161	6/2	杉上小学校屋内運動場天井落下防止対策工事 金入設計書	教育委員会 事務局 施設課		杉上小学校屋内運動場天井落下防止対策工事 金入設計書	開示		6/9	6/9
162	6/2	南区富合町廻江・田尻間(国道3号)φ100・75粍配水管布設替他1件工事(2工区) 変更後	上下水道局 水道整備課		・南区富合町廻江・田尻間(国道3号)φ 100・75粍配水管布設他1件工事(2工区) 変更後 上記の金額入り工事設計書	開示		6/9	6/12
163	6/2	国道57号線(共同溝)φ500粍配水管布設工事	上下水道局 水道整備課		・国道57号線(共同溝)φ500粍配水管布設工事 上記の金額入り工事設計書	開示		6/4	6/5
164	6/2	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(26年5月1日～26年5月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年5月1日～平成26年5月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、移動店舗、臨時営業、及び露店を除く)計90件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、業種詳細 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年6月3日15:00	開示		6/6	6/16 郵送
165	6/2	平成26年5月1日～平成26年5月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年5月1日～平成26年5月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 計90件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年6月3日13:00	開示		6/6	6/16 郵送
166	6/2	平成12年第00394号 道路判定台帳 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		平成12年 第00394号 道路判定台帳 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/3	6/5

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
167	6/2	薬局開設許可証の内容について ・開設者(法人にあっては名称) ・店舗名 ・店舗所在地 ・許可番号 ・有効期限の開始日および終了日 ※区切りの日付は平成26年5月31日	健康福祉子ども局 医療政策課		薬局開設許可証の内容について ・開設者(法人にあっては名称) ・店舗名 ・店舗所在地 ・許可番号 ・有効期限の開始日及び終了日 ※区切りの日付は平成26年5月31日 平成26年6月4日、担当の○○氏に開示請求事項を上記事項に変更する旨了承済み。	開示		6/9	6/16 郵送
168	6/2	北区植木町小野φ150・100・75・50耗配水管布設他5件工事に伴う事後測量業務委託の金入り設計書	上下水道局 水道整備課		・北区植木町小野φ150・100・75・50耗配水管布設他5件工事に伴う事後測量業務委託 上記の金額入り業務委託設計書	開示		6/4	6/9
169	6/2	都市計画事業 西部汚水22号幹線枝線設計業務(その3)委託(第2606号)の金入り設計書	上下水道局 計画調整課		都市計画事業 西部汚水22号幹線枝線設計業務(その3)委託(第2606号) 上記1件の金入り設計書	開示		6/4	6/9
170	6/2	都市計画事業 富合西部汚水3号幹線枝線外設計業務委託(第2603号)の金入り設計書	上下水道局 計画調整課		都市計画事業富合西部汚水3号幹線枝線外設計業務委託(第2603号) 上記1件の金入り設計書	開示		6/4	6/9
171	6/3	熊本市出水町長溝○○-○ 道路位置指定 熊本県指令建第38号 白黒は白黒で ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		熊本市出水町長溝○○-○ 道路位置指定 熊本県指令建第38号 白黒は白黒で ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/4	6/4
172	6/3	社会福祉法人 ○○(○○園) 社会福祉法人 ○○(○○園) 社会福祉法人 ○○(○○園) 上記3法人の決算内容(3期分)22 23 24年度分 貸借対照表・損益計算書	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		社会福祉法人○○、社会福祉法人○○及び社会福祉法人○○の平成22年度から平成24年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/6	6/9
173	6/3	5月12日に行われた新南部遺跡群発掘調査業務の金入り設計書	観光文化交流局 文化振興課 埋蔵文化財調査室		新南部遺跡群発掘調査業務委託の金入り設計書	開示		6/5	6/6

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
174	6/3	平成26年4月26日～平成26年5月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)。 項目:屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年4月26日～平成26年5月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)計105件 項目:屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年6月5日13:00	開示		6/6	6/16
175	6/3	平成26年4月26日～平成26年5月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた美容所一覧。 項目:施設名称、営業所所在地、営業所電話番号、開設者氏名、役職、代表者氏名。	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年4月26日から平成26年5月31日までの間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		6/5	6/16
176	6/3	●期間 26年5月1日～26年5月31日 ●屋号 ●住所 ●申請者 ●申請者電話番号 ●許可日 飲食店営業施設(仮設、臨時、自販機を除く) 熊本市のみ 新規申請があったもの	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年5月1日～平成26年5月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(仮設、臨時、自販機を除く) 計90件 項目:屋号、営業所所在地、申請者電話番号、申請者氏名、許可日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年6月5日13:00	開示		6/9	6/12

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
177	6/4	★熊本市南区 ・野口2丁目⑥⑦⑨⑩⑪街区 ・近見5丁目⑥ ・良町4丁目⑦⑨⑩⑪⑫ ・御幸木部町3丁目① ★中央区 ・黒髪5丁目④ 出水8丁目○○ ★東区 ・戸島1丁目⑰ 戸島5丁目⑩⑫ 戸島西7丁目②⑤ 月出4丁目⑤ 月出7丁目④ 小峯4丁目⑤ 山ノ内3丁目③ 佐土原3丁目④⑩ 江津2丁目○○ 若葉6丁目⑧ 桜木4丁目⑩ これらの住居表示台帳の写し	企画振興局 区政推進課		南区野口二丁目6番街区ほか27街区分の住居表示台帳の写し	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/6	6/6
178	6/4	平成26年5月1日から平成26年5月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年5月1日～平成26年5月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、露店営業を除く) 計90件 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年6月5日13:00	開示		6/6	6/18 郵送
179	6/4	平成26年5月21日開札 上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 西部汚水6号幹線枝線外枝線下水道築造工事(912工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水6号幹線枝線外枝線下水道築造工事(912工区)	開示		6/9	6/16
180	6/4	金入設計書 ・本荘地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ火災復旧工事 ・中部浄化ｾﾝﾀｰ汚泥処理棟耐震補強工事 (変更前のもの)	都市建設局 営繕課		本荘地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ火災復旧工事 金入設計図書	開示		6/5	6/6
					中部浄化ｾﾝﾀｰ汚泥処理棟耐震補強工事 金入設計図書	開示		6/5	6/6

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
181	6/4	都市計画事業 東部汚水1号幹線枝線下水道築造工事(926工区)の設計積算内訳書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部汚水1号幹線枝線下水道築造工事(926工区)の金入り設計書	開示		6/6	6/16
182	6/4	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2014年5月16日より2014年6月4日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年5月16日～平成26年6月4日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧(移動販売業、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く)計62件 項目:屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年6月6日11:00	開示		6/9	6/12
183	6/4	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2014年5月16日より2014年6月4日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年5月16日から平成26年6月4日の間、熊本市内において新規確認した理容所、美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		6/9	6/12
184	6/4	熊本市上下水道局発注工事において 工事設計書の内訳表に記載されている 歩掛や単価に対して備考欄にあるｺｰﾄﾞとの 関連がわかる一覧表のような資料はございますでしょうか。	上下水道局 水道整備課		熊本市上下水道局発注工事における歩掛および単価に対してのｺｰﾄﾞ一覧表	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	6/16	6/18 郵送
185	6/5	楠小学校屋内運動場天井落下防止対策工事の内訳書(金入設計書) 開札日 H26年5月21日 14時15分	教育委員会事務局 施設課		楠小学校屋内運動場天井落下防止対策工事の内訳書(金入設計書)	開示		6/12	6/12
186	6/5	主要地方道宇土甲佐線(木原第三工区)舗装工事の金入り内訳書。 科目内訳、施行内訳まですべてお願いします。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		主要地方道宇土甲佐線(木原第三工区)舗装工事 金入り内訳書。	開示		6/13	6/16
187	6/5	力合小学校屋内運動場天井落下防止対策工事金入設計書	教育委員会事務局 施設課		力合小学校屋内運動場天井落下防止対策工事 金入設計書	開示		6/9	6/9

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
188	6/5	飲食店の営業許可申請を行った店舗の情報開示をお願い致します。ただし、移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く(営業中のもの) (項目)屋号・所在地・申請者名・電話番号 初回許可年月日 Excelﾌｧｲﾙ希望 H26.5/31現在	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年5月31日現在における、熊本市内全ての飲食店営業許可を受けている施設(移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号、初許可年月日 該当件数:8182件 ※開示情報の取り出し日時:平成26年6月9日13時	開示		6/13	6/17
189	6/6	ご担当 環境局水保全課 ●熊本市における土壌汚染対策法関連情報の提供についてお願いします。 ・水質汚濁防止法に基づく有害物質使用の特定事業所 長嶺西1丁目○-○○ ・○○㈱○○工場 ・　〃　○○工場 ・㈱○○○○工場 ・　〃　○○工場 届出の内容(特に排出可能性のある有害物質の種類)について開示をお願いします	環境局 水保全課		下記の事業場において、 ・水質汚濁防止法の規定に基づく届出(最新版)のうち特定施設の場所及び使用している特定有害物質の種類が確認できる箇所 ・汚水処理の方法が確認できる箇所 事業場:①○○株式会社○○工場 ②○○株式会社○○工場 ③株式会社○○○○工場 ④株式会社○○○○工場 所在地:熊本市東区長嶺西1丁目○番○○号	開示		6/13	6/30 郵送
190	6/6	平成26年5月28日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 花園ｲﾝﾀｰ線橋梁下部工(花園ﾗﾝﾌﾟ1号橋P5、花園ﾗﾝﾌﾟ2号橋P4・P5)工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		一般県道 花園ｲﾝﾀｰ線橋梁下部工(花園ﾗﾝﾌﾟ1号橋P5,花園ﾗﾝﾌﾟ2号橋P4・P5)工事の金入設計書	開示		6/10	6/16
191	6/6	道路指定書 S38-074 熊本県指令建第74号 〃　S42-087 熊本県指令建第87号 ｶﾗｰ印刷で	都市建設局 建築指導課		道路指定書 S38-074熊本県指令建第74号 道路指定書 S42-087熊本県指令建第87号 ｶﾗｰ印刷で	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/9	6/9
192	6/9	平成26年度 工事設計書 北区植木町山本西原公民館付近φ150・75・50耗配水管布設他1件工事 金入設計書	上下水道局 水道整備課		・北区植木町山本西原公民館付近φ150・75・50耗配水管布設他1件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		6/12	6/12
193	6/9	当院における医療法人設立認可日等の調査 (提出資料等の確認の為)	健康福祉子ども局 医療政策課		医療法人社団○○に係る以下の文書 (1)医療法人の設立認可について(伺) (2)医療法人設立に係る登記完了届の鑑文	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	6/20	6/20

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
194	6/9	平成26年5月28日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 花園ｲﾝﾀｰ線橋梁下部工(花園ﾗﾝﾌﾟ1号橋A1、P1花園ﾗﾝﾌﾟ2号橋A1)工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・一般県道花園ｲﾝﾀｰ線橋梁下部工(花園ﾗﾝﾌﾟ1号橋A1,P1、花園ﾗﾝﾌﾟ2号橋A1)工事 (金入設計書)	開示		6/12	6/16
195	6/9	平成25年9月26日経済委員会分 議案292号 分科会会議録(大山悟主席農林水産審議員説明) 株式会社○○への豚と畜機能移設に伴う助成金、補助金について 1)○○への現豚設の総事業30億円の根拠 2)前記1)の対象経費75億円の根拠 3)算出根拠となる1000分の310とは何か 4)大貫豚の専用ﾗｲﾝ用3億余の根拠(設計図書及び見積書、施行に関しての入札調書) 5)株式会社○○と熊本市間の豚と畜機能施設移設の合意書 6)株式会社○○へ3畜種の屠畜施設統合移設に伴う合意もしくは契約書 7)株式会社○○へ牛の屠畜施設を優先させた根拠と費用積算の根拠	農水商工局 農業政策課 食肉処理施設ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ		平成25年9月26日経済委員分議案292号分科会会議録(大山悟首席農林水産審議員説明)株式会社○○への豚と畜機能移設に伴う助成金、補助金について 1)○○の現豚設の総事業費30億円の根拠 2)前記1)の対象経費7.5億円の根拠 3)積算根拠となる1000分の310とは何か 4)大貫豚専用ﾗｲﾝ用3億円余の根拠(見積書) 5)株式会社○○と熊本市間の豚と畜機能施設移設の合意書 7)株式会社○○へ牛の屠畜施設を優先させた根拠と費用積算の根拠	開示		6/23	6/24
					平成25年9月26日経済委員分議案292号分科会会議録(大山悟首席農林水産審議員説明)株式会社○○への豚と畜機能移設に伴う助成金、補助金について 4)大貫豚専用ﾗｲﾝ用3億円余の根拠(設計図書及び施行に関しての入札調書) 6)株式会社○○へ3畜種の屠畜施設統合移設に伴う合意もしくは契約書	不存在	第11条　第2項	6/23	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
196	6/9	道路位置指定の写 昭和43年5月15日 第124号 申請人 熊本市保田窪本町○○番地 ○○○○ (ｶﾗｰ) ﾌｧｲﾙ名 S43-124･01 〃 02 〃 03 〃 04 〃 05	都市建設局 建築指導課		道路位置指定の写 昭和43年5月15日 第124号 申立人 熊本市保田窪本町○○番地 ○○○○(ｶﾗｰ) ﾌｧｲﾙ名 S43-124.01 S43-124.02 S43-124.03 S43-124.04 S43-124.05	開示 (一部請求拒否)	2号 個人情報	6/11	6/11
197	6/9	道路判定台帳調査書 判定番号 12年第339号 12年第338号 12年第160号	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳調査書 判定番号 12年第339号 12年第338号 12年第160号(ｶﾗｰ)	開示		6/11	6/11
198	6/10	大規模行為届出書の様式第3号(平成26年3月11日～4月10日届出分)	都市建設局 開発景観課		大規模行為の届出書(様式第3号)	開示 (一部請求拒否)	2号 個人情報	6/11	6/13
199	6/10	(開札日)平成26年3月12日 (工事名)都市計画事業 中部汚水1号幹線及び枝線下水道築造工事(518工区) 金入設計内訳書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中部汚水1号幹線及び枝線下水道築造工事(518工区)の金入設計書	開示		6/17	6/18
200	6/12	南区城南町東阿高～尾窪間φ150･75･50粍配水管布設他1件工事 金入り設計書	上下水道局 水道整備課		･南区城南町東阿高～尾窪間φ150･75･50粍配水管布設他1件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		6/19	6/24
201	6/12	平成26年5月28日開札 下水道整備課 都市計画事業 南部汚水17号幹線枝線下水道築造工事(913工区)】 平成26年5月28日開札 下水道整備課 都市計画事業 大和広住汚水幹線下水道築造工事(904工区) 平成26年6月4日開札 下水道整備課 都市計画事業 南部汚水6号幹線枝線下水道築造工事(914工区) 上記3件の金入り設計書の開示をお願いします。	上下水道局 下水道整備課		(1)都市計画事業 大和広住汚水幹線下水道築造工事(904工区) (2)都市計画事業 南部汚水17号幹線枝線下水道築造工事(913工区) (3)都市計画事業 南部汚水6号幹線枝線下水道築造工事(914工区) の金入り設計書	開示		6/16	6/23
202	6/12	平成26年5月28日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 砂原四方寄線(花園工区)下硯川高架橋下部工(A1)外工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		･一般県道砂原四方寄線(花園工区)下硯川高架橋下部工(A1)外工事の金入設計書	開示		6/20	6/23

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
203	6/13	熊本都市計画地区計画 出水7丁目地区地区計画 計画図 用途地域図 土地利用計画図	都市建設局 都市政策課		1.熊本都市計画地区計画の決定(熊本市決定)原案 出水7丁目地区地区計画 ① 計画図、 ② (参考図)土地利用計画平面図、 ③ (参考図)用途地域図	開示		6/16	6/17
204	6/13	●校区自治協ﾄｰｸ(春日)意見交換内容・平成25年9月5日(木)・場所春日地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ・参加者30名・の回答内容(※文書回答分)について、以下の開示請求をします。 →西区役所まちづくり推進課 1.提案・要望内容・ 春日の問題について、 ・整備が進み、春日は以前より不便になった。～道路にしても山を越えて通らなければ昔は違う道を通ることができたのに困っている。～ これまでバスが通っていた場所も通らなくなり、とにかく不便を感じている。とある。 ・これに対して、西区役所まちづくり推進課の回答内容(※文書回答文)には、整備が完成するまでの対策をできる限り実施したい。とある。 1)平成23年3月12日以降、どの様な対策をできる限り実施したか?のわかる具体的資料・等の開示請求。 2)どの様な投資対効果(投資額対住民の福祉向上維持に寄与した実績評価)のわかる具体的資料・等の開示請求。	西区役所 まちづくり推進課		1春日の問題について ・平成23年3月12日以降、どのような対策をできる限り実施したかのわかる具体的資料等 ・どの様な費用対効果のわかる具体的資料等 2春日池上線開通による周辺道路について ・平成23年3月12日以降、どのような対策をできる限り実施したかのわかる具体的資料等 ・どの様な費用対効果のわかる具体的資料等	不存在	第11条　第2項	6/18	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2.春日池上線開通による周辺道路について、・提案・要望内容・ 春日池上線が開通して、地元としては非常に不便を感じている。1つ目は、祇園橋から花岡山へ行く道ができないので、万日山ﾄﾝﾈﾙの方から遠回りしなければならない。2つ目は、～道を一本通してほしいが、春日池上線に中央分離帯ができるため、できないと言われた。中央分離帯ができると右折ができなくなり、遠回りしなければならないため生活が不便になる。2車線になるのなら右折ﾚｰﾝで対応できるのではないか。に対して、・西区まちづくり推進課の回答内容(※文書回答文)では、 警察との協議も必要になってくるかと思うが、地元の意向を踏まえ、対応してもらえるところは調整していきたい。とある。 1)平成23年3月12日以降、警察とどの様な調整したか、年月日・場所・双方の出席者役職名・会議録・等の開示請求。 2)今後のこの件に対する・今後のｽｹｼﾞｭｰﾙ表・等の開示請求。 添付参照熟視資料・自治協ﾄｰｸ意見交換内容・							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
205	6/13	●校区自治協ﾄｰｸ(春日)意見交換内容・平成25年9月5日(木)・場所春日地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ・参加者30名・の回答内容(※文書回答分)について、以下の開示請求をします。 →熊本市・熊本駅周辺整理事業所 1.提案・要望内容・ 春日の問題について、 ・整備が進み、春日は以前より不便になった。～道路にしても山を越えて通らなければ昔は違う道を通ることができたのに困っている。～ これまでバスが通っていた場所も通らなくなり、とにかく不便を感じている。とある。 ・これに対して、西区役所まちづくり推進課の回答内容(※文書回答文)には、整備が完成するまでの対策をできる限り実施したい。とある。 1)平成23年3月12日以降、どの様な対策をできる限り実施したか?のわかる具体的資料・等の開示請求。 2)どの様な投資対効果(投資額対住民の福祉向上維持に寄与した実績評価)のわかる具体的資料・等の開示請求。	都市建設局熊本駅周辺整備事務所		1.1)平成23年3月12日以降、どの様な対策をできる限り実施したか?のわかる具体的資料等の開示請求。 2)どの様な投資対効果(投資額対住民の福祉向上維持に寄与した実績評価)のわかる具体的資料等の開示請求。 2.1)平成23年3月12日以降、警察とどの様な調整したか、年月日、場所、双方の出席者役職名、会議録等の開示請求。 2)今後のこの件に対する今後のｽｹｼﾞｭｰﾙ表等の開示請求。 3.1)地元の春日の皆様から意見をいただいた実績の具体的わかる内容等、意見収集手段、住民の年齢構成、男女の別等、の開示請求。 2)この意見収集によって、どの様な対策、計画、今後のｽｹｼﾞｭｰﾙ等のわかる資料等の開示請求。	不存在	第11条　第2項	6/27	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2.春日池上線開通による周辺道路について、・提案・要望内容・ 春日池上線が開通して、地元としては非常に不便を感じている。1つ目は、祇園橋から花岡山へ行く道ができないので、万日山ﾄﾝﾈﾙの方から遠回りしなければならない。2つ目は、～道を一本通してほしいが、春日池上線に中央分離帯ができるため、できないと言われた。中央分離帯ができると右折ができなくなり、遠回りしなければならないため生活が不便になる。2車線になるのなら右折ﾚｰﾝで対応できるのではないか。に対して、 ・西区まちづくり推進課の回答内容(※文書回答文)では、 警察との協議も必要になってくるかと思うが、地元の意向を踏まえ、対応してもらえるところは調整していきたい。とある。 1)平成23年3月12日以降、警察とどの様な調整したか、年月日・場所・双方の出席者役職名・会議録・等の開示請求。 2)今後のこの件に対する・今後のｽｹｼﾞｭｰﾙ表・等の開示請求。 3.提案・要望内容・ 計画見直しへの住民意見反映について、 ・実際に利用する～周辺住民の意見を取り入れた計画をつくってほしい。との提案・要望内容・に対し、 ・～これから本格的に検討を進めていく。その中で、実際の利用者、特に地元の春日の皆様から意見をいただく場面はできる限りつくるので、協力をお願いしたい。とあるが、 1)地元の春日の皆様からの意見をいただいた実績の具体的わかる内容等・意見収集手段・住民の年齢構成・男女の別・等、の開示請求。 2)この意見収集によって、どの様な対策・計画・今後のｽｹｼﾞｭｰﾙ等のわかる資料等の開示請求。 添付参照熟視資料・自治協ﾄｰｸ意見交換内容						

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
206	6/13	●校区自治協ﾄｰｸ(春日)意見交換内容・平成25年9月5日(木)・場所春日地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ・参加者30名・の回答内容(※文書回答分)について、以下の開示請求をします。 →熊本市・熊本駅西区画整理事業所 1.提案・要望内容・ 春日の問題について、 ・整備が進み、春日は以前より不便になった。～道路にしても山を越えて通らなければ昔は違う道を通ることができたのに困っている。～ これまでバスが通っていた場所も通らなくなり、とにかく不便を感じている。とある。 ・これに対して、西区役所まちづくり推進課の回答内容(※文書回答文)には、整備が完成するまでの対策をできる限り実施したい。とある。 1)平成23年3月12日以降、どの様な対策をできる限り実施したか?のわかる具体的資料・等の開示請求。 2)どの様な投資対効果(投資額対住民の福祉向上維持に寄与した実績評価)のわかる具体的資料・等の開示請求。	都市建設局熊本駅西土地区画整理事業所		校区自治協ﾄｰｸ(春日)意見交換内容・平成25年9月5日(木)での回答内容に関する以下の開示請求。 1.1)春日地域が不便になったことに対して、整備が完成するまでの対策をできる限り実施したいと回答しているが、平成23年3月12日以降、どの様な対策をできる限り実施したかがわかる具体的資料等。	開示		6/26	7/11

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2.春日池上線開通による周辺道路について、・提案・要望内容・ 春日池上線が開通して、地元としては非常に不便を感じている。1つ目は、祇園橋から花岡山へ行く道ができないので、万日山ﾄﾝﾈﾙの方から遠回りしなければならない。2つ目は、～道を一本通してほしいが、春日池上線に中央分離帯ができるため、できないと言われた。中央分離帯ができると右折ができなくなり、遠回りしなければならないため生活が不便になる。2車線になるのなら右折ﾚｰﾝで対応できるのではないか。に対して、・西区まちづくり推進課の回答内容(※文書回答文)では、 警察との協議も必要になってくるかと思うが、地元の意向を踏まえ、対応してもらえるところは調整していきたい。とある。 1)平成23年3月12日以降、警察とどの様な調整したか、年月日・場所・双方の出席者役職名・会議録・等の開示請求。 2)今後のこの件に対する・今後のｽｹｼﾞｭｰﾙ表・等の開示請求。 添付参照熟視資料・自治協ﾄｰｸ意見交換内容・			校区自治協ﾄｰｸ(春日)意見交換内容・平成25年9月5日(木)での回答内容に関する以下の開示請求。 1.2)投資対効果(投資額対住民の福祉向上維持に寄与した実績評価)がわかる具体的資料等。 2.1)春日池上線開通に伴って地元に不便をかけていることに対する対応に要する警察との調整について、平成23年3月12日以降、警察とどの様な調整をしたかがわかる年月日・場所・双方の出席者役職名・会議録等。 2)この件に対する今後のｽｹｼﾞｭｰﾙ表等。	不存在	第11条　第2項	6/26	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
207	6/13	●校区自治協ﾄｰｸ(春日)意見交換内容・平成25年9月5日(木)・場所春日地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ・参加者30名・の回答内容(※文書回答分)について、以下の開示請求をします。 →熊本市・交通政策総室・ 1.提案・要望内容・ 計画見直しへの住民意見反映について、 ・実際に利用する～周辺住民の意見を取り入れた計画をつくってほしい。との提案・要望内容・に対し、 ・回答内容・(※文書回答文)として、 また、見直しにあたっては、～や地域住民の意見を十分に反映させるため、ｱﾝｹｰﾄ調査等を実施しており、様々な機会を捉えて意見の反映に努めていきたい。(交通政策総室)とあるが、 1)平成23年3月12日以降、地域住民の意見を十分反映する為、ｱﾝｹｰﾄ調査を実施したとの事であるが、どの様な集計がなされたのかのわかる集計表等、それをどの様に反映させたか等、のわかる資料等の開示請求。 2)周辺住民にはｱﾝｹｰﾄ調査は施行されていないが、いつ頃行われるのか?ｱﾝｹｰﾄ様式はどの様なものか?いつ頃実施するのか等・ｽｹｼﾞｭｰﾙ等・のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照熟視資料・ 自治協ﾄｰｸ意見交換内容・	都市建設局 交通政策総室		1) 平成23年3月12日以降、地域住民の意見を十分反映する為、ｱﾝｹｰﾄ調査を実施したとの事であるが、どの様な集計がなされたかのわかる集計表等	開示		6/27	7/11
					1) 平成23年3月12日以降、地域住民の意見を十分反映する為、ｱﾝｹｰﾄ調査を実施したとの事であるが、それをどの様に反映させたか等、のわかる資料等 2)周辺住民にはｱﾝｹｰﾄ調査は施行されていないが、いつ頃行われるのか?ｱﾝｹｰﾄ様式はどの様なものか?いつ頃実施するのか等・ｽｹｼﾞｭｰﾙ等・のわかる資料等	不存在	第11条　第2項	6/27	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
208	6/13	●情個審答申第3号・平成26年5月28日付、市協発第149号・平成26年6月5日付、について、以下の開示請求をします。 1.私の異議申立ての内容・→・3本件文書111の存否について 第2回熊本市自治推進委員会(平成24年7月2日開催)、平成24年度市政ﾘﾚｰｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ(平成24年7月7日開催の中で、熊本市自治推進委員会の委員長は、幸山市長から熊本市自治基本条例の改正の諮問を受けたので、審議に入りますとの発言している。その為、市長からの委員長宛の諮問書が「不存在」とはあり得ない。法的行政執行・文書等執行等に詳しい筈の学識経験者の明確な発言があるにも拘らず、委員長宛の市長発達公文書・諮問書が「不存在」とはあり得ない。更に、熊本市自治推進委員会の諮問事項について(伺い)の庁内・市長等決裁稟議書も「存在」するのに、「不存在」はあり得ない。速やかに「不存在」を取り消して、「存在・諮問書交付」を執行して頂きたい。と記述してある。 これに対して、・第4実施機関の説明の趣旨・→・3本件文書111の存否について熊本市自治推進委員会の市長からの諮問事項については、平成24年5月23日に市長決済により決定した事項であるが、公印押印の書面は作成していない。	総務局 法制課		1 熊本市長・附属機関に対して、熊本市長公印押印のある諮問書もなく、附属機関の審議会を開催させて事例の過去三年間の全ての事例。 2 平成26年5月28日付け情個審答申第3号に係る案件における、開示請求者及び異議申立人より提出された開示請求書・異議申立書・意見書のどの部分が「実施機関が行った判断や事務事業の手法等への不服を述べている」のかのみが分かる記述語句文章。	不存在	第11条　第2項	6/27	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		よって、「自治推進委員会諮問通知書自治推進委員会長熊本市幸山市長公印押印の書面」は「不存在」である。と記してある。 また、この審議会の答申として、→～当審議会で調査を行った結果、本市においては、附属機関へ押印した文書による諮問の形式をとっていないことから、本件文書111についても押印した諮問書を必須として取扱わないとする実施機関の説明に不合理があるとは認められない。とあるが、熊本市長の附属機関・「熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例」(不服申立てに関する手続き)第17条～熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成15年条例第11号)第1条に規定する熊本市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。とあり、別記様式第10号・情報公開審査諮問書・実施機関印が定められており、～熊本市情報公開条例第17条の規定により、諮問します。と明記されている。 下記の開示請求が「不存在」の場合は再度審議をやり直し、訂正し、答申文再発遣執行・すべきである。 熊本市長・附属機関・に対して、熊本市長公印押印のある諮問書もなく、附属機関の審議会を開催させた事例の過去三年間の全ての事例の開示請求。						

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2.この審議会の答申の中に、「いずれも実施機関が行った判断や事務事業の手法等への不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められない。」との記述があるが、この件に関する私の開示請求書・異議申立て書・意見書・の「私のどの部分の語句・記述文章・等が～不服を述べているに過ぎず、～に該当する」としての審議会答申記述なのか?更に、決定書答申なのか?そこだけがわかる私の記述語句文章の開示請求。 ※添付参照熟視資料・等。1)市長公印押印諮問書・2)市民の皆様の声・Q自治推進委員会について、A回答。							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
209	6/13	●情個審答申第3号・平成26年5月28日付、市協発第149号・平成26年6月5日付、について、以下の開示請求をします。 1.私の異議申立ての内容・→・3本件文書Ⅲの存否について 第2回熊本市自治推進委員会(平成24年7月2日開催)、平成24年度市政ﾘﾚｰｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ(平成24年7月7日開催の中で、熊本市自治推進委員会の委員長は、幸山市長から熊本市自治基本条例の改正の諮問を受けたので、審議に入りますとの発言している。その為、市長からの委員長宛の諮問書が「不存在」とはあり得ない。法的行政執行・文書等執行等に詳しい筈の学識経験者の明確な発言があるにも拘らず、委員長宛の市長発達公文書・諮問書が「不存在」とはあり得ない。更に、熊本市自治推進委員会の諮問事項について(伺い)の庁内・市長等決裁稟議書も「存在」するのに、「不存在」はあり得ない。速やかに「不存在」を取り消して、「存在・諮問書交付」を執行して頂きたい。と記述してある。 これに対して、・第4実施機関の説明の趣旨・→・3本件文書111の存否について熊本市自治推進委員会の市長からの諮問事項については、平成24年5月23日に市長決済により決定した事項であるが、公印押印の書面は作成していない。	企画振興局 市民協働課		1 熊本市自治推進委員会開催通知 2 熊本市自治基本条例見直し委員会開催通知 3 熊本市市民協働事業選定委員会開催通知 4 熊本市市民公益活動支援基金運営委員会開催通知 5 熊本市特定非営利活動法人条例個別指定制度検討委員会開催通知 6 熊本市安全安心まちづくり推進協議会開催通知 7 熊本市交通安全対策会議開催通知 8 くまもと市男女共同参画会議開催通知 (全て、平成23年6月26日～平成26年6月25日開催分)	開示		6/27	7/11

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		よって、「自治推進委員会諮問通知書自治推進委員会長熊本市幸山市長公印押印の書面」は「不存在」である。と記してある。 また、この審議会の答申として、→～当審議会で調査を行った結果、本市においては、附属機関へ押印した文書による諮問の形式をとっていないことから、本件文書111についても押印した諮問書を必須として取扱わないとする実施機関の説明に不合理があるとは認められない。とあるが、熊本市長の附属機関・「熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例」(不服申立てに関する手続き)第17条～熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成15年条例第11号)第1条に規定する熊本市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。とあり、別記様式第10号・情報公開審査諮問書・実施機関印が定められており、～熊本市情報公開条例第17条の規定により、諮問します。と明記されている。 下記の開示請求が「不存在」の場合は再度審議をやり直し、訂正し、答申文再発遣執行・すべきである。 熊本市長・附属機関・に対して、熊本市長公印押印のある諮問書もなく、附属機関の審議会を開催させた事例の過去三年間の全ての事例の開示請求。							
210	6/13	H4-183-J計画平面図 道路位置指定 白黒ｺﾋﾟｰ可	都市建設局 建築指導課		H4-183-J計画平面図 道路位置指定 白黒ｺﾋﾟｰ可	開示		6/18	6/23
211	6/16	平成26年1月1日から26年4月30日までの住居表示番号付定申請に伴った当該住居表示台帳(可能であれば、電磁的記録の交付を希望)	企画振興局 区政推進課		平成26年1月1日から平成26年4月30日までの住居番号付定申請に伴った当該住居表示台帳	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/23	6/25 郵送
212	6/17	飲食店営業許可書一覧 平成26年5月12日～平成26年6月16日 新規(更新除く) ・仮設、移動販売、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆ除く ・項目 店舗名、住所、代表者名、電話番号、申請年月日、許可年月日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年5月12日～平成26年6月16日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(仮設、移動販売、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆを除く) 計110件 項目:店舗名、住所、代表者名、電話番号、申請年月日、許可年月日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年6月18日 11:00	開示		6/19	10/21

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
213	6/18	平成26年6月11日開札 教育委員会 施設課 (仮称)特別支援学校(高等部)造成工事(第1期) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	教育委員会事務局 施設課		(仮称)特別支援学校(高等部)造成工事(第1期)金入設計書	開示		6/23	6/23
214	6/18	道路判定の書類 熊本市南区城南町今吉野字中原○○-○前面道路 白黒で	都市建設局 建築指導課		道路判定の書類 熊本市南区城南町今吉野字中原○○-○ 前面道路 白黒で	開示		6/20	6/25
215	6/18	熊本市南部万年青年館の平成25年指定管理者公募に関する申請書一切	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課	有 7/25	熊本市介護予防支援事業推進のための施設 指定管理者申請書	開示 (一部請求拒否)	3号 法人等情報	7/18	7/28
216	6/18	位置指定道路台帳 S33-037 熊本市上水前寺 ・関係書類一式 ・図面類 ｶﾗｰのものはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		位置指定道路台帳 S33-037 熊本市上水前寺 ・関係書類一式 ・図面類 ｶﾗｰのものはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号 個人情報	6/20	6/20
217	6/18	食品営業許可台帳(営業所所在地・屋号・営業者氏名・住所・業種・許可年月日・許可期限) の内、許可年月日が平成26年6月18日現在の新規・更新許可をした飲食店の一覧の喫茶店営業(自動販売機のみ)の開示をお願いしたい	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年6月18日現在で、新規及び更新許可をした喫茶店営業(自動販売機のみ)の施設 計1,019件 項目:営業所所在地、屋号、営業者氏名、営業者住所、業種、初許可年月日、許可期限 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年6月23日 午前10時	開示		6/27	7/1
218	6/18	一般県道砂原四方寄線(池上工区) 2号ﾄﾝﾈﾙ水文調査業務委託 金入設計書	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・一般県道砂原四方寄線(池上工区)2号ﾄﾝﾈﾙ水文調査業務委託の金入設計書	開示		6/23	6/24
219	6/18	平成26年03月12日開札 東区健軍2丁目20番地付近φ800粍配水管推進工事 国道57号線(共同溝)φ500粍配水管布設工事 南区富合町廻江・田尻間(国道3号)φ100・75粍配水管布設他1件工事(3工区) 上記3件の工事の金入り設計書の開示をお願いします。	上下水道局 水道整備課		・東区健軍2丁目20番地付近φ800粍配水管推進工事 ・国道57号線(共同溝)φ500粍配水管布設工事 ・南区富合町廻江・田尻間(国道3号)φ100・75粍配水管布設他1件工事(3工区) 上記の金額入り工事内訳書	開示		6/20	7/8

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
220	6/19	戸島送水場小水力発電設備室築造工事 入札工事内訳書 金入設計書	上下水道局 水道整備課		戸島送水場小水力発電設備室築造工事 上記工事の金入り内訳書(工種明細表及び科目内訳表) (変更契約前の当初の設計)	開示		6/20	6/26
221	6/20	道路判定の書類 02-339-02～ 〃　〃　18 (ｶﾗｰ)	都市建設局 建築指導課		道路判定の書類 02-339-02～02-339-18(ｶﾗｰ)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/24	6/25
222	6/20	田原小学校屋内運動場天井落下防止対策工事 金入設計書	教育委員会 事務局 施設課		田原小学校屋内運動場天井落下防止対策工事金入設計書	開示		7/2	7/3
223	6/20	･消防用設備等検査済証(中消発第65号 平成22年11月12日) ･消防用設備等設置届出書(平成22年11月2日)自動火災報知設備) ※系統図、1階･2階の平面図 ･防火対象物使用開始届出書(平成12年8月19日)○○ ※消防同意、求積図、仕上表、配置図、1･2階･R階平面図、立面図、断面図) ･消防用設備等設置届出書(平成12年8月21日第1170号～第1174号) ※消火器、自動火災報知設備、非常放送、非難器具、誘導灯 ･変電設備設置届出書(平成12年8月18日) ･防火対象物使用開始届出書(平成12年8月21日第1176号)駐車場 ※1階、R階平面図 ･消防用設備等設置届出書(平成12年8月21日第1177号) ○○熊本市中央区黒髪3-○-○○	消防局 総務課		熊本市中央区黒髪3-○-○○ ○○ 【請求図面】 ･消防用設備等検査済証 (中消発第65号平成22年11月12日) ･消防用設備等設置届出書 (平成22年11月2日 自動火災報知設備) ※系統図、1階･2階の平面図 ･防火対象物使用開始届出書(○○) (平成12年8月19日) ※消防同意、求積図、仕上表、配置図、1,2階･R階平面図、立面図、断面図 ･消防用設備等設置届出書 (平成12年8月21日 第1170号～第1174号) ※消火器、自動火災報知設備、非常放送、避難器具、誘導等 ･変電設備設置届出書 (平成12年8月18日) ･防火対象物使用開始届出書(駐車場) (平成12年8月21日 第1176号) ※1階、R階平面図 ･消防用設備等設置届出書 (平成12年8月21日 第1177号)	開示		7/1	7/3
224	6/23	池田3丁目○○道路指定 (H15-040号) ｶﾗｰはｶﾗｰでお願い致します。	都市建設局 建築指導課		池田3丁目○○道路指定(H15-040号) ｶﾗｰはｶﾗｰでお願いします。	開示		6/24	6/24

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
225	6/23	平成26年4月21日実施 北区楠2丁目の街区変更及び 平成26年6月1日実施 南区田井島土地区画整理事業に伴う 住所変更について変更内容が分かる資料図面 (街区変更図、住居表示台帳等)	企画振興局 区政推進課		平成26年 4月21日実施 北区楠二丁目の街区変更 平成26年 6月 1日実施 南区田井島土地区画整理事業 住所変更について変更内容が分かる資料図面(街区変更図、住居表示台帳等)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/26	6/30 郵送
226	6/23	中央区の平成26年度連合会長・自治会長名簿。	中央区役所 まちづくり推進課		中央区の平成26年度自治会長名簿	開示		7/2	7/3 郵送
					中央区の平成26年度連合会長名簿	不存在	第11条　第2項	7/2	
227	6/23	・位置指定道路 S44-511 上記申請書の写 ・位置指定道路 H01-023 上記申請書の写	都市建設局 建築指導課		○位置指定道路 S44-511 上記申請書の写 ○位置指定道路 H01-023 上記申請書の写	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/24	6/26
228	6/23	南区の平成26年度連合会長・自治会長名簿。	南区役所 まちづくり推進課		南区の平成26年度連合会長・自治会長名簿	開示		6/26	7/3 郵送
					南区の平成26年度連合会長・自治会長名簿	不存在	第11条　第2項	6/26	
229	6/23	北区の平成26年度連合会長・自治会長名簿。	北区役所 まちづくり推進課		北区の平成26年度連合会長・自治会長名簿	開示		6/24	7/3 郵送
					北区の平成26年度連合会長・自治会長名簿	不存在	第11条　第2項	6/24	
230	6/23	東区の平成26年度連合会長・自治会長名簿。	東区役所 まちづくり推進課		東区の平成26年度連合会長・自治会長名簿	開示		6/25	7/3 郵送
					東区の平成26年度連合会長・自治会長名簿	不存在	第11条　第2項	6/25	
231	6/23	西区の平成26年度連合会長・自治会長名簿。	西区役所 まちづくり推進課		西区の平成26年度連合会長・自治会長名簿。 (うち、自治会長名簿)	開示		6/27	7/3 郵送
					西区の平成26年度連合会長・自治会長名簿。 (うち、連合会長名簿)	不存在	第11条　第2項	6/27	
232	6/23	熊本市上下水道局別館建築改修工事の金額入内訳書	上下水道局 水道整備課		熊本市上下水道局別館建築改修工事 金入内訳書	開示		6/26	6/27

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
233	6/24	○○中学校○○部について ①「○○中学校部活動規定及び申し合わせ事項」を開示してください。 ②○○部の4月、5月、6月の練習計画の承認申請書もしくは起案書、およびその承認決裁に係わる文書。 ③○○部の6月7、8日の○○高校での試合参加にともなう承認申請書もしくは起案書、およびその承認決裁に係わる文書。 ④○○部の6月14、15日の八代市、○○高校での試合参加にともなう承認申請書もしくは起案書、およびその承認決済に係わる文書。	教育委員会事務局 健康教育課		・○○部の6月7、8日開催の実施承認起案及び承認書(校長承認) ・○○部の6月14，15日開催の実施承認起案及び承認書(校長承認)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/8	7/10
					・○○中学校部活動規定及び申し合わせ事項 ・○○部の4月、5月、6月の練習計画	開示		7/8	7/10
234	6/24	社会福祉法人○○ 平成23年度、24年度、25年度 貸借対照表 事業活動収支報告書	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		社会福祉法人○○の平成23、24年度の賃借対照表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表	開示		6/25	7/1
235	6/24	道路判定 05-034-01 05-034-02 05-034-03 05-034-04 05-034-05 05-034-06 05-034-07 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路判定 05-034-01 05-034-02 05-034-03 05-034-04 05-034-05 05-034-06 05-034-06 05-034-07 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/25	6/25
236	6/24	・05-553 道路判定台帳 〃　の調査書 専用道路協議書 ・S42-130 位置指定台帳	都市建設局 建築指導課		○05-553 道路判定台帳 道路判定の調査書 専用道路協議書 ○S42-130 位置指定台帳	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/25	7/8
237	6/25	金峰山少年自然の家宿泊棟トイレ改修工事 金額入り設計書	都市建設局 営繕課		金峰山少年自然の家宿泊棟トイレ改修工事 金額入り設計書	開示		6/26	6/26

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
238	6/25	●花岡山中腹〇〇・に設計変更で・石垣の天辺崖っぷち・に・LPGﾀﾝｸ建築許可確認書交付・等・執行・した事に対する以下の開示請求。 1.「液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年三月十日通商産業省令第十一号)の第十八条十三供給管は、地くずれ、山くずれ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所又は建物の基礎面下に設置しないこと。とある。 ここのLPGﾀﾝｸ位置は、石垣の天辺崖っぷち・東側外れ・で、本館までの供給管が数十米埋設配管されているが、LPGﾀﾝｸ位置の横は駐車場であり、車の走行もあり、石垣の真上崖っぷちの位置でもあり、真下周辺には旧防空壕の巨大空洞も展開している地理的地層不良条件の中で、どの様な検査等が行われ、どの様な根拠・条件・等によって、あんしん安全としての検査審査審議の結果なのか?更に、供給管もあんしん安全として、建築許可確認書交付・完成検査許可書交付が市政執行された根拠等のわかる資料等の開示請求。 2.LPGﾀﾝｸ設置位置の直近近接に給水槽・ﾎﾟﾝﾌﾟ・受水槽・が併設しているが、給水槽等は上水道水衛生状態の規制等が厳しいと思われるが、液化石油ｶﾞｽ保安法(有毒ｶﾞｽ?)の適応を受ける施設と併設しても構わないとして建築許可確認書・完成検査合格させた根拠等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照熟視写真資料等・A4→1枚・	都市建設局 建築指導課		●花岡山中腹・〇〇・に設計変更で・石垣の天辺崖っぷち・に・LPGﾀﾝｸ建築許可確認書交付・等・執行・した事に対する以下の開示請求。 1.どの様な検査等が行われ、どの様な根拠・条件・等によって、あんしん安全としての検査審査審議の結果なのか?更に、供給管もあんしん安全として、建築許可確認書交付・完成検査許可書交付が市政執行された根拠等のわかる資料等の開示請求。 2.LPGﾀﾝｸ設置位置の直近近接に給水槽・ﾎﾟﾝﾌﾟ・受水槽・が併設しているが、液化石油ｶﾞｽ保安法(有毒ｶﾞｽ?)の適応を受ける施設と併設しても構わないとして建築許可確認書・完成検査合格させた根拠等のわかる資料等の開示請求。	その他	1及び2の文書は一般に公開されており、容易に入手できるものであるから、情報公開の対象外。	7/3	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
239	6/25	●花岡山中腹・○○・に設計変更で・石垣の天辺崖っぷち・に・LPGﾀﾝｸ建築許可確認書交付・等・執行・した事に対する以下の開示請求。 1.「液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年三月十日通商産業省令第十一号)の第十八条十三供給管は、地くずれ、山くずれ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所又は建物の基礎面下に設置しないこと。とある。 ここのLPGﾀﾝｸ位置は、石垣の天辺崖っぷち・東側外れ・で、本館までの供給管が数十米埋設配管されているが、LPGﾀﾝｸ位置の横は駐車場であり、車の走行もあり、石垣の真上崖っぷちの位置でもあり、真下周辺には旧防空壕の巨大空洞も展開している地理的地層不良条件の中で、どの様な検査等が行われ、どの様な根拠・条件・等によって、あんしん安全としての検査審査審議の結果なのか?更に、供給管もあんしん安全として、建築許可確認書交付・完成検査許可書交付が市政執行された根拠等のわかる資料等の開示請求。 2.LPGﾀﾝｸ設置位置の直近近接に給水槽・ﾎﾟﾝﾌﾟ・受水槽・が併設しているが、給水槽等は上水道水衛生状態の規制等が厳しいと思われるが、液化石油ｶﾞｽ保安法(有毒ｶﾞｽ?)の適応を受ける施設と併設しても構わないとして建築許可確認書・完成検査合格させた根拠等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照熟視写真資料等・A4→1枚・	消防局総務課		花岡山中腹・○○に設計変更で石垣天辺崖っぷちにLPGﾀﾝｸ建築許可確認書交付等・執行したことに対する以下の開示請求。 【請求項目】 1.「液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年三月十日通商産業省令第十一号)の第十八条十三供給管は地くずれ、山くずれ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所又は建物の基礎面下に設置しないこと。とある。ここのLPGﾀﾝｸ位置は、石垣の天辺崖っぷち・東側外れで本館までの供給管が数十米埋設配管されているが、LPGﾀﾝｸ位置の横は駐車場であり、車の走行もあり石垣の真上崖っぷちの位置でもあり、真下周辺には旧防空壕の巨大空洞も展開している地理的地層の不良条件の中で、どのような検査等が行われ、どの様な根拠・条件等によって、あんしん安全としての検査審査審議結果の結果なのか? 更に、供給管もあんしん安全として建築許可確認書交付・完成検査許可書交付が市政執行された根拠等のわかる資料等の開示請求。 2.LPGﾀﾝｸ設置位置の直近近接に給水槽が併設しているが、給水槽等は上水道水衛生状態の規制等が厳しいと思われるが、液化石油ｶﾞｽ保安法(有毒ｶﾞｽ)の適応を受ける施設と併設しても構わないとして建築許可確認書・完成検査合格させた根拠等のわかる資料等の開示請求。	不存在	第11条　第2項	7/7	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
240	6/25	別紙添付する立会概要書に記載してある、根拠として使用した区画整理図面 所在:熊本市中央区水前寺1丁目〇〇番地付近のもの 隣接地、対向地、及び付近の状況が分かるように、広い範囲の写しが欲しい。 (概要) 申請地〇〇番に接する市道との官民境界について区画整理図8m、隅切3m、過去記録(H14.2.5決裁)を基に平成23年12月16日に立会を行ったが、申請地隣接の〇〇番の所有者が遠方のため協力できないとのことで協議ができなかったため、今回未確定とし1m手前までの確認で止めるもの。 また、申請地〇〇番に接する水路敷はH18.4.3区域変更されており市道区域として境界を確認したもの。	都市建設局 都心活性推進課		区画整理図面 所在:熊本市中央区水前寺丁目〇〇番地付近のもの	開示		7/3	7/4
241	6/25	昨年11月1日本荘小学校コミュニティセンターで発生した、火災原因を中央消防署に聞きますが火元は答えられません、私は知る権利が有ると思います。中央消防署から、市政情報ﾌﾟﾗｻﾞに申しこめば、火災原因は(お答えします) 現在火災復旧工事があっています 市の財政費を導入されて、落札額が高額です 上記工事の金入設計書、内訳書を要望します 本荘地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ火災復旧工事	都市建設局 営繕課		本荘地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ火災復旧工事 金入設計図書	開示		6/27	6/30
242	6/25	熊本市内の飲食店営業許可について、屋号、営業所在地、ﾋﾞﾙ名、電話番号、営業者氏名(会社名)、許可年月日、初回許可年月日が分かる資料として、情報開示をお願い申し上げます。 ※平成26年6月23日現在のもの ※臨時、移動、自販機を除く	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年6月23日現在で熊本市内の飲食店営業許可をもつ施設(臨時、移動、自販機を除く) 計8,283件 項目:屋号、営業所所在地(ﾋﾞﾙ名を含む)、営業所電話番号 営業者氏名、許可年月日、初回許可年月日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年7月1日正午	開示		7/3	7/16 郵送
243	6/25	(仮称)新田原坂資料館新築その他工事 金入り設計書	都市建設局 営繕課		(仮称)新田原坂資料館新築その他工事 金入り設計書	開示		6/27	6/27

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
244	6/26	大和広住汚水幹線及び枝線下水道築造工事(927工区) 金入り設計書	上下水道局 下水道整備課		大和広住汚水幹線及び枝線下水道築造工事(927工区) 金入り設計書	開示		7/2	7/11
245	6/26	都市計画事業 大和広住汚水幹線及び枝線下水道築造工事 927工区 金入設計書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 大和広住汚水幹線及び枝線下水道築造工事 927工区 金入設計書	開示		7/2	7/4
246	6/26	北区植木町滴水2268番地付近φ150、100、75、50粍配水管布設他1件工事 金入設計書	上下水道局 水道整備課		・北区植木町滴水2268番地付近 φ150・100・75・50粍配水管布設他1件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		6/30	7/4
247	6/26	道路判定 99-009-01 同上　-03 ｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		道路判定 99-009-01 99-009-03 ｶﾗｰ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/27	6/27
248	6/27	工事番号 1400387-00 件名　　千原台高等学校樹木管理等業務委託 工期　　平成26年6月26日～平成27年1月23日 上記業務委託の金入り設計書(*本委託費*内訳書、工種明細書、施工内訳表)	教育委員会 事務局 施設課		千原台高等学校樹木管理等業務委託の金入り設計書	開示		7/2	7/3
249	6/27	道路位置指定 S59-014 熊本市指令(計建)第14号 昭和59年6月1日 熊本市打越町 ○○-○○外7筆 白黒は白黒、ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S59-014 熊本市指令(計建)第14号 昭和59年6月1日 熊本市打越町○○-○○外7筆 白黒は白黒、ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示		6/30	7/9
250	6/27	平成26年6月19日開札 上下水道局 水道整備課 北区植木町鞍掛1110番地付近φ150・75・50粍配水管布設他1件工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 水道整備課		・北区植木町鞍掛1110番地付近φ150・75・50粍配水管布設他1件工事 上記の金額入り業務委託設計書	開示		6/30	7/2
251	6/27	平成26年6月18日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 ・一般県道 花園ｲﾝﾀｰ線花園ﾗﾝﾌﾟ2号橋下部工(P1、P2、P3)工事 ・一般県道 砂原四方寄線(花園工区)貢1号跨道橋下部工A2工事 上記2件の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・一般県道砂原四方寄線(花園工区)貢1号跨道橋下部工A2工事 ・一般県道花園ｲﾝﾀｰ線花園ﾗﾝﾌﾟ2号橋下部工(P1,P2,P3)工事 上記2件の金入設計書	開示		7/1	7/2

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
252	6/27	平成24年度 管理道路境界確定及び側溝改良測量設計業務委託報告書。 熊本市中央区上水前寺一丁目〇〇-〇〇境界点 綱図及び平面図。	都市建設局 都心活性推進課		平成24年度管理道路境界確定及び側溝改良測量設計業務委託報告書 熊本市中央区上水前寺一丁目〇〇-〇〇境界点網図及び平面図	開示		7/8	7/9
253	6/27	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2014年6月5日より2014年6月27日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年6月5日～平成26年6月27日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧(移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く)計63件 項目:屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年7月1日11:00	開示		7/1	7/2
254	6/27	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2014年6月5日より2014年6月27日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年6月5日から同月27日の間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧(理容所については該当無し) 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		7/1	7/2
255	6/30	・帯山東公園外2公園施設改修工事 (担当課 東部土木センター 河川公園整備課 公園班) 金入り設計書	都市建設局 東部土木センター 河川公園整備課		〈件名〉 帯山東公園外2公園施設改修工事の金入り設計書	開示		7/9	7/9
256	6/30	・市道 旭町鰐瀬線外交通安全施設整備工事 金入り設計書	都市建設局 西部土木センター 城南地域整備室		市道旭町鰐瀬線外交通安全施設整備工事 金入り設計書	開示		7/4	7/8
257	6/30	環境局水保全課に提出された 熊本市中央区南熊本1丁目土壌汚染調査に関する資料	環境局 水保全課		環境局水保全課に提出された熊本市中央区南熊本1丁目土壌汚染調査に関する資料	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/9	7/9
258	6/30	2014年5月～6月度の飲食店の新規開業の店舗一覧 (店名)(所在地)(申請者の名前)(電話番号) ・移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く 5月1日～6月30日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年5月から6月の飲食店営業許可の新規開業の飲食店一覧 (移動、臨時、仮設、自動販売機を除く) 項目:店名、営業所の所在地、申請者の名前、営業所の電話番号 ※開示情報取り出し日時:平成26年7月4日11:00	開示		7/7	7/11

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
259	6/30	●期間 26年6月1日～26年6月30日 ●屋号 ●住所 ●申請者 ●申請者電話番号 ●許可日 飲食店営業施設(仮設、臨時、自販機を除く) 熊本市のみ 新規申請があったもの	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年6月1日～平成26年6月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(仮設、臨時、自販機を除く) 計84件 項目:屋号、営業所住所、申請者氏名、申請者電話番号、許可日 ※開示情報取り出し日時:平成26年7月4日11:00	開示		7/8	7/9
260	6/30	平成26年6月1日～平成26年6月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた美容所一覧。 項目:施設名称、営業所所在地、営業所電話番号、開設者氏名、役職、代表者氏名。	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年6月1日から平成26年6月30日までの間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		7/3	7/14
261	6/30	平成26年6月1日～平成26年6月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)。 項目:屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年6月1日～平成26年6月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)計84件 項目:屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号 ※開示情報取り出し日時:平成26年7月4日11:00	開示		7/8	7/14
262	7/1	水質汚濁防止法等の届出情報提供申請書と添付書類一式 熊本市東区御領2丁目○○番○、○○番･○○番･○○番○･○○番 ･㈱○○ ･㈱○○ 白黒は白黒 ｶﾗｰはｶﾗｰで	環境局 水保全課		水質汚濁防止法等の届出書と添付書類一式 熊本市東区御領2丁目○○番○、○○番･○○番･○○番○･○○番 ･(株)○○ ･(株)○○	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/14	7/14
					水質汚濁防止法等の届出書と添付書類一式 熊本市東区御領2丁目○○番○,○○番,○○番,○○番○,○○番 ･(株)○○	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/14	7/14
					水質汚濁防止法等の届出書と添付書類一式 熊本市東区御領2丁目○○番○,○○番,○○番,○○番○,○○番 ･(株)○○	不存在	第11条　第2項	7/14	
263	7/1	道路位置指定 S47-130 ｶﾗｰでお願いします。	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S47-130 ｶﾗｰでお願いします	開示		7/3	7/4

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
264	7/1	道等の判定調査書 07年第309号 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道等の判定調査書 07年第309号 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/1	7/2
265	7/1	･道路位置指定台帳 S47-087 昭和47年 申請者 ○○○○ ･　〃　S52-041 昭和52年 申請者 ○○○○ ･道路判定 02-136 平成14年度 申請者 ○○○○ ･　〃　05-103 平成16年度　〃　○○○○	都市建設局 建築指導課		●道路位置指定台帳 S47-087 昭和47年度 申請者 ○○○○ ●道路位置指定台帳 S52-041 昭和52年度 申請者 ○○○○ ●道路判定 02-136 平成14年度 申請者 ○○○○ ●道路判定 05-103 平成16年度 申請者 ○○○○	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/4	7/11
266	7/1	･附近見取図 ･字図 ･平面図 ･道路の位置 S53-023 北区清水町室園字山添○○-○○外35筆 白黒→白黒ｶﾗｰ→ｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		･附近見取図 ･字図 ･平面図 ･道路の位置 S53-023 北区清水町室園字山添○○-○○外35筆 白黒→白黒 ｶﾗｰ→ｶﾗｰ	開示		7/4	7/7
267	7/1	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(26年6月1日～26年6月30日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】･屋号･営業所所在地･営業所電話番号･営業者氏名･初許可年月日･業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年6月1日～平成26年6月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 計84件 項目:屋号･営業所所在地、営業所電話番号、営業者氏名、初許可年月日、業種詳細 ※開示情報取り出し日時:平成26年7月4日11:00	開示		7/8	7/22 郵送
268	7/1	平成26年6月1日～平成26年6月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年6月1日～平成26年6月30日までの間に、熊本市内において 新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 計84件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年7月7日15:00	開示		7/8	7/18 郵送
269	7/2	平成26年6月18日 開札 ･飽田東小学校水泳ﾌﾟｰﾙ築造工事 上記工事の金入設計書の開示をお願い致します。	教育委員会 事務局 施設課		飽田東小学校水泳ﾌﾟｰﾙ築造工事金入設計書	開示		7/8	7/8

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
270	7/2	・施工番号:1400259 ・工事名:南部総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰﾌﾟｰﾙ改修機械設備工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 設備課		南部総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰﾌﾟｰﾙ改修機械設備工事 金入設計書	開示		7/8	7/23 郵送
271	7/2	・施工番号:1400190 ・工事名:市道 東門寺大多尾第1号線道路改良工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 河内分室		市道東門寺大多尾第1号線道路改良工事の金入設計書	開示		7/8	7/23 郵送
272	7/2	・施工番号:1480146 ・工事名:西区河内町白浜2810-9付近φ75・50粍配水管布設他1件工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	上下水道局 水道整備課		西区河内町白浜2810-9付近φ75・50粍配水管布設他1件工事 上記の金額入り内訳書(工種明細表及び科目内訳表) (変更契約前の当初の設計)	開示		7/7	7/23 郵送
273	7/2	・施工番号:1400329 ・工事名:金峰山少年自然の家宿泊棟ﾄｲﾚ改修給排水衛生その他設備工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 設備課		金峰山少年自然の家宿泊棟ﾄｲﾚ改修給排水衛生その他設備工事 金入設計書	開示		7/11	7/23 郵送
274	7/2	・施工番号:1480135 ・工事名:北区植木町鞍掛1110番地付近φ150・75・50粍配水管布設他1件工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	上下水道局 水道整備課		・北区植木町鞍掛1110番地付近φ150・75・50粍配水管布設他1件工事 上記の金額入り業務委託設計書	開示		7/4	7/23 郵送
275	7/2	・施工番号:1480082 ・工事名:中央区黒髪6丁目27-25番付近φ75粍配水管布設他1件工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	上下水道局 管路維持課		・中央区黒髪6丁目27-25番付近φ75粍配水管布設他1件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		7/10	7/23 郵送
276	7/2	・施工番号:1400430 ・工事名:市道 白浜第10号線道路改良工事【総合評価方式】 ・該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 河内分室		市道白浜第10号線道路改良工事の金入設計書	開示		7/8	7/23 郵送
277	7/3	北区植木町米塚142番地付近φ75・50粍配水管布設替他1件工事 北区植木町滴水2268番地付近φ150・100・75・50粍配水管布設他1件工事 南区城南町坂野φ300・200粍配水管布設工事 平成26年度発注、開札済の上記3工事分の金入り設計書。 お手数おかけしますがよろしくお願いいたします。	上下水道局 水道整備課		・北区植木町米塚142番地付近φ75・50粍配水管布設替他1件工事 ・北区植木町滴水2268番地付近φ150・100・75・50粍配水管布設他1件工事 ・南区城南町坂野φ300・200粍配水管布設工事 上記の3工事分の金額入り工事設計書	開示		7/9	7/16 郵送
278	7/4	中央区出水3丁目○-○○ (H-199-02) (H-199-03) ｶﾗｰはｶﾗｰでお願い致します。	都市建設局 建築指導課		中央区出水3丁目○-○○ (11-199-02)(11-199- 03) ｶﾗｰはｶﾗｰでお願い致します	開示		7/7	7/7

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
279	7/4	平成26年4月1日から平成26年6月30日までの住居表示番号不定申請に伴った当該住居表示台帳	企画振興局 区政推進課		平成26年4月1日から平成26年6月30日までの住居番号付定申請に伴った当該住居表示台帳	開示		7/16	7/18 郵送
280	7/4	教育委員会 施設課による 松尾西小学校屋内運動場天井落下防止対策工事の工事内訳書(金額が入れてある内訳書)	教育委員会 事務局 施設課		松尾西小学校屋内運動場天井落下防止対策工事の工事内訳書(金額が入れてある内訳書)	開示		7/8	7/9
281	7/4	道路位置判定書一式 S54-055 白黒は白黒でｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置判定書一式 S.54-055 白黒は白黒でｶﾗｰはｶﾗｰで	開示		7/7	7/7
282	7/7	道路判定 14年076号・ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路判定 14年076号 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示		7/9	7/15
283	7/7	○○(熊本市水前寺2-○○-○○) 開設時(平成20年7月) 監査に入られた全ての書類の開示願います。	健康福祉子ども局 医療政策課		○○(熊本市水前寺2-○○-○○)開設時(平成20年7月) 監査に入られたすべての書類の開示 ・H20.7.18 診療所開設前調査ﾁｪｯｸﾘｽﾄ 診療所名 ○○	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	7/15	7/17
284	7/7	飲食店営業許可書一覧 平成26年5月12日～平成26年7月6日 新規(更新除く) ・仮設、移動販売、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆ除く ・項目 店舗名、住所、代表者名、電話番号、申請年月日、許可年月日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年5月12日～平成26年7月6日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (仮設、移動販売、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆを除く)計155件 項目:店舗名、営業所住所、申請者名、営業所電話番号、申請年月日、許可年月日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年7月9日14:30	開示		7/10	7/11
285	7/7	平成26年6月1日から平成26年6月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年6月1日～平成26年6月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、露店営業を除く) 計84件 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年7月9日14:30	開示		7/10	7/22 郵送
286	7/7	人権推進総室に対して(または熊本市に対して) 藤崎宮秋季例大祭の呼称についての意見書、要望書、申し入れ書等 平成元年以降～	企画振興局 人権推進総室		藤崎宮例大祭の呼称についての要請書等文書開示について ・平成元年以降	開示		7/15	7/18

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
287	7/7	平成25年11月13日開札 西部土木センター 工務課 一般県道 天明川尻線(海路口工区)道路改良工事 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木センター 工務課		一般県道天明川尻線(海路口工区)道路改築工事 設計変更後の金入設計書	開示		7/11	7/17
288	7/8	南区城南町舞原(舞原配水場西側付近)φ300・150・100粍配水管布設他1件工事(その1) の金入り設計書 (熊本市上下水道局水道整備課 工事第1班発注工事)	上下水道局 水道整備課		南区城南町舞原(舞原配水場西側付近)φ300・150・100粍配水管布設他1件工事(その1) 上記の金額入り設計書	開示		7/14	7/15
289	7/8	中央区九品寺6丁目から白山2丁目間φ600粍配水管布設工事(その2)の工事変更金切り設計書 (熊本市上下水道局水道整備課 工事第1班発注工事)	上下水道局 水道整備課		中央区九品寺6丁目から白山2丁目間φ600粍配水管布設工事(その2) 上記の設計金額の内訳書・科目内訳金額入工事設計書	開示		7/15	7/15
290	7/8	契約発第132号(平成26年5月8日)文書 「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の一部改正について(通知)	総務局 契約検査総室		総契発第132号(平成26年5月8日)文書 「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の一部改正について(通知)	開示		7/14	7/17
291	7/8	平成26年6月19日開札 北区植木町後古閑鹿南中学校付近φ150・100・75・50粍配水管布設他1件工事 上記工事の金入り設計書の開示をお願いします。	上下水道局 水道整備課		・北区植木町後古閑鹿南中学校付近φ150・100・75・50粍配水管布設他1件工事 上記工事分の金額入り工事設計書	開示		7/14	8/4
292	7/9	●北区植木町有泉996番地付近φ150・75・50粍配水管布設他1件工事 ※H26.7.9契約 上記工事の金入り内訳書(工種明細表・科目内訳表)	上下水道局 水道整備課		・北区植木町有泉996番地付近φ150・75・50粍配水管布設他1件工事 (金入り設計書)	開示		7/14	7/25
293	7/9	京塚住民会の管理区域内の取り扱い(図面) A3版	都市建設局 建築指導課		京塚住民会の管理区域内の取り扱いA3版(図面)	開示		7/10	7/10
294	7/10	営業許可を受けている飲食店一覧 平成26年7月10日まで 仮設・移動販売・自動販売機を除く 店名・住所・電話番号・代表者名・申請年月日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年7月10日までの間に、熊本市内において営業許可を受けた飲食店一覧(仮設、移動販売、自動販売機を除く)計8,361件 項目:申請者氏名、申請者電話番号、申請者住所、屋号(店名)、営業所電話番号、営業所住所、初回許可年月日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年7月14日 13:30	開示		7/24	7/25

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
295	7/10	平成26年7月2日開札 ・北部土木センター 工務課 一般県道 砂原四方寄線(花園工区)和泉地区道路改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木センター 工務課		・一般県道砂原四方寄線(花園工区)和泉地区道路改良工事 上記1件の金入設計書	開示		7/14	7/17
296	7/10	平成26年7月2日開札 ・西部土木センター 河内分室 市道 野出第1号線道路改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木センター 河内分室		市道野出第1号線道路改良工事の金入設計書	開示		7/23	7/24
297	7/10	一般県道 花園インター線池亀地区盛土工事(その2)の金入り設計書。科目内訳、施工内訳まですべてお願いします。	都市建設局 北部土木センター 工務課		・一般県道 花園インター線池亀地区盛土工事(その2) 金入設計書	開示		7/14	7/16
298	7/11	別紙に示す土地において、「消防法に基づく危険物取扱所等の廃止」関連の書類 (知りたい内容;鉱油類貯蔵用タンクの種類・油種) 熊本市中央区南熊本1丁目〇番〇〇号	消防局 総務課		別紙に示す土地(熊本市中央区南熊本1丁目〇番〇〇号)において、「消防法に基づく危険物取扱所等の廃止」関連の書類 (知りたい内容:鉱油類貯蔵用タンクの種類、油種)	開示		7/24	7/29 郵送
299	7/11	別紙に示す土地において、大気汚染防止法及び条例に基づく揮発性有機化合物排出事業場及びばい煙発生事業場の有無について また、存在する場合は、その(事業場名、所在地、設置・廃止日、施設の種類、排出される物質名) VOC施設の場合は、物質名 ばい煙発生施設の場合は、燃料	環境局 環境政策課		別紙に示す土地において、大気汚染防止法及び条例に基づく揮発性有機化合物排出事業場及びばい煙発生事業場の有無について 存在する場合は、その事業場名、所在地、設置・廃止日、施設の種類、(有機化合物排出施設にあっては)排出される物質名(ばい煙発生施設にあっては)燃料種別	開示		7/14	7/29 郵送
300	7/11	〇〇中学校〇〇部の4月、5月、6月の練習計画について、校長が印鑑を押された承認書を開示してください。尚不存在の場合は理由もお願いします。	教育委員会 事務局 健康教育課		・〇〇中学校〇〇部の4月、5月、6月の練習計画について校長が印鑑を押された承認書。尚、不存在の場合はその理由。	不存在	第11条　第2項	7/14	
301	7/11	道路位置指定 S39-128 一式+協定書	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S39-128 一式+協定書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/11	7/30
302	7/11	熊本市勤労者福祉センターの指定管理申請書類 申請の際に提出された書類 全て 平成24年4月1日からの分	農水商工局 産業政策課	有 8/25 9/12	熊本市勤労者福祉センターの指定管理申請書類	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	8/25	9/12

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
303	7/11	くまもと森都心ﾌﾟﾗｻﾞの指定管理申請書類 申請の際に提出された書類 全て 平成23年10月1日からの分 ･現在事項全部証明書 ･決算報告書 ･身分証明書 ･納税証明書 ･労働保険料納付証明書 ･ISO14001ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ登録証 ･市税滞納有無調査承諾書 ･役員名簿及び照会承諾書 請求者へ電話確認したところ不要との回答あり 7/16	農水商工局 産業政策課	有 8/25	くまもと森都心ﾌﾟﾗｻﾞの指定管理申請書類 申請の際に提出された書類全て 平成23年10月1日からの分	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報 4号　公共の安全等に関する情報	8/20	9/22
304	7/11	熊本市情報流通会館の指定管理申請書類 申請の際に提出された書類 全て 平成22年4月1日からの分	農水商工局 商工振興課	有 8/25	熊本市流通情報会館の指定管理申請書類	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	8/25	9/10

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
305	7/11	●「JR熊本・川尻駅間新駅の駅前広場区域変更」に関する都市計画説明会に関連する以下の開示請求。 1.平成26年6月28日(土)開催の力合校区自治協議会等との説明会での 1)出席者全員の熊本市職員役職名・氏名・等、校区出席者の役職氏名、 2)会議録と質疑応答議事録、 2.平成26年6月27日(金)開催の日吉ｺﾐｾﾝでの説明会熊本市職員役職名と会議録・更に・質疑応答議事録、 3.平成26年6月30日(月)開催の力合ｺﾐｾﾝでの説明会熊本市職員役職名と会議録・更に・質疑応答議事録、 4.熊本市担当・新駅・駅前広場整備に伴う「熊本市公共事業環境配慮指針」に基づく1)第何種事業2)工事予算額3)工事ｽｹｼﾞｭｰﾙ表4)環境配慮指針の運用ﾌﾛｰ(第何種事業)一式、 5.熊本市公共交通協議会の専門部会等が、平成25年4月施行の公共交通基本条例に基づき、「ﾊﾞｽ路線再編・熊本市選定」の定時性や速達性に優れた鉄軌道との連携強化のため、鉄道駅との交通結節点としてのJR新駅(熊本-川尻間)を検討しているとの事であるが、新駅前広場に乗り入れるﾊﾞｽ路線名等・公共交通結節構想等・のわかる資料等の開示請求。	都市建設局交通政策総室		1)平成26年6月28日(土)開催の力合校区自治協議会等との説明会での 1)出席者全員の熊本市職員役職名・氏名等、校区出席者の役職氏名 2)会議録と質疑応答議事録	不存在	第11条　第2項	7/25	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
					2.平成26年6月27日(金)開催の日吉ｺﾐｾﾝでの説明会熊本市職員役職名と会議録・更に・質疑応答議事録 3.平成26年6月30日(月)開催の力合ｺﾐｾﾝでの説明会熊本市職員役職名と会議録・更に・質疑応答議事録 4.熊本市担当・新駅・駅前広場整備に伴う「熊本市公共事業環境配慮指針」に基づく1)第何種事業 2)工事予算額 3)工事ｽｹｼﾞｭｰﾙ表 4)環境配慮指針の運用ﾌﾛｰ(第何種事業)一式 5.熊本市公共交通協議会の専門部会等が、平成25年4月施行の公共交通基本条例に基づき、「ﾊﾞｽ路線再編・熊本市選定」の定時制や速達性に優れた鉄軌道との連携強化のため、鉄道駅との交通結節点としてのJR新駅(熊本-川尻間)を検討しているとの事であるが、新駅前広場に乗り入れるﾊﾞｽ路線名等・公共交通結節構想等・のわかる資料等	開示		7/25	7/30
306	7/11	・道路協定書 ・平面図 熊本市北区龍田陣内三丁目 ○○-○、○○-○、○○-○、○○-○ ｶﾗｰ	都市建設局建築指導課		道路協定書 平面図 熊本市北区龍田陳内三丁目○○-○、○○-○、○○-○、○○-○ ｶﾗｰ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/15	7/18
307	7/14	指定管理者導入制度導入施設である、熊本市祖崇廟納骨堂(所管部署:人権推進総室)の直近の指定管理公募にあたって提示された募集要綱及び仕様書、○○が提出した直近の一切の書類及び平成24年度・平成25年度の収支報告書	企画振興局人権推進総室		■募集者提示資料 募集要項 申請書一式 仕様書 関係条例 ■指定管理者提出資料 指定管理者応募申請者 定款 履歴事項全部証明書 貸借対照表 納税証明書 身分証明書 労働保険料納付証明書 役員等名簿 市税滞納有無調査承諾書 ｸﾞﾘｰﾝ宣言事業所登録証 ■指定管理者報告資料 平成24年度業務収支決算報告書 平成25年度業務収支決算報告書の文書開示について	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	7/23	7/30
308	7/14	道路等の判定調査書の関係書類一式 平成24年10月9日 12年第186号 ｶﾗｰで	都市建設局建築指導課		道路等の判定調査書の関係書類一式 平成24年10月9日 12年第186号 ｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/15	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
309	7/14	飲食店の営業許可台帳 ・屋号・業種 ・住所(店舗) ・電話番号(〃) ・代表者名(〃) ・許可日 ・現在営業中のもの ※仮店舗、臨時、移動、自動販売機等は除く ※7/14現在	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年7月14日までの間に、熊本市内において営業許可を受けた現在営業中の飲食店一覧(仮設、臨時営業、移動販売、自動販売機を除く) 計8,313件 項目:屋号、店舗住所、店舗電話番号、申請者名、代表者名、許可日、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年7月17日 10:30	開示		7/25	
310	7/14	営業許可を受けた美容所一覧 ・屋号 ・住所(店舗) ・連絡先(〃) ・代表者名(〃) ・許可日(〃) ※現在、営業中のもの ・7/14現在	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年7月14日現在、熊本市内において開設確認を受けている美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名・名称、役職、代表者氏名 開設確認日	開示		7/17	
311	7/14	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2014年6月28日より2014年7月14日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年6月28日～平成26年7月14日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧(移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く)計37件 項目:屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年7月17日 10:30	開示		7/22	7/24
312	7/14	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2014年6月28日より2014年7月14日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年6月28日から同7月14日の間、熊本市内において新規確認した理容所、美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		7/17	7/24
313	7/15	平成26年度 工事名 奥古閑小学校屋内運動場天井落下防止対策 工事(その2) 上記工事の金入り設計書1式(工事内訳) 種目別内訳書・科目別内訳書・細目別内訳書 共通仮設費の内訳書	教育委員会事務局 施設課		奥古閑小学校屋内運動場天井落下防止対策工事(その2)の金入り設計書1式(工事内訳)	開示		7/22	7/23

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
314	7/15	○○保育園々長○○○○H20～H25年度 同上副施設長○○○○H20～H25年度 (副施設長-現在迄(園長) 上記の期間中の2名在職期間が確認出来るもの	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		○○保育園の現施設長及び前施設長の在職期間が確認できる書類 ①平成21年度から26年度の民間施設給与等改善費適用申請書 ②児童福祉施設長変更届出書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/25	7/25
315	7/15	道路位置指定S43-470の書類一式 (ｶﾗｰで) 2部希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S43-470の書類一式(ｶﾗｰで)2部希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/15	7/17
316	7/15	川尻校区から提出された各自治会のH26予算書及びH25の決算書の綴り。	南区役所 まちづくり推進課		川尻校区から提出された各自治会の平成26年度予算書及び平成25年度決算書の綴り	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/22	8/6
317	7/15	大規模行為届出書の様式第3号(平成26年4月11日～5月10日届出分)(建築物に限る)	都市建設局 開発景観課		大規模行為届出書の様式第3号(平成26年4月11日～5月10日届出分) (建築物に限る)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/17	7/17
318	7/15	平成26年3月12日開札 上下水道局 水道整備課 東区健軍2丁目20番地付近φ800耗配水管推進工事 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 水道整備課		・東区健軍2丁目20番地付近φ800耗配水管推進工事 上記の金額入り工事変更設計書	開示		7/17	7/17
319	7/16	道路位置指定 S36-058 白黒→白黒 ｶﾗｰ→ｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S36-058 白黒→白黒 ｶﾗｰ→ｶﾗｰ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/17	7/18
320	7/16	河内山農道改良外1件工事 上記工事の金入設計書の開示をお願いいたします。	西区役所 農業振興課 河内分室		平成26年7月2日開札 河内山農道改良外1件工事 金入設計書	開示		7/17	7/23
321	7/17	市道 上南部第5号線交差点改良工事 金入設計書	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		市道 上南部第5号線交差点改良工事 金入設計書	開示		7/18	7/28
322	7/17	平成26年7月9日開札 ・東部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課 上原第2号橋架替工事 上記の金入り設計書の開示をお願いします。	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		上原第2号橋架替工事の金入り設計書	開示		7/18	7/24

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
323	7/17	平成26年7月9日開札 ・北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 砂原四方寄線（花園工区）下硯川地区工事用道路工事 上記の金入り設計書の開示をお願いします。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・一般県道 砂原四方寄線(花園工区)下硯川地区工事用道路工事 金入設計書	開示		7/24	7/29
324	7/17	平成26年6月19日開札 水道整備課 ・北区植木町米塚25番地付近φ150・75・50耗配水管布設替他1件工事 平成26年7月10日開札 水道整備課 ・北区植木町大井菅原神社付近φ150・100・75耗配水管布設他1件工事 上記の金入り設計書の開示をお願いします。	上下水道局 水道整備課		・北区植木町米塚25番地付近φ150・75・50耗配水管替布設他1件工事 ・北区植木町大井菅原神社付近φ150・100・75耗配水管布設他1件工事 (金入り設計書 2案件分)	開示		7/22	7/24
325	7/17	平成26年7月9日開札 下水道整備課 ・都市計画事業 東部汚水64号幹線及び枝線外枝線下水道築造工事（924工区） ・都市計画事業 中部汚水1号幹線及び外枝線下水道築造工事（933工区）【JR近接】 ・都市計画事業 西部汚水11号幹線（その1）下水道築造工事（916工区） 上記の金入り設計書の開示をお願いします。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部汚水64号幹線及び枝線外枝線下水道築造工事(924工区) 都市計画事業 中部汚水1号幹線及び外枝線下水道築造工事(933工区)【JR近接】 都市計画事業 西部汚水11号幹線(その1)下水道築造工事(916工区) 上記の金入り設計書	開示		7/23	7/24
326	7/17	契約検査室発文書（発番・発日不明） 「設計変更時における概算金額等の明示について」 平成26年度工事執行の設計担当(かい)会議資料58ﾍﾟｰｼﾞ 公文書として独立したものであれば、文書の発番・発日・適用施行日を記載してください。	総務局 契約検査総室		(設計変更時における概算金額等の明示について) 平成26年度工事執行の設計担当課(かい)会議資料58ﾍﾟｰｼﾞ ※注 当該文書は独立した公文書ではありません。	開示		7/23	7/24
327	7/18	平成25年9月 市政だよりの 編集、印刷、配布等、発行にかかった費用。	企画振興局 広報課		支出命令書 (市政だより9月 号に係る編集費用、印刷費用、配付費用)	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	7/23	8/18

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
328	7/18	①平成25年度(平成25年4月1日～平成26年3月31日) 熊本市斎場月別使用件数(火葬場) ②平成25年度(平成25年4月1日～平成26年3月31日) 熊本市斎場式場使用状況 ③平成25年度(平成25年4月1日～平成26年3月31日) 熊本市斎場使用件数(火葬場) ④平成25年度(平成25年4月1日～平成26年3月31日) 植木火葬場使用件数	健康福祉子ども局 健康福祉政策課		・平成25年度熊本市斎場火葬件数、式場利用件数 (開示請求番号①、②、③) ・平成25年度植木火葬場使用件数(開示請求番号④)	開示		8/1	8/4
329	7/18	○○中学校、○○○○教諭及び○○○○教諭の4月、5月、6月の健康管理のための在校時間把握表を開示してください。 もし開示できなければ両教諭の各月の、上記文書の合計時間数だけでも御教示ください。	教育委員会事務局 教職員課		○○中学校、○○○○教諭及び○○○○教諭の4月、5月、6月の健康管理のための在校時間把握表	開示		7/29	7/30
330	7/18	●情個審答申第3号・平成26年5月28日付、市協発第149号・平成26年6月5日付、について、以下の開示請求をします。 1.熊本市長附属機関の開催に当たっては、各審議会等条例に則り諮問書の様式が規定されており、熊本市長の諮問書の諮問項目趣旨に則り開催されている。 にも拘らず、この審議会答申内容には・「～当審議会で調査を行った結果、本市においては、附属機関への諮問等の方法を統一的に定めた規定はなく、多くの附属機関へ押印した文書による諮問の形式をとっていないことから、～」とあるが、「文書等開示請求書・第209号・平成26年6月13日付・→市協発第200号・平成26年6月27日付・資料交付によれば、市協発第522号・平成25年12月16日付・では、熊本市長幸山政史公印(市民協働課扱い)とあり、委員各位第1回「熊本市自治基本条例見直し委員会」開催のご案内とあるが、「熊本市自治基本条例見直し委員会」を熊本市長附属機関として設置するとする条例等の一式の開示請求。	企画振興局 市民協働課		1 熊本市附属機関設置条例 2 熊本市自治基本条例見直し委員会運営要綱	開示		7/31	8/26

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2.情個審答申第3号・平成26年5月28日付・熊本市長様・熊本市情報公開個人情報審議会会長江藤孝公印熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について(答申)熊本市情報公開・個人情報保護審議会会長江藤孝会長職務代理者高木絹子委員大江正昭委員馬場啓委員澤田道夫、市協発第149号・平成26年6月5日付・〇〇様・熊本市長幸山政史・公印・「決定書の謄本について(送付)」決定書平成26年6月4日熊本市長幸山政史公印上記の決定書の謄本は、原本と相違ないことを証明する。平成26年6月5日熊本市長幸山政史公印、とあり、その中に、第5審議会の判断3本件文書1・11・111の存否について～これに対し、申立人の主張は、いずれも実施機関が行った判断や事務事業の手法等への不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められない。とある。私の「文書等開示請求書の内容」・「異議申立て書」・「審議会長宛・意見書」・「答申記述・第3申立人の主張の趣旨」・の私のどの部分の記述文章・語句・等が、「いずれも実施機関が行った判断や事務事業の手法等への不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められない。」とするに該当するとして、決定書の謄本の決裁を交付執行したのか?のそこが解かる・私の記述文章・語句・等・の開示請求。			1「いずれも実施機関が行った判断や事務事業の手法等への不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められない。」に該当するとして、決定書の謄本の決裁を交付執行したことがわかる、私(〇〇氏)の記述文章、語句等の文書	不存在	第11条　第2項	7/31	
331	7/18	給水装置工事(改造)検査願(竣工)受付日 H26.5.20 ㈱〇〇様分 給水設置工事(新設)検査願(竣工)受付日 H26.6.13 ㈱〇〇様分 上記2件の写し 課長印はじめ検査印まで押印してあるもの	上下水道局 給排水設備課		給水装置工事検査願(課長印はじめ検査印まで押印してあるもの) (株)〇〇、(株)〇〇	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/23	7/25 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
332	7/18	障害者の日常生活用具給付事業で、私の長男が使用する電動式たん吸引器の買い替えを申請するにあたり、医師の意見書が必要との連絡が東区役所福祉課からありました。 平成26年7月17日に電話で、医師の意見書が必要な根拠を尋ねたところ、「熊本市の内規」によるという回答が東区役所福祉課担当からあったため、電動式たん吸引器の買い替えにあたり、医師の意見書が必要と記載されている当該内規について、開示請求します。	東区役所 福祉課		熊本市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱の取り扱いﾏﾆｭｱﾙ	開示		7/28	8/5 郵送
333	7/22	熊本市南区田迎6丁目〇〇-〇公衆用道路と熊本市法定外公共物の水路の間に間知ﾌﾞﾛｯｸ擁壁があります。このたび、対岸の〇〇側から橋を架ける工事を始めようとしております。 橋を架ける場合には、法定外公共物に関する手続きが必要です。 1、法定外公共物の境界について、立会いを行い境界の確認が必要です。 2、工事施工場所(間知ﾌﾞﾛｯｸ擁壁)との協議書及び同意書が必要です。 上記、 1、に関する境界立会申出書が、橋を架ける、〇〇から提出された書類。 2、間知ﾌﾞﾛｯｸ擁壁に係る担当課との協議書及び同意書の書類 以上、1と2に関する情報公開を求めます。	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 総務課		熊本市南区田迎6丁目〇〇-〇地先の熊本市法定外公共物の水路に橋を架ける場合の書類について 1.上記住所に関する境界立会申出書が、橋を架ける、〇〇から提出された書類 2.間地ﾌﾞﾛｯｸ擁壁に係る担当課との協議書及び同意書の書類	不存在	第11条　第2項	7/24	7/30 郵送
334	7/22	①〇〇中学校〇〇部の7月及び夏休み期間中の練習計画承認申請書、及び同書に対する決裁書、若しくは承認書を開示してください。 上記文書がなければ不存在の理由を御教示ください。 尚、併せて、7月及び夏休み期間中の練習計画承認申請書の校長への提出日については、必ず御教示ください。 追って、7月及び夏休みの練習計画書も開示してください。 ②〇〇中学校〇〇部の外部指導者に対する委嘱状の決裁書類一式を開示してください。	教育委員会 事務局 健康教育課		・〇〇中学校〇〇部の7月及び夏休みの練習計画書	開示		8/4	8/6

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
					①○○中学校○○部の7月及び夏休み期間中の練習計画承認申請書、及び同書に対する決裁書、若しくは承認書。 7月及び夏休み期間中の練習計画承認申請書の校長への提出日。 ②○○中学校○○部の外部指導者に対する委嘱状の決裁書類一式。	不存在	第11条　第2項	8/4	
335	7/22	都市計画事業 西部汚水22号幹線及び枝線下水道築造工事(931工区)の金入設計書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水22号幹線及び枝線下水道築造工事(931工区)の金入設計書	開示		7/24	7/28
336	7/22	上原第2号橋架替工事の金入設計書	都市建設局 東部土木センター 河川公園整備課		上原第2号橋架替工事の金入り設計書	開示		7/24	7/31
337	7/22	道路判定 10-265 道路協定書 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路判定 10-265 道路協定書 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/25	7/25
338	7/22	●熊本市憲法・熊本市自治基本条例・(市民の権利)第5条・(市民の責務)第6条・に基づき、「市長への手紙」を提出し、憲法条例・三原則等を遵守した公平公正な各担当主幹により「回答」がなされているか?確認一助とする為、以下の開示請求をする。 1.「市長への手紙」第22号・平成26年4月10日受付・平成26年5月2日付熊本市長幸山政史自筆ｻｲﾝ入り回答書、についての関係担当主幹課による回答書として広聴課が添削する?前の基礎となった根拠資料等の開示請求。 2.「市長への手紙」第114号・平成26年5月13日受付・平成26年6月30日付熊本市長幸山政史自筆ｻｲﾝ入り回答書、についての関係担当主幹課による回答書として広聴課が添削する?前の基礎となった根拠資料等の開示請求。 3.「市長への手紙」第154号・平成26年5月27日受付・平成26年7月15日付熊本市長幸山政史自筆ｻｲﾝ入り回答書、についての関係担当主幹課による回答書として広聴課が添削する?前の基礎となった根拠資料等の開示請求。	企画振興局 広聴課		「市長への手紙」(平成26年4月10日受付・第22号)、(平成26年5月13日受付・第114号)、(平成26年5月27日受付・第154号)、の回答文の根拠となった担当課回答文	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/5	9/5

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
339	7/22	『平成26年度 都市計画事業 西部汚水11号幹線(その1)下水道築造工事(916工区)』の金入り設計書を1部お願いします。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水11 号幹線(その1)下水道築造工事(916工区)の金入り設計書	開示		7/25	
340	7/22	道路位置指定書 S52-072 昭和52年10月12日 S52-072-01 S52-072-02 S52-072-03 S52-072-04 建築計画概要書 81357号 H8年7月12日 h08-81357-01 h08-81357-02	都市建設局 建築指導課		道路位置指定書 S52-072 昭和52年10月12日 S52-072-01 S52-072- 02 S52-072-03 S52-072- 04	開示		7/25	8/1
341	7/22	位置指定道路 H07-38-U H7年6月27日 白黒で	都市建設局 建築指導課		位置指定道路 H07-38-U H7年6月27日 白黒で	開示		7/25	7/25
342	7/23	●熊本市春日4丁目・花岡山中腹・○○・工事に於ける液化石油ｶﾞｽ設備届出書・図面管・LPG供給管等・資料一式の開示請求。 (但し、個人情報は除く。)・	消防局 総務課		熊本市春日4丁目、花岡山中腹、○○工事に於ける液化石油ｶﾞｽ設備届出書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 4号　公共の安全等に関する情報	8/1	9/5
343	7/23	平成25年度熊本市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金に係る下記の書類(○○保育園分) ・交付申請書 ・変更交付申請書 ・実績報告書 ・補助金交付決定通知	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		平成25年度熊本市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の○○保育園の交付申請書・変更交付申請書・実績報告書・交付決定通知書	開示		7/24	7/28
344	7/24	・消防用設備等点検結果報告書(直近のもの) ※別記様式第1、別記様式第2(その1)}内容変更分 物件の所在地(住居表示)及び建物の名称 ・熊本市水前寺3丁目○○-○○　○○ ・熊本市大江5丁目○-○　○○	消防局 総務課		熊本市中央区水前寺3丁目○○-○○ ○○ 熊本市中央区大江5丁目○-○○　○○ 消防用設備定期点検報告書の直近のもので、別記様式第1、別記様式第2(その1)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/4	8/11 郵送
345	7/24	消防署へ提出された書類のうち、 (旧)○○ (現)○○ 熊本市中央区水前寺1丁目○-○○ 図面一式	消防局 総務課		熊本市中央区水前寺1丁目○-○○ ○○ 【請求書類】 図面一式	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/5	8/7
346	7/24	私が代表である有限会社○○に関する障がい保健福祉課が所有している全ての録音ﾃﾞｰﾀと調書のｺﾋﾟｰの開示を請求します。	健康福祉子ども局 障がい保健福祉課		有限会社○○に関する熊本市障がい保健福祉課所有の録音ﾃﾞｰﾀ及び調書の写しの開示について	不開示	2号　個人情報 6号　事務事業に関する情報	8/5	8/10 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
347	7/25	平成26年7月24日開札 下水道整備課 ・都市計画事業 西部汚水22号幹線及び枝線下水道築造工事(932工区) ・都市計画事業 西部汚水22号幹線及び枝線下水道築造工事(931工区) ・都市計画事業 東部汚水1号幹線枝線外枝線下水道築造工事(935工区) 上記3件の金入り設計書の開示をお願いします。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水22号幹線及び枝線下水道築造工事(932工区)の金入り設計書 都市計画事業 西部汚水22号幹線及び枝線下水道築造工事(931工区)の金入り設計書 都市計画事業 東部汚水1号幹線枝線外枝線下水道築造工事(935工区)の金入り設計書	開示		7/29	7/29
348	7/25	平成26年5月28日開札 農水商工局水産振興センター ・天明漁港外3箇所浚渫覆砂工事 上記の金入り設計書の開示をお願いします。	農水商工局 水産振興センター		天明漁港外3箇所浚渫覆砂工事の金入設計書	開示		8/5	8/6
349	7/25	平成26年7月2日開札 北部土木センター 工務課 ・一般県道 花園インター線池亀地区道路改良及び調整池築造工事 平成26年7月16日開札 北部土木センター 工務課 ・一般県道 砂原四方寄線(花園工区)下硯川地区道路改良工事 上記の金入り設計書の開示をお願いします。	都市建設局 北部土木センター 工務課		・一般県道 花園インター線池亀地区道路改良及び調整池築造工事 ・一般県道 砂原四方寄線(花園工区)下硯川地区道路改良工事 金入設計書	開示		7/30	8/6
350	7/25	平成26年7月10日開札 西部土木センター 河川公園整備課 ・谷尾崎公園施設改修工事 上記の金入り設計書の開示をお願いします。	都市建設局 西部土木センター 河川公園整備課		谷尾崎公園施設改修工事	開示		7/30	8/6
351	7/25	平成26年7月16日開札 西部土木センター 城南地域整備室 ・市道 杉上小学校南側線舗装打換工事(2工区) 上記の金入り設計書の開示をお願いします。	都市建設局 西部土木センター 城南地域整備室		市道杉上小学校南側線舗装打換工事(2工区) 金入り設計書	開示		7/29	8/6

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
352	7/25	市が所管する社会福祉法人の平成25年度財務諸表 (貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書) 社会福祉法人 ①○○ ②○○ ③○○ ④○○ ⑤○○ ⑥○○	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		市が所管する社会福祉法人の平成25年度財務諸表 (貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書) ①○○ ②○○ ③○○ ④○○ ⑤○○ ⑥○○	開示		7/31	8/6
353	7/25	熊本都市計画道路の変更 刈草薄場線 ・計画書、理由書、新旧対照表 ・計画図 ・新旧対照図 ・平面計画図 ・断面図	都市建設局 都市政策課		1.熊本都市計画道路の変更 刈草薄場線 ・計画書,理由書,新旧対照表 ・計画図 ・新旧対照図 ・平面計画図 ・断面図	開示		7/30	7/30
354	7/28	市道 鰐瀬中央線外1路線舗装打換工事 金入設計書	都市建設局 西部土木センター 城南地域整備室		市道鰐瀬中央線外1路線舗装打換工事 金入り設計書	開示		8/1	8/4
355	7/28	飲食店の営業許可台帳 全体(営業中のもの) ～7/28 項目－屋号、営業所在地・申請者名 営業所電話番号、業種、許可年月日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年7月28日までの間に、熊本市内において営業許可を受けた現在営業中の飲食店一覧(仮設、臨時営業、移動販売、自動販売機を除く) 計8,091件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業所電話番号、業種、許可年月日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年7月29日 14:00	開示		8/6	8/20

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
356	7/28	医療法人〇〇における平成25年度の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)第38条の6(報告の徴収等)の結果及び同法第38条の7(改善命令等)に関する具体的業務改善命令事項の開示を請求する。 ・病院の管理者に対する報告徴収、帳簿書類の提出・提示命令結果 ・病院の立入検査(帳簿書類、入院患者の処遇及び指定医による入院患者の診察等)結果 ・上記に関する病院への業務改善指示事項 ・病院における入院者の処遇改善命令事項 開示された文書等は次の請求者の入院先に御送付下さい。 〒862-0970 熊本市中央区渡鹿5丁目〇番〇〇号 財団法人〇〇	健康福祉子ども局 障がい保健福祉課 精神保健福祉室		① 医療法人〇〇に対して実施した平成25年度精神科病院実地指導における実地指導調書 ② 同指導調査票 ③ 同実地指導結果報告書 ④ 同措置入院者実地指導審査報告書 ⑤ 同隔離患者実地指導審査報告書 ⑥ 同実地指導指摘事項に関する改善報告書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 6号　事務事業に関する情報	8/6	8/19
357	7/28	開札日 平成26年6月4日 工事名 都市計画事業 西部汚水12号幹線及び枝線下水道築造工事(901工区)【総合評価方式】 上記工事の金入り設計書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水12号幹線及び枝線下水道築造工事(901工区)	開示		7/30	7/31
358	7/28	平成25年7月に行われた佐賀県武雄市図書館の視察に関する視察報告書	教育委員会事務局 図書館	有 9/11	平成25年7月に行われた佐賀県武雄市図書館の視察に関する視察報告書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/8	9/10 郵送
359	7/29	・施工番号:1400443 ・工事名:泉ヶ丘小学校校舎外壁改修工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	教育委員会事務局 施設課		泉ヶ丘小学校校舎外壁改修工事(該当工事の金額入り積算書)	開示		8/5	8/11 郵送
360	7/29	・施工番号:1480160 ・工事名:老朽給水管(鉛管)切替工事(3工区) ・該当工事の金額入り積算書すべて	上下水道局 水相談課		金額入り積算書すべて ・老朽給水管(鉛管)切替工事(3工区)	開示		7/31	8/13 郵送
361	7/30	熊本市上下水道局庁舎建設第2期外構工事の工事内訳書 (金額が入れてある内訳書)	上下水道局 水道整備課		熊本市上下水道局庁舎建設第2期外構工事 金入内訳書	開示		7/31	8/5
362	7/30	池田小学校屋内運動場天井落下防止対策工事金額が入っている内訳書	教育委員会事務局 施設課		池田小学校屋内運動場天井落下防止対策工事(金額が入っている内訳書)	開示		8/5	8/25

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
363	7/30	社会福祉法人〇〇 25年度 貸借対照表 収支計算書 (事業活動) 24年度 事業活動収支計算書	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		社会福祉法人〇〇の平成24の事業活動収支計算書及び平成25年度貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示		8/4	8/5
364	7/30	熊本市中央区南千反畑〇〇番〇〇に建設中の〇〇階建賃貸マンションの中間検査報告書の開示を請求します。 ●開示請求する文書 中間検査報告書 株式会社〇〇 〇〇第130729号 平成26年7月4日 建築用途:〇〇階建共同住宅(賃貸) 建築場所:熊本市中央区南千反畑町〇〇番〇〇 建築主:㈱〇〇 施工者:〇〇㈱ 工事期間:平成26年3月3日～平成27年3月7日予定	都市建設局 建築指導課		熊本市中央区南千反畑町〇〇番〇〇に建築中の〇〇階建賃貸マンションの中間検査報告書の開示を請求します。 ●開示請求する文書 中間検査報告書 株式会社〇〇 〇〇第130729号 平成26年7月4日 建築用途:〇〇階建共同住宅(賃貸) 建築場所:熊本市中央区南千反畑町〇〇番〇〇 建築主 :(株)〇〇 施工者 :〇〇株) 工事期間:平成26年3月3日～平成27年3月7日予定	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/31	8/6
365	7/30	市道 小清水線道路改良工事 金額入り設計書	都市建設局 北部土木センター 植木地域整備室		市道 小清水線道路改良工事 金額入り設計書	開示		8/4	8/5
366	7/31	開札日 平成26年7月23日 工事名 都市計画事業 東部汚水18号幹線枝線外枝線下水道築造工事(934工区) 上記工事の金入り設計書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部汚水18号幹線枝線外枝線下水道築造工事(934工区)の金入り設計書	開示		8/4	3/27
367	7/31	専用通路協義書 03-466	都市建設局 建築指導課		専用通路協議書 03-466	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/4	8/5
368	7/31	平成26年7月23日開札 下水道整備課 都市計画事業 西部汚水11号幹線及び枝線下水道築造工事(905工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水11号幹線及び枝線下水道築造工事(905工区)の金入り設計書	開示		8/5	8/18
369	7/31	道路位置指定申請時に提出された計画平面図 昭和33年4月28日 熊本県指令建第37号	都市建設局 建築指導課		道路位置指定申請時に提出された計画平面図 昭和33年4月28日 熊本県指令建第37号	開示		8/4	8/4

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
370	7/31	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2014年7月15日より2014年7月31日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年7月15日～平成26年7月31日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧(移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く)計50件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年8月5日9:30	開示		8/6	8/18
371	7/31	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2014年7月15日より2014年7月31日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年7月15日から7月31日の間、熊本市内において新規確認した理容所、美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		8/7	8/18
372	8/1	熊本市内全域の食品営業施設について、下記内容の情報を提供していただきますようお願い申し上げます。 (1)最初の許可年月日を問わず、現在営業中である既存施設全店舗の飲食店営業許可に係る下記項目。 但し、自動車・自動販売機・仮設および露店等を除く。 ①営業所名(屋号) ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④営業者(申請者)氏名 ⑤代表者氏名(営業者が法人の場合に限る) ⑥最初の許可年月日 (2)2014年5月1日から2014年7月31日までに廃業届出のあった店舗の、飲食店営業許可に係る下記項目。但し、自動車・自動販売機・仮設および露店を除く。 ①営業所名(屋号) ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④営業者(申請者)氏名 ⑤代表者氏名(営業者が法人の場合に限る) ⑥廃業届出日	健康福祉子ども局 食品保健課		(1)最初の許可年月日を問わず、現在営業中である既存施設全店舗の飲食店営業許可に係る下記項目。但し、自動車・自動販売機・仮設及び露店等を除く。計 8,111件 項目:営業所名(屋号)、営業所在地、営業所電話番号、営業者(申請者)氏名、代表者氏名(営業者が法人の場合に限る)、最初の許可年月 (2))2014年5月1日から2014年7月31日までに廃業届出のあった店舗の、飲食店営業許可に係る下記項目。但し、自動車・自動販売機・仮設及び露店等を除く。計 75件 項目:営業所名(屋号)、営業所在地、営業所電話番号、営業者(申請)氏名、代表者氏名(営業者が法人の場合に限る)、廃業届出日 ※開示情報取り出し日:平成26年8月6日14時	開示		8/13	8/18

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
373	8/1	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(26年7月1日～26年7月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年7月1日～平成26年7月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 計86件 項目:屋号・営業所所在地、営業所電話番号、営業者氏名 初許可年月日、業種詳細 ※開示情報取り出し日時:平成26年8月5日10:00	開示		8/7	8/19 郵送
374	8/1	S54-007 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		S54-007 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示		8/4	8/4
375	8/1	医療法人社団○○(熊本市東区○○○○丁目○番○号)が開設した医療法人社団○○の病院開設許可申請書に添付された建物の賃貸借にかかる契約書の写し。	健康福祉子ども局 医療政策課		医療法人社団○○が開設した「○○」に係る以下の文書 ・診療所開設届に添付された土地建物賃貸借契約書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	8/11	8/20
376	8/1	道等の判定調査書記載事項証明 平成26年6月13日 14年第061号 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道等の判定調査書の写し 平成26年6月13日 14年第061号 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示		8/7	8/7
377	8/1	熊本市にある社会福祉法人の平成26年3月期の現況報告書(Ⅰ基本情報Ⅱ事業Ⅲ組織の理事と監事の部分Ⅴその他)、財産目録、貸借対照表 収支計算書(収支計算書のうち事業活動計算書または事業活動収支計算書。資金収支計算書は含まない) 収支計算書の提出が無い場合は、収支計算書・歳入歳出決算状況(経理基準則の決算書)のいずれかをその代わりとする。 (健康福祉政策課所管分)	健康福祉子ども局 健康福祉政策課		熊本市にある社会福祉法人の平成26年3月期の 現況報告書(Ⅰ基本情報、Ⅱ事業、Ⅲ組織の理事と監事の部分、Ⅴその他) 財産目録、貸借対照表、事業活動収支計算書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/11	8/21
378	8/1	熊本市にある社会福祉法人の平成26年3月期の現況報告書(Ⅰ基本情報Ⅱ事業Ⅲ組織の理事と監事の部分Ⅴその他)、財産目録、貸借対照表 収支計算書(収支計算書のうち事業活動計算書または事業活動収支計算書。資金収支計算書は含まない) 収支計算書の提出が無い場合は、収支計算書・歳入歳出決算状況(経理基準則の決算書)のいずれかをその代わりとする。 (保護管理援護課所管分)	健康福祉子ども局 保護管理援護課		熊本市にある社会福祉法人の平成26年3月期の現況報告書、財産目録、賃借対照表、収支計算書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/12	8/21

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
379	8/1	熊本市にある社会福祉法人の平成26年3月期の現況報告書(Ⅰ基本情報Ⅱ事業Ⅲ組織の理事と監事の部分Ⅴその他)、財産目録、貸借対照表収支計算書(収支計算書のうち事業活動計算書または事業活動収支計算書。資金収支計算書は含まない) 収支計算書の提出が無い場合は、収支計算書・歳入歳出決算状況(経理基準則の決算書)のいずれかをその代わりとする。 (子ども支援課所管分)	健康福祉子ども局 子ども支援課		熊本市にある社会福祉法人の平成26年3月期の現況報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/14	8/21
380	8/1	熊本市にある社会福祉法人の平成26年3月期の現況報告書(Ⅰ基本情報Ⅱ事業Ⅲ組織の理事と監事の部分Ⅴその他)、財産目録、貸借対照表収支計算書(収支計算書のうち事業活動計算書または事業活動収支計算書。資金収支計算書は含まない) 収支計算書の提出が無い場合は、収支計算書・歳入歳出決算状況(経理基準則の決算書)のいずれかをその代わりとする。 (高齢介護福祉課所管分)	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		高齢介護福祉課所管分の社会福祉法人の平成26年度報告分 ・現況報告書(I基本情報 Ⅱ事業 Ⅲ組織の理事と監事の部分 Vその他)・財産目録・貸借対照表(内訳表は不要) ・収支計算書(事業活動計算書、事業活動収支計算書、資金収支計算書は含まない。収支計算書の提出が無い場合は、収支計算書・歳入歳出決算状況(経理規程準則の決算書)のいずれか)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	8/15	8/21
381	8/1	熊本市にある社会福祉法人の平成26年3月期の現況報告書(Ⅰ基本情報Ⅱ事業Ⅲ組織の理事と監事の部分Ⅴその他)、財産目録、貸借対照表収支計算書(収支計算書のうち事業活動計算書または事業活動収支計算書。資金収支計算書は含まない) 収支計算書の提出が無い場合は、収支計算書・歳入歳出決算状況(経理基準則の決算書)のいずれかをその代わりとする。 (障がい保健福祉課所管分)	健康福祉子ども局 障がい保健福祉課		熊本市にある社会福祉法人の平成26年3月期の現況報告書(I基本情報 Ⅱ事業 Ⅲ組織の理事と監事の部分 Vその他)、財産目録、賃借村照表、収支計算書(収支計算書のうち事業活動計算書または事業活動収支計算書。資金収支計算書は含まない。)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	8/13	8/21
382	8/1	平成26年7月1日～平成26年7月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年7月1日～平成26年7月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 計86件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年8月5日14:30	開示		8/6	8/14 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
383	8/4	平成26年7月1日から平成26年7月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年7月1日～平成26年7月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、露店営業を除く) 計86件 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年8月5日14:30	開示		8/6	8/15 郵送
384	8/4	道路位置指定申請時に提出された書類一式(計画平面図除く) 昭和33年4月28日 熊本県指令建第37号	都市建設局 建築指導課		道路位置指定申請時に提出された書類一式(計画平面図除く) 昭和33年4月28日 熊本県指令建第37号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/7	8/7
385	8/4	熊本市中央区国府2丁目○○～○○番地先○○～○○番地先 12-156-001～009 ※ｶﾗｰはｶﾗｰ色で	都市建設局 建築指導課		熊本市中央区国府2丁目○○～○○番地先 ○○～○○番地先 12-156-001～009 ｶﾗｰはｶﾗｰ色で	開示		8/7	8/8
386	8/5	位置指定道路図 指定番号 昭和43年4月2日 第76号 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		位置指定道路図 指定番号 昭和43年4月2日第76号 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/7	8/7
387	8/5	●期間 26年7月1日～26年7月31日 ●屋号 ●住所 ●申請者 ●申請者電話番号 ●許可日 飲食店営業施設(仮設、臨時、自販機を除く) 熊本市のみ 新規申請があったもの	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年7月1日～平成26年7月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(仮設、臨時、自動販売機を除く) 計86件 項目:屋号、営業所住所、申請者氏名、申請者電話番号、許可年月日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年8月7日午前9:30	開示		8/11	8/13
388	8/5	上熊本弓削線・渡鹿5丁目公園縦覧図書一式写しの交付	都市建設局 都市政策課		都市計画の案の縦覧図書 1.熊本都市計画道路の変更 3・5・45号 上熊本弓削線 縦覧図書一式 2.熊本都市計画公園の変更 2・2・142号 渡鹿五丁目公園 縦覧図書一式	開示		8/5	8/6 郵送
389	8/5	「千原台高等学校部室その他増築工事」の金入設計書	都市建設局 営繕課		「千原台高等学校部室その他増築工事」の金入設計書	開示		8/7	8/7

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
390	8/6	南区城南町舞原(舞原配水場西側付近)φ300・150・100粍配水管・導水管布設他1件工事(その2) の金入り設計書 (熊本市上下水道局水道整備課 工事第1班発注工事)	上下水道局 水道整備課		南区城南町舞原(舞原配水場西側付近)φ300・150・100粍配水管・導水管布設他1件工事(その2) 上記の金額入り設計書	開示		8/11	
391	8/6	道路位置指定図 一式 (1)熊本県指令山土第208号(H6.1.27) (2)　〃　鹿本企調第43号(H14.11.19)	都市建設局 建築指導課		道路位置指定図一式 (1)熊本県指令山土第208号(H6.1.27) (2)熊本県指令鹿本企調第43号(H14.11.19)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/7	8/11 郵送
392	8/6	道路位置指定書式一式 02-128-01　S56-025-01 02　02 03　03 04　04 05　S50-043-01 06　02 07　03 08　04 09 10 11　カラーはカラーで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定書式一式 02-128-01.02.03.04.05.06.07.08.09.10.11 S56-025-01.02.03.04 S50-043-01.02.03.04 カラーはカラーで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/7	8/7
393	8/7	・平成26年7月30日開札 下水道整備課 都市計画事業 西部汚水1号幹線枝線外枝線下水道築造工事(941工区) ・平成26年7月31日開札 下水道整備課 都市計画事業 大和広住汚水幹線及び枝線下水道築造工事(928工区) 上記2件の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水1号幹線枝線外枝線下水道築造工事(941工区) 都市計画事業 大和広住汚水幹線及び枝線下水道築造工事(928工区) 上記の金入り設計書	開示		8/14	8/18
394	8/7	・自動火災報知設備の設置届 ・電気設備の平面図(立面図等) ・給排水設備の平面図(立面図等) その他図面一式 以上、熊本市中央区大江1丁目○○番○○号○○分の書類 お願い致します。	消防局 総務課		熊本市中央区大江1丁目○○番○○号 ○○ 【請求書類】 自動火災報知設備の設置届 電気設備の平面図(立面図等) 給排水設備の平面図(立面図等) その他図面一式	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/20	8/21
395	8/7	位置指定道路台帳 ・昭和37年2月7日 第S37-011号 ・昭和44年12月17日 第S44-530号	都市建設局 建築指導課		位置指定道路台帳 ・昭和37年2月7日 第S37-011号 ・昭和44年12月17日 第S44-530号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/11	8/19
396	8/8	道路判定の書類 14年098号	都市建設局 建築指導課		道路判定の書類 14年098号	開示		8/11	8/12

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
397	8/8	道路判定 02-004(H13年度) 1P～6Pまで	都市建設局 建築指導課		道路判定 02-004(H13年度) 1P～6Pまで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/12	8/15
398	8/11	・社会福祉法人○○ 平成25年度事業収支計算書 (貸借対照表)	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		社会福祉法人○○の平成25年度事業活動収支計算書及び貸借対照表	開示		8/19	8/22
399	8/11	・社会福祉法人○○ 平成25年度事業収支計算書 (貸借対照表)	健康福祉子ども局 障がい保健福祉課		社会福祉法人 ○○ 平成25年度事業収支計算書、貸借対照表	開示		8/19	8/22
400	8/11	①社会福祉法人○○(通称、○○保育園)(西区河内町岳○○所在) ①貸借対照表 23～24年度 ②収支計算書	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		社会福祉法人○○の平成23年度～25年度収支計算書及び貸借対照表	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/19	8/20
401	8/11	飲食店の営業許可台帳の情報の開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く 項目・屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号・業種 期間・2014年7月1日～7月31日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年7月1日～平成26年7月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(ただし、移動販売、臨時営業、仮設営業及び自動販売機を除く) 計86件 項目:屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号、業種、 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年8月13日 14:30	開示		8/15	10/31
402	8/11	・施工番号:1400397 ・工事名:辻畑公園外1公園施設改修工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 東部土木センター 河川公園整備課		〈件名〉 辻畑公園外1公園施設改修工事の金入り設計書	開示		8/15	9/2 郵送
403	8/11	・施工番号:1400300 ・工事名:帯山東公園外2公園施設改修工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 東部土木センター 河川公園整備課		〈件名〉 帯山東公園外2公園施設改修工事の金入り設計書	開示		8/15	9/2 郵送
404	8/11	・施工番号:1400461 ・工事名:谷尾崎公園施設改修工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 西部土木センター 河川公園整備課		谷尾崎公園施設改修工事	開示		8/13	9/2 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
405	8/11	・施工番号:1400268 ・工事名:中緑公園外1公園施設改修工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 西部土木センター 河川公園整備課		中緑公園外1公園施設改修工事	開示		8/13	9/2 郵送
406	8/11	・施工番号:1400201 ・工事名:白石公園施設改修工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 西部土木センター 河川公園整備課		白石公園施設改修工事	開示		8/13	9/2 郵送
407	8/11	・施工番号:1400196 ・工事名:近見烏田公園外1公園施設改修工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 西部土木センター 河川公園整備課		近見烏田公園外1公園施設改修工事	開示		8/13	9/2 郵送
408	8/11	・施工番号:1400282 ・工事名:沖畑公園施設改修工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 北部土木センター 河川公園整備課		沖畑公園施設改修工事の金額入り積算書すべて	開示		8/19	9/2 郵送
409	8/11	・施工番号:1400266 ・工事名:上之原公園外1件施設改修工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 北部土木センター 河川公園整備課		上之原公園外1件施設改修工事の金額入り積算書すべて	開示		8/19	9/2 郵送
410	8/11	・施工番号:1400267 ・工事名:清水ヶ丘東公園外1件施設改修工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 北部土木センター 河川公園整備課		清水ヶ丘東公園外1件施設改修工事の金額入り積算書すべて	開示		8/19	9/2 郵送
411	8/11	・施工番号:1400440 ・工事名:千原台高等学校防球ネット設置工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	教育委員会事務局 施設課		千原台高等学校防球ネット設置工事の金入り設計書	開示		8/25	9/2 郵送
412	8/11	・施工番号:1400007 ・工事名:千原台高等学校藤棚移設工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	教育委員会事務局 施設課		千原台高等学校藤棚移設工事の金入り設計書	開示		8/25	9/2 郵送
413	8/11	平成26年7月9日開札 西部土木センター 維持課 市道 海路口町第6号線外2路線舗装補修工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木センター 維持課		・平成26年度 市道海路口町第6号線外2路線舗装補修工事 上記の金入設計書	開示		8/13	8/18

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
414	8/12	課が所管する下記の地番図及び航空写真の写しの開示請求。 (航空写真と地番図を重ねたもの) ●熊本市西区春日6丁目○○、○○、○○ ○○、○○、○○、○○、○○、○○ ○○、○○、○○、○○、○○、○○ ●熊本市西区池上町字沖○○ ●熊本市西区八島2丁目○○、○○	財政局 課税管理課		課税管理課が所管する下記の地番図及び航空写真(航空写真と地番図を重ねたもの。)の写しの開示請求。 ●熊本市西区春日6丁目○○、○○、○○ ○○、○○、○○、○○、○○、○○ ○○、○○、○○、○○、○○、○○ ●熊本市西区池上町字沖○○ ●熊本市西区八島2丁目○○、○○	不開示	2号　個人情報	8/20	
415	8/13	平成24年度熊本市営住宅の指定管理者選定の際に、提示した市営住宅の募集要綱・業務仕様書について、情報を開示請求したい。	都市建設局 住宅課		平成24年度熊本市営住宅の指定管理者選定の際に、掲示した市営住宅の募集要項・業務仕様書	開示		8/21	9/1 郵送
416	8/13	大規模行為届出書の様式第3号(平成26年5月11日～6月10日届出分)。※建築物に限る	都市建設局 開発景観課		大規模行為届出書の様式第3号(平成26年5月11日～6月10日届出分) (建築物に限る)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/15	8/19
417	8/13	平成26年7月30日開札 北部土木センター 工務課 市道 花園7丁目第123号線道路改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木センター 工務課		・市道花園7丁目第123号線道路改良工事 (金入設計書)	開示		8/19	8/27
418	8/17	東区健軍本町県道熊本益城大津線φ800・500・300粍配水管布設替工事【総合評価方式】金入り設計書。科目内訳、施工内訳まですべてお願いします。	上下水道局 水道整備課		東区健軍本町県道熊本益城大津線φ800・500・300粍配水管布設替工事 上記の金額入り工事設計書	開示		8/19	8/26
419	8/17	主要地方道 宇土甲佐(木原第三工区)交差点改良工事【総合評価方式】金入り設計書。科目内訳、施工内訳まですべてお願いします。	都市建設局 西部土木センター 工務課		主要地方道宇土甲佐線(木原第三工区)交差点改良工事 【総合評価方式】 金入設計書	開示		8/20	8/26
420	8/17	市道 城東町上林町第1号線舗装補修工事【総合評価方式】金入り設計書。科目内訳、施工内訳まですべてお願いします。	都市建設局 北部土木センター 維持課		平成26年8月6日開札 市道 城東町上林町第1号線舗装補修工事 【総合評価方式】の金入設計書。科目内訳、施工内訳	開示		8/20	8/26
421	8/18	道路判定の公図に依る位置の確認の為 判定番号 平成12年9月20 00年第466号	都市建設局 建築指導課		道路判定の公図に依る位置の確定の為 判定番号 平成12年9月20 00年第466号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/18	8/21
422	8/18	道路位置指定 昭和50年 S50-058 道路判定 平成20年 08-129号 道路位置指定 昭和51年 S51-073 道路判定 平成11年 99-103号	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 昭和50年 S50-058 道路判定 平成20年 08-129号 道路位置指定 昭和51年 S51-073 道路判定 平成11年 99-103号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/19	8/21

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
423	8/18	平成26年8月6日開札 ・西部土木センター 工務課 主要地方道 宇土甲佐線(木原工区)交差点改良工事 上記1件の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木センター 工務課		主要地方道宇土甲佐線(木原工区)交差点改良工事 金入設計書	開示		8/22	8/27
424	8/18	平成26年8月6日開札 ・北部土木センター 工務課 市道 島崎6丁目花園7丁目第1号線外1路線道路改良工事 上記1件の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木センター 工務課		市道島崎6丁目花園7丁目第1号線外1路線道路改良工事 の金入設計書	開示		8/22	8/27
425	8/18	平成26年8月6日開札 上下水道局 下水道整備課 ・都市計画事業 西部汚水11号幹線及び枝線(その3)下水道築造工事(918工区) ・都市計画事業 西部汚水11号幹線及び枝線外枝線下水道築造工事(915工区) 上記2件の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水11号幹線及び枝線(その3)下水道築造工事(918工区) 都市計画事業 西部汚水11号幹線及び枝線外枝線下水道築造工事(915工区) の金入り設計書	開示		8/20	8/27
426	8/18	平成26年8月6日開札 教育委員会施設課 千原台高等学校運動場改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	教育委員会事務局 施設課		千原台高等学校運動場改良工事の金入り設計書	開示		8/26	8/27
427	8/18	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2014年8月1日より2014年8月18日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年8月1日から8月18日の間、熊本市内において新規確認した理容所、美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		8/21	8/26
428	8/18	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2014年8月1日より2014年8月15日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年8月1日～平成26年8月18日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧(移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く)計38件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年8月20日 14:30	開示		8/21	8/26
429	8/18	北区植木町内119番地付近φ150・75粍配水管布施他3件工事に伴う測量設計業務委託の金入り設計書	上下水道局 水道整備課		・北区植木町内119番地付近φ150・75粍配水管布設他3件工事に伴う測量設計業務委託 上記の金額入り業務委託設計書	開示		8/22	8/27

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
430	8/18	北区植木町後古閑139番地付近φ100･75･50粍配水管布設他3件工事に伴う測量設計業務委託の金入り設計書	上下水道局 水道整備課		･北区植木町後古閑139番地付近φ100･75･50粍配水管布設他3件工事に伴う測量設計業務委託 上記の金額入り業務委託設計書	開示		8/22	8/27
431	8/19	5号街区公園整備工事 熊本駅西土地区画整理事業所 上記工事の金入設計書	都市建設局 熊本駅西土地区画整理事業所		「5号街区公園整備工事」の金入り設計書	開示		8/19	8/22
432	8/19	熊本市中央区萩原町○-○ 社会福祉法人○○ 平成23年度･24年度･25年度 貸借対照表及び事業活動収支計算書	健康福祉子ども局 障がい保健福祉課		熊本市中央区萩原町○-○ 社会福祉法人 ○○ 平成23年度･24年度･25年度 貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/20	8/27
433	8/19	道路判定台帳写し 熊本市北区楠5丁目○○-○○ H.17 第06-018号 ｶﾗｰはｶﾗｰでお願いします。	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳写し 熊本市北区楠5丁目○○-○○ H17 第06- 018号 ｶﾗｰはｶﾗｰでお願いします。	開示		8/21	8/21
434	8/19	道路判定 書類一式 11-323-01 11-323-02 11-323-03 11-323-05 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路判定 書類一式 11-323-01 11-323-02 11-323-03 11-323-05 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/21	8/25
435	8/19	下記の大規模小売店舗立地法に係る届出一式のうち、基本届出事項について記載された概要部分および添付資料中の周辺見取り図、店舗の配置図。ｶﾗｰの図面はｶﾗｰｺﾋﾟｰを希望。 ･(仮称)○○(新設) ･○○･○○(新設)	農水商工局 商工振興課		以下の案件に係る「大規模小売店舗届出書(規則様式第1)」、「周辺見取図」、「平面図兼配置図」 ･平成26年○月○日付け届出「(仮称)○○」 ･平成26年○月○日付け届出「○○･○○」	開示		8/26	9/1 郵送
436	8/20	工作物(擁壁)確認済証 H9.8.12 第91452号 ｶﾗ→ｶﾗ 白黒→白黒	都市建設局 建築指導課		工作物(擁壁)確認済証 H9.8.12 第91452号 ｶﾗ→ｶﾗ 白黒→白黒	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/21	8/22
437	8/20	株式会社○○の提出した営業許可申請書の以下の項目 部屋数と宿泊人数の内訳	健康福祉子ども局 生活衛生課		「○○」の旅館業法ﾎﾃﾙ営業の許可状況 項目; 各部屋の部屋名、部屋様式、部屋面積、部屋定員、便所の有･無、洗面の有･無、浴室の有･無	開示		8/25	8/28
438	8/21	1)(福法)○○ 老人保健施設 上記法人の貸借対照表と収支計算書 (平25年度分)	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		社会福祉法人○○の貸借対照表及び収支計算書(平成25年度分)	開示		8/26	8/26

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
439	8/21	2)(福法)○○(保育所) 上記法人の貸借対照表と収支計算書 (平25年度分)	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		社会福祉法人○○の平成25年度貸借対照表及び収支計算書	開示		9/3	9/3
440	8/22	飲食店の新規検査の申請を行った情報の開示を申請いたします。(熊本市中央区にあるものにかぎる。) ただし、移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く。 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号 期間:2014年7月1日～8月22日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年7月1日～平成26年8月22日までの間に、熊本市中央区内において新規検査の申請を行った飲食店一覧(移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く) 計71件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年8月25日 13:00	開示		8/28	9/5
441	8/22	平成26年7月20日開札 上下水道局 水道整備課 北区池田3丁目1番付近φ300粍配水管布設替他1件工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 水道整備課		北区池田3丁目1番付近φ300粍配水管布設替他1件工事 上記の金額入り内訳書(工種明細表及び科目内訳表) (変更契約前の当初の設計)	開示		8/25	8/27
442	8/22	中央区新大江1丁目熊本高校東側φ100･75粍配水管布設替他1件工事(金額入り内訳書)	上下水道局 水道整備課		･中央区新大江1丁目熊本高校東側φ100･75粍配水管布設替他1件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		8/26	8/28
443	8/22	①○○中学校○○部の9月の練習計画承認申請書、及び同書に対する決裁書、若しくは承認書を開示してください。 上記文書がなければ不存在の理由を御教示ください。 尚、各月及び夏休みの練習計画に対する校長の承認について、過去開示請求をしてきたが、不存在として開示が成されていない。指針を素直に読めば、最低でも校長の捺印した文書があると思われるのだが、もしも今回も不存在であるなら、貴委員会としては、校長、教員に対して何ら是正措置を採っていない、今後も是正措置を採らないということでよろしいのか、見解を伺いたい。 ②9月の大会や練習試合は、8月中に校長の承認を得ることになっているので関係書類の開示をお願いしたい。文書が不存在であれば大会や練習試合は実施しないということでよろしいか。御教示ください。	教育委員会事務局 健康教育課		①○○中学校○○部の9月の練習計画承認申請書、及び同書に対する決裁書、若しくは承認書	開示		9/5	9/5

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
					①9月の大会や練習試合の関係書類	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/5	9/5
444	8/22	■熊本市ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動保険の保険証券(写し)・添付明細書・仕様書・過去5年間の支払い状況	企画振興局 市民協働課		熊本市ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動保険の保険証券(写し)・添付明細書・仕様書・過去5年間の支払い状況	開示		8/29	9/9 郵送
445	8/25	社会福祉〇〇 平25年度(事業収支計算書 貸借対照表)	健康福祉子ども局 子ども支援課		取り下げ				
446	8/25	5号街区公園整備工事 金入設計書	都市建設局 熊本駅西土地区画整理事業所		「5号街区公園整備工事」の金入り設計書	開示		8/29	9/3
447	8/25	(1)熊本市友好代表団訪中報告書 (2)熊本上海事務所開所式出張報告書	観光文化交流局 ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ課 国際室		(1)熊本市友好代表団訪中報告書(平成21年11月) (2)熊本上海事務所開所式出張報告書(平成24年1月)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/1	9/11 郵送
448	8/25	(3)熊本市長の中国訪問の際の平成26年1月16日(木)～1月17日(金)の行程表	農水商工局 産業政策課 企業立地推進室		熊本市長の中国訪問の際の平成26年1月16(木)～ 1月17日(金)の行程表	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/4	9/6 郵送
449	8/26	ばい煙発生施設の情報 大気汚染防止法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設 必須項目 ・工場又は事業場の名称 ・　〃　所在地 ・　〃　電話番号 ・ばい煙発生施設の種類	環境局 環境政策課		ばい煙発生施設の情報 大気汚染防止法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設 ・工場又は事業場の名称 ・工場又は事業所の所在地 ・工場又は事業所の電話番号 ・ばい煙発生施設の種類	開示		8/27	9/8
450	8/26	平成26年8月6日開札 東区健軍本町県道熊本益城大津線φ800・500・300粍配水管布設替工事 上記工事の金入り設計書の開示をお願いします。	上下水道局 水道整備課		東区健軍本町県道熊本益城大津線φ800・500・300粍配水管布設替工事 上記の金額入り工事設計書	開示		8/27	8/29
451	8/26	社会福祉法人 〇〇 上記分の平成24、25年度 貸借対照表・事業活動収支計算書(合算分)	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		社会福祉法人〇〇の貸借対照表及び事業活動収支計算書 (平成24年度及び平成25年度分)	開示		8/27	9/3

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
452	8/26	社会福祉法人 ○○ 上記分の平成24、25年度 貸借対照表・事業活動収支計算書(合算分)	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		社会福祉法人○○の平成24年度から平成25年度貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/3	9/5 閲覧
453	8/26	(福法)○○ (福法)○○ 上記法人の平成25年度分貸借対照表、事業活動収支計算書	健康福祉子ども局 障がい保健福祉課		(福法)○○ (福法)○○ 上記法人の平成25年度分 貸借対照表、事業活動収支計算書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/2	9/3
454	8/26	・施工番号:1400521 ・工事名:沼山津公園施設改修工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 東部土木センター 河川公園整備課		＜件名＞ 沼山津公園施設改修工事の金入り設計書	開示		8/29	9/9 郵送
455	8/26	・施工番号:1400522 ・工事名:秋津西公園施設改修工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 東部土木センター 河川公園整備課		＜件名＞ 秋津西公園施設改修工事の金入り設計書	開示		8/29	9/9 郵送
456	8/26	・施工番号:1400523 ・工事名:上高橋公園外1公園施設改修工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 西部土木センター 河川公園整備課		上高橋公園外1公園施設改修工事	開示		8/28	9/9 郵送
457	8/26	・施工番号:1400585 ・工事名:5号街区公園整備工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 熊本駅西土地区画整理事業所		「5号街区公園整備工事」の金入り設計書	開示		8/29	9/9 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
458	8/26	●都交発第93-1号・により、平成26年7月30日・に、4熊本市担当・新駅・駅前広場整備に伴う「熊本市公共事業環境配慮指針」に基づく1)第何種事業2)工事予算額3)工事ｽｹｼﾞｭｰﾙ表4)環境配慮指針の運用ﾌﾛｰ(第何種事業)一式として資料交付を受領したが、 →その内容から、新駅・駅前広場整備工事・交差点改良工事・合算で、工事費予定額:約100,000千円となっているが、 1.駅前広場整備工事費と交差点改良工事費ごとに別々の工事費の各々の各項目毎にわかる資料等の開示請求。 2.環境配慮指針区分:第2種事業の事であるが、その各々の工事毎の環境配慮指針の運用ﾌﾛｰに基づいて予算要求がなされている筈であるから、各工事に於ける環境配慮指針に基づくこの工事予算要求調書一式の開示請求。	都市建設局 交通政策総室		新駅・駅前広場整備工事・交差点改良工事合算で、工事費予定額:約100，000千円となっているが、 1.駅前広場整備工事費と交差点改良工事費ごとに別々の工事費の各々の各項目毎にわかる資料	開示		9/9	9/30
					新駅駅前広場整備工事・交差点改良工事合算で、工事費予定額:約100，000千円となっているが、 2.環境配慮指針区分:第2種事業の事であるが、その各々の工事毎の環境配慮指針の運用ﾌﾛｰに基づいて予算要求がなされている筈であるから、各工事に於ける環境配慮指針に基づく、この工事予算要求調書一式	不存在	第11条　第2項	9/9	
459	8/26	熊本市が管轄するﾎﾃﾙ・旅館の以下の情報 ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④申請者名 ⑤申請者住所 ⑥申請者電話番号 ⑦客室数 ⑧風営法2条6項4号において許可されているﾎﾃﾙ・旅館 (法人の場合) 代表者氏名 法人所在地 電話番号	健康福祉子ども局 生活衛生課		熊本市域の旅館業法許可施設	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/1	9/12

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
460	8/27	都市計画事業 阿高汚水幹線及び枝線下水道築造工事(943工区)	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 阿高汚水幹線及び枝線下水道築造工事(943工区)の金入設計書	開示		9/1	9/2
461	8/27	簡易専用水道の設置登録者一覧 名前(社名)、住所、連絡先、設置(届出)日 平成26年8月27日現在のもの	健康福祉子ども局 生活衛生課		簡易専用水道の設置者一覧 名前(社名)、住所、連絡先、設置(届出)日 平成26年8月27日現在のもの (以上紙文書)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/5	9/5
462	8/27	都市計画事業 大和広住汚水幹線及び枝線下水道築造工事(929工区) の金入設計書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 大和広住汚水幹線及び枝線下水道築造工事 (929工区)の金入設計書	開示		8/28	9/2
463	8/27	・位置指定道路の情報開示 住所:熊本市東区沼山津1丁目 指定年月日:昭和42年9月11日 指定番号:第204号 元本が、ｶﾗのものはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		・位置指定道路の情報開示 住所:熊本市東区沼山津1丁目 指定年月日:昭和42年9月11日 指定番号:第204号 元本が、ｶﾗのものはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/28	8/29
464	8/28	道路位置指定 S40-024 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S40-024 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/2	9/3 郵送
465	8/28	平成26年8月21日開札 上下水道局 下水道整備課 ・都市計画事業 舞尾汚水幹線枝線外枝線下水道築造工事(925工区) ・都市計画事業 大和広住汚水幹線及び枝線下水道築造工事(929工区) 上記2件の金入設計書の開示をお願いします。	上下水道局 下水道整備課		平成26年8月21日開札 上下水道局 下水道整備課 ・都市計画事業 舞尾汚水幹線枝線外枝線下水築造工事(925工区) ・都市計画事業 大和広住汚水幹線及び枝線下水道築造工事(929工区) 以上2件の金入設計書の開示をお願いします。	開示		9/1	9/10
466	8/29	(工事名) 北区植木町内427-1番地付近φ150・100耗配水管布設工事 金入設計書	上下水道局 水道整備課		・北区植木町内427-1番地付近φ150・100耗配水管布設工事 上記の金額入り工事設計書	開示		9/3	9/5
467	8/29	主要地方道 宇土甲佐線(木原第三工区)交差点改良工事 の金入設計書	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		主要地方道宇土甲佐線(木原第三工区)交差点改良工事 金入設計書	開示		9/4	9/8
468	8/29	道路判定 01-284 写し 01-285　〃 01-286　〃 陳情書写し ｶﾗｰでお願いします。	都市建設局 建築指導課		道路判定 01-284 写し 01-285 写し01286 写し 陳情書写し ｶﾗｰでお願いします。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/2	9/3

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
469	8/29	1.道路位置指定関係の図面等の開示請求 ①S45.8.31 熊本県指令第181号 ②S40.9.7　〃　第119号 2.道路の判定調査関係の図面等の開示請求 ①H24.4.27 12年第030号 ②H17.7.22 05年第339号	都市建設局 建築指導課		1.道路位置指定関係の図面等の開示請求 ①S45.8.31 熊本県指令第181号 ②S40.9.7 熊本県指令第119号 2.道路の判定調査関係の図面等の開示請求 ①H.24.4.27 12年第030号 ②H.17.7.22 05年第339号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/2	9/2
470	8/29	道路判定番号 13年第268号.証明に添付済の、公図等の書類一式 ｶﾗｰはｶﾗｰのままで	都市建設局 建築指導課		道路判定番号 13年第268号、証明に添付済の、公図等の書類一式 ｶﾗｰはｶﾗｰのままで	開示		9/2	9/8
471	8/31	熊本城・市役所前電停他1箇所電停改良工事の金入り設計書。科目内訳、施工内訳まですべてお願いします。	交通局 電車課		熊本城・市役所前電停外1箇所電停改良工事の金入り設計書。	開示		9/5	
472	8/31	南区富合町国町橋φ150粍配水管布設工事他3件工事【総合評価方式】の金入り設計書、科目内訳、施工内訳まですべてお願いします。	上下水道局 水道整備課		・南区富合町国町橋φ150粍配水管布設他3件工事 上記の金額入り工事内訳書	開示		9/5	
473	9/1	平成26年8月20日開札 上下水道局 水道整備課 南区富合町国町橋φ150粍配水管布設他3件工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 水道整備課		・南区富合町国町橋φ150粍配水管布設他3件工事 上記の金額入り工事内訳書	開示		9/5	9/10
474	9/1	市道京塚本町第3号線側溝改良工事(1工区) 金額入設計書	都市建設局 東部土木センター 工務課		市道京塚本町第3号線側溝改良工事 (1工区) 金入設計書	開示		9/5	9/12
475	9/1	道路位置指定関係図面等 開示請求書 昭和50年3月10日 熊本市指令(管建)第131号	都市建設局 建築指導課		道路位置指定関係図面等開示請求書 昭和50年3月10日 熊本市指令(管建)第131号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/2	9/5 郵送
476	9/1	位置指定道路の関係資料 S.48-207 S.49-093 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		位置指定道路の関係資料 S.48-207 S.49-098 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示		9/2	9/11
477	9/1	平成26年7月30日 PM14:15.00開札 秋津西公園施設改修工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 東部土木センター 河川公園整備課		＜件名＞ 秋津西公園施設改修工事の金入り設計書	開示		9/5	9/8

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
478	9/1	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(26年8月1日～26年8月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年8月1日～平成26年8月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 計80件 項目:屋号・営業所所在地、営業所電話番号、営業者氏名 初許可年月日、業種詳細 ※開示情報取り出し日時:平成26年9月3日11:30	開示		9/9	9/22 郵送
479	9/1	平成26年8月1日～平成26年8月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年8月1日～平成26年8月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 計80件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、 業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年9月3日11:30	開示		9/9	9/22 郵送
480	9/1	道路判定 08-199-01～10	都市建設局 建築指導課		道路判定 08-199-01～10	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/2	9/3
481	9/2	道路位置指定の書類一式 S41-069-01 S41-069-02 S41-069-03 S41-069-4 S41-069-5 全てカラー	都市建設局 建築指導課		道路位置指定の書類一式 S41-069-01 S41-069-02 S41-069-03 S41-069-4 S41069-5	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/2	9/4
482	9/2	平成23年度保育所運営費支弁台帳 (○○) (H23年4月～H24年3月)	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		平成23年度保育所運営費台帳(○○)	開示		9/12	9/16
483	9/2	社会福祉法人 ○○(中央区新大江○○-○-○○) ①25年度(26年3月期)の貸借対照表 ②　〃　事業活動の収支計算書	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		社会福祉法人○○の平成25年度貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/9	9/9

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
484	9/2	●熊本駅西土地区画整理事業に於ける精算金について、以下の開示請求。 1.平均減歩率の数値のわかる資料等。 2.過少宅地と評価する基準値のわかる資料等。 3.清算金の各件数ごとに、単位(m2)と金額と分割か一括払いかの分かる数値等のわかる資料等。 但し、個人名は除く。 添付参照熟視資料等・A4→1枚。	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所 熊本駅西土地区画整理事業所		熊本駅西土地区画整理事業における清算金について、以下の開示請求。 1.平均減歩率の数値がわかる資料等。 2.過小宅地と評価する基準値のわかる資料等。	開示		9/2	9/5
					熊本駅西土地区画整理事業における清算金について、以下の開示請求。 3.清算金の各件数ごとに、単位(㎡)と金額と分割か一括払いかの分かる数値等のわかる資料等(ただし、個人名は除く。)。	不存在	第11条　第2項	9/2	
485	9/2	●新幹線熊本駅前・西口広場周辺には、風致地区・花岡山・万日山・77ha・の裾野に囲まれた盆地状の第一種住居地域の閑静な住宅街に、健康に清潔な空気に恵まれて、麓一帯の周辺住民はしっかりと清潔な環境の元に日常生活をおくっていた。 しかし、新幹線熊本駅舎・西口広場・立体駐車場・への連携の為、数々の幹線道路が新設された。春日地上線幅員30m4車線一日交通量2万5千台・西口道路幅員18m2車線春日小学校正門へ90m・熊本駅田崎春日線幅員18m延長870m一部拡幅・熊本駅城山線幅員27m4車線延長190m・区画道路幅員6～11m延長4,800m道路密度40.9%・田崎陸橋撤去伴う特殊道路幅員4～6m延長340m・更に、熊本駅南線幅員18m2車線延長80m・が新設される。 一帯には、立体駐車場420台・地権者個人駐車場各10台15台等新設・が至る所(10箇所?)に存在する。にも拘らず、諸々の幹線道路等が新設された環境激変地域に対して、熊本市は、環境影響調査説明責任を果たしていない。その為、以下の開示請求。	環境局 環境政策課		請求内容の内、次の項目。 古町小学校に設置されている大気汚染測定局が、春日小学校に設置されていない理由がわかる資料 (平成7年度第1回熊本市公害対策審議会会議録)	開示		9/9	9/9

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		1.春日小学校正門は、新幹線熊本駅前西口広場から西口道路90m到達地点に位置する。西口道路・田崎春日線・田崎陸橋撤去に伴う迂回付替え道路・春日地上線・等からの車の氾濫を誘導させ、新幹線熊本駅高架ホームからの乗降案内放送等・乗降客等の雑踏に晒されている。その為、児童教育施設・春日小学校正門付近の騒音・振動・大気汚染・等の環境影響調査調書等の最も新しい調書等の開示請求。 2.古町小学校近隣に騒音・大気汚染・等環境測定器が設置されている。にも拘らず、春日小学校正門付近は前代未聞の幹線道路新設・新幹線駅舎新設・立体駐車場新設・等、児童教育施設としての環境影響が激変しているにも拘らず、環境影響測定装置が設置されていない理由の法的根拠等のわかる資料等の開示請求。 3.春日池上線万日山ﾄﾝﾈﾙ坑内は、延長500m未満として通風坑・清掃装置・等が設置されていない。その為、夕方・夜・等のﾄﾝﾈﾙ坑内を見ると、淀んだ空気が蛍光灯の光に反射している。また、坑内を自転車で通り抜けた後に外に出たら咳が出る身体変化が発生する。明らかに・車の排気ｶﾞｽの影響と思われるが、春日池上線万日山ﾄﾝﾈﾙ坑内の大気汚染環境調査調書の最新のわかる資料の開示請求。 4.花岡山万日山裾野に展開する春日4丁目・5丁目・6丁目・第一種住居地域一帯の騒音・振動・大気汚染・等の環境影響調書・等のわかる資料等の開示請求。 5.20台以上駐車収容能力・400台以上駐車収容能力・を持つ駐車場周辺の環境影響調査調書のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照熟視資料等・B5→1枚。			請求内容の内、次の項目。 ・春日小学校正門付近における、騒音・振動についての環境調査書 ・万日山ﾄﾝﾈﾙ坑内における、大気汚染についての環境調査書 ・春日四丁目、五丁目、六丁目(第一種住居地域)における、騒音・振動についての環境調査書 ・JR熊本駅西口立体駐車場、その他付近の収容能力20台以上の駐車場周辺における大気汚染についての環境調査書	不存在	第11条　第2項	9/9	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
486	9/2	●新幹線熊本駅前・西口広場周辺には、風致地区・花岡山・万日山・77ha・の裾野に囲まれた盆地状の第一種住居地域の閑静な住宅街に、健康に清潔な空気に恵まれて、麓一帯の周辺住民はしっかりと清潔な環境の元に日常生活をおくっていた。 しかし、新幹線熊本駅舎・西口広場・立体駐車場・への連携の為、数々の幹線道路が新設された。春日地上線幅員30m4車線一日交通量2万5千台・西口道路幅員18m2車線春日小学校正門へ90m・熊本駅田崎春日線幅員18m延長870m一部拡幅・熊本駅城山線幅員27m4車線延長190m・区画道路幅員6～11m延長4,800m道路密度40.9%・田崎陸橋撤去伴う特殊道路幅員4～6m延長340m・更に、熊本駅南線幅員18m2車線延長80m・が新設される。 一帯には、立体駐車場420台・地権者個人駐車場各10台15台等新設・が至る所(10箇所?)に存在する。にも拘らず、諸々の幹線道路等が新設された環境激変地域に対して、熊本市は、環境影響調査説明責任を果たしていない。その為、以下の開示請求。 1.春日小学校正門は、新幹線熊本駅前西口広場から西口道路90m到達地点に位置する。西口道路・田崎春日線・田崎陸橋撤去に伴う迂回付替え道路・春日地上線・等からの車の氾濫を誘導させ、新幹線熊本駅高架ホームからの乗降案内放送等・乗降客等の雑踏に晒されている。その為、児童教育施設・春日小学校正門付近の騒音・振動・大気汚染・等の環境影響調査調書等の最も新しい調書等の開示請求。 2.古町小学校近隣に騒音・大気汚染・等環境測定器が設置されている。にも拘らず、春日小学校正門付近は前代未聞の幹線道路新設・新幹線駅舎新設・立体駐車場新設・等、児童教育施設としての環境影響が激変しているにも拘らず、環境影響測定装置が設置されていない理由の法的根拠等のわかる資料等の開示請求。	都市建設局熊本駅周辺整備事務所熊本駅西土地区画整理事業所		1.春日小学校正門付近の騒音・振動・大気汚染等の環境影響調査調書等の最も新しい調書等の開示請求。 2.春日小学校正門付近に環境影響測定装置が設置されていない理由の法的根拠がわかる資料等の開示請求。 3.春日池上線万日山トンネル坑内の大気汚染環境調査調書の最新の分かる資料の開示請求。 4.花岡山万日山裾野に展開する春日4丁目・5丁目・6丁目・第一種住居地域一帯の騒音・振動・大気汚染等の環境影響調書等のわかる資料等の開示請求。 5.20台以上駐車収容能力・400台以上の駐車収容能力を持つ駐車場周辺の環境影響調査調書の分かる資料等の開示請求。	不存在	第11条　第2項	9/8	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		3.春日池上線万日山ﾄﾝﾈﾙ坑内は、延長500m未満として通風坑・清掃装置・等が設置されていない。その為、夕方・夜・等のﾄﾝﾈﾙ坑内を見ると、淀んだ空気が蛍光灯の光に反射している。また、坑内を自転車で通り抜けた後に外に出たら咳が出る身体変化が発生する。明らかに・車の排気ｶﾞｽの影響と思われるが、春日池上線万日山ﾄﾝﾈﾙ坑内の大気汚染環境調査調書の最新のわかる資料の開示請求。 4.花岡山万日山裾野に展開する春日4丁目・5丁目・6丁目・第一種住居地域一帯の騒音・振動・大気汚染・等の環境影響調書・等のわかる資料等の開示請求。 5.20台以上駐車収容能力・400台以上駐車収容能力・を持つ駐車場周辺の環境影響調査調書のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照熟視資料等・B5→1枚。						
487	9/3	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2014年8月19日より2014年9月3日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年8月19日から9月3日の間、熊本市内において新規確認した理容所、美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		9/9	9/10
488	9/3	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2014年8月19日より2014年9月3日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年8月19日～平成26年9月3日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧(移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く)計61件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年9月5日14:30	開示		9/9	9/10
489	9/4	平成26年8月1日から平成26年8月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年8月1日～平成26年8月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、露店営業を除く) 計80件 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年9月5日14:30	開示		9/9	9/18 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
490	9/4	協定書 道路判定 書類一式 05-328-000 〃　01～02 〃　05～12 ｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		協定書 道路判定 書類一式 05-328-000 05-328-01～02 05-328-05～12 ｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/8	9/8
491	9/4	道路判定の書類一式 判定番号:12年237号 全てｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		道路判定の書類一式 判定番号:12年237号 全てｶﾗｰ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/8	9/9
492	9/4	社会福祉法人○○ 社会福祉法人○○ 25年度事業収支計算書 〃　貸借対照表	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		社会福祉法人○○及び社会福祉法人○○の平成25年度事業収支計算書及び貸借対照表	開示		9/9	9/16
493	9/4	①道等の判定調査書 10年第32号 申請者住所 熊本市渡鹿四丁目○-○○ 氏名 ○○○○ 渡鹿四丁目○○番○番地先～○○番○地先 ②道等の判定調査書 08年第238号 申請者住所 熊本市龍田町弓削○○番地○○ 氏名○○○○ 渡鹿4丁目○○番地○地先～○○番○地先	都市建設局 建築指導課		①道等の判定調査書 10年第32号 申請者 住所 熊本市渡鹿四丁目○-○○ 氏名○○○○ 渡鹿四丁目○○番○地先～○○番○地先 ②道等の判定調査書 08年第238号 申請者 住所 熊本市龍田町弓削○○番地○○ 氏名 ○○○○ 渡鹿4丁目○○番地○地先～○○番○地先	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/8	9/8
494	9/4	位置指定道路書類一式 S54-089 S62-058	都市建設局 建築指導課		位置指定道路書類一式 S54-089 S62-058	開示		9/8	9/16
495	9/4	平成26年8月27日開札 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 国道501号(河内工区)道路改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		国道501号(河内工区)道路改良工事 金入設計書	開示		9/8	9/17
496	9/4	平成26年8月27日開札 ◎水道整備課 ・南区城南町塚原(塚原ｸﾞﾗﾝﾄﾞ)付近φ200粍配水管布設工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 水道整備課		南区城南町塚原(塚原ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)付近φ200粍配水管布設工事 上記の金額入り工事設計書	開示		9/12	9/17

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
497	9/4	◎下水道整備課 ・都市計画事業 南部汚水20号幹線及び枝線下水道築造工事(907工区) ・都市計画事業 中部汚水1号幹線及び枝線外枝線下水道築造工事(938工区) 上記2件の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 南部汚水20号幹線及び枝線下水道築造工事(907工区) 都市計画事業 中部汚水1号幹線及び枝線外枝線下水道築造工事(938工区) 上記の金入り設計書	開示		9/16	9/17
498	9/5	飲食店営業許可書一覧 平成26年7月7日～平成26年9月4日 新規(更新除く) ・仮設、移動販売、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆ除く ・項目 店舗名、住所、申請者、電話番号、申請年月日、許可年月日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年7月7日～平成26年9月4日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (仮設、移動販売、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆを除く)計178件 項目:店舗名、営業所住所、申請者名、営業所電話番号、申請年月日、許可年月日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年9月8日11:30	開示		9/9	9/11
499	9/5	平成26年7月1日から平成26年8月31日までの住居表示番号不定申請に伴った当該住居表示台帳	企画振興局 区政推進課		平成26年7月1日から平成26年8月31日までの住居番号付定申請に伴った当該住居表示台帳	開示		9/17	9/19 郵送
500	9/5	工事件名;西部汚水6号幹線枝線外枝線下水道築造工事(919工区)の金入り設計書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水6号幹線枝線外枝線下水道築造工事(919工区)の金入り設計書	開示		9/9	11/17
501	9/5	男女共同参画ｾﾝﾀｰはあもにい総合相談室移設工事 金入設計書	都市建設局 営繕課		「男女共同参画ｾﾝﾀｰはあもにい総合相談室移設工事」の金入設計書	開示		9/9	9/9

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
502	9/5	●第31回熊本市都市計画審議会・平成26年9月2日(火)・午後1時～・於て市議会棟2F・が開催された内容についての開示請求。 1.議題31号の1、議題31号の2、議題31号の3、議題31号の4、についての議事録(説明内容・質疑内容・等)のわかる資料等の開示請求。※画面ｽﾗｲﾄﾞ等は除く。 2.議題31号の3での説明の画面の新・駅前広場平面計画図の第31回熊本市都市計画審議会次第に添付していなかった画面ｽﾗｲﾄﾞのﾊﾞｽ待機場・ﾀｸｼｰﾌﾟｰﾙ・一般駐車場の台数配置数のわかるｶﾗｰの画面ｽﾗｲﾄﾞの開示請求。 3.議題31号の3に対して、市民からの意見を担当課による要約した要約資料等の開示請求。 4.熊本市憲法・熊本市自治基本条例・条例理念・(自治の基本理念)第3条、(自治運営の基本原則)第4条、(市長等の役割)第10条、(市政の基本原則)第12条・2～市民の意見を適切に反映させます。、(情報共有の原則)第25条、(市民参画・協働のための仕組み)第30条、等の条例理念を遵守するのであれば、「市民からの意見」の要約文資料は審議会資料として審議会出席者に対して公表すべき筈であったにも拘らず、審議会委員のみに配布提示して、それ以外の審議会出席者に対しては非公開とした。以前の都市計画審議会に於ては、市民の意見書要約も公開・資料配布を行なっている。	都市建設局 都市政策課	有 9/26	●第31回熊本市都市計画審議会が開催された内容についての開示請求 1.議題31号の1から31号の4までの議事録 2.議題31号の3での、ﾊﾞｽ待機場等の台数配置数のわかる画面ｽﾗｲﾄﾞ 3.議題31号の3での、意見書の要旨	開示		9/26	9/30

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		例えば、熊本駅西土地区画整理事業の都市計画審議会に於ては、全ての市民の意見等の要約等を公開配布し、口頭意見陳述も施行する熊本市都市計画審議会であった。にも拘らず、市民の意見要約資料を非公開して、審議会委員に対しても審議会終了後資料回収の措置を行った。熊本市憲法施行以前よりも、悪政執行が行なわれた理念の根拠となる市政執行の法的根拠・等は、何に基づく市政執行なのか?のわかる資料等の開示請求。 5.新駅前広場は、国道57号線・県道51号線・と市道の交差点延長上のｱｸｱﾄﾞｰﾑ方への左側に位置し、国道57号線・県道51号線・沿いの舗道から交番設置位置方面・新駅舎乗降口・へ、歩行者・自転車・は自由に出入り出来るのか?の乗降客等の流動性動向のわかる資料等の開示請求。			●第31回熊本市都市計画審議会が開催された内容についての開示請求 4.「市民からの意見」の要約文資料を、審議会委員のみに配布してそれ以外の審議会出席者に配布しなかった根拠となる資料	不存在	第11条　第2項	9/26	
502-2	9/5	5.新駅前広場は、国道57号線・県道51号線・と市道の交差点延長上のｱｸｱﾄﾞｰﾑ方への左側に位置し、国道57号線・県道51号線・沿いの舗道から交番設置位置方面・新駅舎乗降口・へ、歩行者・自転車・は自由に出入り出来るのか?の乗降客等の流動性動向のわかる資料等の開示請求	都市建設局 交通政策総室		第31回熊本市都市計画審議会の開催内容について 5.新駅前広場は、国道57号線・県道51号線と市道の交差点延長上のｱｸｱﾄﾞｰﾑ方への左側に位置し、国道57号線・県道51号線沿いの歩道から交番設置位置方面・新駅舎乗降口へ、歩行者・自転車は自由に出入り出来るのか?の乗降客等の流動性動向のわかる資料等	開示		9/19	9/30
503	9/8	都市計画道路 子飼新大江線函渠築造外工事の金入り設計書 8月27日開札	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		都市計画道路子飼新大江線函渠築造外工事 金入り設計書	開示		9/10	9/22
504	9/8	●期間 26年8月1日～26年8月31日 ●屋号 ●住所 ●申請者 ●申請者電話番号 ●許可日 飲食店営業施設(仮設、臨時、自販機を除く) 熊本市のみ 新規申請があったもの	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年8月1日～平成26年8月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (仮設、臨時、自販機を除く) 計80件 項目:屋号、住所、申請者、申請者電話番号、許可日 ※開示情報取り出し日時:平成26年9月9日13:30	開示		9/10	9/11

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
505	9/9	道等の判定調査書 08年第258号 申請者住所 熊本市龍田町弓削○○番地○○ 氏名 ○○○○ 渡鹿4丁目○○番地先～○○番○地先	都市建設局 建築指導課		道等の判定調査書 08年第258号 申請者 住所 熊本市龍田町弓削○○番地○○ 氏名 ○○○○ 渡鹿4丁目○○番地先～○○番○地先	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/9	9/10
506	9/9	清水保育園外壁その他改修工事の金入り内訳書	都市建設局 営繕課		清水保育園外壁その他改修工事の金入り内訳書	開示		9/9	9/10
507	9/9	請求者に対する平成26年7月22日付市長回答内容の根拠資料を開示してください。	企画振興局 広聴課		「市長への手紙」(平成26年6月18日受付・第240号、平成26年7月22日回答)の回答文の根拠となった担当課回答文	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/11	9/11
508	9/9	渡鹿堰二の井手護岸整備外工事 金入設計書	中央区役所 総務企画課		平成26年8月27日開札 渡鹿堰二の井手護岸整備外工事 金入設計書	開示		9/10	
509	9/9	●文書等開示請求書・第342号・平成26年7月23日受付・により、消総発第247号・平成26年8月1日付・文書等開示(一部請求拒否)決定通知書・により、平成26年9月5日・市情報ﾌﾟﾗｻﾞ・にて、資料交付・受領した。交付資料等の内容について、以下の開示請求をする。 2.「液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律・施行規則」(供給設備の技術上の基準)第十八条十三供給管は、地くずれ、山くずれ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所又は建物の基礎面下に設置しないこと。とあるが、ここのLPGﾀﾝｸ設置は・石垣崖っぷち・石垣の高さ4.7mの真上・に新設されて、供給管使用の許可がなされているが、この・LPGﾀﾝｸ供給管・は、石垣真上から何処に埋設されて本館建築物に辿りつく迄の埋設ﾙｰﾄ図等の確認の基に、供給使用許可が執行交付された筈であり、同上・この施行規則に違反していない・遵守していると現地確認検証・あんしん安全・のわかる資料等の開示請求。また、同上・施行規則・以外にもLPGﾀﾝｸ設置位置からの供給管配管ﾙｰﾄに関する条例規則等も遵守しているとする他あの資料等があればその根拠となり得る資料等の開示請求。	消防局 総務課		文書等開示請求書・第342号・平成26年7月23日受付・により消総発第247号・平成26年8月1日付・文書等開示(一部請求拒否)決定通知書・により、平成26年9月5日・市情報ﾌﾟﾗｻﾞ・にて、資料交付・受領した。交付資料等の内容について、以下の開示請求をする。 【請求項目】 2.「液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律・施行規則」(供給設備の技術上の基準)第十八条 十三 供給管は、地くずれ、山くずれ、地盤の不動沈下等のおそれのある場所又は建物の基礎面下に設置しないこと。とあるが、ここのLPGﾀﾝｸ設置は・石垣崖っぷち・石垣の高さ4,7mの真上・に新設されて、供給管使用の許可がなされているが、この・LPGﾀﾝｸ供給管・は、石垣真上から何処に埋設されて本館建築物に辿りつく迄の埋設ﾙｰﾄ図等の確認の基に、供給使用許可が執行交付された筈であり、同上・この施行規則に違反していない・遵守していると現地確認検証・あんしん安全・のわかる資料等の開示請求。また、同上・施行規則・以外にもLPGﾀﾝｸ設置位置からの供給管配管ﾙｰﾄに関する条例規則等も遵守しているとする他の資料等があればその根拠となり得る資料等の開示請求。	不存在	第11条　第2項	9/22	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		3.同上・(供給設備の技術上の基準)第十八条十六内部に液化物の滞留するおそれのある供給管(貯蔵能力が五百ｷﾛｸﾞﾗﾑ以上の貯蔵施設に係るものに限る。)には、液化物を排除することができる措置を講ずること。 とあるが、ここの供給管には措置を講じてあるのか?等のわかる資料等の開示請求。もし、措置を講じていない場合は、どの様な・あんしん安全・が確認されている筈であるから、その確認許可のわかる資料等の開示請求。 4.同上・(供給設備の技術上の基準)第十八条一ハ充てん容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。とあるが、LPGﾀﾝｸの周囲は穴細孔鉄板で覆われているが、真夏の太陽の直射日光が真上からさし込めば鉄板の温度上昇も激しく・圧縮ｶﾞｽ供給時は七十度に上昇・と聞くが、このLPGﾀﾝｸの冷却装置はどの様な措置が講じられているのか?等のわかる資料等の開示請求。 5.このLPGﾀﾝｸ設置位置に近接して、飲料給水槽・ﾎﾟﾝﾌﾟ・受水槽・が設置・近接しており、LPGﾀﾝｸの横に飲料給水槽が位置しても構わないとする諸・法律・条例・規則・等に基づいて設置され、稼動許可がなされていると思われるので、許可をしても良いとする諸根拠のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照熟視資料・A4→0.5枚。			3.同上・(供給設備の技術上の基準)第十八条 十六内部に液化物の滞留するおそれのある供給管(貯蔵能力が五百ｷﾛｸﾞﾗﾑ以上の貯蔵施設に係るものに限る。)には、液化物を排除することができる措置を講ずること。とあるが、ここの供給管には措置を講じてあるのか?等のわかる資料等の開示請求。もし、措置を講じていない場合は、どの様な・あんしん安全・が確認されている筈であるから、その確認許可のわかる資料等の開示請求。 4.同上・(供給設備の技術上の基準)第十八条 一 ハ 充てん容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。とあるが、LPGﾀﾝｸの周囲は穴細孔鉄板で覆われているが、真夏の太陽の直射日光が真上からさし込めば鉄板の温度上昇も激しく・圧縮ｶﾞｽ供給時は七十度に上昇・と聞くが、このLPGﾀﾝｸの冷却装置はどの様な措置が講じられているのか?等の分かる資料等の開示請求。 5.のLPGﾀﾝｸ設置位置に近接して、飲料給水槽・ﾎﾟﾝﾌﾟ・受水槽・が設置・近接しており、LPGﾀﾝｸの横に飲料給水槽が位置しても構わないとする諸・法律・条例・規則等に基づいて設置され稼動許可がなされていると思われるので、許可をしても良いとする諸根拠のわかる資料等の開示請求。				
510	9/9	道路判定書類一式 13年第10号 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路判定書類一式 13年第10号	開示		9/12	9/26
511	9/9	平成26年8月22日開札 上下水道局 下水道整備課 西部浄化ｾﾝﾀｰ沈砂地及びﾎﾟﾝﾌﾟ井防食工事 (111工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します	上下水道局 下水道整備課		西部浄化ｾﾝﾀｰ沈砂池及びﾎﾟﾝﾌﾟ井防食工事(111工区)の金入り設計書	開示		9/12	9/18
512	9/10	道路位置指定 書類一式 S53-060-02 〃　〃　04 白黒で良い	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 書類一式 S53-060-02 S53-060-04 白黒で良い	開示		9/16	9/22

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
513	9/11	平成26年5月1日から26年8月31日までの住居表示番号不定申請に伴った当該住居表示台帳(可能であれば、電磁的記録の交付を希望)	企画振興局 区政推進課		平成26年5月1日から平成26年8月31日までの住居番号付定申請に伴った当該住居表示台帳	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/17	9/19 郵送
514	9/11	熊本市にある保育幼稚園課所管分社会福祉法人の平成26年3月期の現況報告書(Ⅰ基本情報 Ⅱ事業Ⅲ組織の理事と監事の部分Ⅴその他)、 財産目録、 貸借対照表 収支計算書(収支計算書のうち事業活動計算書または事業活動収支計算書。資金収支計算書は含まない) 収支計算書の提出が無い場合は、収支計算書・歳入歳出決算状況(経理規定準則の決算書)のいずれかをその代わりとする。	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		熊本市保育幼稚園課所管分社会福祉法人の平成26年3月期の現況報告書(I基本情報、Ⅱ事業、Ⅲ組織の理事と監事の部分、Ⅴその他)、財産目録、貸借対照表及び収支計算書(収支計算書のうち事業活動計算書又は事業活動収支計算書。資金収支計算書は含まない。)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/25	10/3
515	9/11	平成23年9月1日～平成26年9月10日までの間に新規に営業許可を受けた美容室一覧 項目 店舗名、営業所住所、申請者名、営業所電話番号、申請年月日、許可年月日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成23年9月1日～平成26年9月10日までの期間中、熊本市内において新規確認した美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名・名称、代表者氏名・役職、届出受付日、開設確認日	開示		9/17	9/18
516	9/11	都市計画事業 阿高汚水幹線枝線下水道築造工事(944工区)の金入り設計書 (熊本市上下水道局下水道整備課 発注工事)	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 阿高汚水幹線枝線下水道築造工事(944工区)の金入り設計書	開示		9/16	9/17
517	9/11	大規模行為届出書の様式第3号(平成26年6月11日～7月10日届出分)。※建築物に限る	都市建設局 開発景観課		大規模行為届出書の様式第3号(平成26年6月11日～7月10日届出分) (建築物に限る)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/18	9/25
518	9/12	ホテル、旅館営業許可書の許可済み施設一覧 (区分→ホテルか旅館か、施設名称、施設所在地、許可年月日) (平成26年9月12日時点のもの)	健康福祉子ども局 生活衛生課		熊本市域における旅館業法許可施設一覧 項目; 施設の名称、所在地および許可日、区分	開示		9/17	10/3 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
519	9/12	大規模小売店舗立地法届出書のうち、以下の店舗の「周辺見取図」(1:2000程度)および「建物配置図」(1:500程度)の白黒ｺﾋﾟｰを希望します。 ・○○ ・(仮称)○○ ・○○・○○ ・○○	農水商工局 商工振興課		以下の案件に係る大店立地法に基づく届出書の添付資料のうち「周辺見取図」及び「建物配置図」 ・平成26年○月○日付け届出「○○」 ・平成26年○月○日付け届出「(仮称)○○」 ・平成26年○月○日付け届出「○○・○○」 ・平成26年○月○日付け届出「○○」	開示		9/18	9/24 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
520	9/12	平成26年1月～6月までに公報に掲載された位置指定道路の位置図・平面図・位置指定書 (道路の位置と形状が分かる図面) 白黒は白黒で カラーはカラーで 請求箇所一覧 1 2014/○/○ 第○○号 公告第○○号 熊本市東区桜木四丁目○○番○ 2 2014/○/○ 第○○号 公告第○○号 熊本市中央区上水前寺二丁目○○番○ 3 2014/○/○ 第○○号 公告第○○号 熊本市北区池田三丁目○○番○ 4 2014/○/○ 第○○号 公告第○○号 熊本市西区春日八丁目○○番○、○○番○ 5 2014/○/○ 第○○号 公告第○○号 熊本市南区日吉一丁目○○番○○ 6 2014/○/○ 第○○号 公告第○○号 熊本市北区龍田八丁目○○番○ 7 2014/○/○ 第○○号 公告第○○号 熊本市東区長嶺東七丁目○○番○ 8 2014/○/○ 第○○号 公告第○○号 熊本市東区戸島六丁目○○番○○、○○番○○ 9 2014/○/○ 第○○号 公告第○○号 熊本市北区清水東町○番○ 10 2014/○/○ 第○○号 公告第○○号 熊本市東区桜木五丁目○○番○○、○○番○○ 11 2014/○/○ 第○○号 公告第○○号 熊本市東区山ノ内二丁目○○番○、○○番○、○○番○○ 12 2014/○/○ 第○○号 公告第○○号 熊本市中央区本山町字大畑○○番○ 13 2014/○/○ 第○○号 公告第○○号 熊本市西区横手五丁目○○番○	都市建設局 建築指導課		平成26年1月～6月までに公報に掲載された位置指定道路の位置図・平面図・位置指定書(道路の位置と形状が分かる図面) 白黒は自黒で カラーはカラーで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/18	9/22 郵送
521	9/16	1.本市における日本国籍を有しない者への生活保護受給に関し、直近年度の受給世帯数・受給世帯の国籍別世帯数 2.本市の直近年度の生活保護予算年額(国からの支給額も含む) 3.昭和29年より直近年度まで本市において日本国籍を有しない者へ支払われた生活保護支給の総額	健康福祉子ども局 保護管理援護課		1.本市における日本国籍を有しない者への生活保護受給に関し、直近年度の受給世帯数・受給世帯の国籍別世帯数 2.本市の直近年度の生活保護予算年額（国からの支給額も含む）	開示		9/19	9/23 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
					3.昭和29年より直近年度まで本市において日本国籍を有しない者へ支払われた生活保護支給の総額	不存在	第11条　第2項	9/19	
522	9/16	S48.10.16 熊本市指令(管建)第158号 S48-158 位置指定道路 (熊本市南区御幸笛田5丁目) ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		S48.10.16 熊本市指令(管建)第158号 S48-158 位置指定道路(熊本市南区御幸笛田5丁目)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/18	9/19
523	9/16	位置指定道路 S42-238 S44-028 道路判定　　H01-350 ｶﾗｰ→ｶﾗｰ 白黒→白黒	都市建設局 建築指導課		位置指定道路 S42-238 S44-028 道路判定 H01-350 (ｶﾗｰ→ｶﾗｰ 白黒→白黒)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/19	9/19
524	9/17	一般県道託麻北部線(吉原工区)道路改良工事(その2) 金入設計書	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		取り下げ				
525	9/17	熊本市東区新生1丁目〇〇番地の区画整理図面 〈健軍第2土地区画整理事業〉	都市建設局 都心活性推進課		熊本市東区新生1丁目〇〇番地の区画整理図面 (健軍第2土地区画整理事業)	開示		9/18	9/18
526	9/17	･5号街区公園整備工事 金入り設計書	都市建設局 熊本駅西土地区画整理事業所		「5号街区公園整備工事」の金入り設計書	開示		9/22	10/2
527	9/17	･泰勝寺跡他1箇所園路補修その他工事 金入り設計書	観光文化交流局 文化振興課		泰勝寺跡他1箇所園路補修その他工事 金入設計書	開示		9/22	10/2
528	9/17	･柿原公園園路改修工事 金入り設計書	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		･柿原公園園路改修工事 ･高平年神公園造成工事 ･(仮称)麻生田三丁目公園整備工事 金入り設計書	開示		9/19	10/2
529	9/17	･香りの森北側進入路工事 金入り設計書	環境局 環境共生課		香りの森北側進入路工事の金入り設計書	開示		9/24	10/2
530	9/17	･力合西小学校植栽工事(その2) 金入り設計書	教育委員会事務局 施設課		力合西小学校植栽工事(その2)の金入り設計書	開示		9/24	10/2
531	9/17	･城山公園施設整備工事(2期工事)変更分 金入り設計書	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		･城山公園施設整備工事(2期工事)変更分	開示		9/19	10/2

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
532	9/17	道路位置指定関係図面等 昭和49年6月29日 熊本市指令(管建)第45号	都市建設局 建築指導課		道路位置指定関係図面等 昭和49年6月29日 熊本市指令(管建)第45号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/19	9/19
533	9/17	・平成26年度市庁舎周り植栽物保守管理業務委託 金入り設計書	財政局 管財課		■平成26年度市庁舎周り植栽物保守管理業務委託の金入り設計書 (市庁舎周り植栽物保守管理業務委託内訳書)	開示		9/19	10/2
534	9/17	・平成26年度桃尾墓園除草業務委託 ・平成26年度花園墓地外1墓地除草業務委託 ・平成26年度浦山墓園外2墓地除草業務委託 金入り設計書	健康福祉子ども局 健康福祉政策課		平成26年度桃尾墓園除草業務委託金入り設計書 平成26年度花園墓地外1墓地除草業務委託金入り設計書 平成26年度浦山墓園外2墓地除草業務委託金入り設計書	開示		9/19	10/2
535	9/17	・平成26年度食肉ｾﾝﾀｰ樹木剪定業務 ・平成26年度立田山憩の森下草刈(北地区)業務委託 金入り設計書	環境局 環境共生課		・平成26年度食肉ｾﾝﾀｰ樹木剪定業務 金入設計書 ・平成26年度立田山憩の森下草刈(北地区)業務委託 金入設計書	開示		9/22	10/2
536	9/17	・平成26年度東部環境工場樹木管理業務委託 金入り設計書	環境局 東部環境工場		■平成26年度東部環境工場樹木管理業務委託の金入り設計書	開示		9/22	10/2
537	9/17	・平成26年度西部環境工場植栽管理業務委託 金入り設計書	環境局 西部環境工場		平成26年度西部環境工場植栽管理業務委託 金入り設計書	開示		9/22	10/2
538	9/17	・平成26年度熊本城樹木等管理業務委託【単価契約】 ・平成26年度旧細川邸庭園除草外業務委託 金入り設計書	観光文化交流局 熊本城総合事務所		平成26年度熊本城樹木等管理業務委託【単価契約】 平成26年度旧細川刑部邸庭園除草外業務委託 の金入り設計書	開示		9/30	10/2
539	9/17	・平成26年度戸島調整池外除草等業務委託 ・平成26年度加勢川水草除去業務委託 金入り設計書	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		平成26年度戸島調整池外除草等業務委託 平成26年度加勢川水草除去業務委託 各金入設計書	開示		9/25	10/2
540	9/17	・平成26年度千原台高等学校樹木管理等業務委託 金入り設計書	教育委員会事務局 施設課		千原台高等学校樹木管理等業務委託の金入り設計書	開示		9/24	10/2
541	9/17	・平成26年度立田山配水池外9箇所樹木剪定及び害虫防除並びに斜面除草業務委託 ・平成26年度健軍水源地外11箇所樹木剪定及び害虫防除業務委託 金入り設計書	上下水道局 水運用課		①健軍水源地外11箇所樹木剪定及び害虫防除業務委託の金入り設計書 ②立田山配水池外9箇所樹木剪定及び害虫防除並びに斜面除草業務委託の金入り設計書	開示		9/25	10/2

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
542	9/17	・平成26年度城南町浄化センター植栽管理除草業務委託 金入り設計書	上下水道局 水再生課		城南町浄化センター植栽管理除草業務委託の金入り設計書	開示		9/22	10/2
543	9/17	・平成26年度中部浄化センター樹木管理及び除草業務委託 金入り設計書	上下水道局 水再生課 中部浄化センター		中部浄化センター樹木管理及び除草業務委託の金入り設計書	開示		9/24	10/2
544	9/17	・平成26年度動植物園花の休憩所植物管理業務委託 金入り設計書	観光文化交流局 動植物園		動植物園花の休憩所植物管理業務委託の金入り設計書	開示		9/25	10/2
545	9/17	・平成26年度東部地区(4工区)街路樹管理、道路除草及び水防等業務委託【単価契約】 金入り設計書	都市建設局 東部土木センター 維持課		平成26年度東部地区(4工区) 街路樹管理、道路除草及び水防等業務委託【単価契約】 金入設計書	開示		9/25	10/2
546	9/17	・平成26年度東部地区(5工区)公園除草業務委託 ・平成26年度東部地区(2工区)公園管理業務委託【単価契約】 金入り設計書	都市建設局 東部土木センター 河川公園整備課		平成26年度東部地区(5工区)公園除草業務委託 平成26年度東部地区(2工区)公園管理業務委託【単価契約】 各金入設計書	開示		9/25	10/2
547	9/17	・平成26年度西部地区(2工区)街路樹管理、道路除草及び水防等業務委託【単価契約】 金入り設計書	都市建設局 西部土木センター 維持課		西部地区(2工区)街路樹管理、道路除草及び水防等業務委託【単価契約】 金入り設計書	開示		9/30	10/2
548	9/17	・平成26年度西部地区(8工区)公園除草業務委託 ・平成26年度白川橋左岸緑地除草業務委託 ・平成26年度西部地区(2工区)公園管理業務委託【単価契約】 金入り設計書	都市建設局 西部土木センター 河川公園整備課		平成26年度西部地区(8工区)公園除草業務委託 平成26年度白川橋左岸緑地除草業務委託 平成26年度西部地区(2工区)公園管理業務委託【単価契約】	開示		9/26	10/2
549	9/17	・平成26年度北部地区(1工区)街路樹管理、道路除草及び水防等業務委託【単価契約】 金入り設計書	都市建設局 北部土木センター 維持課		平成26年度北部地区(1工区)街路樹管理、道路除草及び水防等業務委託【単価契約】、金入り設計書	開示		9/24	10/2
550	9/17	・平成26年度北部地区(6工区)公園除草業務委託 ・平成26年度北部地区(2工区)公園管理業務委託【単価契約】 金入り設計書	都市建設局 北部土木センター 河川公園整備課		・平成26年度北部地区(6工区)公園除草業務委託 ・平成26年度北部地区(2工区)公園管理業務委託【単価契約】 金入り設計書	開示		9/24	10/2
551	9/17	・平成25年度戸島旧埋立処分場草刈業務委託(その2) 金入り設計書	環境局 環境施設整備室		平成25年度 戸島旧埋立処分場草刈外業務委託(その2) 金入り設計書	開示		9/18	10/2

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
552	9/17	・平成25年度熊本城二の丸芝生広場外管理業務委託 契約変更後 金入り設計書	観光文化交流局 熊本城総合事務所		平成26年度熊本城二の丸芝生広場外管理業務委託(変更契約後)の金入り設計書	開示		9/30	10/2
553	9/17	・平成25年度市道上水前寺2丁目錦ヶ丘第1号線街路樹剪定業務委託(契約変更後)2回 ・平成25年度主要地方道熊本高森線街路樹剪定業務委託 金入り設計書	都市建設局 東部土木センター 維持課		・平成25年度市道上水前寺2丁目錦ヶ丘第1号線街路樹剪定業務委託(金入設計書) ・平成25年度主要地方道熊本高森線街路樹剪定業務委託(金入設計書)	開示		9/24	10/2
554	9/17	・平成25年度大嶺第1調整池外5調整池除草業務委託 ・平成25年度神園山小山山緑地竹伐採業務委託 金入り設計書	都市建設局 東部土木センター 河川公園整備課		平成25年度大嶺第1調整池外5調整池除草業務委託 平成25年度神園山小山山緑地竹伐採業務委託 各金入設計書	開示		9/25	10/2
555	9/17	・平成25年度市道花畑町九品寺4丁目第1号線街路樹剪定業務委託(変更契約後) ・平成25年度西部地区国県道街路樹剪定業務委託 金入り設計書	都市建設局 西部土木センター 維持課		平成25年度 市道花畑町九品寺4丁目第1号線外街路樹剪定業務委託【変更契約後】	開示		9/26	10/2
					西部地区国県道街路樹剪定業務委託 金入り設計書	開示		9/30	10/2
556	9/17	・平成25年度谷尾崎梅林公園外3公園樹木伐採業務委託(変更契約後) ・平成25年度流通団地東側調整池外2調整池除草業務委託 金入り設計書	都市建設局 西部土木センター 河川公園整備課		谷尾崎梅林公園外3公園樹木伐採業務委託(変更契約後)	開示		9/19	10/2
					委託名 流通団地東側調整池外2調整池除草業務委託 開札日 平成 25年 10月 24日 金入設計書	開示		9/24	10/2
557	9/17	・平成25年度主要地方道熊本田原坂(上熊本工区)街路樹剪定業務委託(変更契約後) 金入り設計書	都市建設局 北部土木センター 維持課		平成25年度主要地方道熊本田原坂線(上熊本工区)街路樹剪定業務委託、金入り設計書	開示		9/24	10/2
558	9/18	道路判定台帳 渡鹿7丁目○○-○ 04年、222号(04-222) ※道路協定書もお願いいたします。 ｶﾗｰはｶﾗｰでお願いします。	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳 渡鹿7丁目○○-○ 04年222号(04-222) ※道路協定書もお願いいたします。ｶﾗｰはｶﾗｰでお願いします。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/19	9/19
559	9/18	工事名 市道 十禅寺町平田町第1号線歩道新設工事 (平成26年9月18日契約のもの) 金入設計書	都市建設局 西部土木センター 工務課		市道 十禅寺町平田町第1号線歩道新設工事 (平成26年9月18日契約のもの) 金入設計書	開示		9/24	9/26

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
560	9/18	工事名 長蓮寺調整池及び上下流排水路改良工事 金入設計書	都市建設局 北部土木センター 河川公園整備課		長蓮寺調整池及び上下流排水路改良工事の金入設計書	開示		9/22	9/25
561	9/18	飲食店の営業許可台帳の開示を申請いたします。(現在営業中のもの)ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号・業種※平成26年9月18日時点のもの	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年9月18日までの間に、熊本市内において営業許可を受けた現在営業中の飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く) 計8,042件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年9月23日 14:30	開示		9/30	10/9 郵送
562	9/18	ホテル・旅館などの宿泊施設の営業許可書の開示請求をいたします。(現在営業中のもの) 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号※平成26年9月18日時点のもの	健康福祉子ども局 生活衛生課		熊本市域における旅館業法許可施設一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号および申請者氏名(法人名)	開示		9/24	10/9 郵送
563	9/19	(工事名) 都市計画事業 大和広住汚水幹線下水道築造工事(930工区) 金入設計書	上下水道局 下水道整備課		(工事名) 都市計画事業 大和広住汚水幹線下水道築造工事(930工区) 金入設計書	開示		9/24	9/25
564	9/19	位置指定台帳の写し H22-004-01 H22-004-02 H22-004-03 H22-004-04	都市建設局 建築指導課		位置指定台帳の写し H22-004-01 H22-004-02 H22-004-03 H22-004- 04	開示		9/22	9/24
565	9/19	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2014年9月4日より2014年9月19日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年9月4日から同9月19日までの間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧(理容所については該当無し) 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		9/22	10/3
566	9/19	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2014年9月4日より2014年9月19日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年9月4日～平成26年9月19日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧(移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く)計37件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年9月22日 13:00	開示		10/1	10/3

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
567	9/19	南区城南町坂野～永φ300粍配水管布設工事 金額入り設計書	上下水道局 水道整備課		・南区城南町坂野～永φ300粍配水管布設工事 上記の金額入り工事設計書	開示		9/29	10/1
568	9/19	南区役所庁舎空調設備改修工事 金額入り設計書	都市建設局 設備課		南区役所庁舎空調設備改修工事金入設計書	開示		9/22	10/1
569	9/19	熊本市における食品衛生法に基づく許可業種全ての施設一覧 平成26年3月1日から平成26年8月31日の間に新規で許可を受けた全業種の施設すべて(既に廃業している施設は除く) ＜項目＞ 店名、店住所、店電話番号、申請者名(申請者が法人の場合は、法人住所・法人電話番号・法人代表者名)、許可日、許可満了日、業種、業態	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年3月1日から平成26年8月31日の間に、熊本市内において新規で許可を受けた全業種の全施設の一覧 (既に廃業している施設は除く) 計875件 項目:店名、店住所、店電話番号、申請者名(申請が法人の場合は、法人住所・法人電話番号・法人代表者名)、許可日、許可満了日、業種、業態 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年9月25日 11:30	開示		10/1	10/9 郵送
570	9/19	平成26年9月10日開札 西部土木センター 維持課 ・主要地方道 熊本高森線(上代工区)舗装補修工事 上記の金入り設計書の開示をお願いします。	都市建設局 西部土木センター 維持課		平成26年9月10日開札 ・平成26年度 主要地方道熊本高森線(上代工区)舗装補修工事 上記の金入設計書の開示	開示		10/1	10/3
571	9/19	平成26年9月10日開札 都市建設局 河川課 ・流通団地(A・B・D)調整池掘削工事 上記の金入り設計書の開示をお願いします。	都市建設局 河川課		工事名: 流通団地(A・B・D)調整池掘削工事 開札日: 平成26年9月10日 開示文書:金入設計書	開示		9/24	10/3
572	9/19	平成26年9月10日開札 北部土木センター 工務課 ・市道 室園町第22号線道路改良工事(その2) 上記の金入り設計書の開示をお願いします。	都市建設局 北部土木センター 工務課		市道 室園町第22号線道路改良工事(その2) 金入り設計書	開示		9/24	10/3

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
573	9/19	平成26年9月11日開札 北区役所 農業振興課 ・植木町平井水路改良工事 上記の金入り設計書の開示をお願いします。	北区役所 農業振興課		平成26年9月11日開札 北区役所 農業振興課 植木町平井水路改良工事	開示		9/22	10/3
574	9/19	平成26年9月11日開札 北区役所 植木地域整備室 ・市道 植木～古閑線道路改良工事 上記の金入り設計書の開示をお願いします。	都市建設局 北部土木センター 植木地域整備室		市道 植木～古閑線道路改良工事 金額入り設計書	開示		9/25	10/3
575	9/19	道路判定 14年127号 一式 カラーはカラーで	都市建設局 建築指導課		道路判定 14年127号 一式 カラーはカラーで	開示		9/22	10/2
576	9/19	S44-527 位置指定道路 カラー→カラー 白黒→白黒	都市建設局 建築指導課		S44-527 位置指定道路 カラー→カラー 白黒→白黒	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/22	9/25
577	9/22	1、厚生労働省が平成26年9月8日付で自治体に依頼した「『居住実態が把握できない児童』に関する詳細な状況の確認」に基づき、貴自治体が提出した書類すべて(※回答がすべて0の市町村であっても開示を希望) 2、厚生労働省が平成26年7月25日付で自治体に依頼した「『居住実態が把握できない児童』に関する調査後の状況確認」に基づき貴自治体が提出した書類すべて(※回答がすべて0の市町村であっても開示を希望)	健康福祉子ども局 子ども支援課		1、厚生労働省が平成26年9月8日付で自治体に依頼した「『居住実態が把握できない児童』に関する詳細な状況の確認」に基づき、本市が提出した書類すべて 2、厚生労働省が平成26年7月25日付で自治体に依頼した「『居住実態が把握できない児童』に関する調査後の状況確認」に基づき本市が提出した書類すべて	開示		9/29	10/8 郵送
578	9/22	市道 植木～古閑線道路改良工事の金入り設計書 9月11日開札	都市建設局 北部土木センター 植木地域整備室		市道 植木～古閑線道路改良工事 金額入り設計書	開示		9/25	9/26
579	9/22	道路位置指定 S40-108-01 S40-108-02 S40-108-03 S40-108-04 カラーで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S40-108-01 S40-108-02 S40-108-03 S40-108-04 カラーで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/24	9/25

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
580	9/22	道路位置指定 h18-52-j01 h18-52-j02 h18-52-j03 h18-52-j04 h18-52-j05	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 h18-52-j01 h18-52-j02 h18-52-j03 h18-52-j04 h18-52-j05	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/24	10/27
581	9/22	道路位置指定 S44-514の一式書類 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S44-514の一式書類 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/24	9/25
582	9/22	道路位置指定 熊本市保田窪本町字北一本松 〇〇、〇〇-〇、-〇、-〇 位置指定年月日 昭和38年11月6日 〃　番号 熊本県指建第90号 ｶﾗｰの分はｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 熊本市保田窪本町字北一本松〇〇、〇〇-〇、-〇、-〇 位置指定年月日 昭和38年11月6日 位置指定番号 熊本県指令建第90号 ｶﾗｰの分はｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/24	9/26
583	9/22	(道路判定台帳) ■99-278 ■00382 ■04-029	都市建設局 建築指導課		(道路判定台帳) ●99-278 ●00382 ●04-029	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/24	10/2
584	9/22	道等の判定調査書 ・平成18年12月1日 判定番号06年第440号 対象 田崎1丁目〇〇番〇地先～〇〇番〇〇地先 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道等の判定調査書 平成18年12月1日 判定番号06年第440号 対象 田崎1丁目〇〇番〇地先～〇〇番〇〇地先 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/24	9/25

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
585	9/24	1.平成26年9月2日(火)午後1時から熊本市役所議会棟2階予算決算委員会室において実施された第31回熊本市都市計画審議会において,議題31号の5「熊本都市計画道路の変更 上熊本弓削線」及び議題31号の6「熊本都市計画公園の変更 渡鹿五丁目公園」の審理に際して,熊本市担当者が審議会委員への説明のために使用したﾊﾟﾜｰﾎﾟｲﾝﾄﾃﾞｰﾀ及びﾊﾟﾜｰﾎﾟｲﾝﾄﾃﾞｰﾀを印刷したもの一式 2.平成26年9月2日(火)午後1時から熊本市役所議会棟2階予算決裁委員会室において実施された第31回熊本市都市計画審議会において,議題31号の5「熊本都市計画道路の変更 上熊本弓削線」及び議題31号の6「熊本都市計画公園の変更 渡鹿五丁目公園」の審理に際して,熊本市担当者が審議会委員への説明を行う際に参照した説明次第(台本) 3.平成26年9月2日(火)午後1時から熊本市役所議会棟2階予算決算委員会室において実施された第31回熊本市都市計画審議会において,議題31号の5「熊本都市計画道路の変更 上熊本弓削線」及び議題31号の6「熊本都市計画公園の変更 渡鹿五丁目公園」の審理に関して,熊本市担当者が審議会委員から質問を受けた場合を想定して作成した想定問答集	都市建設局 都市政策課		●第31回熊本市都市計画審議会において 1.議題31号の5及び議題31号の6のﾊﾟﾜｰﾎﾟｲﾝﾄﾃﾞｰﾀ及び印刷したもの。 2.議題31号の5及び議題31号の6の説明次第(台本) 3.議題31号の5及び議題31号の6の想定問答集	開示		10/8	10/16 郵送
586	9/24	熊本市ﾃﾞｼﾞﾀﾙ同報系防災行政無線に関する、入札準備から入札結果。 及び、同事業に関する「仕様書」(類)。	総務局 危機管理防災総室		1 実施伺 2 契約依頼書 3 工事設計書(金入り) 4 工事設計書(金なし) 5 仕様書 6 図面一式	開示		10/8	10/15 閲覧
586-2	9/24	熊本市ﾃﾞｼﾞﾀﾙ同報系防災行政無線に関する、入札準備から入札結果。 及び、同事業に関する「仕様書」(類)。	総務局 契約検査総室	有 10/22	熊本市ﾃﾞｼﾞﾀﾙ同報系防災行政無線に関する、入札準備から入札結果。 及び、同事業に関する「仕様書」(類)	開示 (一部請求拒否)	2号 個人情報 3号 法人等情報	10/17	10/21 閲覧
587	9/24	都市計画事業 大和広住汚水幹線下水道築造工事(940工区) 金入り設計書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 大和広住汚水幹線下水道築造工事(940工区)の金入り設計書	開示		9/29	10/3
588	9/24	道路判定 H16-009.01～05 ｶﾗｰはｶﾗｰで下さい	都市建設局 建築指導課		位置指定 H16-009.01～05 ｶﾗｰはｶﾗｰで下さい	開示 (一部請求拒否)	2号 個人情報	9/24	9/25

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
589	9/24	道路位置指定図 位置指定番号 熊本市指令(管建)第25号 昭和50年6月6日 熊本市春日町字一町田○○-○○	都市建設局 建築指導課		道路位置指定図 位置指定番号 熊本市指令(管建)第25号 昭和50年6月6日 熊本市春日町字一町田○○-○○	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/25	9/26
590	9/24	道路判定の書類一式 01-127 04-237 ｶﾗｰの所はｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路判定の書類一式 01-127 04-237 白黒で、ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/26	9/29
591	9/24	5号街区公園整備工事(H26:都市建設局熊本駅周辺整備事務所) 4号街区公園整備工事(H25:都市建設局熊本駅周辺整備事務所) 以上2件の金額入り設計書	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所 熊本駅西土地区画整理事業所		「5号街区公園整備工事」の金入り設計書 「4号街区公園整備工事」の金入り設計書	開示		9/29	10/2
592	9/24	柿原公園園路改修工事(H25:都市建設局北部土木ｾﾝﾀｰ) 以上1件の金額入り設計書	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		・柿原公園園路改修工事 金額入り設計書	開示		9/29	10/2
593	9/25	老朽給水管(鉛管)切替工事(7工区) の分の金入り設計書	上下水道局 水相談課		金額入り積算書すべて ・老朽給水管(鉛管)切替工事(7工区)の分の金入り設計書	開示		10/6	10/14
594	9/25	道路判定台帳 H11年 99-316 H15年 03-501 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳 H11年99-316 H15年03-501 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/29	9/30
595	9/25	東部土木ｾﾝﾀｰ移転増築工事 金額入り設計書(工事内訳書)	都市建設局 営繕課		東部土木ｾﾝﾀｰ移転増築工事における金入り設計書	開示		9/26	9/30
596	9/25	道路位置指定 S40-145 374-6-8 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S40-145 374-6-8 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/29	9/29
597	9/25	道路位置指定の内容 位置指定年月日 昭和40年7月20日 位置指定番号　熊本県指令第83号 位置指定道路の位置 熊本市池田町字中道○○-○ 道路判定の内容 判定年月日 平成22年09月14日 判定番号　10年第216号 判定道等の区域 花園7丁目○○番○地先～○○番地先 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定の内容 位置指定年月日 昭和40年7月20日 位置指定番号 熊本県指令第83号 位置指定道路の位置 熊本市池田町字中道○○-○ 道路判定の内容 判定年月日 平成22年09月14日 判定番号 10年第216号 判定道等の区域 花園7丁目○○番○地先～○○番地先 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/29	9/29

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
598	9/25	平成25年10月末時点で熊本市が把握し、厚生労働省に報告した未届け有料老人ホーム3施設の名称、事業者名、住所。	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		平成25年10月末時点で熊本市が把握し、厚生労働省に報告した未届け有料老人ホーム3施設の名称、事業者名、住所	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 6号　事務事業に関する情報	9/26	10/1 郵送
599	9/26	要保護児童対策協議会こうのとりのゆりかご専門部会の第25回会議(平24.4.25)～第40回会議(平26.8.29)の議事録のうち、 預け入れ状況の検証(短期的検証)を除いた部分	健康福祉子ども局 子ども支援課	有 11/5	熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会の第25回会議(平24.4.25)～第40国会議(平26.8.29)の議事録のうち、預け入れ状況の検証(短期的検証)を除いた部分。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 5号　審議、検討に関する情報	11/5	11/13 郵送
600	9/29	本荘ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰの 平成23･24･25年度の各決算書類 役員名簿(各年度毎) 運営委員会規約	中央区役所 まちづくり推進課		熊本市本荘地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰの平成23･24･25年度の各決算書類、役員名簿(各年度毎)、運営委員会規約	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/6	10/10
601	9/29	本荘ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰの 指定管理に係る熊本市との協定書	企画振興局 生涯学習推進課		本荘ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰの指定管理に係る熊本市との協定書	開示		10/2	10/10
602	9/29	道路判定台帳の写し 00-599-01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳の写し 00-599-01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 ｶﾗｰは、ｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/1	10/1
603	9/29	熊本市中央区帯山2丁目○○-○○に接道する位置指定道路の内容。S41-202 不動産売買の為 ｶﾗｰ指定	都市建設局 建築指導課		熊本市中央区帯山2丁目○○-○○に接道する位置指定道路の内容。 S41-202 不動産売買の為 ｶﾗｰ指定	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/30	10/2
604	9/29	道路位置指定 H23-033 ｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 H23-033 ｶﾗｰで	開示		9/30	10/3
605	9/30	道路位置指定 H23-022 ｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 H23-022 ｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/30	10/1
606	9/30	別紙工事に係る設計図書のうち「設計金額の工事費区分」 (工事名、開札日は別紙のとおり) 流通団地(A･B･D)調整池掘削工事	都市建設局 河川課		工事名:流通団地(A･B･D)調整池掘削工事 開札日:平成26年9月10日 開示文書:設計金額の工事費区分	開示		10/1	10/17 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
607	9/30	別紙工事に係る設計図書のうち「設計金額の工事費区分」 (工事名、開札日は別紙のとおり) 都市計画道路子飼新大江線橋梁上部工工事(上流側)	都市建設局 東部土木センター 工務課		都市計画道路子飼新大江線橋梁上部工工事(上流側)「設計金額の工事費区分」	開示		10/3	10/17 郵送
608	9/30	別紙工事に係る設計図書のうち「設計金額の工事費区分」 (工事名、開札日は別紙のとおり) 国道501号(河内工区)道路改良工事	都市建設局 西部土木センター 工務課		国道501号(河内工区)道路改良工事に係る設計図書のうち 「設計金額の工事費区分」	開示		10/3	10/17 郵送
609	9/30	別紙工事に係る設計図書のうち「設計金額の工事費区分」 (工事名、開札日は別紙のとおり) 一般県道 花園インター線花園インター2号橋㈱工(A1,P1,P2,A2)工事 一般県道 砂原四方寄線(花園工区)下硯川高架橋下部工(A1)外工事 一般県道 花園インター線橋梁下部工(花園ランプ1号橋P5、花園ランプ2号橋P4・P5)工事 一般県道 花園インター線橋梁下部工(花園ランプ1号橋A1、P1、花園ランプ2号橋A1)工事 一般県道 砂原四方寄線(花園工区)小塚橋上部工工事(その2) 一般県道 花園インター線花園ランプ2号橋下部工(P1、P2、P3)工事 一般県道 砂原四方寄線(花園工区)和泉2号跨道橋上部工工事 一般県道 花園インター線池亀地区道路改良及び調整池築造工事 一般県道 砂原四方寄線(花園工区)和泉地区道路改良工事 一般県道 砂原四方寄線(花園工区)花園高架2号橋下部工P5工事	都市建設局 北部土木センター 工務課		・別紙工事に係る設計図書のうち「設計金額の工事費区分」	開示		10/2	10/17 郵送
610	9/30	別紙工事に係る設計図書のうち「設計金額の工事費区分」 (工事名、開札日は別紙のとおり) 河原町曲線及び渡り線軌条更換工事	交通局 電車課		河原町曲線及び渡り線軌条更換工事に係る設計図書のうち 「設計金額の工事費区分」	開示		10/3	10/17 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
611	9/30	別紙工事に係る設計図書のうち「設計金額の工事費区分」 (工事名、開札日は別紙のとおり) 都市計画事業 大和広住汚水幹線下水道築造工事(903工区) 都市計画事業 西部汚水6号幹線枝線外枝線下水道築造工事(911工区) 都市計画事業 南部汚水17号幹線枝線下水道築造工事(913工区) 都市計画事業 西部汚水12号幹線及び枝線下水道築造工事(901工区) 都市計画事業 南部汚水6号幹線枝線下水道築造工事(914工区) 都市計画事業 東部汚水64号幹線及び枝線外枝線下水道築造工事(924工区) 都市計画事業 中部汚水1号幹線及び外枝線下水道築造工事(933工区) 都市計画事業 西部汚水11号幹線(その1)下水道築造工事(916工区) 都市計画事業 西部汚水22号幹線及び枝線下水道築造工事(932工区) 都市計画事業 西部汚水22号幹線及び枝線下水道築造工事(931工区) 都市計画事業 西部汚水11号幹線及び枝線下水道築造工事(905工区) 都市計画事業 西部汚水1号幹線枝線外枝線下水道築造工事(941工区) 都市計画事業 西部汚水11号幹線及び枝線(その3)下水道築造工事(918工区) 都市計画事業 西部汚水6号幹線枝線外枝線下水道築造工事(919工区) 西部浄化ｾﾝﾀｰ沈砂池及びﾎﾟﾝﾌﾟ井防食工事(111工区) 都市計画事業 南部汚水20号幹線及び枝線下水道築造工事(907工区) 都市計画事業 中部汚水1号幹線及び枝線外枝線下水道築造工事(938工区) 都市計画事業 西部汚水11号幹線(その2)下水道築造工事(917工区)	上下水道局 下水道整備課		別紙工事に係る設計図書のうち「設計金額の工事費区分」 (工事名、開札日は別紙のとおり)	開示		10/10	10/17 郵送
612	9/30	別紙工事に係る設計図書のうち「設計金額の工事費区分」 (工事名、開札日は別紙のとおり) (仮称)特別支援学校(高等部)造成工事(第1期)	教育委員会事務局 施設課		(仮称)特別支援学校(高等部)造成工事(第1期)に係る設計図書のうち 「設計金額の工事費区分」	開示		10/2	10/17 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
613	9/30	●期間 26年9月1日～26年9月30日 ●屋号 ●住所 ●申請者 ●申請者電話番号 ●許可日 飲食店営業施設(仮設、臨時、自販機を除く) 熊本市のみ 新規申請があったもの	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年9月1日～平成26年9月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (仮設、臨時、自販機を除く) 計84件 項目:屋号、住所、申請者、申請者電話番号、許可日 ※開示情報取り出し日時:平成26年10月2日14:00	開示		10/6	10/7
614	9/30	①熊本市議会の運営に係る議員申し合わせ事項がわかる文書	議会事務局 議事課		熊本市議会の運営に係る議員申し合わせ事項がわかる文書	開示		10/1	10/1
615	9/30	件名:里道 戸島4丁目地内道路改良工事 場所:熊本市東区戸島4丁目地内 金入設計書	都市建設局 東部土木センター 工務課		里道 戸島4丁目地内道路改良工事 金入設計書	開示		10/6	10/17
616	10/1	高平年神公園整備工事金入設計書	都市建設局 北部土木センター 河川公園整備課		高平年神公園整備工事 金額入り積算書	開示		10/15	10/16
617	10/1	道路位置指定 熊本県指令熊土第28-02号 昭和60年6月13日	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 熊本県指令熊土第28-02号 昭和60年6月13日	開示		10/1	10/2
618	10/1	熊本市 固定資産(土地)評価事務取扱要領 直近年度版	財政局 課税管理課		熊本市 固定資産(土地)評価事務取扱要領 直近年度版	開示		10/6	10/14 郵送
619	10/1	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(平成26年9月1日～平成26年9月30日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年9月1日～平成26年9月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 計84件 項目:屋号・営業所所在地、営業所電話番号、営業者氏名、初許可年月日、業種詳細 ※開示情報取り出し日時:平成26年10月2日14:30	開示		10/6	10/14 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
620	10/1	平成26年9月1日～平成26年9月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年9月1日～平成26年9月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (移動、臨時、自動販売機を除く) 計84件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年10月3日 13:30	開示		10/6	10/16 郵送
621	10/1	平成26年7月1日～平成26年9月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)。 項目:屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年7月1日～平成26年9月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)計250件 項目:屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号 ※開示情報取り出し日時:平成26年10月1日 15:00	開示		10/3	10/6
621-2	10/1	平成26年7月1日～平成26年9月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた美容所一覧。 項目:施設名称、営業所所在地、営業所電話番号、開設者氏名、役職、代表者氏名。	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年7月1日から平成26年9月30日までの間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		10/2	10/6
622	10/1	西区松尾町上松尾 道等の判定調査書 02年 第425 ｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		西区松尾町上松尾 道等の判定調査書 02年 第425 ｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/2	10/14
623	10/1	道路位置指定図面 昭和41年12月13日指定 熊本県指令第205号 熊本市画図町江津字今村前○○-○、○○-○ 幅員4m 延長54.60m ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定図面 昭和41年12月13日指定 熊本県指令第205号 熊本市画図町江津字今村前○○-○、○○-○ 幅員4m 延長54.60m ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/2	10/3
624	10/2	○○(熊本市南区○○△-○○-○)に関し熊本保健所医療政策課により、3回の現地確認行なわれているが、2回目、3回目の確認内容(詳細に)、管理者医師名、日、時、開示願います。	健康福祉子ども局 医療政策課		「○○(熊本市南区○○△-○○-○)に関し、熊本市保健所医療政策課により、3回の現地確認が行なわれているが、2回目、3回目の確認内容(詳細に)、管理者医師名、日、時」の開示を願う件	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	10/15	10/17
625	10/2	国道501号(飽田ﾊﾞｲﾊﾟｽ)函渠敷設工事の金額込みの工事設計書	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・国道5 1号(飽田ﾊﾞｲﾊﾟｽ)函渠敷設工事の金入り設計書	開示		10/9	10/15

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
626	10/2	・平成27年度使用小学校教科用図書採択に関する資料 ①平成27年度使用小学校教科用図書選定資料会議の日程や会議室で配布された資料等、平成27年度使用小学校教科用図書選定に係る資料すべて ②教科書選定委員会議事録 ※社会科・算数・生活科・図画工作科についての上記資料	教育委員会事務局 指導課		平成27年度使用小学校教科用図書採択に関する資料 1 選定資料 (1)日程(2)調査報告書(3)教科書展示会「感想・意見」 2 選定委員会会議録 ※書写、社会科、算数科、生活科、図画工作科についての資料	開示		10/2	10/29
627	10/2	・位置指定道路 S39-120(計14枚) ※ｶﾗｰはｶﾗｰにて	都市建設局 建築指導課		位置指定道路 S39-120(計14枚)※ ｶﾗｰはｶﾗｰにて	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/6	10/6
628	10/3	平成26年9月1日から平成26年9月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年9月1日～平成26年9月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、露店営業を除く) 計84件 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年10月6日 14:00	開示		10/7	10/15 郵送
629	10/3	判定調査書 表・裏 附近見取図 (ｶﾗｰ)　(ｶﾗｰ) 11-020	都市建設局 建築指導課		判定調査書 11-020 表裏(ｶﾗｰ) 附近見取図(ｶﾗｰ)	開示		10/6	10/7
630	10/3	道路位置指定 S42-139 一式 ｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S42-139一式 ｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/6	10/8
631	10/3	動植物園花の休憩所屋上防水その他改修工事金入り設計書	都市建設局 営繕課		動植物園花の休憩所屋上防水その他改修工事 金入り設計書	開示		10/6	10/6
632	10/3	道路位置指定.S61-011 一式 ｶﾗｰは、ｶﾗｰで!!	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S61-011 一式 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示		10/7	10/8
633	10/3	道路判定写 031-01 99-353 ｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路判定写 00-031 99-353 ｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/7	10/8
634	10/3	熊本市東区新外4丁目○-○の建物に関する平面図・立面図・配置図	消防局 総務課		熊本市東区新外4丁目○-○の建物に関する平面図、立面図、配置図	開示		10/15	10/17
635	10/3	平成26年度土木積算の歩掛ｺｰﾄﾞ表(一般土木,橋梁,港湾) CD-Rでの配付をお願い致します。	都市建設局 技術管理課		取り下げ				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
636	10/3	平成26年度土地改良積算基準(土木工事)の熊本市の歩掛ｺｰﾄﾞ CD-Rでの配布をお願い致します。	都市建設局 技術管理課		取り下げ				
637	10/3	平成26年度上水道、下水道工事(小口径推進含む)の積算の歩掛けｺｰﾄﾞ CD-Rでの配付をお願い致します	上下水道局 計画調整課 技術管理室		取り下げ				
638	10/3	昭和50年12月15日付け官民境界承認書に係る立会記録一式 熊本市中央区飛田四丁目〇〇番〇と県道と里道	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 総務課		官民境界の承認について(昭和50年12月15日 熊土第1226号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/7	10/9
639	10/6	平成26年9月25日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 託麻北部線(吉原工区)吉原橋下部工P2工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		一般県道 託麻北部線(吉原工区)吉原橋下部工P2工事の金入り設計書	開示		10/7	10/21
640	10/6	都市計画事業 加勢川第6排水区雨水調整池築造工事(その2)の設計積算内訳書(金入設計書)	都市建設局 河川課		都市計画事業 加勢川第6排水区雨水調整池築造工事(その2)の設計積算内訳書(金入設計書)	開示		10/7	10/8
641	10/6	道路位置指定書 熊本市指令(建指)第H23-048号	都市建設局 建築指導課		道路位置指定書 熊本市指令(建指)第H23-048号 (現地案内図 平面図 E-E’断面図)	開示		10/7	10/7
642	10/6	社会福祉法人 〇〇 上記法人の平成23年度から25年度までの事業活動収支計算書と貸借対照表	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		社会福祉法人〇〇の貸借対照表及び事業活動収支計算書 (平成23年度から平成25年度分)	開示		10/9	10/16
643	10/6	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2014年9月19日より2014年10月6日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年9月19日から同10月6日までの間、熊本市内において新規確認した理容所、美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		10/9	10/20
644	10/6	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2014年9月19日より2014年10月6日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年9月19日～平成26年10月6日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧(移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く)計51件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年10月8日 14:00	開示		10/10	10/20

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
645	10/7	(1)平成26年9月25日 一般県道 託麻北部線(吉原工区)吉原橋下部工P2工事の金入り設計書1式 以上の公開をお願い致します。	都市建設局 北部土木センター 工務課		一般県道 託麻北部線(吉原工区)吉原橋下部工P2工事の金入り設計書	開示		10/8	10/20
646	10/7	(1)平成25年10月25日 都市計画事業 井芹川第9排水区分水施設ｹﾞｰﾄ設備工事の金入り設計書1式 (2)平成25年10月25日 都市計画事業 加勢川第6排水区吐口樋管設備工事の金入り設計書1式 (3)平成25年7月12日開札された 都市計画事業 加勢川第6排水区雨水調整池ｹﾞｰﾄ設備工事の金入り設計書1式 以上の公開をお願い致します。 ※(1)～(3)いずれも、入札時・変更前のもの	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 井芹川第9排水区分水施設ｹﾞｰﾄ設備工事 都市計画事業 加勢川第6排水区吐口樋管設備工事 都市計画事業 加勢川第6排水区雨水調整池ｹﾞｰﾄ設備工事	開示		10/16	10/20
647	10/8	(仮称)熊本市田迎地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ増築及び改修工事 金入設計書	都市建設局 営繕課		(仮称)熊本市田迎地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ増築及び改修工事 金入設計書	開示		10/9	10/28
648	10/8	1.道路位置指定書と図面 市指令(計建)第5号平成6年5月10日 2.道路位置指定廃止書と図面 市指令(計建)第43号平成10年3月5日	都市建設局 建築指導課		1.道路位置指定書と図面 市指令(計建)第5号 平成6年5月10日 2.道路位置指定廃止書と図面 市指令(計建)第43号 平成10年3月5日	開示		10/9	10/16
649	10/8	熊本市ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動保険についての下記文書 ●上記制度の実施要綱・災害補償規定等 ●平成26年度契約時の仕様書 ●平成26年度契約時の入札等の結果 ●平成26年度契約の保険証券および特約・明細書等(保険約款不要) ●平成23、24、25年度契約の事故件数および支払い保険金額(被害者に支払った保険金額)	企画振興局 市民協働課		・上記制度の実施要綱・災害補償規定等 ・平成26年度契約時の仕様書 ・平成26年度契約時の入札等の結果 ・平成26年度契約の保険証券及び特約・明細書等(保険約款不要) ・平成23、24、25年契約の事故件数及び支払い保険金額(被害者に支払った保険金額)	開示		10/16	10/24 郵送
650	10/8	平成27年度使用小学校教科用図書採択にかかる教科書選定委員会議事録	教育委員会 事務局 指導課		平成27年度使用小学校教科用図書選定委員会会議録	開示		10/8	11/27
651	10/9	京塚本町対策協議会からの要望書及び回答 ※平成8年京塚公民館での説明会	都市建設局 土木管理課		京塚本町対策協議会からの要望書(回答) (平成8年京塚公民館での説明会)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/15	10/16

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
652	10/9	道等の判定 003.004.005.006.007.008.009 14-149 (判定番号) 上記番号で出せる物は全て ｶﾗｰはｶﾗｰにて	都市建設局 建築指導課		道等の判定 14-149(判定番号) 003 004 005 006 007 008 009 上記番号で出せる物は全て ｶﾗｰはｶﾗｰにて	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/10	10/14
653	10/9	道路の判定 判定番号 14-148号 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路の判定 判定番号 14-148号 ｶﾗｰ希望	開示		10/10	10/14
654	10/9	花畑公園三烈士碑他移設工事 金額入りの設計書	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		・花畑公園三烈士碑他移設工事(金入設計書)	開示		10/14	
655	10/9	平成26年10月1日開札 ・西部土木河川公園整備課 旧天明新川堤防補強工事 上記1件の金入設計書の開示をお願い致します	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		工事名 旧天明新川堤防補強工事 金入設計書	開示		10/14	10/21
656	10/9	平成26年10月1日開札 ・南区役所 農業振興課 大町地区排水路改良工事 上記1件の金入設計書の開示をお願い致します	南区役所 農業振興課		工事名 大町地区排水路改良工事 工事番号 1400795 当該工事の金額入り設計書	開示		10/14	10/16
657	10/9	平成26年9月12日開札 交通局 電車課 河内町曲線及び渡り線軌条更換工事 上記の金入設計書の開示をお願いします。	交通局 電車課		平成26年9月12日開札 河原町曲線及び渡り線軌条更換工事の金入設計書	開示		10/17	10/21
658	10/9	飲食店の新規検査の申請を行った情報の開示を申請いたします。 ただし、移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間 2014年8月23日～2014年10月9日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年8月23日～平成26年10月9日までの間に、熊本市中央区内において新規検査の申請を行った飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く) 計127件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年10月14日 11:00	開示		10/17	10/27
659	10/9	平成27年度用小学校教科書採択における ・調査報告書(音楽科) ・選定委員会議事録(音楽科) ・採択日程(ｽｹｼﾞｭｰﾙ)	教育委員会事務局 指導課		平成27年度使用小学校教科用図書採択に関する資料 1 調査報告書(音楽) 2 選定委員会会議録(音楽) 3 採択日程	開示		10/9	10/24

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
660	10/10	(1)平成26年4月23日開札されました 一般県道花園ｲﾝﾀｰ線花園ｲﾝﾀｰ2号橋下部工(A1、P1、P2．A2)工事の金入り設計書1式 (2)平成26年5月28日開札されました 一般県道花園ｲﾝﾀｰ線橋梁下部(花園ﾗﾝﾌﾟ1号橋P5、花園ﾗﾝﾌﾟ2号橋P4･P5)工事の金入り設計書 (3)平成26年5月28日開札されました 一般県道花園ｲﾝﾀｰ線橋梁下部(花園ﾗﾝﾌﾟ1号橋A1、P1、花園ﾗﾝﾌﾟ2号橋A1)工事の金入り設計書1式 以上の公開をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		･別紙工事に係る設計図書のうち「金入り設計書1式」 一般県道花園ｲﾝﾀｰ線花園ｲﾝﾀｰ2号橋下部工(A1,P1,P2,A2)工事 一般県道花園ｲﾝﾀｰ線橋梁下部(花園ﾗﾝﾌﾟ1号橋P5,花園ﾗﾝﾌﾟ2号橋P4･P5)工事 一般県道花園ｲﾝﾀｰ線橋梁下部(花園ﾗﾝﾌﾟ1号橋A1,Pl,花園ﾗﾝﾌﾟ2号橋Al)工事	開示		10/17	10/20
661	10/10	熊本市水道工事の積算にて使用される、歩掛および単価のｺｰﾄﾞ一覧表すべて	上下水道局 計画調整課 技術管理室		熊本市水道工事の積算にて使用される、歩掛および単価のｺｰﾄﾞ一覧表	開示		10/24	11/5 郵送
662	10/14	道路位置指定 H22-038号(H23年1月5日) ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 H22-038号(H23年1月5日) ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/15	10/16
663	10/14	･道路判定 06-015 ｶﾗｰ→ｶﾗｰ 全部一式 白黒→白黒 ･道路判定 14-144 ｶﾗｰ→ｶﾗｰ 全部一式 白黒→白黒	都市建設局 建築指導課		･道路判定 06-015全部一式 ｶﾗｰ→ｶﾗｰ 白黒→白黒 ･道路判定 14-144 全部一式 ｶﾗｰ→ｶﾗｰ 白黒→白黒	開示		10/15	10/16
664	10/14	道等の半定 判定番号 03-466 専用通路協議書の写し(A3) 横の図面もふくむ	都市建設局 建築指導課		道等の判定 判定番号 03-466 専用通路協議書の写し(A3)横の図面もふくむ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/15	10/16
665	10/14	食品衛生法に基づく以下の店舗の営業許可申請内容 許可日、廃止日、申請者氏名、食品衛生責任者氏名、申請者の連絡先(ただし個人の場合は除く。) ･店は○○年2月開店.○○年10～12月閉店と聞いています。その確認をしたいと考えています。 〔店舗〕名:○○ TEL:096-○○○-○○○○ 住所:熊本市中央区下通1丁目○○-○-2F○○ﾋﾞﾙ 料金や不備がありましたら電話下さい。よろしくお願いします。	健康福祉子ども局 食品保健課		以下の店舗の食品衛生法に基づく営業許可申請内容(許可日、廃止届出日、申請者氏名、食品衛生責任者氏名、申請者の連絡先(ただし個人の場合は除く)) 【店舗】名:○○ 電話: 096-○○○-○○○○ 住所:熊本市中央区下通1丁目○○-○-2F○○ﾋﾞﾙ ※開示情報取り出し日時:平成26年10月16日10時	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/17	10/25 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
666	10/14	平成26年10月3日開札 下水道整備課 中部浄化ｾﾝﾀｰ(ﾌﾞﾛﾜ棟南～A系沈砂池棟間)返流水管更生工事(104工区) 上記の金入設計書の開示をお願いします。	上下水道局 下水道整備課		中部浄化ｾﾝﾀｰ(ﾌﾞﾛﾜ棟南～A系沈砂池棟間)返流水管更生工事 (104工区) の金入設計書	開示		10/22	10/23
667	10/14	大規模行為届出書の様式第3号(平成26年7月11日～8月10日届出分)。※建築物に限る	都市建設局 開発景観課		大規模行為届出書の様式第3号(平成26年7月11日～8月10日届出分) (建築物に限る)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/15	10/23
668	10/14	熊本市中央区京町2丁目柳川通りの図面 市道境界決定の根拠となっているという明治時代の図面 検図帳○○-○～○○-○番地までの道路幅測定された箇所のわかる図面。 (自社所有地○○番地)	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 総務課		検図帳 場所:熊本市中央区京町2丁目○○番地先	開示		10/20	10/22
669	10/14	社会福祉法○○ ○○保育園に関する平成26年度指導監査の結果について	健康福祉子ども局 指導監査課		・○○保育園に対する平成26年度指導監査結果通知書	開示		10/17	10/20
670	10/15	飲食店営業許可書一覧 平成26年9月5日～平成26年10月14日 新規(更新除く) ・仮設、移動販売、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆ除く ・項目 店舗名、住所、代表者名、電話番号、申請年月日、許可年月日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年9月5日～平成26年10月14日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (仮設、移動販売、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆを除く)計95件 項目:店舗名、営業所住所、申請者名、電話番号、申請年月日、許可年月日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年10月16日 11:30	開示		10/17	10/21
671	10/15	熊本市民病院総務課で契約している一般検査業務委託契約書の写し H18年度以降	病院局 市民病院事務局 総務課		熊本市民病院一般検査業務委託契約書(平成21年度～26年度)	開示		10/27	10/29
					熊本市民病院一般検査業務委託契約書(平成18年度～20年度)	不存在	第11条　第2項	10/27	
672	10/15	⑦桃尾墓園拡張整備(公園部分その3)工事【総合評価】(H25) 以上1件の金額入り設計書 ※いずれも変更契約後のもの	健康福祉子ども局 健康福祉政策課		桃尾墓園拡張整備(公園部分その3) 工事 【総合評価】(H25) 金入り変更設計書	開示		10/21	11/14
673	10/15	②泰勝寺跡他1箇所園路補修その他工事(H26) 以上1件の金額入り設計書 ※いずれも変更契約後のもの	観光文化交流局 文化振興課		泰勝寺跡他1箇所園路補修その他工事 金入設計書	開示		10/22	11/14

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
674	10/15	④城山公園施設整備工事(2期工事)【総合評価】(H25) ⑥城山公園施設整備工事(1期工事)【総合評価】(H25) ⑧古荘公園擁壁整備工事(H24) 以上3件の金額入り設計書 ※いずれも変更契約後のもの	都市建設局 西部土木センター 河川公園整備課		・城山公園施設整備工事(2期工事)【総合評価】(H25) ・城山公園施設整備工事(1期工事)【総合評価】(H25) ・古荘公園擁壁整備工事(H24) 以上、3件の金額入り設計書 ＊いずれも変更契約後のもの	開示		10/21	11/14
675	10/15	①高平年神公園整備工事(H26) ⑤(仮称)麻生田三丁目公園整備工事【総合評価】(H25) 以上2件の金額入り設計書 ※いずれも変更契約後のもの	都市建設局 北部土木センター 河川公園整備課		・(仮称)麻生田三丁目公園整備工事 金額入り設計書 ・高平年神公園整備工事 金額入り設計書	開示		10/16	11/14
676	10/15	③都市計画道路上熊本法成寺線樹木移植工事(H25) 以上1件の金額入り設計書 ※いずれも変更契約後のもの	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所 鉄道高架関連整備室		(H25)都市計画道路上熊本法成寺線樹木移植工事の金入設計書	開示		10/17	11/14
677	10/15	職員に対する懲戒処分書、処分理由書、一覧表など、処分に至る経緯のわかる文書 ※2002年度以降 文書があれば訓戒・注意も含む	総務局 人事課		公表済みの平成14年度以降の職員に対する懲戒処分書(処分理由説書含む)及び懲戒処分等の公表基準を制定した平成14年9月以降の懲戒処分一覧表	開示		10/29	10/30
					公表済みの平成14年度以降の職員に対する懲戒処分書(処分理由説明書含む)、訓告処分書及び厳重注意処分書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報 6号　事務事業に関する情報	10/29	10/30
					未公表の平成14年度以降の職員に対する懲戒処分書(処分理由説明書含む)、訓告処分書及び厳重注意処分書	不開示	2号　個人情報 6号　事務事業に関する情報	10/29	
678	10/15	職員に対する懲戒処分書、処分理由書、一覧表など、処分に至る経緯のわかる文書 ※2002年度以降 文書があれば訓戒・注意も含む (教員分を除く)	教育委員会 事務局 教育政策課		公表済みの平成14年度以降の職員に対する懲戒処分書(処分理由説明書含む)及び懲戒処分等一覧表(県費負担教職員の懲戒処分書は、人事権移譲後の平成24年度以降の分に限る。)	開示		10/29	10/30
					公表済みの平成14年度以降の職員に対する懲戒処分書(処分理由説明書含む)、訓告処分書及び厳重注意処分書(県費負担教職員の懲戒処分書は、人事権移譲後の平成24年度以降の分に限る。)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 6号　事務事業に関する情報	10/29	10/30
					未公表の平成14年度以降の職員に対する訓告処分書及び厳重注意処分書	不開示	6号　事務事業に関する情報	10/29	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
679	10/15	職員に対する懲戒処分書、処分理由書、一覧表など、処分に至る経緯のわかる文書 ※2002年度以降 文書があれば訓戒・注意も含む (教員分)	教育委員会事務局 教職員課		公表済みの平成14年度以降の職員に対する懲戒処分書(処分理由説明書含む)及び懲戒処分等一覧表(県費負担教職員の懲戒処分書は、人事権移譲後の平成24年度以降の分に限る。)	開示		10/29	10/30
					公表済みの平成14年度以降の職員に対する懲戒処分書(処分理由説明書含む)、訓告処分書及び厳重注意処分書(県費負担教職員の懲戒処分書は、人事権移譲後の平成24年度以降の分に限る。)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 6号　事務事業に関する情報	10/29	10/30
					未公表の平成14年度以降の職員に対する訓告処分書及び厳重注意処分書	不開示	6号　事務事業に関する情報	10/29	
680	10/15	職員に対する懲戒処分書、処分理由書、一覧表など、処分に至る経緯のわかる文書 ※2002年度以降 文書があれば訓戒・注意も含む	選挙管理委員会事務局		①職員に対する懲戒処分書、処分理由書 ②一覧表など、処分に至る経緯のわかる文書	不存在	第11条　第2項	10/29	
					③2002年度以降文書があれば、訓戒・注意も含む	不開示	2号　個人情報 6号　事務事業に関する情報	10/29	
681	10/15	職員に対する懲戒処分書、処分理由書、一覧表など、処分に至る経緯のわかる文書 ※2002年度以降 文書があれば訓戒・注意も含む	人事委員会事務局		職員に対する懲戒処分書、処分理由書、一覧表など、処分に至る経緯のわかる文書 ※2002年度以降。文書があれば訓戒、注意も含む。	不存在	第11条　第2項	10/20	
682	10/15	職員に対する懲戒処分書、処分理由書、一覧表など、処分に至る経緯のわかる文書 ※2002年度以降 文書があれば訓戒・注意も含む	監査事務局		2002年度以降の職員への処分に至る経緯のわかる文書 (懲戒処分書、訓告処分書)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/28	10/30
					2002年度以降の職員への処分に至る経緯のわかる文書 (一覧表)	不存在	第11条　第2項	10/28	
683	10/15	職員に対する懲戒処分書、処分理由書、一覧表など、処分に至る経緯のわかる文書 ※2002年度以降 文書があれば訓戒・注意も含む	農業委員会事務局		平成14年度以降の職員に対する懲戒処分書(処分理由説明書含む)	開示		10/24	10/30
					平成14年度以降の職員に対する懲戒処分書、処分理由書に係る一覧表	不存在	第11条　第2項	10/24	
684	10/15	職員に対する懲戒処分書、処分理由書、一覧表など、処分に至る経緯のわかる文書 ※2002年度以降 文書があれば訓戒・注意も含む	交通局総務課		公表済みの平成14年度以降の職員に対する懲戒処分書(処分理由説明書含む)、訓告処分書及び厳重注意処分書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報 6号　事務事業に関する情報	10/27	10/30
					未公表の平成14年度以降の職員に対する懲戒処分書(処分理由説明書含む)、訓告処分書及び厳重注意処分書、	不開示	2号　個人情報 6号　事務事業に関する情報	10/27	
					並びに一覧表	不存在	第11条　第2項	10/27	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
685	10/15	職員に対する懲戒処分書、処分理由書、一覧表など、処分に至る経緯のわかる文書 ※2002年度以降 文書があれば訓戒・注意も含む	上下水道局 総務課		公表済みの平成14年度以降の職員に対する懲戒処分書(処分理由説明書含む)及び懲戒処分等の公表基準を制定した平成14年9月以降の懲戒処分一覧表	開示		10/28	10/30
					公表済みの平成14年度以降の職員に対する懲戒処分書(処分理由説明書含む)、訓告処分書及び厳重注意処分書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報 6号　事務事業に関する情報	10/28	10/30
					未公表の平成14年度以降の職員に対する懲戒処分書(処分理由説明書含む)、訓告処分書及び厳重注意処分書、	不開示	2号　個人情報 6号　事務事業に関する情報	10/28	
					一覧表	不存在	第11条　第2項	10/28	
686	10/15	職員に対する懲戒処分書、処分理由書、一覧表など、処分に至る経緯のわかる文書 ※2002年度以降 文書があれば訓戒・注意も含む	病院局 市民病院事務局 総務課		公表済みの平成14年度以降の職員に対する訓告処分書及び厳重注意処分書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 6号　事務事業に関する情報	10/28	10/30
					未公表の平成14年度以降の職員に対する懲戒処分書(処分理由説明書含む)、訓告処分書及び厳重注意処分書、	不開示	2号　個人情報 6号　事務事業に関する情報	10/28	
					一覧表	不存在	第11条　第2項	10/28	
687	10/15	職員に対する懲戒処分書、処分理由書、一覧表など、処分に至る経緯のわかる文書 ※2002年度以降 文書があれば訓戒・注意も含む	消防局 総務課		公表済みの平成14年度以降の職員に対する懲戒処分書(処分理由説明書含む)	開示		10/29	10/30
					公表済みの平成14年度以降の職員に対する懲戒処分書(処分理由説明書含む)、訓告処分書及び厳重注意処分書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 6号　事務事業に関する情報	10/29	10/30
					懲戒処分等の公表基準を制定した平成14年9月以降の懲戒処分一覧表	不存在	第11条　第2項	10/29	
					公表していない平成14年度以降の職員に対する訓告処分書及び厳重注意処分書	不開示	2号　個人情報 6号　事務事業に関する情報	10/29	
688	10/15	職員に対する懲戒処分書、処分理由書、一覧表など、処分に至る経緯のわかる文書 ※2002年度以降 文書があれば訓戒・注意も含む	議会事務局 総務課		職員に対する懲戒処分書、処分理由書、一覧表など、処分に至る経緯のわかる文書 ※2002年度以降、文書があれば、訓戒・注意も含む	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/28	10/30
					職員に対する処分に至る経緯のわかる文書(一覧表) ※2002年度以降、文書があれば、訓戒・注意も含む	不存在	第11条　第2項	10/28	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
689	10/16	・農地法第5条による農地転用許可申請書 (S57頃に、合資会社○○と○○間で売買前提でなされたものについて) 当時の転用目的を確認する為	農業委員会事務局		昭和57.11.26 会議録 飽託郡天明町農業委員会 第63号議案 農地法第5条の規定による許可申請について天明町農業委員会会長 昭和57年11月26日提出「農地の所在及び当事者に関する事項」	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/17	
690	10/16	武蔵ヶ丘団地土地区画整理事業 (所在) 北区武蔵ヶ丘5丁目○○番の区画整理の図面	都市建設局 都心活性推進課		武蔵ヶ丘団地土地区画整理事業 (所在)北区武蔵ヶ丘5丁目○○番の区画整理の図面	開示		10/17	10/28
691	10/16	一般県道 熊本浜線(田迎工区)歩道新設工事 金入設計書	都市建設局 西部土木センター 工務課		一般県道熊本浜線(田迎工区)歩道新設工事 「金入設計書」	開示		10/23	10/28
692	10/16	・施工番号:1400796 ・工事名:市道 旧川尻線道路改良工事 ・当該工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 西部土木センター 富合地域整備室		市道旧川尻線道路改良工事(金入設計書)	開示		10/20	11/5 郵送
693	10/16	熊本市道24-20、24-51、24-431、24-432、24-7に関して、○○、○○、又は○○・○○株式会社から道路占用料金が支払われているかが確認できる書類	都市建設局 北部土木センター 総務課		熊本市道24-20、24-51、24-431、24-432、24-7に関して、○○、○○、又は○○・○○株式会社から道路占用料金が支払われているかが確認できる書類	不存在	第11条　第2項	10/28	
694	10/16	道路位置指定 指定番号 昭和50年12月13日 熊本市指令(計建)第83号 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 指定番号 昭和50年12月13日熊本市指令(計建)第83号 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/17	10/20
695	10/16	平成26年度 上下水道積算基準 電算Sｺｰﾄﾞ表 (閲覧設計書の備考欄のｺｰﾄﾞ番号表・関連条件表・一覧表) (10月現在)	上下水道局 計画調整課 技術監理室		平成26年度 上下水道積算基準 電算Sｺｰﾄﾞ表(10月現在)	開示		10/24	10/31 郵送
696	10/17	南区富合町志々水285番地付近φ100粍配水管布設他1件工事 金入設計書	上下水道局 水道整備課		・南区富合町志々水285番地付近φ100粍配水管布設他1件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		10/22	10/27
697	10/17	平成27年度使用小学校教科用図書採択に関する下記の資料 教科:国語、書写 ・調査報告書 ・選定委員会会議議事録 ・教科書展示会「感想・意見」 ・採択に係る日程(ｽｹｼﾞｭｰﾙ)	教育委員会事務局 指導課		平成27年度使用小学校教科用図書採択に関する資料 1 調査報告書(国語・書写) 2 選定委員会会議録(国語・書写) 3 教科書展示会「感想・意見」(国語・書写) 4 採択日程	開示		10/17	10/29 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
698	10/17	都市計画事業 西部汚水11号幹線(その2)下水道築造工事(917工区) 金入設計書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水11 号幹線(その2)下水道築造工事(917工区)の金入り設計書	開示		10/21	10/23
699	10/17	・道路位置指定 指定番号(S41-215) 閲覧資料一式	都市建設局 建築指導課		○道路位置指定 指定番号(S41-215)閲覧資料一式	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/20	10/22
700	10/17	道路判定台帳 判定番号 04年第242号 協定書も必要 ｶﾗｰでお願いいたします。	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳 判定番号 04年第242号ｶﾗｰでお願いいたします。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/20	10/22
701	10/17	三覧堂屋根その他改修及び屋外ﾄｲﾚ新築工事金入り設計の写を	都市建設局 営繕課		三賢堂屋根その他改修及び屋外ﾄｲﾚ新築工事 金入り設計書	開示		10/22	10/23
702	10/17	①工事番号1301115 旧産業文化会館解体工事 都市建設局都心活性推進課 ①の工事内訳書(金額入り)	都市建設局 都心活性推進課		旧産業文化会館解体工事における詳細内訳、金入設計書	開示		10/17	10/29 郵送
703	10/17	②工事番号1301238 北部共同調理場解体工事 都市建設局営繕課 ③工事番号1301237 天明共同調理場解体工事 都市建設局営繕課 ⑥工事番号1400419 千原台高等学校校舎解体その他工事 都市建設局営繕課 工事内訳書(金額入り)※②、③は変更後のもの	都市建設局 営繕課		①工事番号1301238北部共同調理場解体工事 都市建設局営繕課 ③工事番号1301237 天明共同調理場解体工事 都市建設局営繕課 ⑥工事番号1400419 千原台高等学校校舎解体その他工事 都市建設局営繕課 工事内訳書(金額入り) ※②、③は変更後のもの	開示		10/21	10/29 郵送
704	10/17	④工事番号1301665 楠団地第4期建替えに伴う解体工事 都市建設局住宅課 ④の工事内訳書(金額入り)	都市建設局 住宅課		楠団地第4期建替えに伴う解体工事 金入設計書	開示		10/20	10/29 郵送
705	10/17	⑤工事番号1480339 熊本市上下水道局仮設庁舎解体及びその他工事 ⑤の工事内訳書(金額入り)	上下水道局 水道整備課		熊本市上下水道局仮設庁舎等解体及びその他工事 金入内訳書	開示		10/22	10/29 郵送
706	10/17	工事番号 ①1301131 城南総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ(仮称)既存施設解体工事:都市建設局営繕課 工事内訳書(金額入り) ④1400623 新鍛冶屋町変電所解体工事:都市建設局営繕課	都市建設局 営繕課		「城南総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ(仮称)既存施設解体工事」 金入内訳書	開示		10/21	10/29 郵送
					1400623新鍛冶屋町変電所解体工事:都市建設局営繕課 工事内訳書(金額入り)	開示		10/20	10/29 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
707	10/17	工事番号 ②1380491 岩倉山高架水槽外2件解体工事:上下水道局水運用課 ②の工事内訳書(金額入り)	上下水道局 水運用課		岩倉山高架水槽外2件解体工事	開示		10/23	10/29 郵送
708	10/17	工事番号 ③1400326 壺川小学校水泳ﾌﾟｰﾙ解体工事:教育委員会施設課 ③の工事内訳書(金額入り)	教育委員会 事務局 施設課		壺川小学校水泳ﾌﾟｰﾙ解体工事の工事内訳書(金額入り)	開示		10/22	10/29 郵送
709	10/17	工事番号 ⑤1301080 託麻団地1棟解体工事:都市建設局住宅課 ⑤の工事内訳書(金額入り)	都市建設局 住宅課		託麻団地1棟解体工事 金入設計書	開示		10/20	10/29 郵送
710	10/20	●期間 26年10月1日～26年10月20日 ●屋号 ●住所 ●申請者 ●申請者電話番号 ●許可日 飲食店営業施設(仮設、臨時、自販機を除く) 熊本市のみ 新規申請があったもの	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年10月1日～平成26年10月20日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (仮設、臨時、自販機を除く) 計49件 項目:屋号、住所、申請者、申請者電話番号、許可日 ※開示情報取り出し日時:平成26年10月21日 11:45	開示		10/27	10/29
711	10/20	都市計画道路 熊本駅城山線道路改良(その4)工事の金入り設計書。科目内訳、施工内訳まですべてお願いします。	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所 鉄道高架関連整備室		都市計画道路熊本駅城山線道路改良(その4)工事 金入設計書	開示		10/22	10/23
712	10/20	平成27年度 熊本市立学校教員採用選考試験 面接ｶｰﾄﾞ	教育委員会 事務局 教職員課		平成27年度熊本市立学校教員採用選考試験 面接ｶｰﾄﾞ	開示		10/22	10/23
713	10/20	平成27年度 熊本市立学校教員採用選考試験 校種・教科別 第一次選考合格者最低点、及び第二次選考合格者最低点	教育委員会 事務局 教職員課		平成26年度熊本市立学校教員採用選考試験 合格者の最低点	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/22	10/23
714	10/20	道路位置指定 指定番号 S40-145 S40-145-01～S40-145-05	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 指定番号 S40-145 S40-145-01～S40-145-05	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/20	10/21

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
715	10/20	熊本市(東部土木センター境界立会担当部署)が境界立会い時の公共物(道路や水路)の幅の根拠もしくは参考として使用している「検(間?)図」について、添付の字図と場所と同一箇所の写しを請求します。 別紙の資料の箇所のもの (オレンジマーカーの範囲)	都市建設局 東部土木センター 総務課		検図帳 場所:熊本市中央区出水5丁目地内 別添の資料の箇所のもの (オレンジマーカーの範囲)	開示		10/27	10/31
716	10/20	平成25年度に供用した熊本市道(子飼橋 約320m)の自転車道整備に係る以下の文書 2.工事業者からの工事の完了届 3.歩道と自転車道・自転車道と車道の間における柵・車止めの類・縁石を設置した箇所にかかるその仕様と数量(縁石については数量は不要)がわかるもの 4.整備区間における路面標示・標識・看板類の設置個所の仕様と数量がわかるもの 5.標準横断図 6.竣工図面のうち上記3が集合的にわかるもの 7.竣工図面のうち上記4が集合的にわかるもの 8.公安委員会・警察との協議や打合せ内容がわかるもの(鑑を含む) 9.工事前後の写真 (あれば電磁的記録希望(PDF形式希望)) ※項目8を除く項目2～9については、別紙2「自転車道工事別一覧表」に記載の工事①～⑥の全ての工事について当該文書の開示請求を行う	都市建設局 東部土木センター 工務課		平成25年度に供用した熊本市道(子飼橋 約320m)の自転車道整備に係る以下の文書 2.工事業者からの工事の完了届 3.歩道と自転車道・自転車道と車道の間における柵・車止めの類・縁石を設置した個所にかかるその仕様と数量(縁石については数量は不要)がわかるもの 4.整備区間における路面標示・標識・看板類の設置個所の仕様と数量がわかるもの 5.標準断面図 6.竣工図面のうち上記3が集合的にわかるもの 7.竣工図面のうち上記4が集合的にわかるもの 8.公安委員会・警察との協議や打合せ内容がわかるもの(鑑を含む) 9.工事前後の写真	開示		10/27	12/17 郵送
717	10/20	・施工番号:1400780 ・工事名:一般県道 植木山鹿線(内工区)道路改良工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 北部土木センター 工務課		施行番号:1400780 工事名:一般県道 植木山鹿線(内工区)道路改良工事 開示文書:該当工事の金額入り積算書すべて	開示		10/22	11/5 郵送
718	10/20	・施工番号:1400859 ・工事名:主要地方道 熊本高森線道路改修工事(熊本城・市役所前電停改良) ・該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 交通政策総室		主要地方道熊本高森線道路改修工事(熊本城・市役所前電停改良)の金入設計書	開示		10/24	11/5 郵送
719	10/20	・施工番号:1400779 ・工事名:八分字町東原外水路改良工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	南区役所 農業振興課 飽田天明分室		・八分字町東原外水路改良工事(金入り設計書)	開示		10/23	11/5 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
720	10/20	・施工番号:1400797 ・工事名:四方寄町折口兼道路改良工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	北区役所 農業振興課 北部分室		四方寄町折口水兼道路改良工事	開示		10/22	11/5 郵送
721	10/20	・施工番号:1480349 ・工事名:西区松尾町上松尾207番付近φ100・75耗配水管布設替他2件工事 ・該当工事の金額入り積算書すべて	上下水道局 管路維持課		・西区松尾町上松尾207番付近φ100・75耗配水管布設替他2件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		10/20	11/5 郵送
722	10/20	・施工番号:1470004 ・工事名:西区谷尾崎町1105番付近φ75耗配水管布設替他1件工事【緊急的工事】 ・該当工事の金額入り積算書すべて	上下水道局 管路維持課		・西区谷尾崎町1105番付近φ75耗配水管布設替他1件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		10/20	11/5 郵送
723	10/21	(土地)熊本市中央区大江2丁目○-○○(○○ﾋﾞﾙ建設予定地) 〃　中央区大江2丁目○-○(○○用地) 〃　東区東町3丁目○○-○(○○用地) 〃　東区東本町○○-○○(○○用地) に係る土壌汚染対策法第4条に基づく土地の形質の変更(添付資料は土地の所在地を示すもの以外を除く)の届出書及びその関係文書 関係文書は法第4条第2項の環境省令で定める基準に該当するか否かの審査ﾁｪｯｸﾘｽﾄ、最も年代の古い住宅地図及び届出に対する通知文書に限る	環境局 水保全課		(土地)熊本市中央区大江2丁目○-○○(○○ﾋﾞﾙ建設予定地) 〃　中央区大江2丁目○-○(○○用地) 〃　東区東町3丁目○○-○(○○用地) 〃　東区東本町○○-○○(○○用地) に係る土壌汚染対策法第4条に基づく土地の形質の変更の届出書(添付資料は土地の所在地を示すもの以外を除く)及びその関係文書(法第4条第2項の環境省令で定める基準に該当するか否かの審査ﾁｪｯｸﾘｽﾄ、最も年代の古い住宅地図及び届出に対する通知文書に限る)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/28	10/29
724	10/21	浜口町南水深外水路改良工事 金入設計書	南区役所 農業振興課 飽田天明分室		・浜口町南水深外水路改良工事(金入り設計書)	開示		10/22	10/24
725	10/21	平成26年10月8日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 砂原四方寄線(花園工区)外1路線花園北地区道路改良工事 上記の金入設計書をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・一般県道 砂原四方寄線(花園工区)外1路線 花園北地区道路改良工事 金入設計書	開示		10/24	10/29
726	10/21	●東区御領1丁目9番付近φ100耗配水管布設替他1件工事 上記工事の金入り内訳書(工種明細表・科目・施工内訳表) 本日契約日で、契約時の内訳書は提出済み	上下水道局 水相談課		以下の金入り内訳書(工種明細書・科目・施工内訳書) ・東区御領1丁目9番付近φ100耗配水管布設替他1件工事	開示		10/22	11/6

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
727	10/22	市道 田井島第26号線道路改良工事 金入設計書	都市建設局 西部土木センター 工務課		・市道 田井島第26号線道路改良工事 金入り設計書	開示		11/5	11/6
728	10/22	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2014年10月7日より2014年10月22日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年10月7日から同10月22日までの間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧(理容所については該当無し) 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		10/27	10/30
729	10/22	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2014年10月7日より2014年10月22日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年10月7日～平成26年10月22日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く)計37件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年10月23日 14:00	開示		10/27	10/30
730	10/22	簡易専用水道の設置登録者一覧 設置者(名前、社名)、住所、連絡先、設置(届出日) 設置物件名、設置物件住所 平成26年10月22日現在のもの	健康福祉子ども局 生活衛生課		簡易専用水道の設置者一覧 名前(社名)、住所、連絡先、設置(届出)日 平成26年10月22日現在のもの (以上電子ﾃﾞｰﾀ)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/31	11/10
731	10/22	昭和30年、昭和31年、昭和32年当時の熊本市の農林課長の氏名を知りたいので文章にて公開して頂く事を請求します。	総務局 人事課		昭和30年、昭和31年、昭和32年当時の農林課長に係る人事異動原議	開示 (一部請求拒否)	6号　事務事業に関する情報	11/4	11/5 郵送
732	10/22	熊本市にて利用・契約されています複写機・レーザープリンタ・大判プリンタの導入状況(納入年月・台数・メーカー・契約単価)が確認できます文書について申請します。 尚、期間は平成21年度～26年度分でお願いします。 (総務局契約検査総室及び企画振興局情報政策課の所管分に限る。)	総務局 契約検査総室		熊本市複写機賃貸借契約状況一覧	開示		10/27	11/7 郵送
733	10/22	熊本市にて利用・契約されています複写機・レーザープリンタ・大判プリンタの導入状況(納入年月・台数・メーカー・契約単価)が確認できます文書について申請します。 尚、期間は平成21年度～26年度分でお願いします。 (総務局契約検査総室及び企画振興局情報政策課の所管分に限る。)	企画振興局 情報政策課		熊本市情報ネットワークシステム(Cネット)維持管理台帳	開示		11/4	11/7 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
734	10/22	土木Bｸﾗｽ一式工事金入設計図書が必要です。 工事名 市道 川尻町下無田第1号線道路改良工事 工事場所 熊本市南区御幸木部町地内 担当課 西部土木ｾﾝﾀｰ工務課	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・市道 川尻町下無田第1号線道路改良工事金入り設計書	開示		11/5	11/6
735	10/22	一般県道 砂原四方寄線(池上工区)島崎高架橋下部工(A1)工事	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・一般県道砂原四方寄線(池上工区)島崎高架橋下部工(A1)工事の金入設計書	開示		10/28	10/31
736	10/23	道路判定 04-429 H16年 協定書 ○○○○氏1人分 ｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		道路判定 04-429 H16年 ｶﾗｰ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/27	10/28
737	10/23	道等の判定 14年159号 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道等の判定 14年159号 ｶﾗｰ希望	開示		10/27	10/28

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
738	10/23	●熊本市憲法・熊本市自治基本条例・(自治の基本理念)第3条(自治運営の基本原則)第4条(市民の責務)第6条(市長の責務)第9条(市長等の役割)第10条(市の職員の責務)第11条(行政手続き)第20条(意見等の取扱い)第21条等の条例に則って、以下の開示請求をする。 ●熊本市長との直接対話制度・「まちづくりトーク・受付第ま-4号・平成26年6月30日受付」の抽選漏れに対する回答書(平成26年10月1日付・熊本市長幸山政史自筆サイン入り・)を平成26年10月2日・郵送受領・した。この回答書の内容について、以下の開示請求を、関係各主幹課に請求する。 1.(意見・提案1-(1)について)ご指摘の2基のLPGタンク(ﾊﾞﾙｸ貯蔵)が別系統であることにつきましては、建築確認申請の審査に伴う消防同意時に、申請書に添付されている図面で確認しております。とあるが、最初の計画申請時の2基のLPGタンク(ﾊﾞﾙｸ貯蔵)が別系統であるとするわかる図面の開示請求。 2.(意見・提案1-(2)について)市長への手紙(平成26年5月27日受付、広聴課第154号)意見・提案1及び2において回答した内容と同じでございますが、LPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸの位置の変更につきましては、建築基準法施行規則第3条の2第1項15号に規定する「計画変更に係る確認を要しない軽微な変更」に該当するものでございます。とあるが、 ※→このLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸの位置の変更は、建築基準法施行規則第3条の2第1項15号の適用が正当となった回答となっている。	企画振興局 広聴課		●熊本市長との直接対話制度「まちづくりトーク受付第ま-4号、平成26年6月36日受付」の抽選漏れに対する回答書(平成26年10月1日付)の内容について以下のもの。 1.意見・提案1-(1)について 「ご指摘の2基のLPGﾀﾝｸ(ﾊﾞﾙｸ貯槽)が別系統であることにつましては、建築確認申請の審査に伴う消防同意時に、申請書に添付されている図面で確認しております。」とあるが、最初の計画申請時の2基のLPGﾀﾝｸ(ﾊﾞﾙｸ貯槽)が別系統であるとわかる図面。 2.意見・提案1-(2)について 「LPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸの位置の変更につきましては、建築基準法施行規則第3条の2第1項第15号に規定する「計画変更に係る確認を要しない軽微な変更」に該当するものでございます。」とあるが、「液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」を適用せず、「建築基準法施行規則」を適用するのが正しいとする法的根拠のそこだけがわかる資料等。 3.当初の計画設計では、LPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸは1トン以上であり、都道府県知事に届出の責務があったはずであるが、市はなぜ届書を提出しなくてもよいとしたのか、法的根拠等のわかる資料等。 4.意見・提案2について 「高圧ｶﾞｽ保安法第8条は、建築基準関係規定ではございません。従いまして、建築基準法関係規定以外の法令を根拠に処分を変更する事はできません。」とあるが、建築基準法関係規定以外は適用できないとする法的根拠等のわかる資料等。	不存在	第11条　第2項	11/5	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		第3条の2法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。との条文となっている。 つまり、熊本市長等は、このLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸ設備は、「建築物」と見なし、建築基準法施行規則の適応対象物との法解釈見解で良いとの事であるが、 「液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の条文の中に、 (軽微な変更)第六十六条法第三十七条の四第三項で準用する法第三十七条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。 一 液化石油ｶﾞｽの通る部分の取替え(同型式のものに限る。) 二 液化石油ｶﾞｽの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え 三 充てん設備の廃止 の条文に該当するものが、LPGﾀﾝｸ設備の軽微な変更に該当するものと思われるが、 「液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び～法律施行規則」を適応せず、「建築基準法施行規則」を適応するのが正しいとする法的根拠等のそこだけがわかる資料等の開示請求。			5.意見・提案3-(1)について 「熊本市建築基準条例第4条におきまして、高さが2ﾒｰﾄﾙを超える崖に接する、又は近接する建築物に対して、崖の高さの1.5倍以上の水平距離を保つように定めておりますが、この条例ではLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸが建築設備となりますので、対象としておりません。」とある。建築基準法第二条によれば「建築物」の用語の定義として建築設備を含むものと解釈できる。 1)LPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸが、「熊本市建築基準条例」の建築物としてなぜ適用しないのか、法的根拠等のわかる資料等。 2)LPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸに近接した、受水槽ﾎﾟﾝﾌﾟ給水槽も建築物であるにもかかわらず、熊本市建築基準条例」の建築物としてなぜ適用しないのか、法的根拠等のわかる資料等。 6.意見・提案4について 「建築基準法第19条では、敷地の衛生及び安全について定めておりますが、具体的な規制については記載されておりません。そのため、本市では、建築基準法第19条を補完するために、熊本市建築基準条例第4条を定めており、高さが2ﾒｰﾄﾙを超える崖に接する、又は近接する建築物に対しては、崖の高さの1.5倍以上の水平距離を保つように規制しておりますが、この条例は建築設備を対象としておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。」とある。				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		3.更に、(充てん設備の軽微な変更の届出)第六十七条法第三十七条の四第三項で準用する法第三十七条の二第二項の規定により充てん設備の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第三十七による届書を法第三十七条の四第一項の許可をした都道府県知事に提出しなければならない。とあり、 当初の計画設計では、980kg+495kg=1,475kgで1t以上となり、当然・都道府県知事に届書の責務があった筈であるが、熊本県消防保安課は「届書は不存在」との事であった。何故・熊本市長等は、「届書」を提出しなくても良い・として不履行したのか・の法的根拠等のわかる資料等の開示請求。 4.(意見・提案2について)高圧ｶﾞｽ保安法第8条は、建築基準関係規定ではございません。従いまして、建築基準法関係規定以外の法令を根拠に処分を変更する事はできません。との熊本市長等の処分記述となっているが、この「LPGﾀﾝｸ設置」に対する適応対象法律法令等は、建築基準法施行規則・建築基準法・消防法・液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律・施行規則・法律施行令・が適応対象となっている筈であるが、この熊本市内に設置・LPGﾀﾝｸ設備・に対して、「建築基準法関係規定以外の法令を根拠に処分を変更することはできません。」とあるので、建築基準法関係規定以外は対応できないとする法的根拠等のわかる資料等のの開示請求。			1)石垣、崖っぷちの真上に「建築物」を新設させて、この石垣は震度何度まではがけ崩れの危険性はない、あんしん安全が担保されているとの調査分析等調査書等のわかる資料等。 2)給水槽、ﾎﾟﾝﾌﾟ、受水槽も、別の崖っぷちに新設されているが、この崖は、震度何度まではがけ崩れの危険性はない、あんしん安全が担保されているとの調査分析等調査書等のわかる資料等。 3)石垣の近隣には、昔の防空壕跡、巨大空洞が本館下を始め、石垣等への影響があんしん安全なのか、豪雨、地震等への災害への影響は大丈夫なのか、石垣の真上に這わせたLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸ供給配管、消火栓配管、飲料水供給配水管への影響は大文夫なのか等の調査分析等調査書等のわかる資料等。 7.意見・提案5について 「本件の受水槽につきましては、「建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件」(昭和50年建設省告示第1597号)第1第一号ﾛ(2)に適合しております。また、完了検査におきましても、同告示に適合しているかを検査し、確認しております。」とあるので、その検査結果調書。 8.意見・提案6について 「本件のLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸと受水槽に関しましては、建築確認、軽微な変更手続き、完了検査にいたるまで、建築基準関係規定に基づき審査を行い、法適合を確認いたしております。」とある。				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		5.(意見・提案3-(1)について)熊本市建築基準条例第4条におきまして、高さが2ﾒｰﾄﾙを超える崖に接する、又は近接する建築物に対して、崖の高さの1.5倍以上の水平距離を保ように定めておりますが、この条例ではLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸが建築設備となりますので、対象としておりません。とある。 →熊本市建築基準条例・第3条建築物の敷地及び構造(崖に近接する建築物)第4条建築物を高さが2ﾒｰﾄﾙを超える崖(地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化に著しいものを除く。)以外のものをいう。)(以下「崖」という。)に接し、又は近接して建築しようとする場合は、崖の上にあっては崖の下端から、崖の下にあっては崖の上端から、その建築物との間に、その崖の高さの1.5倍以上の水平距離を保たなければならない。とある。 ・建築基準法・昭和25年5月24日法律第201号・平成二三法三五・法一〇五・法一二四・の(用語の定義)第二条この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一建築物土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興業場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、ﾌﾟﾗｯﾄﾎｰﾑの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築施設を含むものとする。			熊本市危機管理指針第4章第1によれば、「市は、事前対策として、常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全をきすよう努めます。」とあるが、石垣の真上、崖っぷちにLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸ等を新設させ、この地の周辺住民に対して、「事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全をきすよう努めている。」とする、具体的詳細な内容の分かる資料等。				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		とあり、LPGﾀﾝｸは・建築施設・つまり「建築物」となる。熊本市建築基準条例の第4条の(崖に近接する建築物)に該当し、この条例の適応物件になる。 1)にも拘らず、対象としておりませんとあるが、「この条例の建築物に該当する」のに、何故、対象適応させないのか?法的根拠等のわかる資料等の開示請求。 2)LPGﾀﾝｸ設備に近接した・受水槽ﾎﾟﾝﾌﾟ給水槽も建築物にも拘らず、対象としておりませんとする法的根拠等のわかる資料等の開示請求。 6.(意見・提案4について)建築基準法第19条では、敷地の衛生及び安全について定めておりますが、具体的な規定については記載されておりません。そのため、本市では、建築基準法第19条を補完するために、熊本市建築基準条例第4条を定めており、高さが2ﾒｰﾄﾙを超える崖に接する、又は近接する建築物に対しては、崖の高さの1.5倍以上の水平距離を保つように規制しておりますが、この条例は建築設備を対象としておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。とある。5に私が指摘している様に、建築基準法・第二条に、一建築物にはこのLPGﾀﾝｸの建築設備も建築物である解釈出来る。その為、以下の開示請求をする。 1)石垣・崖っぷちの真上に建築物を新設させて、この石垣は、震度何度までは崖崩れの危険性はないとのあんしん安全が担保されているとの調査分析等調書等のわかる資料等の開示請求。						

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2)給水槽・ポンプ・受水槽・も、別の崖っぷちに新設されているが、この崖は、震度何度までは崖崩れの危険性はないとのあんしん安全が担保されているとの調査分析調書等のわかる資料等の開示請求。 3)石垣の近隣には、昔の防空壕跡・巨大空洞・が本館下を始め、石垣等への影響があんしん安全なのか、豪雨・地震・等への災害への影響は大丈夫なのか?石垣の真上に這わせたLPGﾀﾝｸ供給配管・消火栓配管・飲料水供給配水管・への影響は大丈夫なのか?等、の調査分析調書等のわかる資料等の開示請求。 7.(意見・提案5について)本件の受水槽につきましては、「建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件」(昭和50年建設省告示第1597号)第1第一号ﾛ(2)に適合しております。また、完了検査におきましても、同告示に適合しているかを検査し、確認しております。とあるので、 検査結果・適合している・と法的にも適合している・とした検査結果調書の開示請求。 8.(意見・提案6について)本件のLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸと受水槽に関しましては、建築確認、軽微な変更手続き、完了検査にいたるまで、建築基準関係規定に基づき審査を行い、法適合を確認いたしております。 とある。私の質疑内容は、							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		熊本市出版・「わが家の防災ﾏﾆｭｱﾙ」・を熟読するに、熊本市長幸山政史ごあいさつして、「～いづこで発生するかわからない災害に対して、市は様々な防災・減災の方策を講じていますが、災害に迅速に対応し、被害を最小限に止めるには、市民の皆さま自らが常日頃の防災意識を高めていただくとともに、～。」とあるが、市民が減災の方策・災害増幅要因の防災予防・への意見提言等、・熊本市憲法(市民の責務)第6条市政・まちづくりへの積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。の条例理念に基づき努めているが、市長等の市政理念と相反して増災要因を増幅させている。立田山断層・布田川・日奈久断層帯・の予測を掲載し、市民に対し地震対策危機意識を忘れずに大地震にそなえましょう熊本市の直下にも活断層が存在すると教宣活動等をしながら、地震の正しい知識を身に付けましょうと明記して、一方では石垣の真上・崖っぷちに平然とLPGﾀﾝｸ設置を新設させる設計変更建築許確認書交付の執行を計り、周辺住民市民への不安恐怖・を煽る市政執行に憤りを覚える。即刻・取り消してあんしん安全な設計変更を執行して頂きたい。平成26年5月28日(木)の熊本市防災会議の内容・熊本市が試算した被害想定・は、嘘八百・出鱈目・の想定ですか?増災要因の増幅で不安の増災の防災阻止を図って頂きたい。							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		東日本大震災では、LPGﾊﾟﾙｸﾀﾝｸが大津波に飲まれ海中でLPｶﾞｽがこのようなｶﾞｽ拡散を起こしたか?各家庭のLPGタンクが地中に埋まり、の様な拡散をしたか?被害実績報告書が存在するのか?石垣の天辺・崖っぷち・でも大丈夫?との熊本市政理念でしょうか?総合的な見地から慎重審査審議を、後世に悔いを残さない答申を、熊本市長の真摯な諸法令・諸省告示・熊本市建築基準条例・等の遵守遵法等に則り、各項目毎に詳細に実情を的確に把握し、誠実に回答をして頂きたい。 ※添付参照熟視・実情の的確に把握する為の資料写真等・熊本市発刊の防災減災害意識昂揚等・熊本市防災会議資料等の想定調書等・は熊本市長等職員危機意識改革とは無関係の立証資料・等・添付。A3→計・13枚。 との私の質疑内容である。処が・回答文は、「本件のLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸと受水槽に関しては、建築確認、軽微な変更手続き、完了検査にいたるまで、建築基準関係規定に基づき審査を行い、法適合を確認いたしております。とある。 熊本市危機管理指針の第4章危機管理の基本方針第1事前対策 市は、事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全をきすよう努めます。 とあるが、石垣の真上・崖っぷち・にLPGﾀﾝｸ等を新設させ、この地の周辺住民に対して、「事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全をきすよう努めている。」とする具体的詳細な内容のわかる資料等の開示請求。						

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
739	10/23	●熊本市憲法・熊本市自治基本条例・(自治の基本理念)第3条(自治運営の基本原則)第4条(市民の責務)第6条(市長の責務)第9条(市長等の役割)第10条(市の職員の責務)第11条(行政手続き)第20条(意見等の取扱い)第21条等の条例に則って、以下の開示請求をする。 ●熊本市長との直接対話制度・「まちづくりﾄｰｸ・受付第ま-4号・平成26年6月30日受付」の抽選漏れに対する回答書(平成26年10月1日付・熊本市長幸山政史自筆ｻｲﾝ入り・)を平成26年10月2日・郵送受領・した。この回答書の内容について、以下の開示請求を、関係各主幹課に請求する。 1.(意見・提案1-(1)について)ご指摘の2基のLPGﾀﾝｸ(ﾊﾞﾙｸ貯蔵)が別系統であることにつきましては、建築確認申請の審査に伴う消防同意時に、申請書に添付されている図面で確認しております。とあるが、最初の計画申請時の2基のLPGﾀﾝｸ(ﾊﾞﾙｸ貯蔵)が別系統であるとするわかる図面の開示請求。 2.(意見・提案1-(2)について)市長への手紙(平成26年5月27日受付、広聴課第154号)意見・提案1及び2において回答した内容と同じでございますが、LPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸの位置の変更につきましては、建築基準法施行規則第3条の2第1項15号に規定する「計画変更に係る確認を要しない軽微な変更」に該当するものでございます。とあるが、 ※→このLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸの位置の変更は、建築基準法施行規則第3条の2第1項15号の適用が正当となった回答となっている。	都市建設局 建築指導課		1.最初の計画申請時の2基のLPGﾀﾝｸ(ﾊﾞﾙｸ貯蔵)が別系統であるとする図面の開示請求。	不開示	2号　個人情報 3号　法人等情報 4号　公共の安全等に関する情報	11/4	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		第3条の2法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。との条文となっている。 つまり、熊本市長等は、このLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸ設備は、「建築物」と見なし、建築基準法施行規則の適応対象物との法解釈見解で良いとの事であるが、 「液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の条文の中に、 (軽微な変更)第六十六条法第三十七条の四第三項で準用する法三十七条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。 一 液化石油ｶﾞｽの通る部分の取替え(同型式のものに限る。) 二 液化石油ｶﾞｽの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え 三 充てん設備の廃止 の条文に該当するものが、LPGﾀﾝｸ設備の軽微な変更に該当するものと思われるが、 「液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び～法律施行規則」を適応せず、「建築基準法施行規則」を適応するのが正しいとする法的根拠等のそこだけがわかる資料等の開示請求。			2.液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の条文に該当するものが、LPGﾀﾝｸ設備の軽微な変更に該当するものと思われるが、建築基準法施行規則を適用するのが正しいとする法的根拠等のそこだけがわかる資料等の開示請求。 3.充てん設備の届書を提出しなくても良いとして不履行したのかの法的根拠等のわかる資料等の開示請求。 4.熊本市内に設置のLPGﾀﾝｸ設備に対して建築基準法関係規定以外は適用できないとする法的根拠のわかる資料等の開示請求。 5.1)熊本市建築基準条例の建築物に該当するのに、なぜ対象適用されないのか、法的根拠等のわかる資料等の開示請求。 5.2)LPGﾀﾝｸ設備に近接した受水槽ﾎﾟﾝﾌﾟ給水槽も、建築物に拘らず対象としていないとする法的根拠等のわかる資料等の開示請求。	その他			

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		3.更に、(充てん設備の軽微な変更の届出)第六十七条法第三十七条の四第三項で準用する法第三十七条の二第二項の規定により充てん設備の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第三十七による届書を法第三十七条の四第一項の許可をした都道府県知事に提出しなければならない。とあり、 当初の計画設計では、980kg+495kg=1,475kgで1t以上となり、当然・都道府県知事に届書の責務があった筈であるが、熊本県消防保安課は「届書は不存在」との事であった。何故・熊本市長等は、「届書」を提出しなくても良い・として不履行したのか・の法的根拠等のわかる資料等の開示請求。 4.(意見・提案2について)高圧ｶﾞｽ保安法第8条は、建築基準関係規定ではございません。従いまして、建築基準法関係規定以外の法令を根拠に処分を変更する事はできません。との熊本市長等の処分記述となっているが、この「LPGﾀﾝｸ設置」に対する適応対象法律法令等は、建築基準法施行規則・建築基準法・消防法・液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律・施行規則・法律施行令・が適応対象となっている筈であるが、この熊本市内に設置・LPGﾀﾝｸ設備・に対して、「建築基準法関係規定以外の法令を根拠に処分を変更することはできません。」とあるので、建築基準法関係規定以外は対応できないとする法的根拠等のわかる資料等のの開示請求。			6.1)建築物を新設した所の石垣の調査分析等調書等のわかる資料等の開示請求。 6.2)給水等・ﾎﾟﾝﾌﾟ・受水槽を新設した所のがけの調査分析等調書等のわかる資料等の開示請求。 6.3)石垣の近隣についての調査分析等調書等のわかる資料等の開示請求。 7.受水槽について、法的にも適合しているとした検査結果調書の開示請求。 8.この地の周辺住民に対する、熊本市危機管理指針の「事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めている。」とする具体的な内容のわかる資料等の開示請求。	不存在	第11条　第2項		

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		5.(意見・提案3-(1)について)熊本市建築基準条例第4条におきまして、高さが2ﾒｰﾄﾙを超える崖に接する、又は近接する建築物に対して、崖の高さの1.5倍以上の水平距離を保ように定めておりますが、この条例ではLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸが建築設備となりますので、対象としておりません。とある。 →熊本市建築基準条例・第3条建築物の敷地及び構造(崖に近接する建築物)第4条建築物を高さが2ﾒｰﾄﾙを超える崖(地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化に著しいものを除く。)以外のものをものをいう。)(以下「崖」という。)に接し、又は近接して建築しようとする場合は、崖の上にあっては崖の下端から、崖の下にあっては崖の上端から、その建築物との間に、その崖の高さの1.5倍以上の水平距離を保たなければならない。とある。 ・建築基準法・昭和25年5月24日法律第201号・平成二三法三五・法一〇五・法一二四・の(用語の定義)第二条この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一建築物土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興業場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、ﾌﾟﾗｯﾄﾎｰﾑの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築施設を含むものとする。						

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		とあり、LPGﾀﾝｸは・建築施設・つまり「建築物」となる。熊本市建築基準条例の第4条の(崖に近接する建築物)に該当し、この条例の適応物件になる。 1)にも拘らず、対象としておりませんとあるが、「この条例の建築物に該当する」のに、何故、対象適応させないのか?法的根拠等のわかる資料等の開示請求。 2)LPGﾀﾝｸ設備に近接した・受水槽ﾎﾟﾝﾌﾟ給水槽も建築物にも拘らず、対象としておりませんとする法的根拠等のわかる資料等の開示請求。 6.(意見・提案4について)建築基準法第19条では、敷地の衛生及び安全について定めておりますが、具体的な規定については記載されておりません。そのため、本市では、建築基準法第19条を補完するために、熊本市建築基準条例第4条を定めており、高さが2ﾒｰﾄﾙを超える崖に接する、又は近接する建築物に対しては、崖の高さの1.5倍以上の水平距離を保つように規制しておりますが、この条例は建築設備を対象としておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。とある。5に私が指摘している様に、建築基準法・第二条に、一建築物にはこのLPGﾀﾝｸの建築設備も建築物である解釈出来る。その為、以下の開示請求をする。 1)石垣・崖っぷちの真上に建築物を新設させて、この石垣は、震度何度までは崖崩れの危険性はないとのあんしん安全が担保されているとの調査分析等調書等のわかる資料等の開示請求。						

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2)給水槽・ポンプ・受水槽・も、別の崖っぷちに新設されているが、この崖は、震度何度までは崖崩れの危険性はないとのあんしん安全が担保されているとの調査分析調書等のわかる資料等の開示請求。 3)石垣の近隣には、昔の防空壕跡・巨大空洞・が本館下を初め、石垣等への影響があんしん安全なのか、豪雨・地震・等への災害への影響は大丈夫なのか?石垣の真上に這わせたLPGﾀﾝｸ供給配管・消火栓配管・飲料水供給配水管・への影響は大丈夫なのか?等、の調査分析調書等のわかる資料等の開示請求。 7.(意見・提案5について)本件の受水槽につきましては、「建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件」(昭和50年建設省告示第1597号)第1第一号ﾛ(2)に適合しております。また、完了検査におきましても、同告示に適合しているかを検査し、確認しております。とあるので、 検査結果・適合している・と法的にも適合している・とした検査結果調書の開示請求。 8.(意見・提案6について)本件のLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸと受水槽に関しましては、建築確認、軽微な変更手続き、完了検査にいたるまで、建築基準関係規定に基づき審査を行い、法適合を確認いたしております。 とある。私の質疑内容は、							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		熊本市出版・「わが家の防災ﾏﾆｭｱﾙ」・を熟読するに、熊本市長幸山政史ごあいさつして、「～いづこで発生するかわからない災害に対して、市は様々な防災・減災の方策を講じていますが、災害に迅速に対応し、被害を最小限に止めるには、市民の皆さま自らが常日頃の防災意識を高めていただくとともに、～。」とあるが、市民が減災の方策・災害増幅要因の防災予防・への意見提言等、・熊本市憲法(市民の責務)第6条市政・まちづくりへの積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。の条例理念に基づき努めているが、市長等の市政理念と相反して増災要因を増幅させている。立田山断層・布田川・日奈久断層帯・の予測を掲載し、市民に対し地震対策危機意識を忘れずに大地震にそなえましょう熊本市の直下にも活断層が存在すると教宣活動等をしながら、地震の正しい知識を身に付けましょうと明記して、一方では石垣の真上・崖っぷちに平然とLPGﾀﾝｸ設置を新設させる設計変更建築許確認書交付の執行を計り、周辺住民市民への不安恐怖・を煽る市政執行に憤りを覚える。即刻・取り消してあんしん安全な設計変更を執行して頂きたい。平成26年5月28日(木)の熊本市防災会議の内容・熊本市が試算した被害想定・は、嘘八百・出鱈目・の想定ですか?増災要因の増幅で不安の増災の防災阻止を図って頂きたい。							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		東日本大震災では、LPGﾊﾟﾙｸﾀﾝｸが大津波に飲まれ海中でLPｶﾞｽがこのようなｶﾞｽ拡散を起こしたか?各家庭のLPGﾀﾝｸが地中に埋まり、の様な拡散をしたか?被害実績報告書が存在するのか? 石垣の天辺・崖っぷち・でも大丈夫?との熊本市政理念でしょうか?総合的な見地から慎重審査審議を、後世に悔いを残さない答申を、熊本市長の真摯な諸法令・諸省告示・熊本市建築基準条例・等の遵守遵法等に則り、各項目毎に詳細に実情を的確に把握し、誠実に回答をして頂きたい。 ※添付参照熟視・実情の的確に把握する為の資料写真等・熊本市発刊の防災減災害意識昂揚等・熊本市防災会議資料等の想定調書等・は熊本市長等職員危機意識改革とは無関係の立証資料・等・添付。A3→計・13枚。 との私の質疑内容である。処が・回答文は、「本件のLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸと受水槽に関しては、建築確認、軽微な変更手続き、完了検査にいたるまで、建築基準関係規定に基づき審査を行い、法適合を確認いたしております。とある。 熊本市危機管理指針の第4章危機管理の基本方針第1事前対策 市は、事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全をきすよう努めます。 とあるが、石垣の真上・崖っぷち・にLPGﾀﾝｸ等を新設させ、この地の周辺住民に対して、「事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全をきすよう努めている。」とする具体的詳細な内容のわかる資料等の開示請求。							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
740	10/23	●熊本市憲法・熊本市自治基本条例・(自治の基本理念)第3条(自治運営の基本原則)第4条(市民の責務)第6条(市長の責務)第9条(市長等の役割)第10条(市の職員の責務)第11条(行政手続き)第20条(意見等の取扱い)第21条等の条例に則って、以下の開示請求をする。 ●熊本市長との直接対話制度・「まちづくりﾄｰｸ・受付第ま-4号・平成26年6月30日受付」の抽選漏れに対する回答書(平成26年10月1日付・熊本市長幸山政史自筆ｻｲﾝ入り・)を平成26年10月2日・郵送受領・した。この回答書の内容について、以下の開示請求を、関係各主幹課に請求する。 1.(意見・提案1-(1)について)ご指摘の2基のLPGﾀﾝｸ(ﾊﾞﾙｸ貯蔵)が別系統であることにつきましては、建築確認申請の審査に伴う消防同意時に、申請書に添付されている図面で確認しております。とあるが、最初の計画申請時の2基のLPGﾀﾝｸ(ﾊﾞﾙｸ貯蔵)が別系統であるとするわかる図面の開示請求。 2.(意見・提案1-(2)について)市長への手紙(平成26年5月27日受付、広聴課第154号)意見・提案1及び2において回答した内容と同じでございますが、LPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸの位置の変更につきましては、建築基準法施行規則第3条の2第1項15号に規定する「計画変更に係る確認を要しない軽微な変更」に該当するものでございます。とあるが、 ※→このLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸの位置の変更は、建築基準法施行規則第3条の2第1項15号の適用が正当となった回答となっている。	消防局総務課		●熊本市憲法・熊本市自治基本条例・(自治の基本理念)第3条 (自治運営の基本原則)第4条 (市民の責務)第6条 (市長の責務)第9条 (市長等の役割)第10条 (市の職員の責務)第11(行政手続き)第20条 (意見等の取扱い)第21条等の条例に則って、以下の開示請求をする。 ●熊本市長との直接対話制度・「まちづくりﾄｰｸ・受付第ま-4号・平成26年6月30日受付」の抽選漏れに対する回答書(平成26年10月1日付・熊本市長 幸山政史 直筆サイン入り・)を平成26年10月2日・郵送受領・した。この回答書の内容について、以下の開示請求を、関係各主幹課に請求する。 1.(意見・提案1-(1)について)ご指摘の2基のLPGﾀﾝｸ(ﾊﾞﾙｸ貯蔵)が別系統であることにつきましては、建築確認申請の審査に伴う消防同意時に、申請書に添付されている図面で確認しております。 とあるが、最初の計画申請時の2基のLPGﾀﾝｸ(ﾊﾞﾙｸ貯蔵)が別系統であるとするわかる図面の開示請求。 2.(意見・提案2-(2)について) 市長への手紙(平成26年5月27日受付、広聴課第154号)意見・提案1及び2において回答した内容と同じでございますが、LPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸの位置の変更につきましては、建築基準法施行規則第3条の2第1項15号に規定する「計画変更に係る確認を要しない軽微な変更」に該当するものでございます。 とあるが、 ※→このLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸの位置の変更は、建築基準法施行規則第3条の2第1項15号の適用が正当となった回答となっている。	不存在	第11条　第2項	11/5	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		第3条の2法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。との条文となっている。 つまり、熊本市長等は、このLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸ設備は、「建築物」と見なし、建築基準法施行規則の適応対象物との法解釈見解で良いとの事であるが、 「液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の条文の中に、 (軽微な変更)第六十六条法第三十七条の四第三項で準用する法第三十七条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。 一 液化石油ｶﾞｽの通る部分の取替え(同型式のものに限る。) 二 液化石油ｶﾞｽの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え 三 充てん設備の廃止 の条文に該当するものが、LPGﾀﾝｸ設備の軽微な変更に該当するものと思われるが、 「液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び～法律施行規則」を適応せず、「建築基準法施行規則」を適応するのが正しいとする法的根拠等のそこだけがわかる資料等の開示請求。			第3条の2法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。との条文となっている。 つまり、熊本市長等は、このLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸ設備は、「建築物」と見なし、建築基準法施行規則の適応対象物との法解釈見解で良いとの事であるが、「液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の条文の中に、(軽微な変更)第六十六条法第三十七条の四第三項で準用する法第二十七条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。 一 液化石油ｶﾞｽの通る部分の取替え(同型式のものに限る。) 二 液化石油ｶﾞｽの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え 三 充てん設備の廃止 の条文に該当するものが、LPGﾀﾝｸ設備の軽微な変更に該当するものと思われるが、「液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び～法律施行規則」を適応せず、「建築基準法施行規則」を適応するのが正しいとする法的根拠等のそこだけがわかる資料等の開示請求。				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		3.更に、(充てん設備の軽微な変更の届出)第六十七条法第三十七条の四第三項で準用する法第三十七条の二第二項の規定により充てん設備の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第三十七による届書を法第三十七条の四第一項の許可をした都道府県知事に提出しなければならない。とあり、 当初の計画設計では、980kg+495kg=1,475kgで1t以上となり、当然・都道府県知事に届書の責務があった筈であるが、熊本県消防保安課は「届書は不存在」との事であった。何故・熊本市長等は、「届書」を提出しなくても良い・として不履行したのか・の法的根拠等のわかる資料等の開示請求。 4.(意見・提案2について)高圧ｶﾞｽ保安法第8条は、建築基準関係規定ではございません。従いまして、建築基準法関係規定以外の法令を根拠に処分を変更する事はできません。との熊本市長等の処分記述となっているが、この「LPGﾀﾝｸ設置」に対する適応対象法律法令等は、建築基準法施行規則・建築基準法・消防法・液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律・施行規則・法律施行令・が適応対象となっている筈であるが、この熊本市内に設置・LPGﾀﾝｸ設備・に対して、「建築基準法関係規定以外の法令を根拠に処分を変更することはできません。」とあるので、建築基準法関係規定以外は対応できないとする法的根拠等のわかる資料等のの開示請求。			3. 更に、(充てん設備の軽微な変更の届出)第六十七条法第三十七条の四第三項で準用する法第三十七条の二第二項の規定により充てん設備の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第三十七による届書を法第三十七条の四第一項の許可をした都道府県知事に提出しなければならない。とあり、当初の計画設計では、９８０kg+４９５kg=1,４７５kgで1ｔ以上となり、当然・都道府県知事に届書の責務があった筈であるが、熊本県消防保安課は「届書は不存在」との事であった。 何故・熊本市長等は、「届書」を提出しなくても良い・として不履行したのか・の法的根拠等のわかる資料等の開示請求。 4.(意見・提案2について)高圧ｶﾞｽ保安法第8条は、建築基準関係規定ではございません。従いまして、建築基準法関係規定以外の法令を根拠に処分を変更する事はできません。との熊本市長等の処分記述となっているが、この「LPGﾀﾝｸ設置」に対する適応対象法律法等は、建築基準法施行規則・建築基準法・消防法・液化石油ｶﾞｽの保安の確保及び取引の適正化に関する法律・施行規則・法律施行令・が適応対象となっている筈であるが、この熊本市内に設置・LPGﾀﾝｸ設備・に対して、「建築基準法関係規定以外の法令を根拠に処分を変更することはできません。」とあるので、建築基準法関係規定以外は適応できないとする法的根拠等のわかる資料等の開示請求。				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		5.(意見・提案3-(1)について)熊本市建築基準条例第4条におきまして、高さが2ﾒｰﾄﾙを超える崖に接する、又は近接する建築物に対して、崖の高さの1.5倍以上の水平距離を保ように定めておりますが、この条例ではLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸが建築設備となりますので、対象としておりません。とある。 →熊本市建築基準条例・第3条建築物の敷地及び構造(崖に近接する建築物)第4条建築物を高さが2ﾒｰﾄﾙを超える崖(地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化に著しいものを除く。)以外のものをものをいう。)(以下「崖」という。)に接し、又は近接して建築しようとする場合は、崖の上にあっては崖の下端から、崖の下にあっては崖の上端から、その建築物との間に、その崖の高さの1.5倍以上の水平距離を保たなければならない。とある。 ・建築基準法・昭和25年5月24日法律第201号・平成二三法三五・法一〇五・法一二四・の(用語の定義)第二条この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一建築物土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興業場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、ﾌﾟﾗｯﾄﾎｰﾑの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築施設を含むものとする。			5.(意見・提案3-(1)について)熊本市建築基準条例第4条におきまして、高さが2ﾒｰﾄﾙを超える崖に接する、又は近接する建築物に対して、崖の高さの1.5倍以上の水平距離を保ように定めておりますが、この条例ではLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸが建築設備となりますので、対象としておりません。とある。 →熊本市建築基準条例・第3条建築物の敷地及び構造(崖に近接する建築物)第4条建築物を高さが2ﾒｰﾄﾙを超える崖(地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化に著しいものを除く。)以外のものをものをいう。)(以下「崖」という。)に接し、又は近接して建築しようとする場合は、崖の上にあっては崖の下端から、崖の下にあっては崖の上端から、その建築物との間に、その崖の高さの1.5倍以上の水平距離を保たなければならない。とある。 ・建築基準法・昭和25年5月24日法律第201号・平成二三法三五・法一0五・法一二四・の(用語の定義)第二条この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一建築物土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興業場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、ﾌﾟﾗｯﾄﾎｰﾑの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築施設を含むものとする。				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		とあり、LPGﾀﾝｸは・建築施設・つまり「建築物」となる。熊本市建築基準条例の第4条の(崖に近接する建築物)に該当し、この条例の適応物件になる。 1)にも拘らず、対象としておりませんとあるが、「この条例の建築物に該当する」のに、何故、対象適応させないのか?法的根拠等のわかる資料等の開示請求。 2)LPGﾀﾝｸ設備に近接した・受水槽ﾎﾟﾝﾌﾟ給水槽も建築物にも拘らず、対象としておりませんとする法的根拠等のわかる資料等の開示請求。 6.(意見・提案4について)建築基準法第19条では、敷地の衛生及び安全について定めておりますが、具体的な規定については記載されておりません。そのため、本市では、建築基準法第19条を補完するために、熊本市建築基準条例第4条を定めており、高さが2ﾒｰﾄﾙを超える崖に接する、又は近接する建築物に対しては、崖の高さの1.5倍以上の水平距離を保つように規制しておりますが、この条例は建築設備を対象としておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。とある。5に私が指摘している様に、建築基準法・第二条に、一建築物にはこのLPGﾀﾝｸの建築設備も建築物である解釈出来る。その為、以下の開示請求をする。 1)石垣・崖っぷちの真上に建築物を新設させて、この石垣は、震度何度までは崖崩れの危険性はないとのあんしん安全が担保されているとの調査分析等調書等のわかる資料等の開示請求。			とあり、LPGﾀﾝｸは・建築施設・つまり「建築物」となる。熊本市建築基準条例の第4条(壁に近接する建築物)に該当し、この条例の適応物件になる。 1)にも拘らず、対象としておりませんとあるが、「この条例の建築物に該当する」のに、何故、対象適応させないのか?法的根拠等のわかる資料等の開示請求。 2)LPGﾀﾝｸ設備に近接した・受水槽ﾎﾟﾝﾌﾟ給水槽も建築物にも拘らず、対象としておりませんとする法的根拠等のわかる資料等の開示請求。 6.(意見・提案4について)建築基準法第19条では、敷地の衛生及び安全について定めておりますが、具体的な規定については記載されておりません。そのため、本市では、建築基準法第19条を補完するために、熊本市建築基準条例第4条を定めており、高さが2ﾒｰﾄﾙを超える崖に接する、又は近接する建築物に対しては、崖の高さの1.5倍以上の水平距離を保つように規制しておりますが、この条例は建築設備を対象としておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。とある。 5に私が指摘している様に、建築基準法・第二条に、一 建築物にはこのLPGﾀﾝｸの建築設備も建築物である解釈出来る。その為、以下の開示請求をする。 1)石垣・崖っぷちの真上に建築物を新設させて、この石垣は、震度何度までは崖崩れの危険性はないとのあんしん安全が担保されているとの調査分析等調書等のわかる資料等の開示請求。				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2)給水槽・ﾎﾟﾝﾌﾟ・受水槽・も、別の崖っぷちに新設されているが、この崖は、震度何度までは崖崩れの危険性はないとのあんしん安全が担保されているとの調査分析調書等のわかる資料等の開示請求。 3)石垣の近隣には、昔の防空壕跡・巨大空洞・が本館下を初め、石垣等への影響があんしん安全なのか、豪雨・地震・等への災害への影響は大丈夫なのか?石垣の真上に這わせたLPGﾀﾝｸ供給配管・消火栓配管・飲料水供給配水管・への影響は大丈夫なのか?等、の調査分析調書等のわかる資料等の開示請求。 7.(意見・提案5について)本件の受水槽につきましては、「建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件」(昭和50年建設省告示第1597号)第1第一号ﾛ(2)に適合しております。また、完了検査におきましても、同告示に適合しているかを検査し、確認しております。とあるので、 検査結果・適合している・と法的にも適合している・とした検査結果調書の開示請求。 8.(意見・提案6について)本件のLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸと受水槽に関しましては、建築確認、軽微な変更手続き、完了検査にいたるまで、建築基準関係規定に基づき審査を行い、法適合を確認いたしております。 とある。私の質疑内容は、			2)給水槽・ﾎﾟﾝﾌﾟ・受水槽・も、別の崖っぷちに新設されているが、この崖は、震度何度までは崖崩れの危険性はないとのあんしん安全が担保されているとの調査分析等調書等のわかる資料等の開示請求。 3)石垣の近隣には、音の防空壕跡・巨大空洞・が本館下を初め、石垣等への影響があんしん安全なのか、豪雨・地震・等への災害への影響は大丈夫なのか?石垣の真上に這わせたLPGﾀﾝｸ供給配管・消火栓配管・飲料水供給配水管・への影響は大丈夫なのか?等、の調査分析等調書等のわかる資料等の開示請求。 7.(意見・提案5について)本件の受水槽につきましては、「建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件」(昭和50年建設省告示第1597号)第1第一号ﾛ(2)に適合しております。また、完了検査におきましても、同告示に適合しているかを検査し、確認しております。とあるので、検査結果・適合している・と法的にも適合している・とした検査結果調書の開示請求。 8.(意見・提案6について)本件のLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸと受水槽に関しましては、建築確認、軽微な変更手続き、完了検査にいたるまで、建築基準関係規定に基づき審査を行い、法適合を確認いたしております。とある。私の質疑内容は、				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		熊本市出版・「わが家の防災ﾏﾆｭｱﾙ」・を熟読するに、熊本市長幸山政史ごあいさつして、「～いづこで発生するかわからない災害に対して、市は様々な防災・減災の方策を講じていますが、災害に迅速に対応し、被害を最小限に止めるには、市民の皆さま自らが常日頃の防災意識を高めていただくとともに、～。」とあるが、市民が減災の方策・災害増幅要因の防災予防・への意見提言等、・熊本市憲法(市民の責務)第6条市政・まちづくりへの積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。の条例理念に基づき努めているが、市長等の市政理念と相反して増災要因を増幅させている。立田山断層・布田川・日奈久断層帯・の予測を掲載し、市民に対し地震対策危機意識を忘れずに大地震にそなえましょう熊本市の直下にも活断層が存在すると教宣活動等をしながら、地震の正しい知識を身に付けましょうと明記して、一方では石垣の真上・崖っぷちに平然とLPGﾀﾝｸ設置を新設させる設計変更建築許確認書交付の執行を計り、周辺住民市民への不安恐怖・を煽る市政執行に憤りを覚える。即刻・取り消してあんしん安全な設計変更を執行して頂きたい。平成26年5月28日(木)の熊本市防災会議の内容・熊本市が試算した被害想定・は、嘘八百・出鱈目・の想定ですか?増災要因の増幅で不安の増災の防災阻止を図って頂きたい。			熊本市出版・「わが家の防災ﾏﾆｭｱﾙ」・を熟読するに、熊本市長幸山政史ごあいさつして、「～いづこで発生するかわからない災害に対して、市は様々な防災・減災の方策を講じていますが、災害に迅速に対応し、被害を最小限に止めるには、市民の皆さま自らが常日頃の防災意識を高めていただくとともに、～。」とあるが、市民が減災の方策・災害増幅要員の防災予防・への意見提言等、・熊本市憲法(市民の責務)第6条市政・まちづくりへの積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。の条例理念に基づき努めているが、市長等の市政理念、と相反して増災要員を増幅させている。立田山断層・布田川・日奈久断層帯・の予測を掲載し、市民に対し地震対策危機意識を忘れずに大地震に備えましょう熊本市の直下にも活断層が存在すると教宣活動等をしながら、地震の正しい知識を身に付けましようと明記して、一方では石垣の真上・崖っぷちに平然とLPGﾀﾝｸ設置を新設させる設計変更建築許可確認書交付の執行を計り、周辺住民市民への不安恐怖・を煽る市政執行に憤りを覚える。即刻・取り消してあんしん安全な設計変更を執行していただきたい。平成26年5月28日(木)の熊本市防災会議の内容・熊本市が試算した被害想定・は、嘘八百・出鱈目・の想定ですか? 増災要因の増幅で不安の増災の防災阻止を図って頂きたい。				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		東日本大震災では、LPGﾊﾟﾙｸﾀﾝｸが大津波に飲まれ海中でLPｶﾞｽがこのようなｶﾞｽ拡散を起こしたか?各家庭のLPGﾀﾝｸが地中に埋まり、の様な拡散をしたか?被害実績報告書が存在するのか? 石垣の天辺・崖っぷち・でも大丈夫?との熊本市政理念でしょうか?総合的な見地から慎重審査審議を、後世に悔いを残さない答申を、熊本市長の真摯な諸法令・諸省告示・熊本市建築基準条例・等の遵守遵法等に則り、各項目毎に詳細に実情を的確に把握し、誠実に回答をして頂きたい。 ※添付参照熟視・実情の的確に把握する為の資料写真等・熊本市発刊の防災減災害意識昂揚等・熊本市防災会議資料等の想定調書等・は熊本市長等職員危機意識改革とは無関係の立証資料・等・添付。A3→計・13枚。 との私の質疑内容である。処が・回答文は、「本件のLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸと受水槽に関しては、建築確認、軽微な変更手続き、完了検査にいたるまで、建築基準関係規定に基づき審査を行い、法適合を確認いたしております。とある。 熊本市危機管理指針の第4章危機管理の基本方針第1事前対策 市は、事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全をきすよう努めます。 とあるが、石垣の真上・崖っぷち・にLPGﾀﾝｸ等を新設させ、この地の周辺住民に対して、「事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全をきすよう努めている。」とする具体的詳細な内容のわかる資料等の開示請求。			東日本大震災では、LPGﾊﾟﾙｸﾀﾝｸが大津波に飲まれ海中でLPｶﾞｽがのようなｶﾞｽ拡散を起こしたか?各家庭のLPGﾀﾝｸが地中に埋まり、の様な拡散をしたか?被害実績報告書が存在するのか? 石垣の天辺・崖っぷち・でも大丈夫?との熊本市市政理念でしょうか?総合的な見地から慎重審査審議を、後世に悔いを残さない答申を、熊本市長の真摯な諸法令・諸省告示・熊本市建築基準条例・等の遵守遵法等に則り、各項目毎に詳細に実情を的確に把握し、誠実に回答をして頂きたい。 ※添付参照熟視・実情の的確に把握する為の資料写真等・熊本市発刊の防災減災害意識昂揚等・熊本市防災会議資料等の想定調書等・は熊本市長等職員危機意識改革とは無関係の立証資料・等・添付。A3→計・13枚。 との私の質疑内容である。処が・回答文は、「本件のLPGﾊﾞﾙｸﾀﾝｸと受水槽に関しては、建築確認、軽微な変更手続き、完了検査にいたるまで、建築基準関係規定に基づき審査を行い、法適合を確認いたしております。とある。 熊本市危機管理指針の第4章危機管理の基本方針第1事前対策市は、事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全をきすよう努めます。 とあるが、石垣の真上・崖っぷち・にLPGﾀﾝｸ等を新設させ、この地の周辺住民に対して、「事前対策として、平常時から聞き事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全をきすよう努めている。」とする具体的詳細な内容のわかる資料等の開示請求。				
741	10/24	道路判定台帳 判定番号 06-196-01 表紙 06-196-02 判定内容 06-196-03 地図 ｶﾗｰの部分はｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳 判定番号 06-196-01 表紙 06-196-02 判定内容 06-196-03 地図 ｶﾗｰの部分はｶﾗｰ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/28	10/28

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
742	10/24	平成26年10月15日 水道整備課 東区鹿帰瀬町496-1付近φ75粍配水管布設他1件工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 水道整備課		東区鹿帰瀬町496-1付近φ75粍配水管布設他1件工事 上記の金額入り設計書	開示		10/28	10/29
743	10/24	松尾1丁目･2丁目住居表示台帳	企画振興局 区政推進課		松尾1丁目･2丁目住居表示台帳	開示		11/5	11/6
744	10/24	主要地方道 熊本田原坂線(新池田橋)橋梁架替工事 金入り設計書	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		主要地方道 熊本田原坂線(新池田橋)橋梁架替工事の金入り設計書	開示		11/4	11/6
745	10/24	平成26年度一般県道戸島熊本線(小峯工区)側溝補修工事 金入り設計書	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		平成26年度一般県道戸島熊本線(小峯工区)側溝補修工事(金入設計書)	開示		10/31	11/6
746	10/24	道路判定台帳 07-176 協議書等全ての書類 位置指定台帳 H02-061　　〃 ｶﾗｰはｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳 07-176 位置指定台帳 H02-061 協議書等全ての書類 ｶﾗｰはｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/28	11/3 郵送
747	10/27	H23、24、25年度の 主催事業、共催事業の事業報告書、事業計画書(ない時は不要)	中央区役所 まちづくり推進課		熊本市本荘地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 平成23･24･25年度 主催･共催事業報告書および事業計画書(ない場合は不要)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/31	11/7
748	10/27	平成26年2月24日付にて届けました「医療法人○○」理事長変更届(市保健所受理済)の写しの交付をお願いします。	健康福祉子ども局 医療政策課		医療法人○○に係る以下の文書 ･平成26年2月24日付け提出の理事長変更届(添付書類は除く)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	11/7	
749	10/28	道路判定 02-128-02 02-128-03 02-128-08 S50-043-02 S50-043-04 S56-025-02 h5-54461-02 02-376-02 02-376-03 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路判定 02-128-02 02-128-03 02-128-08 S50-043-02 S50-043-04 S56-025-02 02-376-02 02-376-03 ｶﾗｰ希望	開示		10/31	10/31
750	10/28	熊本市西区上代六丁目○○番○ 道路判定 06-055 H17 ｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		熊本市西区上代六丁目○○番○ 道路判定 06-055 H17 ｶﾗｰ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/29	10/31

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
751	10/28	平成26年10月15日開札 西部土木センター 維持課 一般県道 海路口小島線(沖新町工区)舗装補修工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木センター 維持課		一般県道海路口小島線(沖新工区)舗装補修工事 金入り設計書	開示		11/4	11/7
752	10/29	南区奥古閑1610-1番地付近φ200耗配水管布設替他1件工事 金入設計書	上下水道局 水道整備課		南区奥古閑1610-1番地付近φ200耗配水管布設替他1件工事 上記の設計金額の工事費区分と金額入り工事設計書	開示		11/4	11/6
753	10/29	工事名 国道501号(飽田バイパス9工区)道路改築工事(その2) 金入設計書	都市建設局 西部土木センター 工務課		国道501号(飽田バイパス9工区)道路改築工事(その2) 「金入設計書」	開示		11/6	11/7
754	10/29	(開札日)平成26年10月8日 (工事名)砂原町下内ノ中水路改良工事 金入設計内訳書	南区役所 農業振興課 飽田天明分室		・砂原町下内ノ中水路改良工事(金入り設計書)	開示		11/4	11/7
755	10/29	(仮称)富合駅前広場公衆用便所新築工事(その2) 金入設計書	都市建設局 営繕課		(仮称)富合駅前広場公衆用便所新築工事(その2) 金入設計書	開示		10/29	10/30
756	10/30	道路判定台帳 平成17年度 05-202号 国府3丁目 平成17年度 05-258号 協定書 全て 平成12年度 00-149 白藤2丁目 協定書 全て 以上 ｶﾗｰは、ｶﾗｰでお願いします。	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳 平成17年度05-202号 平成17年度05-258号(国府3丁目) 平成12年度00-149号(白藤2丁目)以上協定書全て ｶﾗｰは、ｶﾗｰでお願いします。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/4	11/4
757	10/30	道等の判定 判定番号 H26第14-147号 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道等の判定 判定番号 H26第14-147 ｶﾗｰ希望	開示		11/4	11/4
758	10/30	平成26年10月22日開札 西部土木センター 維持課 国道501号(中原工区)外舗装補修工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木センター 維持課		国道501号(中原工区) 外舗装補修工事 金入り設計書	開示		11/5	11/10
759	10/30	平成26年10月23日開札 南区役所 農業振興課 小岩瀬地区排水路改良工事 上記の金入設計書の開示をお願いします。	南区役所 農業振興課		工事名 小岩瀬地区排水路改良工事 工事番号 1400907 当該工事の金額入り設計書	開示		11/4	11/7

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
760	10/30	平成26年10月22日開札 下水道整備課 都市計画事業 南部汚水20号幹線枝線外枝線下水道築造工事(948工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 南部汚水20号幹線枝線外枝線下水道築造工事(948工区)の金入設計書	開示		11/6	11/7
761	10/30	東区健軍3丁目～健軍本町(自衛隊通り)φ800・300粍配水管付設替工事【総合評価方式】の金入り設計書。科目内訳、施工内訳まですべてお願いします。	上下水道局 水道整備課		東区健軍3丁目～健軍本町(自衛隊通り)φ800・300粍配水管布設替工事 上記の金額入り工事設計書	開示		11/4	11/7
762	10/31	護藤町五丁外水路改良工事 金入設計書	南区役所 農業振興課 飽田天明分室		・護藤町五丁外水路改良工事(金入り設計書)	開示		11/4	11/10
763	10/31	道路判定台帳 04-486 専用通路協議書 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳 04-486 専用通路協議書 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/4	11/5 郵送
764	10/31	○○ 中央区坪井2-○-○○ ○○ 中央区安政町○-○○ 営業の許可を受けた者の氏名 (営業許可証の氏名欄)	健康福祉子ども局 食品保健課		【対象】 ○○中央区坪井2丁目○○ ○○中央区安政町○○ 【項目】 営業の許可を受けた者の氏名(営業許可証の氏名欄) ※ 開示情報取り出し日時:平成26年11月6日10:00	開示		11/7	11/10
765	10/31	一般県道 花園ｲﾝﾀｰ線 花園ｲﾝﾀｰ1号橋鋼橋上部工工事 金額入り設計書	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・「金額入り設計書」 一般県道花園ｲﾝﾀｰ線花園ｲﾝﾀｰ1号橋鋼橋上部工工事	開示		11/5	11/10 郵送
766	10/31	平成26年8月1日～平成26年10月31日までの間に、熊本市内において、新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (ただし、移動販売、臨時営業、仮設営業及び自動販売機を除く) 項目、屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年8月1日～平成26年10月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業及び自動販売機を除く)計245件 項目:屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成26午11月5日 11:00	開示		11/10	11/17

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
767	10/31	1.熊本都市計画 自動車ﾀｰﾐﾅﾙの変更 (熊本交通ｾﾝﾀｰﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ) ・計画書 ・理由書 2.熊本都市計画 高度利用地区の変更(桜町地区) ・計画書 ・理由書 3.熊本都市計画 第一種市街地再開発事業の決定(桜町地区) ・計画書 ・理由書	都市建設局 都市政策課		1.熊本都市計画 自動車ﾀｰﾐﾅﾙの変更(熊本交通ｾﾝﾀｰﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ) ・計画書 ・理由書 2.熊本都市計画 高度利用地区の変更(桜町地区) ・計画書 ・理由書 3.熊本都市計画 第一種市街地再開発事業の決定(桜町地区) ・計画書 ・理由書	開示		11/4	11/7

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
768	10/31	熊本市民病院の○○氏、又は同氏が所属するｾｸｼｮﾝが、○○から受けた、以下の■にまつわるお金について、具体的内容が記載した文書全て(保存期間分全て) ■以下A1～A6の研究費開発費等 A1.共同研究費 A2.委託研究費 A3.臨床試験費 A4.製造販売後臨床試験費 A5.副作用・感染症症例報告費 A6.製造販売後調査費 (研究費開発費等には、共同研究または委託研究の実施に関連して医療機関等に支払われた研究費をはじめとして、GCP省令※1などの公的規制のもとで実施されている臨床試験や新薬開発の治験及び製造販売後臨床試験に関する支払い、GPSP省令※2、GVP省令※3などの公的規制のもと実施される副作用・感染症症例報告、製造販売後調査等の費用、およびそれらの試験・調査等に関連するCRO※4等への支払いを含みます。 ※1医薬品の臨床試験の実施の基準(Good Clinical Practice)に関する厚生労働省の省令をいいます。 ※2医薬品製造販売後調査・試験の実施の基準(Good Post-marketing Study Practice)に関する厚生労働省の省令をいいます。 ※3医薬品製造販売後安全管理の基準(Good Vigilance Practice)に関する厚生労働省の省令をいいます。	病院局 市民病院事務局 経営企画課・総務課		・A1～A6の研究費開発費等 ・B1～B5の学術研究助成金 ・E1 その他の費用	不存在	第11条　第2項	11/13	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		※4医薬品開発企業から受託して治験業務を実施する医薬品開発業務受託機関(Contract Research Organization)をいいます) ■B1～B5の学術研究助成費 B1.奨学寄附金 B2.一般寄附金 B3.学会寄附金 B4.学会共催費※1 B5.B1-4に該当しない学術研究助成費 (学術研究助成費は、大学や医療機関等の学術研究活動へのサポートを目的として行われる寄附金、医学・薬学・に関する教育活動へのサポートを目的として行われる寄附金および学会等の会合開催費用の支援としての寄附金や共催費を含みます。また、医薬品の無償提供、物品寄付、原末提供もこの項目に含まれます。※1学会共催費には、学会に支払う共催費および開催に伴う会場費、お弁当代、講師旅費等も含みます。) ■C1～C3の原稿執筆料等 C1.講師謝金※1 C2.原稿執筆料・監修料※2 C3.ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ等業務委託費※3(研究開発費等に伴うものも含む)			D1～D3の情報提供関連費	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/13	11/23 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		(原稿執筆料等は、医学・薬学に関する科学的な情報等を提供するための講演や原稿執筆、ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ業務の依頼に対する費用等を含みます。※1講師謝金医学・薬学に関する科学的な情報等を提供するための講演に対して(講演のための資料作成等の準備も含む)医療担当者に支払った謝金です。※2原稿執筆料・監修料医学・薬学に関する科学的な情報等を提供するための資材等を作成するために医療担当者に支払った原稿執筆料や監修料です。著作権料、許諾料も含みます。※3ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ等業務委託費医学・薬学に関する科学的な情報等を提供するために医療担当者に依頼するｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ業務の謝金です。研究開発等に伴うもの、ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰﾎﾞｰﾄﾞや社内勉強会の講師として招聘した場合の謝金も含みます。) ■D1～D3の情報提供関連費 D1.講演会費※1 D2.説明会費 D3.医学・薬学関連文献等提供費 (情報提供関連費は、医療担当者に対する医学・薬学に関する情報提供に必要な講演会、説明会等の費用を含みます。※1講演会費には、講演会以外の会合(ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ・ﾎﾞｰﾄﾞ会議等)にかかる費用を含みます。) ■E1その他の費用 E1その他の費用 (この項目には、医療担当者との情報交換の一環として提供される接遇や社会的儀礼としての接遇等の費用が含まれます。※接遇等の費用には、打合せ費用(会食費、会場費、交通費)、中元歳暮、供花、香典等の費用を含みます。)			C1～C3の原稿執筆料等	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/13	11/23 郵送
769	11/4	平成26年10/1月～10/31月までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表。 【取得希望情報】 ・施設名称・施設所在地・電話番号 ・確認年月 日・開設者名(可能であれば) ※上記以外の情報が含まれていても問題なし ※管轄ｴﾘｱ全て	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年10月1日から同10月31日までの間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、確認日、開設者氏名・名称、役職、代表者氏名	開示		11/6	11/18 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
770	11/4	熊本市内 水道法34条に係る簡易専用水道事業者、名称、住所、連絡先、所在地、担当者 H26.11月4日現在のもの。	健康福祉子ども局 生活衛生課		簡易専用水道の設置者一覧 名称、住所(所在地)、連絡先、 平成26年11月4日現在のもの	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/13	11/17
771	11/4	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(平成26年10月1日～平成26年10月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年10月1日～平成26年10月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 計 81 件 項目:屋号・営業所所在地、営業所電話番号、営業者氏名 初許可年月日、業種詳細 ※開示情報取り出し日時:平成26年11月6日 11:30	開示		11/10	11/17 郵送
772	11/4	平成26年10月1日から平成26年10月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年10月1日～平成26年10月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、露店営業を除く) 計81件 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年11月6日 10:00	開示		11/10	11/18 郵送
773	11/4	下記の大規模小売店舗立地法に係る届出一式のうち、基本届出事項について記載された概要部分および添付資料中の周辺見取り図、店舗の配置図。ｶﾗｰの図面はｶﾗｰｺﾋﾟｰを希望。変更のものは変更前後の図面を希望。 ○○(H26.○.○届出:新設) ○○(H26.○.○届出:変更) ○○・○○(H26.○.○届出:新設)	農水商工局 商工振興課		以下の案件に係る「大規模小売店舗届出書(規則様式第1)」、「周辺見取図」、「平面図兼配置図」 ・平成26年○月○日付け届出○○」 ・平成26年○月○日付け届出「○○」 ・平成26年○月○日付け届出「○○・○○」	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	11/10	11/12 郵送
774	11/4	道等の判定 判定番号 H26 第14-147 上記書類のうち、建指発第000519号以外の書類で、戸島2丁目○○-○の土地に建築が可能であると確認できる書類の開示請求 (別添ﾏｰｶｰの図で例示で記載する文言のあったもの) ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道等の判定 判定番号 H26 第14-147 上記書類のうち、建指発第000519号以外の書類で、戸島2丁目○○-○の土地に建築が可能であると確認できる書類の開示請求 (別添ﾏｰｶｰの図で例示で記載する文言のあったもの) ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/4	11/5

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
775	11/4	平成26年10月1日～平成26年10月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年10月1日～平成26年10月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (移動、臨時、自動販売機を除く) 計81件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年11月7日 11:00	開示		11/10	11/19 郵送
776	11/4	熊本市内全域の食品営業施設について、下記内容の情報を提供していただきますようお願い申し上げます。 (1)最初の許可年月日を問わず、現在営業中である既存施設全店舗の飲食店営業許可に係る下記項目。 但し、自動車・自動販売機・仮設および露店等を除く。 ①営業所名(屋号) ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④営業者(申請者)氏名 ⑤代表者氏名(営業者が法人の場合に限る) ⑥最初の許可年月日 (2)2014年8月1日から2014年10月31日までに廃業届出のあった店舗の、飲食店営業許可に係る下記項目。但し、自動車・自動販売機・仮設および露店等を除く。 ①営業所名(屋号) ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④営業者(申請者)氏名 ⑤代表者氏名(営業者が法人の場合に限る) ⑥廃業届出日	健康福祉子ども局 食品保健課		(1)最初の許可年月日を問わず、現在営業中である既存施設全店舗の飲食店営業許可に係る下記項目。但し、自動車・自動販売機・仮設及び露店等を除く。計 8,110件 項目:営業所名(屋号)、営業所在地、営業所電話番号、営業者(申請者)氏名、代表者氏名(営業者が法人の場合に限る) 最初の許可年月日 (2)2014年8月1日から2014年10月31日までに廃業届出のあった店舗の、飲食店営業許可に係る下記項目。但し、自動車・自動販売機・仮設及び露店等を除く。計 83件 項目:営業所名(屋号)、営業所在地、営業所電話番号、営業者(申請者)氏名、代表者氏名(営業者が法人の場合に限る) 廃業届出日 ※開示情報取り出し日:平成26年11月10日11時	開示		11/13	11/19 郵送
777	11/5	区画整理事業図 中央区菅原町○-○	都市建設局 都心活性推進課		区画整理事業図 中央区菅原町○-○	開示		11/12	11/14
778	11/5	道等の判定調査書 05年第212号/05年第168号 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道等の判定調査書 05年第212号 / 05年168号 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/6	11/6

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
779	11/5	都市計画道路(池田町花園線) 計画図面(縮尺1/2500) (必要場所) 上熊本二丁目 街区番号〇～〇 ※ｶﾗｰ希望	都市建設局 都市政策課		都市計画道路(池田町花園線) 計画図面 (必要場所) 上熊本2丁目〇～〇沿線	開示		11/13	11/13
780	11/5	平成26年10月1日～平成26年10月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた美容所一覧。 項目:施設名称、営業所所在地、営業所電話番号、開設者氏名、役職、代表者氏名。	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年10月1日から同10月31日までの間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		11/11	11/14
781	11/5	平成26年10月1日～平成26年10月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)。 項目:屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年10月1日～平成26年10月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)計 81 件 項目:屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号 ※開示情報取り出し日時:平成26年11月7日13:30	開示		11/10	11/14
782	11/6	工事名:(仮称)山室公園第1期整備工事 工事場所:熊本市北区山室一丁目地内 上記、件名の工事設計書(金額入り)を請求いたします。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		・(仮称)山室公園第1期整備工事 金額入り設計書	開示		11/11	11/13

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
783	11/6	熊本市一般競争入札(公募型)結果について 公共水道管渠詳細設計業務委託特記仕様書の中の 4.業務委託概要を明示して欲しい 開札日:H25.5.31(件名)都市計画事業 中部汚水1号(第711号) 〃　〃（〃）　〃　西部〃12号(第704号) 〃　〃（〃）　〃　南部〃29号(〃702号) 〃　〃（〃）　〃　西部〃12号(〃706号) 〃　〃（〃）　〃　南部〃20号(〃701号) 〃　〃（〃）　〃　西部〃29号(〃708号) 〃　〃（〃）　〃　〃〃〃(〃709号) 〃　〃（〃）　〃　〃〃〃(〃710号) 〃 H25.7.12（〃）　〃　〃〃22号(〃729号) 〃　〃（〃）　〃　南部〃20(〃741号) 〃　〃（〃）　〃　西部〃22号(〃731号) 〃 H25.11.15（〃）　〃　〃〃11号(〃747号) 開札日:H25.11.15(件名)都市計画事業 西部汚11号(第746号) 〃　12.6(〃）　〃　南部汚水4号(第750号)	上下水道局下水道整備課		都市計画事業 中部汚水1号幹線枝線外枝線詳細設計業務委託(第711号)外19件の特記仕様書における4.業務委託概要	開示		11/12	11/17 閲覧

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		〃　12.26(〃)　〃　西部〃1号(〃755号) 〃　〃(〃)　〃　〃　17号(〃754号) 〃　〃(〃)　〃　〃　〃　(〃752号) 〃　〃(〃)　〃　南部〃4号(〃749号) 〃　〃(〃)　〃　西部〃17号(〃751号) 〃　H26.7.11(〃)　〃　西部〃11号(〃204号)							
784	11/6	平成〇年10月に〇〇(有料老人ホーム)を開設いたしました。開設後からの書類一式をファイリングしていたのですが、先月必要書類があったためファイルを開いたところ、全ての書類が紛失しておりました。 そのため建築関係は、建築業者に依頼し写しをいただきました。 しかし、行政への提出がいっさいない状態ですので、写しを発行していただきたくお願いいたします。 高齢介護福祉課に提出した書類一式	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		有料老人ホーム 〇〇に係る提出書類一式	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報 4号　公共の安全等に関する情報	11/10	11/14 郵送
785	11/6	H27年度学校管理職採用候補者選考試験の要項・問題	教育委員会事務局 教職員課		平成27年度熊本市立学校管理職等採用選考試験に係る ・実施要項【高等学校用、小・中学校用)】 ・高等学校(校長)採用一次試験問題(論文課題) ・小・中学校(校長)採用一次試験問題(論文課題) ・高等学校(教頭)採用一次試験問題(筆記問題、論述課題) ・小・中学校(教頭・主幹教諭)採用一次試験問題(筆記問題、論述課題) ・(教頭・主幹教諭)採用二次試験問題(論文課題) 【高等学校、小・中学校兼用】 の写し	開示		11/11	11/17 郵送
786	11/6	道路位置指定台帳 S47-079-01 S47-079-02 S47-079-03 S47-079-04	都市建設局 建築指導課		道路位置指定台帳 S47-079-01 S47-079-02 S47-079-03 S47-079-04 カラーのものも白黒で	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/6	11/12

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
787	11/6	都市計画事業 南部浄化センター脱水汚泥貯留施設増設建築工事(69工区) 工事内訳書 金額入り	都市建設局 営繕課		都市計画事業 南部浄化センター脱水汚泥貯留施設増設建築工事(69工区)工事内訳書 金額入り	開示		11/11	11/11
788	11/7	平成26年10月29日開札 東部土木センター 維持課 市道 石原2丁目御領6丁目第1号線舗装打換工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 東部土木センター 維持課		市道石原2丁目御領6丁目第1号線舗装打換工事(金入設計書)	開示		11/12	11/19
789	11/7	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2014年10月23日より2014年11月7日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年10月23日から同年11月7日までの間、熊本市内において新規確認した理容所、美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		11/12	11/17
790	11/7	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2014年10月23日より2014年11月7日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年10月23日～平成26年11月7日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く)計46件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年11月11日 14:00	開示		11/13	11/17
791	11/7	平成26年度上水道、下水道(小口径推進含む)の積算の歩掛ｺｰﾄﾞ。 CD-Rでの配付を希望します。	上下水道局 計画調整課 技術管理室		平成26年度上水道、下水道(小口径推進含む)の積算の歩掛ｺｰﾄﾞ	開示		11/21	11/26
792	11/7	平成26年度土地改良積算基準(土木工事)の熊本市の歩掛ｺｰﾄﾞ。 CD-Rでの配付を希望します。	都市建設局 技術管理課		平成26年度土地改良積算基準(土木工事)の熊本市の歩掛ｺｰﾄﾞ	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	11/18	12/26
793	11/10	位置指定道路 S36-75号 閲覧全部 復元協議書	都市建設局 建築指導課		位置指定道路 S36-75号 閲覧全部 復元協議書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/11	11/13
794	11/10	平成26年10月29日開札 西部土木センター 工務課 市道 八島2丁目城山上代町第1号線道路改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木センター 工務課		・市道 八島2丁目城山上代町第1号線道路改良工事 金入り設計書	開示		11/17	11/19

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
795	11/10	水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出の内容 以下の2ヶ所について 1.熊本市北区飛田二丁目〇〇番街区〇〇-〇他〇〇、〇〇 2.熊本市北区植木町色出字松葉〇〇-〇他〇および駐車場 ※水保全課さんから届出の「有り」回答書添付	環境局 水保全課		下記の事業所における、水質汚濁防止法に基づく届出の内容 ・株式会社〇 熊本市北区飛田2丁目〇〇番街区〇〇-〇他 ・株式会社〇〇 熊本市北区植木町色出字松原〇〇-〇他	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/18	11/22 郵送
796	11/10	市道 松尾団地 第5号線外道路改良工事 金入設計書 西部土木センター 工務課	都市建設局 西部土木センター 工務課		市道 松尾団地第5号線外道路改良工事の金入り設計書	開示		11/13	11/17
797	11/10	位置指定道路 S58-040 昭和58年度 S58年8月17 指令(計建)第40号 全カラー	都市建設局 建築指導課		位置指定道路 S58- 040 昭和58年度 S58年8月17 指令(計建)第40号 全カラー	開示		11/12	11/14
798	11/11	道路判定 12-152001 12-152002 12-152003 12-152004 12-152005 12-152006 12-152007 12-152008 協定書 カラーでお願いします。	都市建設局 建築指導課		道路判定 12-152001 12-152002 12-152003 12-152004 12-152005 12-152006 12-152007 12-152008 協定書 カラーでお願いします。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/12	12/5
799	11/11	大規模行為届出書の様式第3号(平成26年8月11日～9月10日届出分)。※建築物に限る	都市建設局 開発景観課		大規模行為届出書の様式第3号(平成26年8月11日～9月10日届出分) (建築物に限る)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/18	11/19
800	11/11	・松尾一丁目および松尾二丁目における住居表示台帳(全街区分)	企画振興局 区政推進課		松尾一丁目および松尾二丁目における住居表示台帳(全街区分)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/18	11/28 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
801	11/11	下記不動産(4件)の消防用設備の「点検実施日」・「消防局の受付日」・「点検設備の名称」・「点検結果(要是正指摘の有無)」・「防火対象物点検の実施日」・「防火対象物点検の結果」について。 対象不動産(ｾﾞﾝﾘﾝ地図を添付しております) 1.【物件名称:○○】熊本市東区新南部3-○○-○○ 2.【物件名称:○○】熊本市東区新南部3-○-○○ 3.【物件名称○○】熊本市東区新南部3-○-○○ 4.【物件名称○○】熊本市東区新南部4-○-○ 調査目的:不動産の鑑定評価のため	消防局 総務課		下記不動産(4件)の消防用設備の「点検実施日」・「消防局の受付日」・「点検設備の名称」・「点検結果(要是正指摘の有無)」・「防火対象物点検の実施日」・「防火対象物点検の結果」について。 対象不動産 1○○ 熊本市東区新南部3-○○-○○ 2○○ 熊本市東区新南部3-○-○○ 3○○ 熊本市東区新南部3-○-○○ 4○○ 熊本市東区新南部4-○-○	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/25	11/28 郵送
802	11/13	平成26年11月5日開札 水道整備課 南区富合町砥江・西田尻付近φ100・75・50粍配水管布設替他1件工事(1工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 水道整備課		・南区富合町砥江・西田尻付近φ100・75・50粍配水管布設替他1件工事(1工区) 上記の金額入り工事設計書	開示		11/18	11/20
803	11/13	平成26年11月5日開札 ・北部土木ｾﾝﾀｰ 維持課 市道 大鳥居町楠野町第1号線舗装打換工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		平成26年11月5日開札 市道 大鳥居町楠野町第1号線舗装打換工事の金入設計書。 科目内訳、施工内訳	開示		11/18	11/20
804	11/13	平成26年11月5日開札 ・北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 花園ｲﾝﾀｰ線4号調整池築造工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・一般県道花園ｲﾝﾀｰ線4号調整池築造工事金入設計書	開示		11/18	11/20
805	11/14	熊本市中央区黒髪四丁目○○-○○付近の熊本市との境界資料一式 ○○-○○と○○-○○間)	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 総務課		道路敷地寄附申請に伴う市道認定について(昭和60年1月17日決裁)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/21	11/27
806	11/14	熊本市中央区黒髪四丁目○○付近の熊本市との境界資料一式 ①○○と○○ ②○○と○○を含めて市道の境い	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 総務課		官民境界立会について(平成12年4月28日決裁)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/21	11/27

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
807	11/14	平成26年度 熊本市役所電話帳	財政局 管財課		平成26年度 熊本市役所電話帳	開示 (一部請求拒否)	6号　事務事業に関する情報	11/27	12/25
808	11/17	平成26年10月29日開札 下水道整備課 都市計画事業 西部汚水6号幹線枝線外枝線下水道築造工事(910工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水6号幹線枝線外枝線下水道築造工事(910工区)	開示		11/18	11/19
809	11/17	平成26年10月29日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 砂原四方寄線(花園工区)下硯川跨道橋下部工(P1、P2)工事 上記の金入設計書開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・一般県道砂原四方寄線(花園工区)下硯川跨道橋下部工(P1, P2)工事 (金入設計書)	開示		11/19	11/20
810	11/17	道路位置指定 ・S49-071 ・S47-014 復元協議書 ｶﾗｰは、ｶﾗｰでお願いします。	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 ・S49-071 ・S47-014 復元協議書 ｶﾗｰは、ｶﾗｰでお願いします。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/19	11/20
811	11/17	平成10年12月7日付 「産業廃棄物最終処分場の廃止の確認について」 熊本県知事からの通知文、宛先、木下良順宛の文章	環境局 ごみ減量推進課 事業ごみ対策室		平成10年12月7日付木下良順様宛、廃対第1054号熊本県知事通知「産業廃棄物最終処分場の廃止の確認について」	開示		11/20	11/26 郵送
812	11/18	飲食店営業許可書一覧 平成26年10月16日～平成26年11月17日 新規(更新除く) ・仮設、移動販売、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆ除く ・項目 店舗名、住所、申請者名、電話番号、申請年月日、許可年月日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年10月15日～平成26年11月17日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(仮設、移動販売、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆを除く) 計76件 項目:店舗名、住所、申請者名、電話番号、申請年月日、許可年月日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年11月19日 11:20	開示		11/20	11/21
813	11/18	道路判定 12-324 000～008 道路協定書 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路判定 12-324 000～008 道路協定書 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/21	11/25
814	11/18	中部浄化ｾﾝﾀｰ場内整備外工事(106工区)の金入設計書	上下水道局 下水道整備課		中部浄化ｾﾝﾀｰ場内整備外工事(106工区)の金入設計書	開示		11/21	11/27

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
815	11/18	件名 南区奥古閑1610-1番地付近φ200粍配水管布設替他1件工事 工事担当課 熊本市上下水道局水道整備課 以上の金入り設計書(給水切替工事等の代価表含む)	上下水道局 水道整備課		南区奥古閑1610-1番地付近φ200粍配水管布設替他1件工事 上記の設計金額入り工事設計書	開示		11/27	12/4
816	11/18	平成24年12月7日開札 都市建設局 河川公園課 年計画事業 井芹川雨水9号幹線ﾊﾞｲﾊﾟｽ管築造工事 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願いします。	都市建設局 河川課		取り下げ				
817	11/18	熊本市西区二本木2丁目近く「田崎本町交差点」から田崎1丁目へ抜ける道路「熊本高森線」の工事予定図(写し)を頂きたい。	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所 鉄道高架関連整備室		熊本市西区二本木2丁目近く「田崎本町交差点」から田崎1丁目へ抜ける道路「熊本高森線」の工事予定図	開示		11/27	11/28
818	11/18	江津第一土地区画整理の図面 東区湖東二丁目〇〇	都市建設局 都心活性推進課		江津第一土地区画整理の図面 東区湖東二丁目〇〇	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/19	11/20
819	11/19	川口町二十丁外農道改良工事 上記工事の金入設計書	南区役所 農業振興課 飽田天明分室		・川口町二十丁外農道改良工事(金入り設計書)	開示		11/20	12/4
820	11/19	工事設計書の金額いり 市道 健軍町第217号線側溝改良工事	都市建設局 東部土木センター 工務課		平成26年7月31日開札 平成26年10月30日変更契約 市道健軍町第217号線側溝改良工事 金入り設計書	開示		11/27	12/3
821	11/19	道路位置指定 S59-045-01 〃　02 〃　03 〃　04 復元協議書 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S59-045-01 S59-045-02 S59-045-03 S59-045-04 復元協議書 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/21	11/26
822	11/19	位置指定道路の開示請求 ・S51-026-01 ・S51-026-02 ・S51-026-03 ・S51-026-04 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		位置指定道路の開示請求 ・S51-026-01 ・S51-026-02 ・S51-026-03 ・S51-026-04 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/21	11/25

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
823	11/19	市道 麻生田代15号線外1路線側溝改良工事 金額入り設計書	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		施行番号:140011 工事名:市道 麻生田第15号線外1路線側溝改良工事 開示文書:当該工事の金額入り積算書すべて	開示		11/21	12/1
824	11/20	中原町水路改良工事 金入設計書	西区役所 農業振興課		〈件名〉 中原町水路改良外工事の金入り設計書	開示		11/28	12/2
825	11/20	●期間 26年10月21日～26年11月20日 ●屋号 ●住所 ●申請者 ●申請者電話番号 ●許可日 飲食店営業施設(仮設、臨時、自販機を除く) 熊本市のみ 新規申請があったもの	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年10月21日～平成26年11月20日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (仮設、臨時、自販機を除く) 計84件 項目:屋号、住所、申請者、申請者電話番号、許可日 ※開示情報取り出し日時:平成26年11月25日 9:30	開示		11/26	11/17
826	11/20	貴自治体が生活保護受給者(以下、受給者)を受け入れている病院(医療機関)に対し、改善指導したことがわかる文書。指導を受け、病院側から提出された改善結果を示す文書▼入院患者や受診者の大半を受給者が占めている▼受給者に必要のない手術や治療行為をしている▼短期間に転院を繰り返している受給者を患者として受け入れている▼受給者への薬の処方等に問題がある▼暴力団あるいはその関連団体等とつながりが認められた▼いわゆる「患者紹介ﾋﾞｼﾞﾈｽ」に加担した▼訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝに対する「特別訪問看護指示書」の不適切な交付があった▼その他、受給者関連で重大な(主観で判断していただいて結構です)法令違反が認められた……場合の指導に限る。なお、現在指導中の案件は途中段階の報告書等を、調査の終了した案件は改善結果を示す報告書等を対象とする。 病院側から提出されたﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等の細かい書類は除く。いずれも2009年1月1日から2014年11月17日までの期間に作成された文書に限る。※枚数等を知りたいので、開示決定前にご一報いただけると幸いです	健康福祉子ども局 保護管理援護課		本市が、生活保護受給者を受け入れている病院(医療機関)に対し、改善指導したことがわかる文書。指導を受け、病院側から提出された改善結果を示す文書	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	12/4	12/6 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
827	11/20	障害者就労にかかる「就労継続支援事業(A型)」について、同事業の指定を受けた株式会社やNPO法人、社会福祉法人等に対し、貴自治体が改善指導したことがわかる文書(指導内容や結果、処分対象者等がわかる文書。指定を取り消した場合はその内容、理由等が分かる文書)。改善指導を受けた当該事業者から提出された改善状況・結果がわかる文書(改善等報告書)。※改善指導中の案件については、途中段階の報告書等をいただければ、と思います。2009年1月1日から2014年11月17日までの期間に作成された分に限る(枚数等が知りたいので、おおよそのめどが付いた段階で開示決定前にご一報いただけるとありがたいです)平成26年11月20日本人との電話連絡により2009年1月1日を2012年4月1日(政令市以降後)に補正	健康福祉子ども局 障がい保健福祉課		障害者就労にかかる「就労継続支援事業(A型)」について、同事業の指定を受けた株式会社やNPO法人、社会福祉法人等に対して熊本市が改善指導したことがわかる文書。改善指導を受けた当該事業者から提出された改善状況・結果がわかる文書。※2012年4月1日(政令市移行後)から2014年11月17日までの期間に作成された分に限る。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/2	12/6 郵送
828	11/20	並建町中ノ割外水路改良工事	南区役所 農業振興課 飽田天明分室		・並建町中ノ割外水路改良工事(金入り設計書)	開示		11/26	11/26
829	11/20	市道 面木第1号線道路改良工事 金入設計書	都市建設局 西部土木センター 河内分室		市道面木第1号線道路改良工事の金入設計書	開示		11/26	11/28
830	11/20	平成26年4月30日に入札執行された「平成26年度桑鶴・五丁中原遺跡群(砂原四方寄線)発掘調査遺構実測図作成等業務委託」の金入り設計書。	観光文化交流局 文化振興課 埋蔵文化財調査室		平成26年度桑鶴・五丁中原遺跡群(砂原四方寄線)発掘調査遺構実測図作成等業務委託の金入り設計書	開示		11/21	11/28
831	11/20	平成26年7月17日に入札執行された「硯川遺跡群発掘調査業務委託」の金入り設計書。	観光文化交流局 文化振興課 埋蔵文化財調査室		硯川遺跡群発掘調査業務委託の金入り設計書	開示		11/21	11/28
832	11/20	平成26年11月10日に入札執行された「桑鶴遺跡群第2次調査区出土遺物実測等業務委託」の金入り設計書。	観光文化交流局 文化振興課 埋蔵文化財調査室		桑鶴遺跡群第2次調査区出土遺物実測等業務委託の金入り設計書	開示		11/21	11/28

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
833	11/20	文書名 防火管理者選任届出書 建物名○○ 建物場所 熊本市中央区水前寺公園○○-○○ 防火管理者名 ○○○○	消防局 総務課		熊本市中央区水前寺公園○○-○○ ○○ 請求文書 防火管理者選任届出書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/1	12/3
834	11/21	06年 第055号 道等の判定 ・協定書	都市建設局 建築指導課		06年 第055号 道等の判定 ・協定書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/26	11/27
835	11/21	内容 熊本市全域において、美容所、理容所開設に際し届出をしている全施設の一覧 (平成26年10月31日現在の一覧で、既に廃業している施設は除く) 〈項目〉 施設名所、施設所在地、施設電話番号、申請者名(申請者が法人の場合は、法人住所、法人電話番号、法人代表者名)、業種、確認年月日 ※CD-R(ｴｸｾﾙﾃﾞｰﾀ)での交付を希望します。	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年10月31日現在、熊本市内で確認を受けた理容所・美容所の一覧 項目:施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名・名称、(法人の場合のみ住所、電話番号及び代表者役職・氏名)、確認日並びに業種	開示		11/28	12/4 郵送
836	11/21	大規模行為届出書(様式第3号/景観法16条1項1号分) H26.6.5～H26.11.20	都市建設局 開発景観課		大規模行為の届出書(様式第3号/景観法16条1 項1号分)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/26	11/27
837	11/21	平成26年11月12日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ 維持課 市道 小沢町上熊本2丁目第1号線舗装補修工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		平成26年11月12日開札 市道 小沢町上熊本2丁目第1号線舗装補修工事の金入り設計書	開示		11/26	11/28
838	11/21	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2014年11月8日より2014年11月21日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年11月8日から同年11月21日までの間、熊本市内において新規確認した理容所、美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名・名称、役職、代表者氏名	開示		11/27	12/5
839	11/21	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2014年11月8日より2014年11月21日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年11月8日～平成26年11月21日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く)計42件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年11月26日 11:40	開示		11/28	12/5

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
840	11/25	国道501号(飽田ﾊﾞｲﾊﾟｽ9工区)道路改良工事(その1) 金入り設計書	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・国道501号(飽田ﾊﾞｲﾊﾟｽ9工区)道路改築工事(その1)の金入り設計書	開示		12/8	12/24
841	11/25	下水道法に基づく特定施設の設置届 西区田崎本町の以前ｶﾞｿﾘﾝｽﾀﾝﾄﾞであったので為 施設名 ○○㈱○○ 設置場所 熊本市西区田崎本町○番○号	上下水道局 給排水設備課		○○㈱○○の特定施設使用届出書	開示		12/1	12/2
842	11/25	位置指定道路台帳 H2-022 関係資料一式 すべて白黒	都市建設局 建築指導課		位置指定道路台帳 H2-022 関係資料一式 すべて白黒	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/27	12/3
843	11/25	下記二路線の道路形状がわかる平面図 ①都市計画道路 新外秋津線 (H26年度末供用) 熊本市東区 0.15km ②都市計画道路 子飼新大江線 (H25年9月24日供用) 熊本市中央区 0.49km 1/1,000～1/5,000程度の縮尺で、周辺道路との関わりがわかり方位と縮尺が明確なものを 希望しております。	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		下記二路線の道路形状がわかる平面図 ① 都市計画道路 新外秋津線 (H26年度末供用) ② 都市計画道路 子飼新大江線(H25年9月24日供用) 1/1,000～1/5,000程度の縮尺で、周辺道路との関わりがわかり方位と縮尺が明確なもの。	開示		12/1	12/9 郵送
844	11/25	下記不動産(1件)の「消防用設備等点検結果報告書」 対象不動産(ｾﾞﾝﾘﾝ地図を添付しております) 1.【物件名称:○○】熊本市中央区渡鹿4丁目○-○○ 調査目的:不動産の鑑定評価のため	消防局 総務課		物件名称○○ 住所:熊本市中央区渡鹿4丁目○-○○ 請求書類:消防用設備等点検結果報告書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/9	12/11 郵送
845	11/26	「平成27年度使用 小学校教科用図書採択に関する下記の資料」 国語、算数、理科、生活科、社会、地図 ・調査報告書 ・選定委員会会議議事録 ・採択に係る日程(ｽｹｼﾞｭｰﾙ)	教育委員会 事務局 指導課		平成27年度使用小学校教科用図書採択に関する資料 国語・社会・地図・算数・理科・生活 ・調査報告書 ・選定委員会会議録 ・採択ｽｹｼﾞｭｰﾙ	開示		12/1	12/9
846	11/26	道路位置指定 h02-051-01 h02-051-02 h02-051-03 h02-051-04 すべて白黒	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 h02-051-01 h02051-02 h02-051-03 h02-051-04 すべて白黒	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/27	12/1

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
847	11/26	南部総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ外1箇所下水道直結その他設備工事 上記工事の金入り設計書。科目内訳、施工内訳まですべてお願いします。	都市建設局 設備課		南部総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ外1箇所下水道直結その他設備工事 金入設計書	開示		11/28	12/1
848	11/27	都市計画道路 新町戸坂線構造物撤去工事の金入り設計書 11月19日開札	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所 鉄道高架関連整備室		(H26)都市計画道路新町戸坂線構造物撤去工事の金入設計書	開示		11/27	12/2
849	11/27	一般県道 託麻北部線(楡木工区)側溝補修工事 金入設計書	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		平成26年度 一般県道 託麻北部線(楡木工区)側溝補修工事 金入り設計書	開示		12/8	12/9
850	11/27	平成27年度使用小学校教科用図書採択に関する下記の資料 国語、書写、生活、社会 ・調査報告書 選定委員会会議議事録 ・教科書展示会「感想・意見」 ・採択に係る日程(ｽｹｼﾞｭｰﾙ)	教育委員会 事務局 指導課		平成27年度使用小学校教科用図書採択に関する資料 (国語・書写・社会・生活) 1 調査報告書 2 選定委員会会議録 3 教科書展示会「感想・意見」 4 採択日程	開示		12/2	12/9
851	11/28	平成26年11月13日開札 ・北部土木ｾﾝﾀｰ 植木地域整備室 木留跨線橋梁外補修工事その2(JR近接) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 植木地域整備室		木留跨線橋梁外補修工事その2 金額入り設計書	開示		12/1	12/11
852	11/28	平成26年11月19日開札 ・西部土木ｾﾝﾀｰ 維持課 市道 八島町上代第1号線外1路線舗装補修工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		市道八島町上代第1号線外1路線舗装補修工事	開示		12/1	12/11
853	11/28	平成26年11月19日開札 ・北部土木ｾﾝﾀｰ 維持課 市道 上熊本1丁目京町本丁第1号線外1路線舗装打換工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		平成26年11月19日開札 市道 上熊本1丁目京町本丁第1号線外1路線舗装打換工事 金入り設計書	開示		12/3	12/11
854	11/28	平成26年11月13日開札 水道整備課 ・南区城南町鰐瀬(城南工業団地付近)φ150・75耗配水管布設工事 ・城南南部増圧装置設置に伴うφ200・150・100耗配水管布設工事 上記2件の金入設計書の開示をお願いします。	上下水道局 水道整備課		・南区城南町鰐瀬(城南工業団地付近)φ150・75耗配水管布設工事 ・城南南部増圧装置設置に伴うφ200・150・100耗配水管布設工事 上記工事の金入り内訳書	開示		12/3	12/11

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
855	11/28	飲食店の新規検査の申請を行った情報の開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号・申請日・業種 期間:2014年10月10日～2014年11月28日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年10月10日～平成26年11月28日までの間に、熊本市中央区内において新規検査の申請を行った飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く) 計129件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号、申請日、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年12月2日 14:30	開示		12/8	12/11
856	11/28	道等に関する判定 平成22年度 10第32号 申請人 渡鹿4丁目○-○○ ○○○○様分 ｶﾗｰｺﾋﾟｰ希望	都市建設局 建築指導課		道等に関する判定 平成22年度 10第32号 申請人 渡鹿4丁目○-○○○○○○様分 ｶﾗｰｺﾋﾟｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/1	12/1
857	12/1	平成26年11/1～11/30までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表。 【取得希望情報】 ・施設名称・施設所在地・電話番号 ・確認年月日・開設者名(可能であれば) ※上記以外の情報が含まれていても問題なし ※管轄ｴﾘｱ全て	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年11月1日から同11月30日までの間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、確認日、開設者氏名・名称、役職、代表者氏名	開示		12/3	12/11 郵送
858	12/1	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(平成26年11月1日～平成26年11月30日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年11月1日～平成26年11月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 計 72 件 項目:屋号・営業所所在地、営業所電話番号、営業者氏名 初許可年月日、業種詳細 ※開示情報取り出し日時:平成26年12月4日 11:30	開示		12/8	12/18
859	12/1	平成26年11月1日～11月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年11月1日～平成26年11月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (移動、臨時、自動販売機を除く) 計72件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年12月4日 14:00	開示		12/8	12/9 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
860	12/1	平成24年12月7日開札 都市建設局 河川公園課 都市計画事業 井芹川雨水9号幹線ﾊﾞｲﾊﾟｽ管築造工事 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 河川課		都市計画事業 井芹川雨水9号幹線ﾊﾞｲﾊﾟｽ管築造工事 設計変更後の金入り設計書	開示		12/4	12/11
861	12/1	平成26年11月13日 環境局 環境整備室 扇田環境ｾﾝﾀｰ周辺環境整備釜尾地区工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	環境局 環境施設整備室		扇田環境ｾﾝﾀｰ周辺環境整備釜尾地区工事の金入設計書	開示		12/10	12/11
862	12/2	道路位置指定 指定番号 S54-36-11 36-11-01～36-11-05 白黒 図面 36-11-03(全体(B4?)がわかるように) ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 指定番号 B54-36-11 36-11-01～36-11-05 図面 36-11-03 ｶﾗｰ希望	開示		12/4	12/8
863	12/2	道路位置指定 平成22年 10-465号 白黒ｺﾋﾟｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路判定 平成22年 10-465号 白黒ｺﾋﾟｰ希望	開示		12/4	12/4
864	12/2	位置指定道路 S42-118号 S41-126号 ｶﾗｰ希望 道路の判定 09年296号 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		位置指定道路 S42-118号 S41-126号 ｶﾗｰ希望 道路の判定 09年296号 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/4	12/4
865	12/2	道路位置指定 指定番号 S38-073 資料全部請求	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 指定番号 S38-073 資料全部請求	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/4	12/10
866	12/2	平成26年11月1日～平成26年11月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)。 項目:屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年11月1日～平成26年11月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)計 72 件 項目:屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号 ※開示情報取り出し日時:平成26年12月4日14:00	開示		12/8	12/11
867	12/2	平成26年11月1日～平成26年11月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた美容所一覧。 項目:施設名称、営業所所在地、営業所電話番号、開設者氏名、役職、代表者氏名。	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年11月1日から同11月30日までの間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名･名称、役職、代表者氏名	開示		12/4	12/11

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
868	12/3	男女共同参画ｾﾝﾀｰはあもにい1･2階 ﾄｲﾚ改修工事 金額入り設計書	都市建設局 営繕課		「男女共同参画ｾﾝﾀｰはあもにい1,2階ﾄｲﾚ改修工事」の金入内訳書	開示		12/4	12/8
869	12/3	平成26年度 第78分団(豊田)消防機械倉庫新築工事 金入り設計書	都市建設局 営繕課		平成26年度 第78分団(豊田)消防機械倉庫新築工事 金入り設計書	開示		12/4	12/4
870	12/3	道等の判定 14年190号 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道等の判定 14年190号 ｶﾗｰ希望	開示		12/4	12/22
871	12/3	道路判定 ･判定番号 12年第338号 ･全ﾍﾟｰｼﾞ ･ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路判定 ･判定番号12年第338号 ･全ﾍﾟｰｼﾞ ･ｶﾗｰ希望	開示		12/4	12/5
872	12/3	工事番号:070784-01 工事名:段山島崎線道路改築工事 工事場所:熊本市島崎4･5丁目地内 工期:自平成19年10月3日～至平成20年3月28日 当時道路整備課発注の上記工事の下記関係書類一式 施工計画書、施工体系図、当初及び変更契約書 下請契約台帳、下請との工事請負契約書	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		･段山島崎線道路改築工事 施工計画書、施工体系図、当初及び変更契約書 下請契約台帳、下請工事請負契約書(注文書･請書)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	12/8	12/10
873	12/3	行政不服審査にかかわる文書一切の請求 関係課 ①建築指導課 ②開発景観課 ③土木管理課 過去5年間について	都市建設局 建築指導課		過去5年間の建築指導課所管業務に関する行政不服審査(不服申し立て)にかかわる文書	開示 (一部請求拒否)	1号　法令秘情報 2号　個人情報 3号　法人等情報 6号　事務事業に関する情報	12/15	1/19
874	12/3	行政不服審査にかかわる文書一切の請求 関係課 ①建築指導課 ②開発景観課 ③土木管理課 過去5年間について	都市建設局 開発景観課		過去5年間の開発景観課所管業務に関する行政不服審査(不服申立)にかかわる文書	開示 (一部請求拒否)	1号　法令秘情報 2号　個人情報	12/15	1/19
875	12/3	行政不服審査にかかわる文書一切の請求 関係課 ①建築指導課 ②開発景観課 ③土木管理課 過去5年間について	都市建設局 土木管理課		過去5年間の土木管理課所管業務に関する行政不服審査(不服申し立て)にかかわる文書	不存在	第11条　第2項	12/12	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
876	12/4	工事番号 1401015-00 工事名 都市計画道路 上熊本法成寺線道路改良工事(その3) 金入り設計書	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所 鉄道高架関連整備室		都市計画道路上熊本法成寺線道路改良工事(その3)の金入設計書	開示		12/5	12/12
877	12/5	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2014年11月22日より2014年12月5日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年11月22日から同年12月5日までの間、熊本市内において新規確認した理容所、美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名・名称、役職、代表者氏名	開示		12/9	
878	12/5	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2014年11月22日より2014年12月5日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年11月22日～平成26年12月5日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く)計30件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年12月8日 13:00	開示		12/9	
879	12/5	工事番号 1480439-00 東部浄化センターA系汚泥処理棟耐震補強工事の工事内訳書(金額が入れてある内訳書)	都市建設局 営繕課		工事番号1480439-00 東部浄化センターA系汚泥処理棟耐震補強工事の工事内訳書 (金額が入れてある内訳書)	開示		12/8	12/8
880	12/5	道路位置指定 指定番号 S44-246 カラー希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 指定番号 S44-246 カラー希望	開示		12/8	12/9
881	12/5	①道路判定の資料(道路協定書についても必要)一式 判定番号 04年第277号 判定道路の所在:熊本市壺川2丁目○○番○,○○番○○及び一部里道 イ区間 :熊本市壺川2丁目○○番○地先～○○番○○地先 ロ区間 ②道路位置指定の資料一式 指定番号 S45-272 指定道路:熊本市壺川2丁目○○-○,○○-○○ 〃 ○○-○,○○-○ 〃 ○○-○○,○○-○ 〃 ○○-○ ※カラーはカラーでお願いします。	都市建設局 建築指導課		①道路判定の資料(道路協定書についても必要)一式 判定番号 04年277号 判定の所在 :熊本市壺川2丁目○○番○、○○番○○及び一部里道イ区間 :熊本市壺川2丁目○○番○地先～○○番○○地先ロ区間 ②道路位置指定の資料一式 指定番号 S45-272 指定道路 :熊本市壺川2丁目○○-○、○○-○○ :熊本市壺川2丁目○○-○、○○-○ :熊本市壺川2丁目○○-○○、○○-○○ :熊本市壺川2丁目○○-○ ※カラーはカラーでお願いします。	開示 (一部請求拒否)	2号 個人情報	12/8	12/9

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
882	12/5	①白藤跨線橋橋梁補修工事の金入り設計内訳書2014年11月14日開札	都市建設局 西部土木センター 工務課		白藤跨線橋橋梁補修工事金入り設計書	開示		12/9	12/19
883	12/5	②国道266号八王寺跨線橋橋梁補修工事【JR近接】	都市建設局 東部土木センター 維持課		国道266号八王寺跨線橋橋梁補修工事(金入設計書)	開示		12/9	12/19
884	12/8	道路位置指定台帳 S50-128(熊本市北区清水新地1丁目○○-○○) 白黒で	都市建設局 建築指導課		道路位置指定台帳 S50-128 (熊本市北区清水新地1丁目○○-○○) 白黒で	開示		12/9	12/11
885	12/8	位置指定台帳（新生一丁目） S44-377 ○～○○番 道路判定台帳（植木広住） 10-474 ○～○○番 ｶﾗｰは、ｶﾗｰでお願いします。	都市建設局 建築指導課		位置指定台帳(新生一丁目) S44-377 ○～○○番 道路判定台帳(植木町広住) 10-474 ○～○○番 ｶﾗｰは、ｶﾗｰでお願いします。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/9	12/9
886	12/8	2015年度(2014年度実施)の公立学校の校長・教頭・主幹教諭・指導主事等のうち実施している候補者選考試験の問題および実施要項。また、各々の試験の制限時間、論文の制限字数の情報(手書きでも結構です)。	教育委員会 事務局 教職員課		平成27年度熊本市立学校管理職等採用選考試験に係る ・実施要項【高等学校用、小・中学校用)】 ・高等学校(校長)採用一次試験問題(論文課題) ・小・中学校(校長)採用一次試験問題(論文課題) ・高等学校(教頭)採用一次試験問題(筆記問題、論述課題) ・小・中学校(教頭・主幹教諭)採用一次試験問題(筆記問題、論述課題) ・(教頭・主幹教諭)採用二次試験問題(論文課題) 【高等学校、小・中学校兼用】 ・個人面接実施要項 の写し	開示		12/10	12/25 郵送
887	12/8	下記工事の金額入り工事設計書 発注者:熊本市上下水道事業管理者 工事名:南区奥古閑1610-1番地付近φ200粍配水管布設替他1件工事 工事名:北区梶尾町鶴ノ原温泉団地東公園西側φ75・50粍配水管布設替他1件工事	上下水道局 水道整備課		北区梶尾町鶴ノ原温泉団地東公園西側φ75・50粍配水管布設替他1件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		12/11	12/19
					南区奥古閑1610-1番地付近φ200粍配水管布設替他1件工事 上記の設計金額の金額入り工事設計書	開示		12/16	12/19

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
888	12/8	下記工事の金額入り工事設計書 発注者:熊本市(北部土木センター) 工事名:市道 下硯川町1丁目第1号線側溝改良工事	都市建設局 北部土木センター 工務課		市道下硯川町1丁目第1号線側溝改良工事金入り設計書	開示		12/9	12/19
889	12/9	平成26年9月1日～平成26年11月末日までの間に、熊本市内において、新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (ただし、移動販売、臨時営業、仮設営業及び自動販売機を除く) 項目・屋号・営業所所在地・申請者名・営業所電話番号・業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年9月1日～平成26年11月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業及び自動販売機を除く)計236件 項目:屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年12月12日9:00	開示		12/12	12/16
890	12/10	大規模小売店舗立地法 届出のうち、以下の店舗の「周辺見取図」(1:2000程度)および「建物配置図」(1:500程度)の白黒ｺﾋﾟｰを希望します。 ・○○ ・○○・○○ ・○○ 変更店舗につきましては、「建物配置図」は変更前・後をお願いいたします。	農水商工局 商工振興課		以下の案件に係る大規模小売店舗立地法に基づく届出書の添待資料のうち、「周辺見取図」及び「建物配置図」 ・平成26年○月○日付け届出「○○」 ・平成26年○月○日付け届出「○○・○○」 ・平成26年○月○日付け届出「○○」	開示		12/17	12/22 郵送
891	12/10	H24年度 一般県道 熊本浜線(田迎工区) 交通安全施設整備工事 ㈱○○ 施工 竣工図 ｶﾗｰは同じく	都市建設局 西部土木センター 工務課		一般県道熊本浜線(田迎工区)交通安全施設整備工事 「竣工図面」	開示		12/12	12/25
892	12/10	城南総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ(仮称)駐車場整備等工事金入設計書	都市建設局 東部土木センター 維持課		城南総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ(仮称)駐車場整備等工事 金入設計書	開示		12/12	12/18
893	12/11	①平成26年度の熊本市職員採用試験において実施された、全職種の一次合格最低点、二次合格最低点。 ※民間経験者試験は、三次試験合格最低点まで。 ②平成26年度の熊本市職員採用試験(上級職、初級職、民間経験者の各試験)において実施された、各集団討論の課題内容。	人事委員会事務局		①平成26年度の熊本市職員採用試験において実施された、全職種の一次合格最低点、二次合格最低点 ※民間経験者試験は、三次試験合格最低点まで。 ②平成26年度の熊本市職員採用試験(上級職、初級職、民間経験者の各試験)において実施された、各集団討論の課題内容。	開示		12/15	12/22 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
894	12/11	道路位置指定 指定番号 S34.11.17 熊本県指令建第138号 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 指定番号 S34-11-17 熊本県指令建第138号 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/12	12/12
895	12/11	大規模行為届出書の様式第3号(平成26年9月11日～10月10日届出分)。※建築物に限る	都市建設局 開発景観課		大規模行為届出書の様式第3号(平成26年9月11日～10月10日届出分) (建築物に限る)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/12	12/24
896	12/12	※道路位置指定 指定番号 S44-478.03 ｶﾗｰ ※道等の判定 判定番号 03-061.08 03-061.05 03-061.03 ｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		※道路位置指定 指定番号 S44-478.03 ｶﾗｰ ※道等の判定 判定番号 03-061.08 03-061.05 03-061.03 ｶﾗｰ	開示		12/15	12/15
897	12/12	＜施設名＞ ①熊本市立雁回敬老園 ②熊本市城南老人福祉ｾﾝﾀｰ ＜請求書類＞ ①指定管理者公募時における現指定管理者の申請時事業計画書及び収支予算書(様式第2号及び様式第3号) ②現指定管理者の平成24年度･25年度事業報告書	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		＜施設名＞熊本市雁回敬老園、熊本市城南老人福祉ｾﾝﾀｰ ＜請求書類＞ ･指定管理者公募時における現指定管理者の申請時事業計画書及び収支予算書 ･現指定管理者の平成24年度･25年度事業報告書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/26	1/9 郵送
898	12/12	＜施設名＞ ③熊本市子ども文化会館 ＜請求書類＞ ①指定管理者公募時における現指定管理者の申請時事業計画書及び収支予算書(様式第2号及び様式第3号) ②現指定管理者の平成24年度･25年度事業報告書	健康福祉子ども局 青少年育成課		熊本市子ども文化会館 ①指定管理者公募時における現指定管理者の申請時事業計画書及び収支予算書(様式第2号及び様式第3号) ②現指定管理者の平成24年度･25年度事業報告書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 4号　公共の安全等に関する情報	12/17	1/9 郵送
899	12/12	＜施設名＞ ④東部交流ｾﾝﾀｰ ＜請求書類＞ ①指定管理者公募時における現指定管理者の申請時事業計画書及び収支予算書(様式第2号及び様式第3号) ②現指定管理者の平成24年度･25年度事業報告書	環境局 東部環境工場	有 1/26	①指定管理者公募時における現指定管理者の申請時事業計画書及び収支予算書(様式第2号及び様式第3号) ②現指定管理者の平成24年度･25年度事業報告	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報 4号　公共の安全等に関する情報	1/23	1/30 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
900	12/12	＜施設名＞ ⑤くまもと森都心ﾌﾟﾗｻﾞ ＜請求書類＞ ①指定管理者公募時における 現指定管理者の申請時事業計画書及び収支予算書(様式第2号及び様式第3号) ②現指定管理者の平成24年度･25年度事業報告書 企業体構成企業直近決算書については不要	農水商工局 産業政策課	有 1/26	①指定管理者公募時における現指定管理者の申請時事業計画書及び収支予算書(様式第2号及び様式第3号) ②現指定管理者の平成24年度･25年度事業報告書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報 4号　公共の安全等に関する情報	1/19	1/30 郵送
901	12/15	専用道路協議書 ･07-225 ･位置指定 S43-382(道路指定書) ･道等の判定 99-270-01 〃　-02 〃　-03 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		○専用道路協議書 07-225 ○位置指定 S43-382(道路指定書) ○道等の判定 99-270-01 99-270-02 99-270-03 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/16	12/18
902	12/15	･道路判定 05年第20号 ･専用道路協議書 ･道路位置指定書 H11-012 第12号 全てｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		○道路判定(専用通路協議書含む)05年第20号 ○道路位置指定書 H11-012 第12号 全てｶﾗｰ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/16	12/19
903	12/15	平成26年12月3日開札 東部土木ｾﾝﾀｰ 維持課 市道 尾ノ上1丁目健軍町第2号線舗装打換工事 上記1件の金入設計書の開示をお願いします。	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		市道尾ノ上1丁目健軍町第2号線舗装打換工事(金額入)	開示		12/17	12/25
904	12/15	平成26年12月4日開札 南区役所 農業振興課 南田尻地区排水路改良工事 上記1件の金入設計書の開示をお願いします。	南区役所 農業振興課		工事名 南田尻地区排水路改良工事 工事番号 1401108 当該工事の金額入り設計書	開示		12/17	12/25
905	12/15	H02-061 位置指定道路図面(土地利用図)	都市建設局 建築指導課		H02-061 位置指定道路図面(土地利用図)	開示		12/16	12/16
906	12/16	熊本県熊本市東区長嶺西1-○-○に所在する○○に係る提出された最新の 消防用設備等点検結果報告書のかがみおよび総括票 防火対象物点検結果報告書	消防局 総務課		物件名称:○○ 住所:熊本市東区長嶺西1-○-○ 請求書類:消防用設備等点検結果報告書のかがみ及び総括表 防火対象物点検結果報告書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/24	1/5 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
907	12/16	平成11年に開通した通称国体道路にかかる用地買収につき、東ﾊﾞｲﾊﾟｽから国体道路につながる交差点(現在○○が出店)の土地の所有者が○○及び故○○(2人は夫婦)となるが、この2人の土地の買収時期と地番、地目、金額またその時点での道路予定図、周辺の土地状況(宅地、畑、田んぼ、竹林、家が建っているかどうか)など、残っていればその資料全部につき閲覧及び必要な部分については、写しを交付して頂きたい。尚、その資料等は、東部土木ｾﾝﾀｰに保管されているようである。	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 用地課		平成11年に開通した通称国体道路にかかる用地買収につき、東ﾊﾞｲﾊﾟｽから国体道路につながる交差点の土地の所有者であった○○及び故○○の買収時期と地番、地目、金額、その時点での道路予定地図、周辺の土地状況が分かるものなどが残っていれば、その資料全部につき閲覧及び必要な部分については、写しの交付を希望されるもの。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/26	12/26 閲覧
908	12/16	都市計画の区域区分(線引き)の変更 及び 地域地区(用途地域等)の変更 素案 閲覧用資料 平成26年度 熊本市 一式	都市建設局 都市政策課		都市計画の区域区分(線引き)の変更及び地域地区(用途地域等)の変更素案 閲覧用資料 一式	開示		12/17	12/17
909	12/16	道等の判定 判定番号 01-257号 H13年6月29日 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道等の判定 判定番号 01-257号 H13年6月29日 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/17	12/19
910	12/16	道路位置指定 ・h02-01-01 ・h02-061-04 (ｶﾗｰ) (護藤町字戸崎)	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳写 ● h02-01-01 ● h02-061-04(ｶﾗｰ)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/17	12/18
911	12/16	道路判定 02年315号 熊本市中央区渡鹿4丁目○○番○、○○番○、○○番○ ○○番○の一部 上記の私道の使用についての協定書の内容を確認したい。 ｶﾗｰはｶﾗｰでお願いします。	都市建設局 建築指導課		道路判定 02年315号 熊本市中央区渡鹿4丁目○○番○、○○番○、○○番○、○○番○の一部 上記の私道の使用についての協定書の内容を確認したい。 ｶﾗｰはｶﾗｰでお願いします。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/17	12/19
912	12/18	平成26年12月3日開札 西部土木ｾﾝﾀｰ 維持課 市道 平成1丁目3丁目第1号線外4路線舗装補修工事(JR近接) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		市道平成1丁目3丁目第1号線外4路線舗装補修工事【JR近接】	開示		12/24	12/25

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
913	12/18	平成26年10月24日に開札のあった、下記工事の金入り設計書一式 (内訳表、科目内訳表、施工内訳表) ・「一般県道 花園インター線花園インター1号橋鋼橋上部工工事」	都市建設局 北部土木センター 工務課		・「金入り設計書一式(内訳表、科目内訳表、施工内訳表)」 一般県道花園インター線花園インター1号橋鋼橋上部工工事	開示		12/24	1/9 郵送
914	12/18	位置指定道路の情報開示 ・S48-087-01 ・S48-087-02 ・S48-087-03 ・S48-087-04 ・S48-087-05 カラーのものはカラーで	都市建設局 建築指導課		位置指定道路の開示請求 ・S48-087-01 ・S481087-02 ・S48-087-03 ・S48-087-04 ・S48-087-05 カラーのものはカラーで	開示		12/19	1/13
915	12/19	●期間 26年11月21日～26年12月19日 ●屋号 ●住所 ●申請者 ●申請者電話番号 ●許可日 飲食店営業施設(仮設、臨時、自販機を除く) 熊本市のみ 新規申請があったもの	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年11月21日～平成26年12月19日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (仮設、臨時、自販機を除く) 計84件 項目:屋号、住所、申請者、申請者電話番号、許可日 ※開示情報取り出し日時:平成26年12月22日 14:30	開示		12/24	12/26
916	12/19	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2014年12月6日より2014年12月19日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年12月6日～平成26年12月19日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く)計33件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年12月22日 15:00	開示		12/24	1/5
917	12/19	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2014年12月6日より2014年12月19日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年12月6日から同年12月19日までの間、熊本市内において新規確認した理容所、美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名・名称、役職、代表者氏名	開示		12/24	1/5
918	12/22	道路判定台帳 番号:00-404(01～18) カラーは、カラーでお願いします。	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳 番号:00-404(01～18) カラーは、カラーでお願いします	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/24	12/25

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
919	12/24	平成26年12月5日開札 下水道整備課 東部浄化センターB系濃縮汚泥槽防食工事(942工区) 上記の金入り設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		平成26年12月5日開札 下水道整備課 東部浄化センターB系濃縮汚泥槽防食工事(942工区)の金入り設計書	開示		12/25	12/26
920	12/24	道路位置指定 指定番号 熊本県指令第459号 カラー希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 指定番号 熊本県指令第459号 カラー希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/24	12/25
921	12/24	小島3丁目法定外道路舗装工事 上記工事の金入設計書	環境局 環境施設整備室		小島3丁目法定外道路舗装工事 金入設計書	開示		12/24	1/5
922	12/24	道等の判定 ・判定番号 平成11 99-014号 ・01～12JPG ・白黒希望	都市建設局 建築指導課		道等の判定 ・判定番号 平成11 99-014号 ・01～12jPG ・白黒希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/26	4/24
923	12/25	道路位置指定 S39-145 JPG01～JPG04 カラー希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S39-145 JPG01～JPG04 カラー希望	開示		12/26	12/26
924	12/26	平成26年12月17日開札 西部土木センター 工務課 市道 良町第47号線道路改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木センター 工務課		平成26年12月17日開札 西部土木センター工務課 市道 良町第47号線道路改良工事 金入り設計書	開示		1/8	1/21
925	12/26	平成26年12月17日開札 東部土木センター 工務課 国道266号(田井島地区)電線共同溝整備工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 東部土木センター 工務課		国道266号(田井島地区)電線共同溝整備工事(金入設計書)	開示		1/5	1/21
926	12/26	平成26年 熊本市長選挙における 選挙運動費用 収支報告書(一式) および 領収書等	選挙管理委員会事務局		平成26年11月16日執行 熊本市長選挙にかかる選挙運動費用収支報告書および領収書等	開示 (一部請求拒否)	4号　公共の安全等に関する情報	1/9	1/14
927	1/5	西山中学校運動場改良工事 金入設計書	教育委員会事務局 施設課		西山中学校運動場改良工事の金入り設計書	開示		1/6	1/7

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
928	1/5	平成26年12/1～12/31までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表。 【取得希望情報】 ・施設名称・施設所在地・電話番号 ・確認年月 日・開設者名(可能であれば) ※上記以外の情報が含まれていても問題なし ※管轄ｴﾘｱ全て	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年12月1日から同12月31日までの間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、確認日、開設者氏名・名称、役職、代表者氏名	開示		1/6	1/16 郵送
929	1/5	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2014年12月20日より2015年1月5日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年12月20日から平成27年1月5日までの間、熊本市内において新規確認した理容所、美容所の一覧 項目;施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名・名称、役職、代表者氏名	不存在	第11条　第2項	1/7	
930	1/5	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2014年12月20日より201年1月5日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年12月20日～平成27年1月5日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く)計15件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年1月6日13:00	開示		1/7	1/30
931	1/5	道路位置指定 S52-094 位置:健軍町字大峯○○-○○ 〃　-○○ 〃　-○○ 〃　-○○ 〃　-○○ 関係する書類全て ※ｶﾗｰの分はｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S52-094 位置:健軍町字大峯○○-○○、-○○、-○○、-○○、-○○ 関係する書類全て ※ｶﾗｰの分はｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/6	1/8
932	1/5	工事名 都市計画事業 北部汚水8号幹線枝線下水道築造工事(108工区) 場所 熊本市北区清水新地4丁目地内 上記の金入設計書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 北部汚水8号幹線枝線下水道築造工事(108工区)	開示		1/8	1/30
933	1/5	熊本市市民活動支援ｾﾝﾀｰにおける運営及び市民活動支援業務委託(業務委託契約日:平成24年3月7日)に係る下記の資料 ・業務受託者が、この委託業務を遂行するために他の業者と締結した契約の契約書 ・組織体制 ・申請書類(現在の業務受託者が受託者になる上で提出した申請書類)	企画振興局 市民協働課		・組織体制(当委託業務にかかる組織体制に関する資料) ・申請書類(現在の業務受託者が、受託者になる上で提出した申請書類)	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	1/13	1/23

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
					「熊本市市民活動支援センターにおける運営及び市民活動支援業務委託」に係る受託者がこの委託業務遂行のために、他の業者と締結した契約の契約書	不存在	第11条　第2項	1/13	
934	1/5	平成26年12月1日～平成26年12月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年12月1日～平成26年12月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (移動、臨時、自動販売機を除く) 計71件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年1月7日11:40	開示		1/8	2/18 郵送
935	1/5	以下工事に関する、『技術評価点』の各社内訳の点数を知りたい。 工事名:都市計画事業 東部浄化ｾﾝﾀｰ消化ｶﾞｽ発電設備設置工事(52工区)【総合評価方式】 結果公表日:平成26年12月18日	総務局 契約検査総室		総合評価実施結果【都市計画事業 東部浄化ｾﾝﾀｰ消化ｶﾞｽ発電設備設置工事(52工区)】	開示		1/19	1/20
936	1/5	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(H26年12月1日～H26年12月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年12月1日～平成26年12月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 計 71 件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、営業者氏名 初許可年月日、業種詳細 ※開示情報取り出し日時:平成27年1月7日11:30	開示		1/18	1/19 郵送
937	1/6	道路位置指定 指定番号 H06-035 H6 道路の判定 判定番号 H02-124 H13 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 指定番号 H06-035 H6 道等の判定 判定番号 02-124 H13 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/13	1/15
938	1/6	道路判定資料 判定番号 013-247-001～006 (ｶﾗｰ希望)	都市建設局 建築指導課		道路判定資料 判定番号 013-247-001～006 (ｶﾗｰ希望)	開示		1/13	
939	1/6	市道 上通町上林町第1号線道路維持工事	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		平成26年11月13日開札 市道 上通町上林町第1号線道路維持工事の金入設計書。科目内訳、施工内訳	開示		1/9	1/16
940	1/7	(1)平成26年10月24日開札されました一般県道花園ｲﾝﾀｰ線花園ｲﾝﾀｰ1号橋鋼橋上部工工事の金入り設計書1式 以上の公開をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・「金入り設計書1式」 一般県道花園ｲﾝﾀｰ線花園ｲﾝﾀｰ1号橋鋼橋上部工工事	開示		1/9	1/15 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
941	1/8	平成26年12月1日から平成26年12月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年12月1日～平成26年12月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、露店営業を除く) 計71件 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※開示情報取り出し日時:平成27年1月9日11:30	開示		1/9	1/23 郵送
942	1/8	都市計画事業 東部浄化ｾﾝﾀｰ消化ｶﾞｽ発電設備設置工事(52工区)に係る入札参加業者の評価項目毎の得点及び評価内容	総務局 契約検査総室		総合評価実施結果【都市計画事業 東部浄化ｾﾝﾀｰ消化ｶﾞｽ発電設備設置工事(52工区)】	開示		1/19	1/27
943	1/8	道路位置指定 指定番号 S56-036 ・01JPG～04JPG ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 指定番号 S56-036 ・01JPG～04JPG ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/13	1/14
944	1/8	平成26年12月1日～平成26年12月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)。 項目:屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年12月1日～平成26年12月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)計 71 件 項目:屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号 ※開示情報取り出し日時:平成27年1月13日14:00	開示		1/15	1/16
945	1/8	平成26年12月1日～平成26年12月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた美容所一覧。 項目:施設名称、営業所所在地、営業所電話番号、開設者氏名、役職、代表者氏名。	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年12月1日から同12月31日までの間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名・名称、役職、代表者氏名	開示		1/14	1/16
946	1/9	・平成26年9月1日から平成26年12月31日までの住居表示番号不定申請に伴った当該住居表示台帳 ・平成26年10月27日実施 松尾1・2丁目の住居表示変更についての変更後の号番号までが分かる資料図面 (住居表示案内図、住居表示台帳等)	企画振興局 区政推進課		(1)平成26年 9月 1日から平成26年12月31日までの住居番号付定申請に伴った当該住居表示台帳 (2)平成26年10月27日実施 松尾1・2丁目の住居表示変更について変更後の号番号までが分かる資料図面	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/21	1/26 郵送
947	1/9	道路位置指定 H24 040 復元協議書 ｶﾗｰはｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 H24 040 (付近見取図、土地利用図、字図) ｶﾗｰはｶﾗｰ	開示		1/13	1/14

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
948	1/9	判定番号 H16 04-321 ｶﾗｰ希望 道路判定の分	都市建設局 建築指導課		判定番号 H16 04-321 ｶﾗｰ希望 道路判定の分	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/14	1/15
949	1/13	・平成26年度西部土木ｾﾝﾀｰ管内国県道街路樹剪定業務委託 金入り設計書	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		平成26年12月24日開札 ・平成26年度 西部土木ｾﾝﾀｰ管内国県道街路樹剪定業務委託 上記の金入設計書の開示	開示		1/20	2/3
950	1/13	・平成26年度東部環境工場樹木剪定業務委託 金入り設計書	環境局 東部環境工場		■平成26年度東部環境工場樹木剪定業務委託の金入り設計書	開示		1/15	2/3
951	1/13	・平成26年度戸島旧埋立処分場草刈及び樹木伐採業務委託(その2) ・平成26年度戸島ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ外周樹木維持業務委託 金入り設計書	環境局 環境施設整備室		・平成26年度戸島旧埋立処分場草刈及び樹木伐採業務委託(その2) ・平成26年度戸島ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ外周樹木維持業務委託 金入設計書	開示		1/13	2/3
952	1/13	・平成26年度神園山小山緑地竹伐採その他業務委託 金入り設計書	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		＜件名＞ 平成26年度神園山小山山緑地竹伐採その他業務委託 金入り設計書	開示		1/16	2/3
953	1/13	・平成26年度主要地方道熊本高森線外1路線街路樹剪定業務委託 金入り設計書	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		・平成26年度主要地方道熊本高森線外1路線街路樹剪定業務委託 金入り設計書	開示		1/14	2/3
954	1/13	・平成26年度今藤工業団地除草・伐採業務委託 金入り設計書	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 植木地域整備室		平成26年度今藤工業団地除草・伐採業務委託 金額入り設計書	開示		1/16	2/3
955	1/13	・平成26年度流通団地東側調整池外2調整池除草業務委託 金入り設計書	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		平成26年9月30日開札 流通団地東側調整池外2調整池除草業務委託	開示		1/16	2/3
956	1/13	・平成26年度(仮称)山室公園第1期整備工事【総合評価方式】 ・平成26年度高平年神公園整備工事 金入り設計書	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		平成26年度(仮称)山室公園第1期整備工事【総合評価方式】 平成26年度高平年神公園整備工事 金額入り積算書	開示		1/15	2/3

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
957	1/13	・平成26年度白川平田十禅寺緑地外2公園整備工事 ・平成26年度花畑公園三烈士碑他移設工事 金入り設計書	都市建設局 西部土木センター 河川公園整備課		平成26年度白川平田十禅寺緑地外2公園整備工事 平成26年度花畑公園三烈士碑他移設工事	開示		1/16	2/3
958	1/13	・平成26年度熊本駅西土地区画整理事業ポケットパーク整備工事 金入り設計書	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所 熊本駅西土地区画整理事業所		「熊本駅西土地区画整理事業ポケットパーク整備工事」の金入り設計書	開示		1/19	2/3
959	1/13	・平成26年度清藤地区排水路改良工事 金入り設計書	南区役所 農業振興課		工事名 清藤地区排水路改良工事 工事番号 1401104 当該工事の金額入り設計書	開示		1/14	2/3
960	1/13	平成26年12月10日開札 北部土木センター 工務課 一般県道 砂原四方寄線(花園工区)和泉地区道路改良工事その2 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木センター 工務課		・一般県道砂原四方寄線(花園工区)和泉地区道路改良工事その2 金入設計書	開示		1/15	1/21
961	1/13	平成26年12月25日開札 東部土木センター 維持課 市道 秋津新町新外3丁目第1号線道路維持工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 東部土木センター 維持課		平成26年12月25日開札 東部土木センター維持課 市道秋津新町新外3丁目第1号線道路維持工事 金入設計書	開示		1/20	1/27
962	1/13	飲食店の新規検査の申請を行った情報の開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号・申請日・業種 期間:2014年11月29日～2015年1月13日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年11月29日～平成27年1月13日までの間に、熊本市において新規検査の申請を行った飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く) 計73件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号、申請日、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年1月15日 14:00	開示		1/20	1/29

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
963	1/13	●平成21年2月13日(金)・第3回『おでかけトークin南部』・於て南部公民館・の意見交換内容を見るに、 ・農業試験場跡地への出店状況について、 A区画に関しては用途変更の兼ね合いで現時点では出店は未定であり、またD区画に関しては公共的利活用の可能性を勘案し、平成15年に実施された農業試験場跡地開発事業提案の対象から外されており、地権者である熊本県からは他の3区画の利活用や新駅設置の状況等を踏まえ、具体的な利活用方針について検討を行うと聞いている。と記述されている。そこで、以下の開示請求を提出する。 1.平成26年12月21日(日)・熊本県と熊本市の共催による公聴会(於て熊本市役所14F大ホール)が開催されて、11上ノ郷2丁目地区2:用途地域の変更を予定・準工業地域から近隣商業地域へ・としての・皆様の意見徴収・が施行された。 この地点のA区画を・準工業地域から・近隣商業地域に変更しなければならない根拠・発生源のわかる資料等の開示請求。 2.熊本市が、このA区画・準工業地域を近隣商業地域に変更せず、その儘にしておれば、熊本市・熊本都市計画区域ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝ・に対し、どの様な弊害・支障等が・また・業務支障・等が起こるのか?のわかる資料等の開示請求。	都市建設局 都市政策課		農業試験場跡地A区画(南区上ノ郷2丁目地内)において、 1.用途地域を準工業地域から近隣商業地域に変更する根拠・発生源の分かる資料 3.熊本県から土地を借りて出店する契約を締結する事業者が予定している建築物の計画図面	開示		1/27	1/29
		3.A区画に於て、熊本県土地賃貸出店契約を締結している○○(○○)が、どの様な開発を予定しているのか・敷地面積の店舗面積・駐車場面積・等のわかる資料等のA区画を近隣商業地域への用途変更要因の一部と思われるので、計画図案等のわかる資料等の開示請求。 ※添付資料・A4→1枚・意見交換内容・			農業試験場跡地A区画(南区上ノ郷2丁目地内)において、 2.近隣商業地域への変更をしないことにより熊本市都市ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝにおいて支障となる事項を示す資料	不存在	第11条　第2項	1/27	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
964	1/13	○平成21年2月13日(金)・第3回『おでかけトークin南部』・於て南部公民館・の意見交換内容を見るに、 ・農業試験場跡地への出店状況について、 A区画に関しては用途変更の兼ね合いで現時点では出店は未定であり、またD区画に関しては公共的利活用の可能性を勘案し、平成15年に実施された農業試験場跡地開発事業提案の対象から外されており、地権者である熊本県からは他の3区画の利活用や新駅設置の状況等を踏まえ、具体的な利活用方針について検討を行うと聞いている。と記述されている。そこで、以下の開示請求を提出する。 1.平成26年12月21日(日)・熊本県と熊本市の共催による公聴会(於て熊本市役所14F大ホール)が開催されて、11上ノ郷2丁目地区2:用途地域の変更を予定・準工業地域から近隣商業地域へ・としての・皆様の意見徴収・が施行された。 この地点のA区画を・準工業地域から・近隣商業地域に変更しなければならない根拠・発生源のわかる資料等の開示請求。 2.熊本市が、このA区画・準工業地域を近隣商業地域に変更せず、その儘にしておれば、熊本市・熊本都市計画区域ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝ・に対し、どの様な弊害・支障等が・また・業務支障・等が起こるのか?のわかる資料等の開示請求。 3.A区画に於て、熊本県土地賃貸出店契約を締結している○○(○○)が、どの様な開発を予定しているのか・敷地面積の店舗面積・駐車場面積・等のわかる資料等のA区画を近隣商業地域への用途変更要因の一部と思われるので、計画図案等のわかる資料等の開示請求。 ※添付資料・A4→1枚・意見交換内容・	都市建設局交通政策総室		1.平成26年12月21日(日)・熊本県と熊本市の共催による公聴会(於て熊本市役所14F大ホール)が開催されて、11上ノ郷2丁目地区2:用途地域の変更を予定・準工業地域から近隣商業地域へ・としての・皆様の意見徴収・が施行された。この地点のA区画を・準工業地域から・近隣商地域に変更しなければならない根拠・発生源のわかる資料等 2.熊本市が、このA区画・準工業地域を近隣商業地域に変更せず、その儘にしておれば、熊本市・熊本都市計画区域ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝ・に対し、どの様な弊害・支障等が・また・業務支障・等が起こるのか?のわかる資料等 3.A区画に於て、熊本県と土地賃貸出店契約を締結しているﾛｯｸ開発(ｲｵﾝ開発)が、どの様な開発を予定しているのか・敷地面積の店舗面積・駐車場面積・等のわかる資料等のA区画を近隣商業地域への用途変更要因の一部と思われるので、計画図案等のわかる資料等	不存在	第11条　第2項	1/26	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
965	1/13	●平成21年2月13日(金)・第3回『おでかけﾄｰｸin南部』・於て南部公民館・の意見交換内容を見るに、 ・農業試験場跡地への出店状況について、A区画に関しては用途変更の兼ね合いで現時点では出店は未定であり、またD区画に関しては公共的利活用の可能性を勘案し、平成15年に実施された農業試験場跡地開発事業提案の対象から外されており、地権者である熊本県からは他の3区画の利活用や新駅設置の状況等を踏まえ、具体的な利活用方針について検討を行うと聞いている。と記述されている。そこで、以下の開示請求を提出する。 1.平成26年12月21日(日)・熊本県と熊本市の共催による公聴会(於て熊本市役所14F大ﾎｰﾙ)が開催されて、11上ノ郷2丁目地区2:用途地域の変更を予定・準工業地域から近隣商業地域へ・としての・皆様の意見徴収・が施行された。 この地点のA区画を・準工業地域から・近隣商業地域に変更しなければならない根拠・発生源のわかる資料等の開示請求。 2.熊本市が、このA区画・準工業地域を近隣商業地域に変更せず、その儘にしておれば、熊本市・熊本都市計画区域ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝ・に対し、どの様な弊害・支障等が・また・業務支障・等が起こるのか?のわかる資料等の開示請求。 3.A区画に於て、熊本県土地賃貸出店契約を締結している○○(○○)が、どの様な開発を予定しているのか・敷地面積の店舗面積・駐車場面積・等のわかる資料等のA区画を近隣商業地域への用途変更要因の一部と思われるので、計画図案等のわかる資料等の開示請求。 ※添付資料・A4→1枚・意見交換内容・	農水商工局 商工振興課		1.農業試験場跡地A区画で予定されている用途変更が必要であることの根拠となる文書等 2.上記用途変更により生じる都市ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝへの影響等がわかる文書等 3.当該区画で計画されている出店に係る文書等	不存在	第11条　第2項	1/21	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
966	1/13	●平成26年7月22日(月)・『おでかけトーク(西部)』・於て西部公民館大ホール・の意見交換内容を見ると、 回答・→バス停2箇所については、道路整備等により移さざるを得ない状況だった。そのため、バス停から遠くなった方がいることも認識している。 何度もご意見をいただき、本市としても可能な手法がないか検討を重ねてきたが、未だに答えが出せていない状況である。 今後、検討を深めていきたい。とあるが、平成26年7月22日(月)以降、五ヵ月以上経過してしまったが、現時点までに、どの様な検討が深度化されたか?のわかる資料等の開示請求。 ※添付資料・A4→1枚・意見交換内容	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所 熊本駅西土地区画整理事業所		おでかけトーク(西部)意見交換内容・平成26年7月22日(月)での回答内容に関する以下の開示請求。 バス停2箇所が道路整備で移設されバス停から遠くなった方がいることに対して、今後、検討を深めていきたいと回答しているが、平成26年7月22日(月)以降、どの様な検討が深度化されたかがわかる資料等。	不存在	第11条　第2項	1/20	
967	1/13	●平成26年7月22日(月)・『おでかけトーク(西部)』・於て西部公民館大ホール・の意見交換内容を見ると、 回答・→バス停2箇所については、道路整備等により移さざるを得ない状況だった。そのため、バス停から遠くなった方がいることも認識している。 何度もご意見をいただき、本市としても可能な手法がないか検討を重ねてきたが、未だに答えが出せていない状況である。 今後、検討を深めていきたい。とあるが、平成26年7月22日(月)以降、五ヵ月以上経過してしまったが、現時点までに、どの様な検討が深度化されたか?のわかる資料等の開示請求。 ※添付資料・A4→1枚・意見交換内容	都市建設局 交通政策総室		●平成26年7月22日(月)・『おでかけトーク(西部)』・於て西部公民館大ホール・の意見交換内容を見ると、 回答・→バス停2箇所については、道路整備等により移さざるを得ない状況だつた。そのため、バス停から遠くなった方がいることも認識している。何度もご意見をいただき、本市としても可能な手法がないか検討を重ねてきたが、未だに答えが出せていない状況である。今後、検討を深めていきたい。 とあるが、平成26年7月22日(月)以降、五ヵ月以上経過してしまったが、現時点までに、どの様な検討が深度化されたか?のわかる資料等	不存在	第11条　第2項	1/26	
968	1/14	大規模行為届出書の様式第3号(平成26年10月11日～11月10日届出分)。※建築物に限る	都市建設局 開発景観課		大規模行為届出書の様式第3号(平成26年10月11日～11月10日届出分) (建築物に限る)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/19	1/20

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
969	1/14	平成26年度熊本市職員採用試験(上級職等、初級職等)及び採用選考試験(上級職等、免許資格職、身体障がい者対象、民間企業等経験者等対象)にかかる文書 1.第一次試験・第二次試験における合格者の最低点及び最高点 第一次試験・第二次試験における試験種目別最低点及び最高点 2.第一次試験における試験種目別平均点及び基準点 3.第二次試験における口述試験・論(作)分試験の基準点未満者数及び消防職身体検査不合格者数 以上	人事委員会事務局		平成26年度熊本市職員採用試験(上級職等、初級職等)及び採用選考試験(上級職等、免許資格職、身体障がい者対象、民間企業等経験者等対象)に係る文書 ① 第一次試験・第二次試験における合格者の最低点及び最高点 第一次試験・第二次試験における試験種目別最低点及び最高点 ② 第一次試験における試験種目別平均点及び基準点 ③ 第二次試験における口述試験・論(作)文試験の基準点未満者数及び消防職身体検査不合格者数	開示		1/23	1/28 郵送
970	1/15	島崎3丁目排水路外3排水路改良工事の金入り設計書 科目内訳、施工内訳まですべてお願いします。	都市建設局 西部土木センター 河川公園整備課		平成26年12月24日開札 島崎三丁目排水路外3排水路改良工事	開示		1/16	1/21
971	1/15	食品営業者台帳 平成27年1月15日現在保健所が把握している飲食店営業(自動販売機、催事・ｲﾍﾞﾝﾄ・露店、自動車、列車、船舶による営業を除く)の下記項目・営業者氏名・営業所名称・営業者所在地(個人営業者を除く)・営業所所在地・営業者電話番号(個人営業者を除く)・営業所電話番号・業種(営業の種類)・最新の許可年月日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年1月15日までの間に、熊本市において営業許可のある飲食店一覧 (自動販売機、催事・ｲﾍﾞﾝﾄ、露店、自動車、列車、船舶による営業を除く) 計8068件 項目:営業者氏名、営業者所在地(個人営業者を除く)、営業者電話番号(個人営業者を除く)、営業所名称、営業所所在地、営業所電話番号、業種、最新の許可年月日 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年1月19日 14:00	開示		1/28	2/6 郵送
972	1/15	「○○」の非常警報設備図(1～3階平面図)熊本市中央区大江1丁目○-○○	消防局 総務課		熊本市中央区大江1丁目○-○○ 「○○」の非常警報設備図(1～3階平面図)	開示		1/28	1/29
973	1/15	位置指定台帳 S45-030 No.1～5 道路判定台帳 99-348 No.1～6 ｶﾗｰは、ｶﾗｰでお願いします。	都市建設局 建築指導課		位置指定台帳 S45-030 No.1～5 道路判定台帳 99-348 No.1～6 ｶﾗｰは、ｶﾗｰでお願いします。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/16	1/16

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
974	1/15	道路位置指定台帳、図面 所在.熊本市北区清水万石三丁目〇〇-〇 番号 S51-026 昭和51年6月11日指定 (平面図および縦断、横断図) ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定台帳図面 所在 熊本市北区清水万石三丁目〇〇-〇 番号 S51-026 昭和51年6月11日指定 (平面図および縦断、横断図) ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/16	1/23
975	1/16	道路位置指定 S44-469号 別紙参考図 立合調書① 〃　② ｶﾗｰのものも白黒希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S44-469号 別紙参考図 立合調書① 立合調書② ｶﾗｰのものも白黒希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/16	1/19
976	1/16	平成26年12月25日開札 西部土木ｾﾝﾀｰ 城南地域整備室 市道 下宮路沢水線外1路線舗装打換工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 城南地域整備室		市道下宮地沢水線外1路線舗装打換工事 金入り設計書	開示		1/20	1/27
977	1/16	道路位置指定 指定番号 H02-055 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 指定番号 H02-055 ｶﾗｰ希望	開示		1/16	1/19
978	1/19	位置指定 S60-007 白黒→白黒 ｶﾗｰ→ｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		位置指定 S60-007 白黒→白黒 ｶﾗｰ→ｶﾗｰ	開示		1/19	2/2
979	1/19	飲食店営業許可書一覧 平成26年11月18日～平成27年1月18日 新規(更新除く) ・仮設、移動販売、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆ除く ・項目 店舗名、住所、申請者名、電話番号、申請年月日、許可年月日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年11月18日～平成27年1月18日までの間に(熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(仮設、移動販売、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆを除く) 計133件 項目:店舗名、住所、申請者名、電話番号、申請年月日、許可年月日 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年1月22日9:20	開示		1/26	1/30
980	1/19	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2015年1月6日より2015年1月19日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成27年1月6日から同年1月19日までの間、熊本市内において新規確認した理容所、美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名・名称、役職、代表者氏名	開示		1/20	1/30

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
981	1/19	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2015年1月6日より2015年1月19日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年1月6日～平成27年1月19日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く)計17件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年1月22日 11:00	開示		1/26	1/30
982	1/19	道路判定 99年第96号 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路判定 99年第96号 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/20	1/21
983	1/19	熊本市中央区平成3丁目○○番地(地番)※住居表示中央区平成3丁目○○番 上記所在地にある建物図面一式 種類 店舗 構造 鉄骨造亜鉛ﾒｯｷ鋼板葺平屋建 床面積 531.36㎡ 築年月 H7.9.30新築 所有者 ㈲○○ 店舗(○○)	消防局 総務課		住所:熊本市中央区平成3丁目○○番 店舗名:○○ 請求書類:建物図面一式	開示		1/27	1/29
984	1/20	熊本市東区戸島西一丁目○○番○ 開発許可番号 H14-202 敷地(位置指定道路)内の上・下水道の配管場所の図面 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		熊本市東区戸島西一丁目○○番○ 開発許可番号 H14-020 敷地(位置指定道路)内の上・下水道の配管場所の図面 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/20	1/20
985	1/20	道路位置指定 熊本県指令第98号 ｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S40.8.16 熊本県指令第98号 ｶﾗｰ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/22	1/22
986	1/20	都市計画事業 舞尾汚水幹線枝線外枝線下水道築造工事 939工区 金入設計書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 舞尾汚水幹線枝線外枝線下水道築造工事 939工区 金入設計書	開示		1/22	1/26
987	1/20	平成26年11月19日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 市道 龍田3丁目4丁目第1号線道路改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		工事名:市道 龍田3丁目4丁目第1号線道路改良工事 開示文書:該当工事の金入り設計書	開示		1/21	1/27

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
988	1/20	温泉法に基づく熊本市の温泉利用許可が下りている事業者の一覧を請求する。 内容としては ・申請者氏名 ・申請者住所 ・利用施設名称 ・利用施設所在地 ・利用施設電話番号	健康福祉子ども局 生活衛生課		温泉法に基づき熊本市で温泉利用許可を取得している事業者に係る次の項目一覧 (1)申請者氏名 (2)申請者住所 (3)利用施設名称 (4)利用施設所在地 (5)利用施設電話番号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/28	2/2 郵送
989	1/20	託麻南小学校校舎増築工事 金額入設計書	都市建設局 営繕課		「託麻南小学校校舎増築工事」の金額入内訳書	開示		1/23	1/23
990	1/20	白川自転車歩行者専用道路整備工事の金入り設計書 1月14日開札	都市建設局 土木管理課 自転車対策室		白川自転車歩行者専用道路整備工事の金入り設計書 1月14日開札	開示		1/23	1/27
991	1/20	都市計画道路新町戸坂線構造物撤去工事に伴う公共下水道管渠仮設工事(106工区)の金入り設計書 1月20日随意契約	上下水道局 管路維持課		都市計画道路新町戸坂線構造物撤去工事に伴う公共下水道管渠仮設工事(106工区)の金入設計書	開示		1/26	1/27
992	1/20	道路位置指定関係書類1式(図面含む) 位置指定年月日 昭和43年12月11日 位置指定番号 熊本県指令第492号	都市建設局 建築指導課		道路位置指定関係書類1式(図面含む) 位置指定年月日 昭和43年12月11日 位置指定番号 熊本県指令第 492号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/22	1/22
993	1/21	検査日報 S58.3.18(確認年月日) 5094号(確認番号) 熊本市水前寺1丁目○○(地番)	都市建設局 建築指導課		検査日報 S58.3.18(確認年月日) 5094号(確認番号) 熊本市水前寺1丁目○○(地番)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/22	1/22
994	1/21	熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場の平成27年度以降の指定管理者として指定を受けた団体から公募の際に提出された申請書	都市建設局 土木管理課 自転車対策室		熊本市武蔵塚駅前駐輪場指定管理者として選定された武蔵塚自転車駐車場管理運営共同企業体が申請した当該指定管理者の申請書類の一部 (様式第1号、第2号、第3号、第8号(管理経費の収支状況)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報 4号　公共の安全等に関する情報	1/29	1/30
995	1/21	道路位置指定 指定番号 S43-261 ・指定書 ・計画図 ・字図 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 指定番号 S43-261 ・指定図 ・計画図 ・字図 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/22	1/22

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
996	1/21	●「文書等開示請求書・受付平成25年8月5日付・第325号」に対する「文書等開示(一部請求拒否)決定通知書・駅整発第151号・平成25年8月19日付」に対し、「文書等開示請求拒否に対する異議申立書・第68号・受付平成25年8月28日付」「意見書・提出・・第12号・受付平成25年10月25日付・」に対して、「情個審答申第7号・平成26年10月22日付・熊本市情報公開・個人情報保護審議会・会長江藤孝公印」の書面を、平成26年10月24日・受領した。 また、実施機関(熊本市長)では、答申を受けて、異議申立てに係る決定を行い、決定書の謄本を異議申立人に送付することになっております。との記述内容書面を受領した。 そして、「駅整発第565-1号・平成26年11月18日付・決定書の謄本」を平成26年11月20日受領した。この事に依って以下の開示請求をする。 ※異議申立書の中に、添付参照熟視資料等・A3→計3.5枚・の中に、 2.熊本駅周辺整備事務所説明会・会議録情報交付・住民名前記載交付・A3→3枚。を添付していた。 この会議に出席した地域住民の名前が、以下の如く記載されている。 →○○:○○:○○:○○:○○: ○○:○○: ○○:○○: ○○:○○: ○○:○○(連合会長):○○(連合会長):○○: ○○: ○○:○○:○○: ○○:○○:○○:○○:○○:○○: ○○:○○:○○(連合会長):○○: ○○:	総務局 法制課		平成26年10月22日付け情個審答申第7号に関連する下記の資料等 1.熊本市職員公務執行中の「勉強会出席の名前」は公表せず、熊本市職員主催・公務執行中の「説明会に出席している地域住民の名前」の公表は勝手にしても良いとする差には、どの様な法的根拠等に基づく差別の相違等があるのか等を審査審議したのかがわかる証拠資料等 2.地方公務員・熊本市職員の主催による地域住民説明会等において、会議録等での地方公務員・熊本市職員の出席者の会場での発言者の名前は、削除・不記載としても良いとする取扱い規定・条例理念等・法的根処等のわかる資料等	不存在	第11条　第2項	2/3	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		→○○)県駅)○○) ○○)○○) ○○)○○)市)住民)県)○○)県) ○○)県) ○○)県)市)○○)県市) ○○) ○○)県市)との記録である。 上記の如く、地域住民の名前がきちっと記載されている。また、○○(連合会長):○○(連合会長):○○(連合会長):とも・きちっと記載されている。二回目の説明会報告会議録には、地方公務員の名前は欠落させている。にも拘らず、地域住民の名前は、個人の承諾も受けず、勝手に掲示している。 1.「なお、当審議会は、条例に基づき一部請求拒否の妥当性を判断するものであり、」とあるが、「条例第7条第2号への妥当性」について、熊本市職員公務執行中の「勉強会出席の名前」は公表されないのが正当であると、熊本市職員主催・公務執行中の「説明会に出席している地域住民の名前」は公表されているので、公務勉強会出席名前の公表せずと、市主催公務説明会出席名前の公表を勝手にしても良いとの差には、どの様な法的根拠等に基づく差別の相違があるのか等を審査審議したとするこの事がわかる証拠資料等の開示請求。 2.地方公務員・熊本市職員・の主催による地域住民説明会・等に於て、会議録等での地方公務員・熊本市職員・の出席者の会場での発言者の名前は、削除・不記載・としても良い・とする取扱い規定・条例理念等・法的根拠等のわかる資料・等の開示請求。			3.平成26年10月22日付け情個審答申第7号において、平成25年8月28日付け受付第68号の異議申立書に添付された、熊本市主催説明会等の一般市民住民の発言者氏名を堂々と記載し、市職員・公務員の氏名は記載しない会議録についての審査審議結果の記述がなぜ欠落しているかの法的根拠等の分かる資料等として、以下の文書 ・熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例条文 (該当条文:第2条 所掌事務) ・情報公開審査諮問書 (平成25年9月10日付け駅整発第172号)	開示		2/3	2/4

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		3.「次に、同号エについて、校区自治協議会等の構成員が地方公務員に当たるかどうかの判断を行う。まず、校区自治協議会等の構成員に対し、辞令交付等の委嘱行為は行われておらず、報酬も支払われていない。そして、校区自治協議会等は、地方公共団体とは別個の団体であり、校区自治協議会等の事務それ事態を地方公共団体の事務ということはできない。このことからすると校区自治協議会等の構成員を地方公務員と位置づけるのは困難である。また、その他の同号エでいう公務員等にも該当しないため、校区自治協議会等の構成員については、公務員にも当たらないと判断する。 つまり、同号アからオまでには該当しないといえる。」と該当性について結論づけが記述されている。 処が、自治会長の報酬は、自治会会費から報酬を受領しており、その熊本市自治会組織法の総括は、行政熊本市の管轄の基に運営されており、新任・退任・は市政だよりで、熊本市等市民に公表伝達されている。永年勤続表彰も、市政主催で施行されており、市政主催会議開催での自治会自治協議会会合には、一般市民の参画は拒否の市政執行が、熊本市憲法理念・最高規範性制定・市民参画・情報共有・協働のまちづくり・等の原則理念執行後も、ずっと・個人・市民の参画欠落・の市政執行である。各・自治協議会役員名簿は、各自治協議会町内会員には非公開となっているのか?また、熊本市主催・説明会・等開催の会議録等には、一般市民住民の発言者氏名を堂々と記載し、市職員・公務員・の氏名は記載しない会議録を添付資料を同時に審査審議するべき審議会が、何故・審議結果の記述が欠落させている根拠・法的根拠・等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照熟視資料等・熊本県熊本市共催・会議議事録等・発言者氏名記録表。 A3→3.枚。						

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
997	1/21	●「文書等開示請求書・受付平成25年8月5日付・第325号」に対する「文書等開示(一部請求拒否)決定通知書・駅整発第151号・平成25年8月19日付」に対し、「文書等開示請求拒否に対する異議申立書・第68号・受付平成25年8月28日付」「意見書・提出・・第12号・受付平成25年10月25日付・」に対して、「情個審答申第7号・平成26年10月22日付・熊本市情報公開・個人情報保護審議会・会長江藤孝公印」の書面を、平成26年10月24日・受領した。 また、実施機関(熊本市長)では、答申を受けて、異議申立てに係る決定を行い、決定書の謄本を異議申立人に送付することになっております。との記述内容書面を受領した。 そして、「駅整発第565-1号・平成26年11月18日付・決定書の謄本」を平成26年11月20日受領した。この事に依って以下の開示請求をする。 ※異議申立書の中に、添付参照熟視資料等・A3→計3.5枚・の中に、 2.熊本駅周辺整備事務所説明会・会議録情報交付・住民名前記載交付・A3→3枚。を添付していた。 この会議に出席した地域住民の名前が、以下の如く記載されている。 →○○:○○:○○:○○:○○: ○○:○○: ○○:○○: ○○:○○: ○○:○○(連合会長):○○(連合会長):○○: ○○: ○○:○○:○○: ○○:○○:○○:○○:○○:○○: ○○:○○:○○(連合会長):○○: ○○:	都市建設局熊本駅周辺整備事務所		1.熊本市職員公務執行中の「勉強会出席の名前」と、熊本市職員主催・公務執行中の「説明会に出席している地域住民の名前」の公表・非公表について、法的根拠等に基づく相違があるのか等を審査審議したとする事がわかる証拠資料等 2.地域住民説明会等における会議録等での、地方公務員の会場での発言者の名前を削除・不記載としても良いとする取扱い規定・条例理念等・法的根拠等のわかる資料等	不存在	第11条　第2項	1/29	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		→○○)県駅)○○) ○○)○○) ○○)○○)市)住民)県)○○)県) ○○)県) ○○)県)市)○○)県市)○○) ○○)県市)との記録である。 上記の如く、地域住民の名前がきちっと記載されている。また、○○(連合会長):○○(連合会長):○○(連合会長):とも・きちっと記載されている。二回目の説明会報告会議録には、地方公務員の名前は欠落させている。にも拘らず、地域住民の名前は、個人の承諾も受けず、勝手に掲示している。 1.「なお、当審議会は、条例に基づき一部請求拒否の妥当性を判断するものであり、」とあるが、「条例第7条第2号への妥当性」について、熊本市職員公務執行中の「勉強会出席の名前」は公表されないのが正当であると、熊本市職員主催・公務執行中の「説明会に出席している地域住民の名前」は公表されているので、公務勉強会出席名前の公表せずと、市主催公務説明会出席名前の公表を勝手にしても良いとの差には、どの様な法的根拠等に基づく差別の相違があるのか等を審査審議したとするこの事がわかる証拠資料等の開示請求。 2.地方公務員・熊本市職員・の主催による地域住民説明会・等に於て、会議録等での地方公務員・熊本市職員・の出席者の会場での発言者の名前は、削除・不記載・としても良い・とする取扱い規定・条例理念等・法的根拠等のわかる資料・等の開示請求。 ※添付参照熟視資料等・熊本県熊本市共催・会議議事録等・発言者氏名記録表。 A3→3.枚。							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
998	1/22	公開を希望する損害保険証券の内容 平成26年1月1日から平成26年12月31日までに締結した損害保険の内、保険料が10万円以上で以下の条件に該当する保険証券の写し、又は当該保険契約の内容が分かる書類の写し 【公開を希望するもの】 ・道路、河川、水路、ため池等の賠償責任保険 ・公営住宅の賠償責任保険 ・医師、看護士、薬剤師等の賠償責任保険、傷害保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の施設賠償責任保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の入場者の傷害保険 ・市が管理する公園等の賠償責任保険 ・市が管理する公園等の美化ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・市が主催するｽﾎﾟｰﾂｲﾍﾞﾝﾄ、住民参加ｲﾍﾞﾝﾄ等の傷害保険 ・市が主催するﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・交通安全教室や交通安全ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・臨時職員の方の傷害保険 ・その他の賠償責任保険、傷害保険 【対象外とするもの】 ・自動車保険、自賠責保険 ・全国市長会、全国市有物件共済などの公的機関との災害共済 ・独立行政法人の団体契約に加入している契約 ・社団法人日本水道協会、日本下水道協会に加入している契約 ・財団法人日本消防協会に加入している契約 ・社団法人全国公民館連合会に加入している契約 ※会計総室所管分	会計総室		平成26年1月1日から平成26年12月31日までに締結した損害保険内、保険料が10万円以上で条件に該当する保険証券	開示		1/22	2/9 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
999	1/22	公開を希望する損害保険証券の内容 平成26年1月1日から平成26年12月31日までに締結した損害保険の内、保険料が10万円以上で以下の条件に該当する保険証券の写し、又は当該保険契約の内容が分かる書類の写し 【公開を希望するもの】 ・道路、河川、水路、ため池等の賠償責任保険 ・公営住宅の賠償責任保険 ・医師、看護士、薬剤師等の賠償責任保険、傷害保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の施設賠償責任保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の入場者の傷害保険 ・市が管理する公園等の賠償責任保険 ・市が管理する公園等の美化ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・市が主催するｽﾎﾟｰﾂｲﾍﾞﾝﾄ、住民参加ｲﾍﾞﾝﾄ等の傷害保険 ・市が主催するﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・交通安全教室や交通安全ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・臨時職員の方の傷害保険 ・その他の賠償責任保険、傷害保険 【対象外とするもの】 ・自動車保険、自賠責保険 ・全国市長会、全国市有物件共済などの公的機関との災害共済 ・独立行政法人の団体契約に加入している契約 ・社団法人日本水道協会、日本下水道協会に加入している契約 ・財団法人日本消防協会に加入している契約 ・社団法人全国公民館連合会に加入している契約 ※市民協働課所管分	企画振興局 市民協働課		・上記制度の実施要綱・災害補償規定等 ・平成26年度契約時の仕様書 ・平成26年度契約の保険証券及び特約・明細書等(保険約款不要)	開示		1/26	2/9 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1000	1/22	公開を希望する損害保険証券の内容 平成26年1月1日から平成26年12月31日までに締結した損害保険の内、保険料が10万円以上で以下の条件に該当する保険証券の写し、又は当該保険契約の内容が分かる書類の写し 【公開を希望するもの】 ・道路、河川、水路、ため池等の賠償責任保険 ・公営住宅の賠償責任保険 ・医師、看護士、薬剤師等の賠償責任保険、傷害保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の施設賠償責任保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の入場者の傷害保険 ・市が管理する公園等の賠償責任保険 ・市が管理する公園等の美化ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・市が主催するｽﾎﾟｰﾂｲﾍﾞﾝﾄ、住民参加ｲﾍﾞﾝﾄ等の傷害保険 ・市が主催するﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・交通安全教室や交通安全ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・臨時職員の方の傷害保険 ・その他の賠償責任保険、傷害保険 【対象外とするもの】 ・自動車保険、自賠責保険 ・全国市長会、全国市有物件共済などの公的機関との災害共済 ・独立行政法人の団体契約に加入している契約 ・社団法人日本水道協会、日本下水道協会に加入している契約 ・財団法人日本消防協会に加入している契約 ・社団法人全国公民館連合会に加入している契約 ※車両管理課所管分	財政局 車両管理課		保険証券(賠償責任保険、動産総合保険)	開示		1/22	2/9 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1001	1/22	公開を希望する損害保険証券の内容 平成26年1月1日から平成26年12月31日までに締結した損害保険の内、保険料が10万円以上で以下の条件に該当する保険証券の写し、又は当該保険契約の内容が分かる書類の写し 【公開を希望するもの】 ・道路、河川、水路、ため池等の賠償責任保険 ・公営住宅の賠償責任保険 ・医師、看護士、薬剤師等の賠償責任保険、傷害保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の施設賠償責任保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の入場者の傷害保険 ・市が管理する公園等の賠償責任保険 ・市が管理する公園等の美化ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・市が主催するｽﾎﾟｰﾂｲﾍﾞﾝﾄ、住民参加ｲﾍﾞﾝﾄ等の傷害保険 ・市が主催するﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・交通安全教室や交通安全ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・臨時職員の方の傷害保険 ・その他の賠償責任保険、傷害保険 【対象外とするもの】 ・自動車保険、自賠責保険 ・全国市長会、全国市有物件共済などの公的機関との災害共済 ・独立行政法人の団体契約に加入している契約 ・社団法人日本水道協会、日本下水道協会に加入している契約 ・財団法人日本消防協会に加入している契約 ・社団法人全国公民館連合会に加入している契約 ※健康福祉政策課所管分	健康福祉子ども局 健康福祉政策課		平成26年1月1日から平成26年12月31日までに締結した損害保険の内、保険料が10万円以上で別途請求者が示す条件に該当する保険証券の写し、又は該当保険契約の内容が分かる書類の写し	開示		1/27	2/9 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1002	1/22	公開を希望する損害保険証券の内容 平成26年1月1日から平成26年12月31日までに締結した損害保険の内、保険料が10万円以上で以下の条件に該当する保険証券の写し、又は当該保険契約の内容が分かる書類の写し 【公開を希望するもの】 ・道路、河川、水路、ため池等の賠償責任保険 ・公営住宅の賠償責任保険 ・医師、看護士、薬剤師等の賠償責任保険、傷害保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の施設賠償責任保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の入場者の傷害保険 ・市が管理する公園等の賠償責任保険 ・市が管理する公園等の美化ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・市が主催するｽﾎﾟｰﾂｲﾍﾞﾝﾄ、住民参加ｲﾍﾞﾝﾄ等の傷害保険 ・市が主催するﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・交通安全教室や交通安全ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・臨時職員の方の傷害保険 ・その他の賠償責任保険、傷害保険 【対象外とするもの】 ・自動車保険、自賠責保険 ・全国市長会、全国市有物件共済などの公的機関との災害共済 ・独立行政法人の団体契約に加入している契約 ・社団法人日本水道協会、日本下水道協会に加入している契約 ・財団法人日本消防協会に加入している契約 ・社団法人全国公民館連合会に加入している契約 ※競輪事務所所管分	農水商工局 競輪事務所		ｺｰﾎﾟﾚｰﾄﾏﾈｰｶﾞｰﾄﾞ保険	開示		1/27	2/9 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1003	1/22	公開を希望する損害保険証券の内容 平成26年1月1日から平成26年12月31日までに締結した損害保険の内、保険料が10万円以上で以下の条件に該当する保険証券の写し、又は当該保険契約の内容が分かる書類の写し 【公開を希望するもの】 ・道路、河川、水路、ため池等の賠償責任保険 ・公営住宅の賠償責任保険 ・医師、看護士、薬剤師等の賠償責任保険、傷害保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の施設賠償責任保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の入場者の傷害保険 ・市が管理する公園等の賠償責任保険 ・市が管理する公園等の美化ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・市が主催するｽﾎﾟｰﾂｲﾍﾞﾝﾄ、住民参加ｲﾍﾞﾝﾄ等の傷害保険 ・市が主催するﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・交通安全教室や交通安全ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・臨時職員の方の傷害保険 ・その他の賠償責任保険、傷害保険 【対象外とするもの】 ・自動車保険、自賠責保険 ・全国市長会、全国市有物件共済などの公的機関との災害共済 ・独立行政法人の団体契約に加入している契約 ・社団法人日本水道協会、日本下水道協会に加入している契約 ・財団法人日本消防協会に加入している契約 ・社団法人全国公民館連合会に加入している契約 ※熊本駅西土地区画整理事業所所管分	都市建設局熊本駅周辺整備事務所熊本駅西土地区画整理事業所		熊本駅西土地区画整理事業所所管分の平成26年1月1日から平成26年12月31日までに締結した損害保険の内、保険料が10万円以上で別途請求者が示す条件に該当する保険証書の写し、又は当該保険契約の内容が分かる書類の写し	開示		1/26	2/9 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1004	1/22	公開を希望する損害保険証券の内容 平成26年1月1日から平成26年12月31日までに締結した損害保険の内、保険料が10万円以上で以下の条件に該当する保険証券の写し、又は当該保険契約の内容が分かる書類の写し 【公開を希望するもの】 ・道路、河川、水路、ため池等の賠償責任保険 ・公営住宅の賠償責任保険 ・医師、看護士、薬剤師等の賠償責任保険、傷害保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の施設賠償責任保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の入場者の傷害保険 ・市が管理する公園等の賠償責任保険 ・市が管理する公園等の美化ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・市が主催するｽﾎﾟｰﾂｲﾍﾞﾝﾄ、住民参加ｲﾍﾞﾝﾄ等の傷害保険 ・市が主催するﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・交通安全教室や交通安全ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・臨時職員の方の傷害保険 ・その他の賠償責任保険、傷害保険 【対象外とするもの】 ・自動車保険、自賠責保険 ・全国市長会、全国市有物件共済などの公的機関との災害共済 ・独立行政法人の団体契約に加入している契約 ・社団法人日本水道協会、日本下水道協会に加入している契約 ・財団法人日本消防協会に加入している契約 ・社団法人全国公民館連合会に加入している契約 ※土木管理課所管分	都市建設局 土木管理課		土木管理課所管分の平成26年1月1日から平成26年12月31日までに契約した損害保険の内、保険料が10万円以上で別途請求者が示す条件に該当する保険証券の写し	開示		1/29	2/9 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1005	1/22	公開を希望する損害保険証券の内容 平成26年1月1日から平成26年12月31日までに締結した損害保険の内、保険料が10万円以上で以下の条件に該当する保険証券の写し、又は当該保険契約の内容が分かる書類の写し 【公開を希望するもの】 ・道路、河川、水路、ため池等の賠償責任保険 ・公営住宅の賠償責任保険 ・医師、看護士、薬剤師等の賠償責任保険、傷害保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の施設賠償責任保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の入場者の傷害保険 ・市が管理する公園等の賠償責任保険 ・市が管理する公園等の美化ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・市が主催するｽﾎﾟｰﾂｲﾍﾞﾝﾄ、住民参加ｲﾍﾞﾝﾄ等の傷害保険 ・市が主催するﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・交通安全教室や交通安全ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・臨時職員の方の傷害保険 ・その他の賠償責任保険、傷害保険 【対象外とするもの】 ・自動車保険、自賠責保険 ・全国市長会、全国市有物件共済などの公的機関との災害共済 ・独立行政法人の団体契約に加入している契約 ・社団法人日本水道協会、日本下水道協会に加入している契約 ・財団法人日本消防協会に加入している契約 ・社団法人全国公民館連合会に加入している契約 ※西部土木ｾﾝﾀｰ総務課所管分	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 総務課		熊本市水門管理操作人災害補償 (大江第一樋管外操作委託に伴う操作人に関する損害保険)	開示		1/29	2/9 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1006	1/22	公開を希望する損害保険証券の内容 平成26年1月1日から平成26年12月31日までに締結した損害保険の内、保険料が10万円以上で以下の条件に該当する保険証券の写し、又は当該保険契約の内容が分かる書類の写し 【公開を希望するもの】 ・道路、河川、水路、ため池等の賠償責任保険 ・公営住宅の賠償責任保険 ・医師、看護士、薬剤師等の賠償責任保険、傷害保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の施設賠償責任保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の入場者の傷害保険 ・市が管理する公園等の賠償責任保険 ・市が管理する公園等の美化ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・市が主催するｽﾎﾟｰﾂｲﾍﾞﾝﾄ、住民参加ｲﾍﾞﾝﾄ等の傷害保険 ・市が主催するﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・交通安全教室や交通安全ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・臨時職員の方の傷害保険 ・その他の賠償責任保険、傷害保険 【対象外とするもの】 ・自動車保険、自賠責保険 ・全国市長会、全国市有物件共済などの公的機関との災害共済 ・独立行政法人の団体契約に加入している契約 ・社団法人日本水道協会、日本下水道協会に加入している契約 ・財団法人日本消防協会に加入している契約 ・社団法人全国公民館連合会に加入している契約 ※植木中央土地区画整理事業所所管分	都市建設局植木中央土地区画整理事業所		植木中央土地区画整理事業所所管分の平成26年1月1日から平成26年12月31日までに締結した損害保険の内、保険料が10万円以上で別途請求者が示す条件に該当する保険証券の写し、又は当該保険契約の内容が分かる書類の写し	開示		1/27	2/9 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1007	1/22	公開を希望する損害保険証券の内容 平成26年1月1日から平成26年12月31日までに締結した損害保険の内、保険料が10万円以上で以下の条件に該当する保険証券の写し、又は当該保険契約の内容が分かる書類の写し 【公開を希望するもの】 ・道路、河川、水路、ため池等の賠償責任保険 ・公営住宅の賠償責任保険 ・医師、看護士、薬剤師等の賠償責任保険、傷害保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の施設賠償責任保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の入場者の傷害保険 ・市が管理する公園等の賠償責任保険 ・市が管理する公園等の美化ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・市が主催するｽﾎﾟｰﾂｲﾍﾞﾝﾄ、住民参加ｲﾍﾞﾝﾄ等の傷害保険 ・市が主催するﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・交通安全教室や交通安全ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・臨時職員の方の傷害保険 ・その他の賠償責任保険、傷害保険 【対象外とするもの】 ・自動車保険、自賠責保険 ・全国市長会、全国市有物件共済などの公的機関との災害共済 ・独立行政法人の団体契約に加入している契約 ・社団法人日本水道協会、日本下水道協会に加入している契約 ・財団法人日本消防協会に加入している契約 ・社団法人全国公民館連合会に加入している契約 ※消防局管理課所管分	消防局 総務課		名称 :船舶保険 契約先:有限会社〇〇 契約日:平成26年3月25日 保険料:1，036，762円	開示		2/2	2/9 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1008	1/22	公開を希望する損害保険証券の内容 平成26年1月1日から平成26年12月31日までに締結した損害保険の内、保険料が10万円以上で以下の条件に該当する保険証券の写し、又は当該保険契約の内容が分かる書類の写し 【公開を希望するもの】 ・道路、河川、水路、ため池等の賠償責任保険 ・公営住宅の賠償責任保険 ・医師、看護士、薬剤師等の賠償責任保険、傷害保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の施設賠償責任保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の入場者の傷害保険 ・市が管理する公園等の賠償責任保険 ・市が管理する公園等の美化ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・市が主催するｽﾎﾟｰﾂｲﾍﾞﾝﾄ、住民参加ｲﾍﾞﾝﾄ等の傷害保険 ・市が主催するﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・交通安全教室や交通安全ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・臨時職員の方の傷害保険 ・その他の賠償責任保険、傷害保険 【対象外とするもの】 ・自動車保険、自賠責保険 ・全国市長会、全国市有物件共済などの公的機関との災害共済 ・独立行政法人の団体契約に加入している契約 ・社団法人日本水道協会、日本下水道協会に加入している契約 ・財団法人日本消防協会に加入している契約 ・社団法人全国公民館連合会に加入している契約 ※上下水道局総務課所管分	上下水道局総務課		水道賠償責任保険の保険証券の写し 下水道賠償責任保険の保険証券の写し 平成26年度上下水道局労働者災害補償保険の保険証券の写し	開示		1/27	2/9 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1009	1/22	公開を希望する損害保険証券の内容 平成26年1月1日から平成26年12月31日までに締結した損害保険の内、保険料が10万円以上で以下の条件に該当する保険証券の写し、又は当該保険契約の内容が分かる書類の写し 【公開を希望するもの】 ・道路、河川、水路、ため池等の賠償責任保険 ・公営住宅の賠償責任保険 ・医師、看護士、薬剤師等の賠償責任保険、傷害保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の施設賠償責任保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の入場者の傷害保険 ・市が管理する公園等の賠償責任保険 ・市が管理する公園等の美化ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・市が主催するｽﾎﾟｰﾂｲﾍﾞﾝﾄ、住民参加ｲﾍﾞﾝﾄ等の傷害保険 ・市が主催するﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・交通安全教室や交通安全ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・臨時職員の方の傷害保険 ・その他の賠償責任保険、傷害保険 【対象外とするもの】 ・自動車保険、自賠責保険 ・全国市長会、全国市有物件共済などの公的機関との災害共済 ・独立行政法人の団体契約に加入している契約 ・社団法人日本水道協会、日本下水道協会に加入している契約 ・財団法人日本消防協会に加入している契約 ・社団法人全国公民館連合会に加入している契約 ※病院局総務課所管分	病院局 市民病院事務局 総務課		賠償責任保険(機械式立体駐車場)	開示		1/30	2/9 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1010	1/22	公開を希望する損害保険証券の内容 平成26年1月1日から平成26年12月31日までに締結した損害保険の内、保険料が10万円以上で以下の条件に該当する保険証券の写し、又は当該保険契約の内容が分かる書類の写し 【公開を希望するもの】 ・道路、河川、水路、ため池等の賠償責任保険 ・公営住宅の賠償責任保険 ・医師、看護士、薬剤師等の賠償責任保険、傷害保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の施設賠償責任保険 ・市が管理運営する児童館、図書館、その他施設等の入場者の傷害保険 ・市が管理する公園等の賠償責任保険 ・市が管理する公園等の美化ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・市が主催するｽﾎﾟｰﾂｲﾍﾞﾝﾄ、住民参加ｲﾍﾞﾝﾄ等の傷害保険 ・市が主催するﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・交通安全教室や交通安全ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等の傷害保険、賠償責任保険 ・臨時職員の方の傷害保険 ・その他の賠償責任保険、傷害保険 【対象外とするもの】 ・自動車保険、自賠責保険 ・全国市長会、全国市有物件共済などの公的機関との災害共済 ・独立行政法人の団体契約に加入している契約 ・社団法人日本水道協会、日本下水道協会に加入している契約 ・財団法人日本消防協会に加入している契約 ・社団法人全国公民館連合会に加入している契約 ※学務課所管分	教育委員会 事務局 学務課		学務課所管分の平成26年1月1日から平成26年12月31日までに締結した損害保険の内、保険料が10万円以上で、別途、請求者が指定した保険証券の写し	開示		2/3	2/9 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1011	1/22	平成27年1月14日開札 農水商工局 水産振興センター 天明漁港水産生産基盤整備事業防波堤A工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	農水商工局 水産振興センター		天明漁港水産生産基盤整備事業防波堤A工事の金入設計書	開示		1/27	1/30
1012	1/22	道路位置指定 指定番号 S42-042	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 指定番号 S42-042	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/23	1/23
1013	1/22	平成15年8月1日付け、指令(生衛)第126号で許可された「○○」の申請書に添付されている墓所配置図「(仮称)○○配置図(S=1/500)」平成15年7月提出をした申請書一式 墓地等区画変更のため申請証の一式を開示をお願い致します。 ◎宗教法人○○代表役員○○が平成15年7月25日に提出した墓地等経営許可申請書一式の写し	健康福祉子ども局 生活衛生課		宗教法人○○ 代表役員○○が平成15年7月25日に提出した墓地等経営許可申請書一式の写し	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	1/27	2/6
1014	1/23	道路位置指定 指定番号 S42-087 (ｶﾗｰはｶﾗｰでお願いします)	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 指定番号 S42-087 (ｶﾗｰはｶﾗｰでお願いします)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/23	1/26
1015	1/26	1.道路位置指定 指定番号 S45-272 1～5P ｶﾗｰ希望 2.道等の判定 判定番号 04-277 ・01～12P ・協定書 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		1.道路位置指定 指定番号 S45-272 1～5P ｶﾗｰ希望 2.道等の判定 判定番号 04-277 01～12P 協定書 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/27	1/28
1016	1/26	平成26年10月23日 都政証第154号 証明の根拠となる計画図面の開示をお願いします。 A4ｻｲｽﾞ ｶﾗｰ	都市建設局 都市政策課		地域地区証明(平成26年10月23日都政証第154号)の証明根拠となる計画図面 平成8年6月3日県告408号 熊本都市計画用途地域の変更計画図	開示		1/28	1/28
1017	1/26	○○㈱ 水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出 有害物質の使用があるか確認できる書類	環境局 水保全課		○○(株)における水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出 (有害物質の使用があるか確認できる書類)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/5	2/13
1018	1/26	道等の判定 判定番号 00-547号 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道等の判定 判定番号00-547号 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/27	1/29

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1019	1/27	食品衛生法に基づく飲食店営業許可施設一覧表 ただし、移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 代表者名・申請者電話番号・申請者住所 期間:2015/1/27付け	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年1月27日までの間に、熊本市において営業許可のある飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く) 計8080件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号、代表者名、申請者電話番号、申請者住所 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年1月28日 14:00	開示		2/3	2/9
1020	1/27	熊本市に所在する「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」にかかる特定工場の ①事業所名 ②所在地 ③特定工場の種類	環境局 環境政策課		熊本市に所在する「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」にかかる特定工場の ① 事業所名 ② 所在地 ③ 特定工場の種類	開示		1/29	2/17
1021	1/27	①道路判定台帳 判定番号 01-425 ｶﾗｰ希望 ②道路位置指定 指定番号 S48-056 ｶﾗｰ希望 ③道路位置指定 指定番号 S51-028 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		①道路判定台帳 判定番号 01-425 ｶﾗｰ希望 ②道路位置指定 指定番号 S48-056 ｶﾗｰ希望 ③道路位置指定 指定番号 S51-028 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/29	1/29
1022	1/27	・○○ﾋﾞﾙ2階平面図(D-08) 熊本市中央区上通町○-○○	消防局 総務課		熊本市中央区上通町○-○○ ○○ﾋﾞﾙ 2階平面図	開示		2/9	
1023	1/27	H22年度 施設整備 福)○○ 採択通知控 〃　取下申請書	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		平成22年度施設整備に係る(仮称)社会福祉法人○○の採択通知控及び取下げ申請書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 4号　公共の安全等に関する情報	1/28	1/28
1024	1/27	道等の判定調査書H18度 06-435-01～ 〃　14 14枚 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道等の判定調査書 H18年度 06-435-01～14 14枚 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/29	1/30
1025	1/27	飲食店の新規検査、申請を行った情報開示の申請を致します。 正し、移動販売、臨時店舗、自動販売による営業、ｽﾅｯｸ、ｷｬﾊﾞｸﾗは除く 期間は、26年1月～27年1月27日までに開設された事業所 営業名所、住所、電話番号、開設日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年1月1日から平成27年1月27日までの間に、熊本市において営業申請を行った飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、自動販売による営業を除く) 計975件 項目:営業名所、住所、電話番号、開設日 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年2月2日 14:00	開示		2/5	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1026	1/28	道等の判定 判定番号 01年第128号 10年第265号 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道等の判定 判定番号 01年第128号 10年第265号 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/29	2/2
1027	1/28	熊本市中央区壺川2丁目○-○○ 社会福祉法人 ○○ 理事長 ○○ 上記の者が「熊本市社会福祉施設等耐震化等特別対策事業費補助金」申請した際に提出した配置図(隣地との境界線が判る図面/全体の境界すべてが判るもの)	健康福祉子ども局 子ども支援課		熊本市中央区壺川2丁目○-○○ 社会福祉法人 ○○ 理事長 ○○ 上記の者が「熊本市社会福祉施設等耐震化等特別対策事業費補助金」 申請した際に提出した配置図 (隣地との境界線が判る図面/全体の境界すべてが判るもの)	開示		2/10	2/12
1028	1/28	あんまﾏｯｻｰｼﾞ指圧師、針師、灸師等に関する法律及び、柔道復師法にもとづき届け出をされた熊本市内の施術所の一覧 期間は、26年1月～27年1月28日までに開設された事業 営業名所、住所、電話番号、開設日	健康福祉子ども局 医療政策課		あんまﾏｯｻｰｼﾞ指圧師、針師、灸師等に関する法律及び、柔道整復師法にもとづき届け出をされた熊本市内の施術所の一覧 期間は、26年1月～27年1月28日までに開設された事業 営業所名、住所、電話番号、開設日	開示		2/9	
1029	1/28	●期間 26年12月21日～27年1月20日 ●屋号 ●住所 ●申請者 ●申請者電話番号 ●許可日 飲食店営業施設(仮設、臨時、自販機を除く) 熊本市のみ 新規申請があったもの	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年12月21日～平成27年1月20日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (仮設、臨時、自販機を除く) 計36件 項目:屋号、住所、申請者、申請者電話番号、許可日 ※開示情報取り出し日時:平成27年2月2日11:00	開示		2/2	2/7
1030	1/28	1.現在、熊本市立○○小学校○年○組担任○○氏に持ち上がっている体罰問題に関して、前赴任先、またそれ以前の赴任先において体罰等の問題行動に係わる市教委への保護者からの相談の有無と概要、及びその件数。個人名は不要。 2.1.を受、もし以前の赴任先において保護者より相談を受けていたのであれば、それを受けて市教委はどのような対策、対応をとっていたのか。 体罰に関する更生ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの実施の有無。	教育委員会事務局 教職員課		現在、熊本市立○○小学校○年○組担任○○氏に持ち上がっている体罰問題に関して、前赴任先、またそれ以前の赴任先において体罰等の問題行動に関わる市教委への保護者からの相談の有無と概要、及びその件数。個人名は不要。 2 1を受け、もし以前の赴任先において保護者より相談を受けていたのであれば、それを受けて市教委はどのような対策、対応をとっていたのか。体罰に関する更正ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの有無。	不存在	第11条　第2項	2/6	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1031	1/28	・26年11月、熊本市立○○小学校○年○組担任○○氏へ対する体罰問題に関して、市教委が○○小学校への視察を行い、「今後○○氏が担任として勤務することに対して問題なし」と判断するにいたった具体的かつ明確な根拠を示す報告書の開示。	教育委員会事務局教職員課		26年11月、熊本市立○○小学校○年○組担任○○氏へ対する体罰問題に関して、市教委が○○小学校への視察を行い、「今後○○氏が担任として勤務することに対して問題なし」と判断するにいたった具体的かつ明確な根拠を示す報告書の開示。	不存在	第11条　第2項	2/6	
1032	1/28	熊本市民活動支援センターあいぽーとの平成25年度 年度報告書	企画振興局市民協働課		熊本市市民活動支援センターにおける運営及び市民活動支援業務委託 平成25年度 事業報告書	開示		1/30	2/2
1033	1/29	熊本市東区新生一丁目○○-○○周辺の昭和43年整備済の区画整理図面一式。 ※カラーはカラーでお願いします。	都市建設局都心活性推進課		熊本市東区新生1丁目○○-○○周辺の昭和43年整備済の区画整理図面一式	開示		2/3	2/4

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1034	1/29	●「市長への手紙・平成26年10月28日受付・広聴課受付第592号・回答書熊本市長大西一史自筆ｻｲﾝ入り平成27年1月23日付受領平成27年1月26日・の内容について不明の為、以下の開示請求をする。 1.(項目1)・次に、右折交差点の設置につきましては、先日も、直接担当課からご説明いたしましたとおり、道路構造上新たな用地確保が必要であることや交通安全の観点から極めて難しく、また両ﾊﾞｽ停の復活は困難と考えますので、ご理解いただきますよう～。とあるが、 1)先日もとあるが、平成何年何月何日何時場所・説明者等・のわかる資料等の開示請求。 2)以前、私が古道踏切りを渡って右折する時に支障を来すとして拒否反応のあった春日交差点からの舗道の削除は、どの様な法的根拠等により道路構造上・支障を来すのかのわかる資料等の開示請求。 3)清水寺下から古道踏切りに下る・迂回付替え道路幅員・を新幹線高架下支柱横の1m未満まで接近拡幅すれば、上り下り両ﾊﾞｽすれ違いのあんしん安全が確保出来るの意見提示等を行ったが、この事は可能なのか・不可能なのか・の技術的・法的適合性・等のわかる資料等の開示請求。 4)また、清水寺下から新設春日池上線手前から新幹線高架下支柱を潜り、古道踏切りを渡って祇園橋方面に抜ける下り線ﾙｰﾄは、技術的法的適合性等が可能かどうかも意見提示から大分経つので、可能か・不可能かのわかる資料等の開示請求。	企画振興局 広聴課	有 3/13	「市長への手紙・平成26年10月28日受付・広聴課受付第592号回答書熊本市長大西一史自筆ｻｲﾝ入り平成27年1月23日付受領平成27年1月26日の内容について不明のため、以下の開示請求をする。 1.手紙回答文中に「先日も直接担当課からご説明しましたとおり」とあるが、 1)「先日も」の日時、場所、説明者等のわかる資料等の開示請求。 2)春日交差点からの舗道の削除はどのような法的根拠等により道路構造上支障をきたすのかがわかる資料等の開示請求。 3)清水寺下から～略～意見提示等行ったが、このことは可能なのか、不可能なのかの、技術的、法的適合性等のわかる資料等の開示請求。 4)清水寺下から～略～祇園橋方面に抜ける下り線ﾙｰﾄは、技術的法的適合性等が可能かどうかも意見提示から大分経つので、可能か、不可能かのわかる資料等の開示請求。 2.春日校区の避難場所といたしましては、～略～春日小学校体育館は地震避難場所としてのあんしん安全避難場所になりうるとする根拠等のわかる資料等の開示請求。 3.森都心ﾌﾟﾗｻﾞは、～略～何階のどの場所に、どの様な避難経路を歩行避難できるのか。何人収容可能なのか。等のわかる資料等の開示請求。 4.農業試験場跡地周辺につきましては、～略～どの様な信号機設置等が配置され、交通結節機能を発揮するのか等のわかる資料等の開示請求。	不存在	第11条　第2項	3/13	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2.(項目4)・春日校区の避難場所といたしましては、春日小学校(地震・高潮・津波)と、くまもと森都心ﾌﾟﾗｻﾞ(地震・高潮・土砂・津波)の二箇所を指定しています。とあるが、地震については、春日小学校も森都心ﾌﾟﾗｻﾞとも、指定を受けて問題ないあんしん安全となっているが、春日小学校体育館裏山・万日山裾野の春日小学校体育館の避難場所は、過去豪雨の際の土砂崩壊・崖崩れ・発生の恐れありとして、離れた場所の避難場所指定の実績があるにも関わらず、春日小学校体育館は地震避難場所としてのあんしん安全避難場所になり得るとする根拠等のわかる資料等の開示請求。 3.森都心ﾌﾟﾗｻﾞは、春日校区住民の(地震・高潮・土砂・津波)の時の避難場所としての機能を果させるとの事であるが、地震または豪雨による土砂崩壊等で停電等での森都心ﾌﾟﾗｻﾞﾋﾞﾙ機能が麻痺している場合、何階のどの場所に、どの様な避難経路を歩行避難出来るのか?何人収用可能なのか?等のわかる資料等の開示請求。 4.また、農業試験場跡地周辺につきましては、本市の第二次熊本市ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝの中で、「島町・上ノ郷地区」して、地域拠点の一つと定め、「土地区画整理事業による基盤整備が済んでいる当地区について、西南部地域の拠点として、商業機能等新たな都市機能の集積を促進する」としており、この方針に基づき、適切な土地利用を誘導していくこととしております。とあるが、熊本港線幅員36mの両側沿線に接するA区画と新駅前広場への進入口・出口に対して、どの様な信号機設置等が配置され、交通結節機能を発揮するのか・等のわかる資料等の開示請求。			5.「今後も引き続き、すでに回答を差し上げている同じ趣旨のご意見に対しましては、回答を差し控えていただきますので、ご了承いただきたく存じます。」とあるが、～略～ 1)今までに、同じ趣旨の意見が提出提示されたとする実績の開示請求。例えば、～略～五反・春日寺前両ﾊﾞｽ停を剥奪、～略～等の項目が、今まで提案ご意見(ご質疑)が提示された実績の受付日付、受付番号、市長ｻｲﾝ入り回答日付のわかる資料等の開示請求。 2)～略～私のご意見ご提言が、今までに実現できたとする実績のわかる資料等の開示請求。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/13	3/31

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		5.なお、今後も引き続き、すでに回答を差し上げている同じ趣旨のご意見に対しましては、回答を差し控えさせていただきますので、ご了承いただきたく存じます。 とあるが、今までに、「市長への手紙」で同じ趣旨のご意見(ご質疑)に対してどの様な対応をしたか?についての開示請求。 1)今までに、同じ趣旨のご意見(ご質疑)が提出提示されたとする実績の開示請求。 併せて、これに対しどの様な回答がなされたか?のわかる資料等の開示請求。 例えば、古道踏切りわたり右折して迂回付替え道路から清水寺下へ、新設幹線春日池上線を直進して迂回付替え道路を右折せず五反・春日寺前両バス停を剥奪、花岡山中腹から裾野にかけての居住・千弐百余名の住民の中の高齢者交通弱者等の住民が公共交通利用権移動権を剥奪され困窮している、災害避難のルート沿線に白線の横断白線もなく、等の項目が、今まで提言ご意見(ご質疑)が提示された実績の受付日付受付番号・市長サイン入り回答日付・のわかる資料等の開示請求。 2)今までの市長サイン入り回答内容の中では、出来ない理由ばかりの美辞麗句の羅列が多くあり、何故市民のご意見ご提言等に対し・実現不可能等・の言い訳だけが多くあったが、「どうすれば出来るか・どの様な手法を市政執行すれば可能になる・等」の回答が記述され、私のご意見ご提言が今までに実現出来たとする実績のわかる資料等の開示請求。						

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1035	1/29	●「市長への手紙・平成26年10月28日受付・広聴課受付第592号・回答書熊本市長大西一史自筆ｻｲﾝ入り平成27年1月23日付受領平成27年1月26日・の内容について不明の為、以下の開示請求をする。 1.(項目1)・次に、右折交差点の設置につきましては、先日も、直接担当課からご説明いたしましたとおり、道路構造上新たな用地確保が必要であることや交通安全の観点から極めて難しく、また両ﾊﾞｽ停の復活は困難と考えますので、ご理解いただきますよう～。とあるが、 1)先日もとあるが、平成何年何月何日何時場所・説明者等・のわかる資料等の開示請求。 2)以前、私が古道踏切りを渡って右折する時に支障を来すとして拒否反応のあった春日交差点からの舗道の削除は、どの様な法的根拠等により道路構造上・支障を来すのかのわかる資料等の開示請求。 3)清水寺下から古道踏切りに下る・迂回付替え道路幅員・を新幹線高架下支柱横の1m未満まで接近拡幅すれば、上り下り両ﾊﾞｽすれ違いのあんしん安全が確保出来るの意見提示等を行ったが、この事は可能なのか・不可能なのか・の技術的・法的適合性・等のわかる資料等の開示請求。 4)また、清水寺下から新設春日池上線手前から新幹線高架下支柱を潜り、古道踏切りを渡って祇園橋方面に抜ける下り線ﾙｰﾄは、技術的法的適合性等が可能かどうかも意見提示から大分経つので、可能か・不可能かのわかる資料等の開示請求。	都市建設局熊本駅周辺整備事務所熊本駅西土地区画整理事業所		市長への手紙(平成26年10月28日広聴課受付第592号)の回答書(平成27年1月23日付:平成27年1月26日受領)について 1.右折交差点の設置については道路構造上新たな用地確保が必要であることや交通安全の観点から極めて難しく、また両ﾊﾞｽ停の復活は困難であることについて、先日も直接担当課から説明があったと記載されていることについて 1)その説明の何年何月何日何時・場所・説明者等が分かる資料等。 2)春日交差点からの舗道の削除は、どのような法的根拠等により道路構造上支障を来たすのかが分かる資料等。 3)清水寺下から古道踏切に下る迂回付替え道路幅員を、新幹線高架下支柱横の1m未満まで接近拡幅すれば、上り下り両ﾊﾞｽのすれ違いの安全が確保できると意見提示等を行ったが、このことが可能なのか・不可能なのかの技術的・法的適合性等が分かる資料等。	開示		2/12	2/12

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2.(項目4)・春日校区の避難場所といたしましては、春日小学校(地震・高潮・津波)と、くまもと森都心ﾌﾟﾗｻﾞ(地震・高潮・土砂・津波)の二箇所を指定しています。とあるが、地震については、春日小学校も森都心ﾌﾟﾗｻﾞとも、指定を受けて問題ないあんしん安全となっているが、春日小学校体育館裏山・万日山裾野の春日小学校体育館の避難場所は、過去豪雨の際の土砂崩壊・崖崩れ・発生の恐れありとして、離れた場所の避難場所指定の実績があるにも関わらず、春日小学校体育館は地震避難場所としてのあんしん安全避難場所になり得るとする根拠等のわかる資料等の開示請求。 3.森都心ﾌﾟﾗｻﾞは、春日校区住民の(地震・高潮・土砂・津波)の時の避難場所としての機能を果させるとの事であるが、地震または豪雨による土砂崩壊等で停電等での森都心ﾌﾟﾗｻﾞﾋﾞﾙ機能が麻痺している場合、何階のどの場所に、どの様な避難経路を歩行避難出来るのか?何人収用可能なのか?等のわかる資料等の開示請求。			市長への手紙(平成26年10月28日広聴課受付第592号)の回答書(平成27年1月23日付:平成27年1月26日受領)について 1.右折交差点の設置については道路構造上新たな用地確保が必要であることや交通安全の観点から極めて難しく、また両ﾊﾞｽ停の復活は困難であることについて、先日も直接担当課から説明があったと記載されていることについて 4)清水寺下から新設春日池上線手前から新幹線高架下支柱を潜り、古道踏切を渡って祇園橋方面に抜ける下り線ﾙｰﾄは、技術的法的適合性等が、可能か・不可能かが分かる資料等。 2.春日小学校体育館が地震避難場所としてのあんしん安全避難場所になり得るとする根拠等が分かる資料等。 3.停電等で森都心ﾌﾟﾗｻﾞﾋﾞﾙ機能が麻痺している場合、何階のどの場所に、どのような避難経路を歩行避難できるのか、何人収用可能か等が分かる資料等。	不存在	第11条　第2項	2/12	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		5.なお、今後も引き続き、すでに回答を差し上げている同じ趣旨のご意見に対しましては、回答を差し控えさせていただきますので、ご了承いただきたく存じます。 とあるが、今までに、「市長への手紙」で同じ趣旨のご意見(ご質疑)に対してどの様な対応をしたか?についての開示請求。 1)今までに、同じ趣旨のご意見(ご質疑)が提出提示されたとする実績の開示請求。 併せて、これに対しどの様な回答がなされたか?のわかる資料等の開示請求。 例えば、古道踏切りわたり右折して迂回付替え道路から清水寺下へ、新設幹線春日池上線を直進して迂回付替え道路を右折せず五反・春日寺前両バス停を剥奪、花岡山中腹から裾野にかけての居住・千弐百余名の住民の中の高齢者交通弱者等の住民が公共交通利用権移動権を剥奪され困窮している、災害避難のルート沿線に白線の横断白線もなく、等の項目が、今まで提言ご意見(ご質疑)が提示された実績の受付日付受付番号・市長サイン入り回答日付・のわかる資料等の開示請求。 2)今までの市長サイン入り回答内容の中では、出来ない理由ばかりの美辞麗句の羅列が多くあり、何故市民のご意見ご提言等に対し・実現不可能等・の言い訳だけが多くあったが、「どうすれば出来るか・どの様な手法を市政執行すれば可能になる・等」の回答が記述され、私のご意見ご提言が今までに実現出来たとする実績のわかる資料等の開示請求。			5.なお、今後も引き続き、すでに回答を差し上げている同じ旨の意見質疑に対しては、回答を差し控えさせていただくとあるが、今までに「市長への手紙」で同じ趣旨の意見に対しどのような対応をしたかについて 1)今までの同じ趣旨の意見質疑が提出提示されたとする実績及びこれに対してどのような回答がなされたかが分かる資料等。 2)今までの市長サイン入りの回答の中で、どうすればできるか・どのような手法を市政執行すれば可能になるか等の回答が記述され、本件開示請求者の意見提言が今までに実現出できたとする実績が分かる資料等。				
1036	1/30	道等の判定 H11 99-009 H26 14-208 H20 08-281 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道等の判定 H11 99-009 H26 14-208 H20 08-281 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/2	2/6
1037	1/30	道路判定 14年236号 H27.13.30 ｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		道路判定 14年236号 H27.1.30 ｶﾗｰ	開示		2/2	2/10

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1038	2/2	平成27年1/1～1/31までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表。 【取得希望情報】 ・施設名称・施設所在地・電話番号 ・確認年月日・開設者名(可能であれば) ※上記以外の情報が含まれていても問題なし ※管轄ｴﾘｱ全て	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成27年1月1日から同1月31日までの間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧 項目；施設の名称、所在地、電話番号、確認日、開設者氏名・名称、役職、代表者氏名	開示		2/4	2/12 郵送
1039	2/2	熊本市内全域の食品営業施設について、下記内容の情報を提供していただきますようお願い申し上げます。 (1)最初の許可年月日を問わず、現在営業中である既存施設全店舗の飲食店営業許可に係る下記項目。 但し、自動車・自動販売機・仮設および露店等を除く。 ①営業所名(屋号) ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④営業者(申請者)氏名 ⑤代表者氏名(営業者が法人の場合に限る) ⑥最初の許可年月日 (2)2014年11月1日から2015年1月31日までに廃業届出のあった店舗の、飲食店営業許可に係る下記項目。但し、自動車・自動販売機・仮設および露店等を除く。 ①営業所名(屋号) ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④営業者(申請者)氏名 ⑤代表者氏名(営業者が法人の場合に限る) ⑥廃業届出日	健康福祉子ども局 食品保健課		(1)最初の許可年月日を問わず、現在営業中である既存施設全店舗の飲食店営業許可に係る下記項目。 但し、自動車・自動販売機・仮設及び露店等を除く。 計 8,077件 項目:営業所名(屋号)、営業所在地、営業所電話番号、営業者(申請者)氏名、代表者氏名(営業者が法人の場合に限る)、最初の許可年月日 (2)2014年11月1日から2015年1月31日までに廃業届出のあった店舗の飲食店営業許可に係る下記項目。 但し、自動車・自動販売機・仮設及び露店等を除く。 計80件 項目:営業所名(屋号)、営業所在地、営業所電話番号、営業者(申請者)氏名、代表者氏名(営業者が法人の場合に限る) 廃業届出日 ※開示情報取り出し日:平成27年2月5日 午前10時	開示		2/6	2/16 郵送
1040	2/2	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(平成27年1月1日～平成27年1月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年1月1日～平成27年1月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)計 51 件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、営業者氏名、初許可年月日、業種詳細 ※開示情報取り出し日時:平成27年2月4日 11:30	開示		2/5	2/18 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1041	2/2	位置指定書類一式 S56.11.21 162号 ｶﾗｰ→ｶﾗｰ 白黒→白黒	都市建設局 建築指導課		位置指定書類一式 S56.11.21 162号 ｶﾗｰ→ｶﾗｰ 白黒→白黒	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/3	6/10 閲覧
1042	2/2	平成26年12月1日～平成27年1月末日までの間に熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (ただし、移動販売、臨時営業、仮設営業及び自動販売機を除く) 項目・屋号 営業所所在地.申請者名 営業所電話番号・業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年12月1日～平成27年1月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業及び自動販売機を除く)計122件 項目:屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年2月4日15:30	開示		2/5	2/19
1043	2/2	平成27年1月1日～1月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年1月1日～平成27年1月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (移動、臨時、自動販売機を除く) 計51件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年2月4日11:40	開示		2/5	2/25 郵送
1044	2/3	・平成26年度出仲間南公園他1広場施設整備工事 (金入設計書)	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		・平成26年度出仲間南公園他1広場施設整備工事(金入り設計書)	開示		2/5	2/12
1045	2/3	平成25年度被措置児童虐待該当事案2件において、各施設から市へ提出された改善計画書(2件分)について。 改善計画書がない場合は、改善計画が記載された文書をその代わりとする。 文書のうち、資料部分を除く	健康福祉子ども局 子ども支援課		平成25年度被措置児童虐待該当事案において、施設から市に提出された改善計画書について。改善計画書がない場合は、改善計画が記載された文書をその代わりとする。文書のうち、資料部分を除く。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	2/17	2/19 郵送
1046	2/3	道等の判定 08年第153号 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道等の判定 08年第153号 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/4	2/4
1047	2/4	平成27年1月1日から平成27年1月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年1月1日～平成27年1月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、露店営業を除く) 計51件 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※開示情報取り出し日時:平成27年2月6日11:30	開示		2/6	2/16 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1048	2/4	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2015年1月20日より2015年2月4日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成27年1月20日から同年2月4日までの間、熊本市内において新規確認した理容所、美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名・名称、役職、代表者氏名	開示		2/6	2/10
1049	2/4	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2015年1月20日より2015年2月4日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年1月20日～平成27年2月4日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く)計60件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年2月6日11:00	開示		2/6	2/10
1050	2/4	飲食店の新規検査の申請を行った情報の開示を申請いたします。 ただし、移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く 項目:屋号、営業所在地、申請者名 営業電話番号、申請日 期間 2015.1.14～2015.2.4	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年1月14日～平成27年2月4日までの間に、熊本市において新規検査の申請を行った飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く) 計67件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号、申請日 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年2月5日13:00	開示		2/6	2/9
1051	2/4	子飼新大江線(完成形)図面CADﾃﾞｰﾀ(JWW形式) S=1/500 東部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 CD-R希望 個人情報除く	都市建設局 東部土木センター 工務課		子飼新大江線(完成形) 図面CADﾃﾞｰﾀ(JWW形式) S=1/500 CD-R 個人情報除く	開示		2/10	2/17
1052	2/4	位置指定道路台帳 熊本市指令 第128号 S51年3月18日 清水町新地字下門前○○-○○ 道等の判定調査書 判定番号 01年第487号 市道 蓮台寺4丁目○○番○地先～○○番○地先	都市建設局 建築指導課		位置指定道路台帳 熊本市指令第128号 S51年3月18日 清水町新地字下門前○○-○○ 道等の判定調査書 判定番号 01年第487号 市道 蓮台寺4丁目○○番○地先～○○番○地先	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/5	2/6
1053	2/4	都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留人孔(C-36)築造工事(103工区)の金入設計書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留人孔(C-36)築造工事(103工区)の金入設計書	開示		2/10	2/12

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1054	2/4	道路判定調査書 H25年度 13-267 ○○様申請者 画像ﾌｧｲﾙ 13-267-001～ 〃 -007 合計7枚 ｶﾗｰはｶﾗｰで希望	都市建設局 建築指導課		道路判定調査書 H25年度 13- 267 ○○様申請者 画像ﾌｧｲﾙ 13-267-001～007 合計7枚 ｶﾗｰはｶﾗｰで希望	開示		2/5	2/5
1055	2/4	道路位置指定 h01-018-1 h01-018-2 〃 -3 〃 -4 (ｶﾗｺﾋﾟｰ希望)	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 h01-018-l h01-018-2 h01-018-3 h01-018-4 (ｶﾗｰｺﾋﾟｰ希望)	開示 (一部請求拒否)	2号 個人情報	2/6	2/6
1056	2/4	道路位置指定 指定番号 H01-022 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 指定番号 H01-022 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号 個人情報	2/6	2/10
1057	2/4	平成26年○月○日に届出のあった○○に大規模小売店舗立地法に係る届出一式のうち、基本届出事項について記載された概要部分および添付資料中の周辺見取り図、店舗の配置図。ｶﾗｰの図面はｶﾗｰｺﾋﾟｰを希望。変更のものは変更前後の図面を希望。	農水商工局 商工振興課		以下の案件に係る「大規模小売店舗届出書(規則様式第1)」、「周辺見取図」、「平面図兼配置図」 ・平成26年○月○日付け「届出○○」	開示 (一部請求拒否)	3号 法人等情報	2/9	2/12 郵送
1058	2/5	「平成27年度使用小学校教科用図書採択に関する下記の資料」 (教科:算数) ・調査報告書 ・選定委員会会議議事録 ・採択に係る日程 ・教科書展示会「感想・意見」	教育委員会 事務局 指導課		平成27年度使用小学校教科用図書採択に関する下記の資料 算数 ・調査報告書 ・選定委員会会議議事録 ・採択に係わる日程 ・教科書展示会「感想・意見」	開示		2/12	2/17 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1059	2/5	産業廃棄物最終処分場に関する資料のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて提出および管理されている下記に該当する資料。また、対象施設は以下に該当するすべての施設である。 なお、写しの交付方法に関しては、可能な限りｴｸｾﾙﾃﾞｰﾀ等による電子媒体での交付を希望する。 記 【開示請求をする行政文書の名称】 1.産業廃棄物処理施設設置許可申請書(規則様式第18号)【1～2ﾍﾟｰｼﾞ目】 ※昭和52年3月15日から平成4年度までに施行されていた届出制に該当する施設についてはその届出書 2.産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(規則様式第24号)【全ﾍﾟｰｼﾞ】 3.産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書(規則様式第25号)【全ﾍﾟｰｼﾞ】 4.産業廃棄物最終処分場跡地 指定区域台帳(規則様式第34号)【全ﾍﾟｰｼﾞ】 注:上記すべての様式における個人情報に関する項目、および図面や計画書等の別紙資料は除く。 【対象施設】 施設: 産業廃棄物 最終処分場 期間:昭和52年度から平成26年度現在までに稼働していた、もしくは稼働中の施設 状態: 埋立中、埋立終了、廃止、休止中、許可取り消し 種類:遮断型、安定型、管理型(ﾐﾆ処分場および自社処分場は除く)	環境局 ごみ減量推進課 事業ごみ対策室	有 2/27	1.産業廃棄物処理施設設置許可申請書(規則様式第18号)【1～2ﾍﾟｰｼﾞ目】 ※昭和52年3月15日から平成4年度までに施行されていた届出制に該当する施設についてはその届出書 2.産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(規則様式第24号)【全ﾍﾟｰｼﾞ】 3.産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書(規則様式第25号)【全ﾍﾟｰｼﾞ】 4.産業廃棄物最終処分場跡地 指定区域台帳(規則様式第34号)【全ﾍﾟｰｼﾞ】 注:上記すべての様式における個人情報に関する項目、および図面や計画書等の別紙資料は除く。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	2/25	2/27 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		【資料構成例】 例1:昭和52年度に建設され、平成2年度に廃止された施設の場合 設置届出書、指定区域台帳 例2:昭和61年度に建設され、平成15年度に廃止された施設の場合 設置届出書、埋立処分終了届出書、廃止確認申請書、指定区域台帳 例3:平成5年度に建設され、平成15年度に廃止された施設の場合 設置許可申請書、埋立処分終了届出書、廃止確認申請書、指定区域台帳 例4:平成11年度に建設され、平成22年度に廃止された施設の場合 設置許可申請書、埋立処分終了届出書、廃止確認申請書、および平成18年度以降に指定区域に指定されている場合は指定区域台帳 以上							
1060	2/5	道路判定 判定番号:01年第198号、関係書類 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路判定 判定番号:01年第198号 関係書類 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/6	2/9
1061	2/5	計画通知 H6.10.6 第62108号 白黒希望	都市建設局 建築指導課		計画通知 H6.10.6 第62108号 白黒希望	開示		2/6	2/10
1062	2/5	道等の判定 07年-112号 .01.02.03.04.05.06.07.08 白黒希望	都市建設局 建築指導課		道等の判定 07年-112号 01 02 03 04 05 06 07 08 白黒希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/9	2/9
1063	2/6	平成26年12月25日 上下水道局 管路維持課 南部汚水17号幹線枝線管渠更正工事(108工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 管路維持課		南部汚水17号幹線枝線管渠更生工事(108工区)の金入設計書	開示		2/16	2/20
1064	2/6	道路判定台帳(写) 第08-153(幸田一丁目) №1～№11 ｶﾗｰは、 ｶﾗｰで、お願いします。	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳(写) 第08-153(平田1丁目)No1～No11 ｶﾗｰは、ｶﾗｰでお願いします。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/9	2/10

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1065	2/6	・道路位置指定書 S55-015 ・平面図　S55-015 ・地積測量図　〃 ・字図　〃 白黒希望	都市建設局 建築指導課		●道路位置指定書 S55-015 ●平面図 S55-015 ●地積測量図 S55-015 ●字図 S55-015 白黒希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/10	2/10
1066	2/6	・対象地住所:熊本市(中央区)八王寺町○○-○○ ・対象地地番:熊本市(中央区)八王寺町○○番、○○番、○○番、○○番 ・対象地名称:○○㈱○○、㈱○○ 対象地において、過去(廃止されたもの)に以下の事業場があったか、またあった場合は何があったか。 ・水質汚濁防止法に基づく特定事業場 ・届出が存在する場合は写しの交付	環境局 水保全課		以下の対象地の事業場に関して、水質汚濁防止法に基づく届出書の存否(過去に廃止されたものも含む)。存在する場合は、写しの交付。 <対象地住所>熊本市中央区八王寺町○○-○○ <対象地地番>熊本市中央区八王寺町○○番、○○番、○○番、○○番 <事業場名称>○○株式会社○○、 株式会社○○	不存在	第11条　第2項	2/10	
1067	2/6	・対象地住所:熊本市(中央区)八王寺町○○-○○ ・対象地地番:熊本市(中央区)八王寺町○○番、○○番、○○番、○○番 ・対象地名称:○○㈱○○、㈱○○ 対象地において、過去(廃止されたもの)に以下の事業場があったか、またあった場合は何があったか。 ・下水道法に基づく特定事業場	上下水道局 給排水設備課		対象地住所:熊本市(中央区)八王寺町○○-○○ 対象地地番:熊本市(中央区)八王寺町○○番、○○番、○○番、○○番 対象地において過去(廃止されたもの)に以下の事業場があったか、またあった場合は何があつたか。 ・下水道法に基づく特定事業場	不存在	第11条　第2項	2/10	
1068	2/9	・道路指定書(位置指定) 申請者 熊本市池田町大字切禿○○-○○ 受付 昭和40年4月12日 第30号 指令番号 熊本県指令第48号(S40-048) ・道等の判定調査書 申請者 熊本市池田3丁目○-○○ 判定年月日 平成13年9月21日 判定番号 01年第389号 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		・道路指定書(位置指定) 申請者 熊本市池田町大字切禿○○-○ ○○ 受付 昭和40年4月12日第30号 指令番号 熊本県指令第48号(S40-048) ・道等の判定調査書 申請者 熊本市池田3丁目○-○○ ○○ 判定年月日 平成13年9月21日 判定番号 01年第389号 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/10	2/13

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1069	2/9	平成27年1月1日～平成27年1月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)。 項目:屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年1月1日～平成27年1月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)計 52 件 項目:屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号 ※開示情報取り出し日時:平成27年2月12日11:30	開示		2/13	2/17
1070	2/9	平成27年1月1日～平成27年1月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた美容所一覧。 項目:施設名称、営業所所在地、営業所電話番号、開設者氏名、役職、代表者氏名。	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成27年1月1日から同1月31日までの間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名・名称、役職、代表者氏名	開示		2/12	2/17
1071	2/9	1.道路位置変更書 市指令 第18号平成10年8月6日 H10-018号 熊本市渡鹿2丁目〇〇-〇、-〇〇、-〇〇、-〇〇 2.道等の判定結果通知書 02年第538号 八島町字弐番割〇〇番〇地先～城山上代町字高畑〇〇番〇地先	都市建設局 建築指導課		1.道路位置変更書 市指令第18号 平成10年8月6日 H10-018号 熊本市渡鹿2丁目〇〇-〇、-〇〇、-〇〇、-〇〇 2.道等の判定結果通知書 02年第538号 八島町字弐番割〇〇番〇地先～城山上代町字高畑〇〇番〇地先	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/10	2/10
1072	2/9	①熊本競輪場(本場)動産保険 ②開設64周年記念熊本競輪(場外分)動産保険 上記の保険証券ならびに付属添付書類の写し (熊本市農水商工局競輪事務所所管)	農水商工局 競輪事務所		① 熊本競輪場(本場)動産保険 ｺｰﾎﾟﾚｰﾄﾏﾈｰｶﾞｰﾄﾞ保険 84,000円 ②開設64周年記念熊本競輪(場外分)動産保険 ｺｰﾎﾟﾚｰﾄﾏﾈｰｶﾞｰﾄﾞ保険 176,000円	開示		2/19	3/9 郵送
1073	2/10	主要地方道 植木ｲﾝﾀｰ菊池線排水改良工事 (金入り設計書)	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		施行番号:1401288-00 工事名:主要地方道 植木ｲﾝﾀｰ菊池線排水改良工事 開示文書:金入り設計書	開示		2/17	2/18
1074	2/10	道路位置指定 平成16年 H16-001 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 平成16年 H16-001 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/12	2/12
1075	2/10	・道等の判定 ・判定番号 03年第099号 ・協定書のみ	都市建設局 建築指導課		道等の判定 判定番号03年第099号 協定書のみ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/12	2/12
1076	2/10	市道 健軍本町健軍3丁目第1号線道路改良工事(2工区) 金入設計書	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		市道 健軍本町健軍3丁目第1号線道路改良工事(2工区) 金入設計書	開示		2/20	2/23

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1077	2/12	平成26年4月23日開札 北部土木センター 工務課 一般県道 花園インター線花園インター2号橋下部工(A1、P1、P2、A2)工事 平成26年7月2日開札 北部土木センター 工務課 一般県道 砂原四方寄線(花園工区)花園高架2号橋下部工P5工事 上記2件の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木センター 工務課		●「金入設計書」 ・一般県道 花園インター線花園インター2号橋下部工(A1,P1,P2,A2)工事 ・一般県道 砂原四方寄線(花園工区)花園高架2号橋下部工P5工事	開示		2/17	2/20
1078	2/12	平成26年7月30日開札 上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 西部汚水12号幹線及び枝線外枝線下水道築造工事(923工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水12号幹線及び枝線外枝線下水道築造工事(923工区)	開示		2/16	2/20
1079	2/12	平成26年12月4日に開催された 社会福祉施設整備審査会の議事録 ※高齢介護福祉課において作成された分 (広域型特養、小規模多機能)	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		平成26年12月4日に開催された社会福祉施設整備審査会の議事録 (高齢介護福祉課において作成された広域型特養、小規模多機能部分)	開示 (一部請求拒否)	5号　審議、検討に関する情報	2/26	2/26
1080	2/12	道路判定台帳 会長○○○○ 02-433番 H14年度 画像File 433-01 02 03 05 06～15 全14File カラーはカラーで	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳 会長 ○○○○ 02-433番 H14年度 画像File 433-01 02 03 05 06～15全14File カラーはカラーで	開示		2/16	2/17
1081	2/12	楠団地第4期22号棟(80戸)杭地業その他工事 工事費内訳書 (金額入り)	都市建設局 住宅課		楠団地第4期22号棟(80戸) 杭地業その他工事 工事費内訳書(金額入り)	開示		2/13	2/13
1082	2/13	道路位置指定 H26-012号 カラー希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 H26-012号 カラー希望	開示		2/16	2/17
1083	2/13	確認申請書(工作物)(カラー希望) S54.11月19日 109号	都市建設局 建築指導課		確認申請書(工作物)(カラー希望) S54.11月19日 109号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/16	2/20

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1084	2/13	1.〇〇会社(〇〇等)と個人と熊本市が取りかわした、一切の文書。 契約覚書、約束 2.〇〇の再発会議との協議の協定書 3.〇〇等の発言、方針、示された文書 4.熊本市の交渉にあたっての方針 5.これまでの交渉内容の一切	観光文化交流局 ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ課 MICE推進室		1〇〇株式会社と個人と熊本市が取り交わした一切の文書、契約、覚書等 2 〇〇会社との協議の協定書 4 熊本市の交渉にあたっての方針 5 これまでの交渉内容の一切	開示		2/26	3/3 閲覧
					3.〇〇等の発言、方針、出された文書	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報 6号　事務事業に関する情報	2/26	3/3 閲覧
1085	2/13	1.新市長のもとでのMICE施設整備運営に関する精査、再検討に関する一切の文書 ①検討してる庁内会議の名称と参加者 ②会議録 ③市長の指示発言 ④この会議、MICEに向けての精査、再検討の方針、原則	観光文化交流局 ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ課 MICE推進室		1.新市長のもとでのMICE施設整備・運営に関する精査・再検討に関する一切の文書 ①庁内会議の名称と参加者 ②会議録 ③市長の指示・発言 ④この会議のMICEに向けての精査・再検討の方針、原則	開示		2/26	3/3 閲覧
1086	2/13	大規模行為届出書の様式第3号(平成26年11月11日～12月10日届出分)。※建築物に限る	都市建設局 開発景観課		大規模行為届出書の様式第3号(平成26年11月11日～12月10日届出分) (建築物に限る)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/23	2/25
1087	2/16	簡易専用水道の設置登録者一覧 設置者(名前、社名)、住所、連絡先 設置届出日、 設置物件名 設置物件に係る管理者(個人を除く。) 平成27年1月末現在のもの	健康福祉子ども局 生活衛生課		簡易専用水道設置届出一覧 ・設置者の氏名(法人名称)、住所(所在地)、連絡先、 ・施設の名称、所在地、管理者(個人除く) 平成27年1月末現在のもの	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/24	2/25
1088	2/16	平成27年2月4日開札 東部土木ｾﾝﾀｰ 河川整備課 長嶺南8丁目第5号線道路改修及び黒迫排水路改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		平成27年 2月4日開札 長嶺南8丁目第5号線道路改修及び黒迫排水路改良工事の金入設計書	開示		2/25	3/2

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1089	2/16	平成15年～平成27年現在まで、市が管理する、市道にて発生した樹木(倒木、枝折れ等)が事故原因であり、かつ、市側に過失が100%ある車両損害事故の資料。市側に過失が100%ある事故。 道路賠償責任保険、受取状況資料、現場写真、車両損害状況写真、過失割合、保険資料、賠償金についての議事録、発生から賠償金支払いまでの資料関係、事故発生の原因となった樹木があった場所やその土地の種別(官地、民地、不明等)がわかる資料 (市の道路管理に対する考え、対応、過失割合の決定方法、落石、倒木管理についての道路ﾊﾟﾄﾛｰﾙ状況など(簡単な意見程度で可))→土木総務課及び道路整備課にて所管	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 総務課		市が管理する市道にて発生した、樹木(倒木、枝折れ等)が事故原因であり、市側に過失が100%ある車両損害事故の資料	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/2	3/6 郵送
1090	2/16	平成15年～平成27年現在まで、市が管理する、市道にて発生した樹木(倒木、枝折れ等)が事故原因であり、かつ、市側に過失が100%ある車両損害事故の資料。市側に過失が100%ある事故。 道路賠償責任保険、受取状況資料、現場写真、車両損害状況写真、過失割合、保険資料、賠償金についての議事録、発生から賠償金支払いまでの資料関係、事故発生の原因となった樹木があった場所やその土地の種別(官地、民地、不明等)がわかる資料 (市の道路管理に対する考え、対応、過失割合の決定方法、落石、倒木管理についての道路ﾊﾟﾄﾛｰﾙ状況など(簡単な意見程度で可))→土木総務課及び道路整備課にて所管	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 総務課		市が管理する市道にて発生した、樹木(倒木、枝折れ等)が事故原因であり、市側に過失が100%ある車両損害事故の資料	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/2	3/6 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1091	2/16	平成15年～平成27年現在まで、市が管理する、市道にて発生した樹木(倒木、枝折れ等)が事故原因であり、かつ、市側に過失が100%ある車両損害事故の資料。市側に過失が100%ある事故。 道路賠償責任保険、受取状況資料、現場写真、車両損害状況写真、過失割合、保険資料、賠償金についての議事録、発生から賠償金支払いまでの資料関係、事故発生の原因となった樹木があった場所やその土地の種別(官地、民地、不明等)がわかる資料 (市の道路管理に対する考え、対応、過失割合の決定方法、落石、倒木管理についての道路ﾊﾟﾄﾛｰﾙ状況など(簡単な意見程度で可))→土木総務課及び道路整備課にて所管	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 総務課		市が管理する市道にて発生した、樹木(倒木、枝折れ等)が事故原因であり、市側に過失が100%ある車両損害事故の資料	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/2	3/6 郵送
1092	2/16	平成15年～平成27年現在まで、市が管理する、市道にて発生した樹木(倒木、枝折れ等)が事故原因であり、かつ、市側に過失が100%ある車両損害事故の資料。市側に過失が100%ある事故。 道路賠償責任保険、受取状況資料、現場写真、車両損害状況写真、過失割合、保険資料、賠償金についての議事録、発生から賠償金支払いまでの資料関係、事故発生の原因となった樹木があった場所やその土地の種別(官地、民地、不明等)がわかる資料 市の道路管理に対する考え、対応、過失割合の決定方法、落石、倒木管理についての道路ﾊﾟﾄﾛｰﾙ状況など(簡単な意見程度で可)	農水商工局 農業政策課		平成15年～平成27年現在まで、市が管理する、農道にて発生した樹木(倒木、枝折れ等)が事故原因であり、かつ、市側に過失が100%ある車両損害事故。 道路損害責任保険、受取状況資料、現場写真、車両損害状況写真、過失割合、保険資料、賠償金についての議事録、発生から賠償金支払いまでの資料関係、事故発生の原因となった樹木があった場所やその土地の種別(官地、民地、不明等)がわかる資料。 市の道路管理に対する考え、対応、過失割合の決定方法、落石、倒木管理についての道路ﾊﾟﾄﾛｰﾙ状況など(簡単な意見程度で可)	不存在	第11条　第2項	2/26	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1093	2/16	平成15年～平成27年現在まで、市が管理する、市道にて発生した樹木(倒木、枝折れ等)が事故原因であり、かつ、市側に過失が100%ある車両損害事故の資料。市側に過失が100%ある事故。 道路賠償責任保険、受取状況資料、現場写真、車両損害状況写真、過失割合、保険資料、賠償金についての議事録、発生から賠償金支払いまでの資料関係、事故発生の原因となった樹木があった場所やその土地の種別(官地、民地、不明等)がわかる資料 市の道路管理に対する考え、対応、過失割合の決定方法、落石、倒木管理についての道路ﾊﾟﾄﾛｰﾙ状況など(簡単な意見程度で可)	農水商工局 農商工連携推進課		平成15年～平成27年現在まで、市が管理する、林道にて発生した樹木(倒木、枝折れ等)が事故原因であり、かつ、市側に過失が100%ある車両損害事故。 道路損害責任保険、受取状況資料、現場写真、車両損害状況写真、過失割合、保険資料、賠償金についての議事録、発生から賠償金支払いまでの資料関係、事故発生の原因となった樹木があった場所やその土地の種別(官地、民地、不明等)がわかる資料。 市の道路管理に対する考え、対応、過失割合の決定方法、落石、倒木管理についての道路ﾊﾟﾄﾛｰﾙ状況など(簡単な意見程度で可)	不存在	第11条　第2項	2/25	
1094	2/16	平成15年～平成27年現在まで、市が管理する、市道にて発生した樹木(倒木、枝折れ等)が事故原因であり、かつ、市側に過失が100%ある車両損害事故の資料。市側に過失が100%ある事故。 道路賠償責任保険、受取状況資料、現場写真、車両損害状況写真、過失割合、保険資料、賠償金についての議事録、発生から賠償金支払いまでの資料関係、事故発生の原因となった樹木があった場所やその土地の種別(官地、民地、不明等)がわかる資料 (市の道路管理に対する考え、対応、過失割合の決定方法、落石、倒木管理についての道路ﾊﾟﾄﾛｰﾙ状況など(簡単な意見程度で可))→農商工連携推進室にて所管	環境局 環境共生課		平成15年～平成27年現在まで、市が管理する、林道にて発生した樹木(倒木、枝折れ等)が事故原因であり、かつ、市側に過失が100%ある車両損害事故の資料について	不存在	第11条　第2項	2/17	
1095	2/17	道路判定 12-090 専用通路協議書 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路判定12-090 専用通路協議書 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/17	2/20
1096	2/17	H26年10月1日からH27年1月末までの新規飲食営業許可施設。 店舗営業のみ。 屋号名、住所、電話番号、営業許可日、申請者名、業種細目	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年10月1日～平成27年1月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(店舗営業のみ) 計271件 項目:屋号名、営業所住所、営業電話番号、営業許可日、申請者名、業種細目 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年2月23日 10:00	開示		2/26	3/5 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1097	2/17	道路判定 判定番号 03年第255号 ｶﾗｰ希望 道路協定書	都市建設局 建築指導課		道路判定 判定番号 03年第255号 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/18	2/19 3/2 追加分 開示
1098	2/18	平成26年9月18日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 砂原四方寄線(池上工区)2号ﾄﾝﾈﾙ新設工事 上記の金入設計書の開示を願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		●「金入設計書」 ・一般県道砂原四方寄線(池上工区)2号ﾄﾝﾈﾙ新設工事	開示		2/25	3/2
1099	2/18	熊本市西区上熊本二丁目〇〇付近の耕地整理図 ｶﾗｰ希望	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 総務課		取り下げ				
1100	2/18	2月18日に西部土木ｾﾝﾀｰ工務課で 飽田ﾊﾞｲﾊﾟｽ建設のための整備計画についてお話をお伺いしました。 ①熊本市南区浜口町字居屋敷〇〇番 ②熊本市南区浜口町字荒田〇〇番〇 ③熊本市南区浜口町字荒田〇〇番 ①～③周辺の道路計画図(平面図と横断図)の開示をしていただきたくお願い申し上げます。 ｶﾗｰ希望	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		①熊本市南区浜口町〇〇番 ②熊本市南区浜口町〇〇番〇 ③熊本市南区浜口町〇〇番 上記①～③周辺の道路計画図(平面図と横断図)の開示	開示		2/20	2/25
1101	2/19	平成27年2月12日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 ・一般県道 砂原四方寄線(花園工区)下硯川地区道路改良工事(その2) ・一般県道 託麻北部線(吉原工区)護岸築造工事 上記2件の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		下記工事の金入設計書 ●一般県道砂原四方寄線(花園工区)下硯川地区道路改良工事(その2) ●一般県道託麻北部線(吉原工区)護岸築造工事	開示		2/25	2/26
1102	2/19	道路判定 平成27年2月18日 14年248号 全ﾍﾟｰｼﾞ(ｶﾗｰ)	都市建設局 建築指導課		道路判定 平成27年2月18日14年248号 全ﾍﾟｰｼﾞ(ｶﾗｰ)	開示		2/20	3/17

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1103	2/20	●期間 27年1月21日～27年2月20日 ●屋号 ●住所 ●申請者 ●申請者電話番号 ●許可日 飲食店営業施設(仮設、臨時、自販機を除く) 熊本市のみ 新規申請があったもの	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年1月21日～平成27年2月20日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (仮設、臨時、自販機を除く) 計99件 項目:屋号、住所、申請者、申請者電話番号、許可日 ※開示情報取り出し日時:平成27年2月23日13:00	開示		2/26	2/27
1104	2/20	道路境界立会にあたり、市の主張幅員の根拠となる検図帳 場所は別紙図面のﾏｰｶｰ 所在:熊本市中央区南千反畑町○○-○、○○-○○ ｶﾗｰ希望	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 総務課		検図帳 場所:熊本市中央区南千反畑町○○-○，○○-○○地先	開示		2/24	3/3
1105	2/20	自宅前の道路に石をおいて、通行を妨害している○○ｱﾊﾟｰﾄの大家さんに指導をしていただいた内容がわかる文書をいただきたい	都市建設局 建築指導課		自宅前の道路に石をおいて、通行を妨害している○○ｱﾊﾟｰﾄの大家さんに指導をしていただいた内容がわかる文書をいただきたい	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/26	2/26
1106	2/23	平成27年1月28日開札 東部土木ｾﾝﾀｰ 維持課 一般県道 小池竜田線(御領工区)舗装打換工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		・平成26年度 一般県道小池竜田線(御領工区)舗装打換工事(金入設計書)	開示		2/24	2/26
1107	2/23	道路協定書 01年第528号(判定番号) ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路協定書 01年第528号(判定番号) ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/26	3/6
1108	2/23	平成22年3月8日に株式会社○○が申請した公衆浴場許可申請書に添付してある○○○○の平面図 建物所在地 熊本市東区佐土原2丁目○-○	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成22年3月8日に株式会社○○が申請した公衆浴場許可申請書に添付してある「○○○○」の平面図 建物所在地:熊本市東区佐土原2丁目○-○	開示		2/27	3/5

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1109	2/23	●熊本市憲法・熊本市自治基本条例、(自治の基本理念)第3条・(自治運営の基本原則)第4条・(市民の責務)第6条・(市長の責務)第9条・(市長等の役割)第10条・(市政の基本原則)第12条・(意見等の取扱い)第21条・(説明責任)第22条・(情報共有の原則)第25条・(参画の原則)第27条・(協働の原則)第29条・(市民参画・協働のための仕組み)第30条・(最高規範性)第38条・等、熊本市憲法条例理念を遵法遵守しての「市民参画・協働のまちづくり・情報共有・市民の責務・等」の理念に基づき、以下の開示請求をする。 ※数年前の豪雨の際、春日校区住民に避難勧告が出た。処が、その避難場所が通常であれば春日小学校体育館であったが、途中から春日地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ・到達する迄に信号機を幾つも待たなければならず・車の洪水に晒される危険な位置のされられる場所・に変更になった。その後・森都心ﾌﾟﾗｻﾞの建物・が春日校区住民の避難場所して、熊本市していなっている。 処が、熊本市憲法条例理念に基づき・春日校区一般住民・には何の説明責任も果されていない。そこで、春日校区住民のまちづくりに深く関わっている熊本市熊本駅西土地区画整理事務所に開示請求したら、全ての項目で「不存在」の事であったので、改めて・以下の開示請求をする。	総務局 危機管理防災総室		1 現在、春日校区住民の避難場所は、春日小学校(体育館)が(地震・高潮・津波)と、くまもと森都心ﾌﾟﾗｻﾞが(地震・高潮・土砂・津波)の二箇所を指定されています。処が、地震については、春日小学校も森都心ﾌﾟﾗｻﾞも、指定を受けて問題ない あんしん安全なっているが、春日小学校体育館裏山・万日山裾野の春日小学校体育館の避難場所は、過去豪雨の際の土砂崩壊・崖崩れ・発生の恐れありとして、離れた場所(春日地域ｺﾐｾﾝ)の避難場所指定の実績があるにも関わらず、春日小学校体育館は、地震避難場所指定としてのあんしん安全避難場所になり得るとする地理的条件等・地理的条件等・法的根拠等・のわかる資料等の開示請求。 2 森都心ﾌﾟﾗｻﾞは、春日校区住民の(地震・高潮・土砂・津波)の時の避難場所としての機能を果たせるの避難場所指定との事であるが、地震または豪雨による土砂崩壊等で停電等での森都心ﾌﾟﾗｻﾞﾋﾞﾙ機能が麻痺した場合、何階のどの部屋場所に、どの様な避難経路を歩行避難出来るのか?何人収容可能なのか?等のわかる図式等資料等の開示請求。	不存在	第11条　第2項	3/2	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		1.現在、春日校区住民の避難場所は、春日小学校(体育館)が(地震・高潮・津波)と、くまもと森都心ﾌﾟﾗｻﾞが(地震・高潮・土砂・津波)の二箇所を指定されています。処が、地震については、春日小学校も森都心ﾌﾟﾗｻﾞも、指定を受けて問題ないあんしん安全なっているが、春日小学校体育館裏山・万日山裾野の春日小学校体育館の避難場所は、過去豪雨の際の土砂崩壊・崖崩れ・発生の恐れありとして、離れた場所(春日ｺﾐｾﾝ)の避難場所指定の実績があるにも関わらず、春日小学校体育館は地震避難場所指定としてのあんしん安全避難場所になり得るとする地理的条件等・地形的条件等・法的根拠等・のわかる資料等の開示請求。 2.森都心ﾌﾟﾗｻﾞは、春日校区住民の(地震・高潮・土砂・津波)の時の避難場所としての機能を果せるの避難場所指定との事であるが地震または豪雨による土砂崩壊等での停電等での森都心ﾌﾟﾗｻﾞﾋﾞﾙ機能が麻痺した場合、何階のどの部屋場所に、どの様な避難経路を歩行避難出来るのか?何人収容可能なのか?等のわかる図式等資料等の開示請求。 3.春日校区住民で、花岡山中腹から裾野に掛けて・春日4丁目住民が千弐百余名居住している地域住民・が、森都心ﾌﾟﾗｻﾞ避難場所まで辿りつくには、清水寺下・迂回付替え道路を下り降り、古道踏切り近辺の横断舗道交差点のあんしん安全の為の白線皆無の交差点を命がけで横断しなければ、森都心ﾌﾟﾗｻﾞ避難場所に到達出来ない。春日4丁目周辺住民等のあんしん安全の避難場所への避難ﾙｰﾄ行程のわかる地図資料等の開示請求。 ※添付参照熟視資料等・A3→1.4枚。			3 春日校区住民で、花岡山中腹から裾野に掛けて・春日4丁目住民が千弐百名居住している地域住民・が、森都心ﾌﾟﾗｻﾞ避難場所まで辿りつくには、清水寺下・迂回付替え道路を下り降り、古道踏切り近辺の横断舗道交差点のあんしん安全の為の白線皆無の交差点を命がけで横断しなければ、森都心ﾌﾟﾗｻﾞ避難場所に到達出来ない。春日4丁目周辺住民等のあんしん安全の避難場所への避難ﾙｰﾄ行程のわかる地図資料等の開示請求。				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1110	2/23	●熊本市憲法・熊本市自治基本条例、(自治の基本理念)第3条・(自治運営の基本原則)第4条・(市民の責務)第6条・(市長の責務)第9条・(市長等の役割)第10条・(市政の基本原則)第12条・(意見等の取扱い)第21条・(説明責任)第22条・(情報共有の原則)第25条・(参画の原則)第27条・(協働の原則)第29条・(市民参画・協働のための仕組み)第30条・(最高規範性)第38条・等、熊本市憲法条例理念を遵法遵守しての「市民参画・協働のまちづくり・情報共有・市民の責務・等」の理念に基づき、以下の開示請求をする。 1.現在、祇園橋・市電通りから・新設幹線道路・春日池上線・の第1第2工区が、暫定2車線にて運行走行の運用状態であるが、いつ頃4車線として運行されるのか?のわかる資料等・工事竣工ｽｹｼﾞｭｰﾙ等・の開示請求。	都市建設局熊本駅周辺整備事務所熊本駅西土地区画整理事業所		1.現在、春日池上線の第1第2工区が暫定2車線であるが、いつ頃4車線として運行されるのかが分かる資料等、工事竣工ｽｹｼﾞｭｰﾙ等。 2.B地点の舗道の出っ張り(障害物)を削除すれば定期路線ﾊﾞｽの右折が可能になり、信号機を設置すれば更なるあんしん安全の維持確保となる。また、迂回付替え道路幅員を新幹線高架橋支柱下空き地を利用拡幅整備し離合の支障を取り除く事によって、あんしん安全な定期路線ﾊﾞｽ運行ができる。この場合、その他にどのような整備が不足必要となるのかがわかる資料等。 3.春日池上線4車線が全線暫定解除されて、定期路線ﾊﾞｽ運行ﾙｰﾄが、祇園橋方面からの下りを春日交差点まで、暫定現行運行通りの運行とし、田崎方面からの上りを春日交差点を右折させず、以前の運行ﾙｰﾄの五反ﾊﾞｽ停旧春日寺前ﾊﾞｽ邸に運行させ、清水寺下信号機に従って、迂回付替え道路を下り、祇園橋方面へ定期路線ﾊﾞｽを運行する場合、どのような障害整備が必要となるのか等がわかる資料等。	開示		3/6	3/31

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2.現在の暫定2車線で、路線ﾊﾞｽだけが祇園橋方面から進入し、・北岡陸橋撤去に伴う迂回付替え道路・へ右折して、清水寺下に傾斜を上り・以前通り旧春日寺前ﾊﾞｽ停五反ﾊﾞｽ停・を運行させるには、B地点(添付参照熟読分析審査審議資料P1・参照)の舗道の出っ張りが邪魔との話であったが、熊本県警交通管理者の言では、道路構造法上・この出っ張りは必ず創造しなければならないとの法的根拠は無い・との事であった。つまり、この障害物を削除すれば、定期路線ﾊﾞｽの右折が可能となる。対面・万日山ﾄﾝﾈﾙ方面からの車両は・熊本市公共交通基本条例・の条例理念実践により、右折待ち定期路線ﾊﾞｽを優先させれば、定期路線ﾊﾞｽの右折可能によって、旧春日寺前・五反両ﾊﾞｽ停の復活が実現する。更なるあんしん安全の維持確保の場合は、信号機を設置すれば・より確実・となる。また、迂回付替え道路幅員を新幹線高架橋支柱下空き地を利用拡幅整備し、離合に支障を除く事によって、あんしん安全な定期路線ﾊﾞｽ運行が出来る。 熊本市政では、この場合・その他にどの様な整備が不足必要となるのか?のわかる資料等の開示請求。「不存在」であれば、暫定期間は右折可能との事か?			4.清水寺下の信号機下交差点にｽﾎﾟｯﾄ公園が新設造園されたが、この目的と工事内訳、総工費、投資対効果等がわかる資料				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		3.新設幹線・春日池上線・幅員30m4車線・が全線暫定が解除されて、定期路線ﾊﾞｽ運行ﾙｰﾄが、祇園橋方面からの定期路線ﾊﾞｽ下りを春日交差点まで・暫定現行運行通りの運行とし、田崎方面からの定期路線ﾊﾞｽ上りを春日交差点を右折させず、以前運行ﾙｰﾄ・五反ﾊﾞｽ停旧春日寺前ﾊﾞｽ停・に運行させ、清水寺等下信号機指示に従って、迂回付替え道路を下り、祇園橋方面への定期路線ﾊﾞｽを運行すれば、熊本市役所等・中心市街地への高齢者交通弱者等・公共交通利用権移動権・が復活出来る。 この場合、熊本市政にとってどの様な障害整備等が必要になるのか?等のわかる資料等の開示請求。 4.清水寺下の信号機下交差点に、ｽﾎﾟｯﾄ公園が新設造園されたが、この新設の目的と個別工事内訳・総工事費・投資対策効果・等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照熟読条例分析審査審議資料・P1～P3・※							
1111	2/23	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度にかかる○○株式会社の事業所税について減免を行っていると思われますが、その減免を承認した文書及び減免することが妥当であるとの判断を下した際の意思決定文書	財政局 税制課		平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度に係る○○株式会社の事業所税について減免を行っていると思われますが、その減免を承認した文書及び減免することが妥当であるとの判断を下した際の意思決定文書	存否不回答	1号　法令秘情報	3/2	
1112	2/24	S45-305-29-01 S45-305-29-02 S45-305-29-03 S45-305-29-04 S45-305-29-05 上記、位置指定道路の情報開示。復元協議書 ※ｶﾗｰのものはｶﾗｰでお願いします。	都市建設局 建築指導課		S45-305-29-01 S45-305-29-02 S45-305-29-03 S45-305-29-04 S45-305-29-05 上記、位置指定道路の情報開示。復元協議書 ※ ｶﾗｰのものはｶﾗｰでお願いします。	開示		2/26	8/4
1113	2/24	平成26年12月25日開札 上下水道局 水相談課西部上下水道ｾﾝﾀｰ 西区河内町東門寺365-2番地付近φ50粍配水管布設替他1件工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 水相談課 西部上下水道ｾﾝﾀｰ		・西区河内町東門寺365-2番地付近φ50粍配水管布設替他1件工事 以下の金入り設計書	開示		2/26	3/2

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1114	2/25	平成27年2月4日開札 都市建設局 熊本駅周辺整備事務所発注 都市計画道路 鹿児島本線側道11号線道路改築工事(JR近接) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 熊本駅周辺 整備事務所 鉄道高架関 連整備室		都市計画道路 鹿児島本線側道11号線道路改築工事 金入設計書	開示		2/26	3/4
1115	2/25	都市計画道路 上熊本法成寺線道路改良工事(その3)〔JR近接〕 上記工事の変更後の金入設計書	都市建設局 熊本駅周辺 整備事務所 鉄道高架関 連整備室		都市計画道路上熊本法成寺線道路改良工事(その3)の変更後の金入設計書	開示		2/26	3/5
1116	2/25	道路位置指定 指定番号 S44-603 S44-530 S45-183 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 指定番号 S44-603 S44-530 S45-183 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/26	3/3
1117	2/26	平成26年9月1日から26年12月31日までの住居表示番号付定申請に伴った当該住居表示台帳 (可能であれば、電磁的記録の交付を希望)	企画振興局 区政推進課		平成26年9月1日から平成26年12月31日までの住居番号付定申請に伴った当該住居表示台帳	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/6	3/9 郵送
1118	2/26	(道路位置指定) ①S42-059 ②S48-127 (道等の判定) ①判定番号 09年第228号 ｶﾗｰはｶﾗｰ 白黒は白黒 希望	都市建設局 建築指導課		(道路位置指定)①S42-059 ②S48-127 (道等の判定)①判定番号 09年第228号 ｶﾗｰはｶﾗｰ 白黒は白黒 希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/27	2/27

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1119	2/26	●熊本市憲法・熊本市自治基本条例、(自治の基本理念)第3条・(自治運営の基本原則)第4条・(市民の責務)第6条・(市長の責務)第9条・(市長等の役割)第10条・(市政の基本原則)第12条・(意見等の取扱い)第21条・(説明責任)第22条・(情報共有の原則)第25条・(参画の原則)第27条・(協働の原則)第29条・(市民参画・協働のための仕組み)第30条・(最高規範性)第38条・等、熊本市憲法条例理念を遵法遵守しての「市民参画・協働のまちづくり・情報共有・市民の責務・等」の理念に基づき、以下の開示請求をする。 ※情個審答申第7号・平成26年10月22日付・熊本市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について(答申)・平成25年9月10日付け平成25年度諮問第2号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。 また、駅整発第565-1号・平成26年11月18日付け決定書の謄本について(送付)の内容を見るに、 ・第4 実施機関の説明の趣旨 一部請求拒否の部分は、「会社名、経歴、各種団体への加入状況等」を含む、経歴、社会活動等に関する情報であり、熊本市情報公開条例第7条第2号に規定される「個人に関する情報」となるため不開示とした。とある。	総務局 法制課		平成26年10月22日付け情個審答申第7号及び平成26年11月18日付け駅整発第000565-1号に関連する下記の文書等 1.審議会の審議を経たうえで、どのような権限に基づいて資料交付決定を行うかがわかる法的根拠等 2.添付熟視資料P1-1・P1-2では、住民市民の氏が掲載されているが、住民市民の承諾もなく氏を公表掲載しても良いとする根拠のわかる法的根拠等 3.添付熟視資料P2では、地方公務員である熊本県職員・熊本市職員の氏は明記掲載せず、住民の一人を除き他の市民住民の氏は明記掲載しているが、それを可能とする法的根拠・熊本市市政理念等に基づく根拠のわかる資料等	不存在 その他	第11条　第2項	3/12	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		・審議会の判断 ～～以上のことから、実施機関が氏名を不開示にしたという判断は相当といえるが、構成団体名、部局名及び役職名については、当該個人が特定されない範囲で開示するのが相当である。とある。 1.にも拘らず、決定書と同封の交付資料【添付資料・P1・】は、出席者名簿・氏名が、真っ黒けの資料交付となっている。この事は、当初の「異議申立書」の原点となった市政執行交付資料一緒の資料が、「異議申立て→審議会の審議経過・平成25年9月10日～平成26年9月24日・7回に亘る審議の結果を経て、同じ資料交付決定がなされているが、どの様な権限の基にもとづく法的根拠に依って可能なのか?のわかる法的根拠等の開示請求。 2.また、添付熟視資料・P2-1・P2-2・では、住民市民の氏名が掲載されているが、住民市民の承諾もなく氏名を公表掲載しても良い・する根拠のわかる法的根拠等の開示請求。 3.更に、添付熟視資料・P2・では、地方公務員である県駅)市)住民)県)県)県)県)県)市)県市)県市)と県市)を隠蔽し、住民)の項目も氏名を隠蔽し、その他の・市民住民・の氏名)は明記掲載しているが、地方公務員・熊本県職員・熊本市職員・は明記記載せず、住民)の一人を除き他の市民住民は明記記載しても良い、との現実の実態実証資料が現存するが、この事は何の法的根拠・熊本市市政理念・等に基づく根拠によって熊本市政執行可能なのか?のわかる資料等の開示請求。						

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		※添付資料・A4→0.5枚。 1.当初の交付で「異議申立て」となった真っ黒けの資料を再度・決定書で交付した資料。 A4→0.5枚。【添付資料P1】 ※添付熟視資料・A3→3枚。 1.熊本駅西土地区画整理事業所・協議内容・市民住民の氏名を承諾も無く、明記掲載されている会議録。A3→2枚。→添付熟視資料P1-1・P1-2. 2.熊本駅西土地区画整理事業所・説明会 報告・地方公務員・県駅)市)住民)県)県)県)市)県市)県市)との明記で、その中には住民)の一人は隠蔽とした会議録。A3→1枚。→添付熟視資料・P2							
1120	2/26	●熊本市憲法・熊本市自治基本条例、(自治の基本理念)第3条・(自治運営の基本原則)第4条・(市民の責務)第6条・(市長の責務)第9条・(市長等の役割)第10条・(市政の基本原則)第12条・(意見等の取扱い)第21条・(説明責任)第22条・(情報共有の原則)第25条・(参画の原則)第27条・(協働の原則)第29条・(市民参画・協働のための仕組み)第30条・(最高規範性)第38条・等、熊本市憲法条例理念を遵法遵守しての「市民参画・協働のまちづくり・情報共有・市民の責務・等」の理念に基づき、以下の開示請求をする。 ※情個審答申第7号・平成26年10月22日付・熊本市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について(答申)・平成25年9月10日付け平成25年度諮問第2号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。 また、駅整発第565-1号・平成26年11月18日付決定書の謄本について(送付)の内容を見るに、 ・第4 実施機関の説明の趣旨 一部請求拒否の部分は、「会社名、経歴、各種団体への加入状況等」を含む、経歴、社会活動等に関する情報であり、熊本市情報公開条例第7条第2号に規定される「個人に関する情報」となるため不開示とした。とある。	都市建設局熊本駅周辺整備事務所熊本駅西土地区画整理事業所		平成26年10月22日付け情個審答申第7号及び平成26年11月18日付け駅整発第000565-1号に関連する下記の文書等 1.平成26年11月18日付け駅整発第000565-1号と同封の交付資料は、異議申立の原点となった市政執行交付資料と一緒の資料であるが、審議会の審議を経たにも関わらず同じ資料交付決定が可能となる法的根拠等 2.添付熟視資料P1-1・P1-2では、住民市民の氏名が掲載されているが、住民市民の承諾もなく氏名を公表掲載しても良いとする根拠のわかる法的根拠等 3.添付熟視資料P2では、地方公務員である熊本県職員・熊本市職員の氏名は明記掲載せず、住民の一人を除き他の市民住民の氏名は明記掲載しているが、それを可能とする法的根拠・熊本市市政理念等に基づく根拠のわかる資料等	開示		3/11	3/31

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		・審議会の判断 ～～以上のことから、実施機関が氏名を不開示にしたという判断は相当といえるが、構成団体名、部局名及び役職名については、当該個人が特定されない範囲で開示するのが相当である。とある。 1.にも拘らず、決定書と同封の交付資料【添付資料・P1・】は、出席者名簿・氏名が、真っ黒けの資料交付となっている。この事は、当初の「異議申立書」の原点となった市政執行交付資料一緒の資料が、「異議申立て→審議会の審議経過・平成25年9月10日～平成26年9月24日・7回に亘る審議の結果を経て、同じ資料交付決定がなされているが、どの様な権限の基にもとづく法的根拠に依って可能なのか?のわかる法的根拠等の開示請求。 2.また、添付熟視資料・P2-1・P2-2・では、住民市民の氏名が掲載されているが、住民市民の承諾もなく氏名を公表掲載しても良い・する根拠のわかる法的根拠等の開示請求。 3.更に、添付熟視資料・P2・では、地方公務員である県駅)市)住民)県)県)県)県)県)市)県市)県市)と県市)を隠蔽し、住民)の項目も氏名を隠蔽し、その他の・市民住民・の氏名)は明記掲載しているが、地方公務員・熊本県職員・熊本市職員・は明記記載せず、住民)の一人を除き他の市民住民は明記記載しても良い、との現実の実態実証資料が現存するが、この事は何の法的根拠・熊本市市政理念・等に基づく根拠によって熊本市政執行可能なのか?のわかる資料等の開示請求。							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		※添付資料・A4→0.5枚。 1.当初の交付で「異議申立て」となった真っ黒けの資料を再度・決定書で交付した資料。 A4→0.5枚。【添付資料P1】 ※添付熟視資料・A3→3枚。 1.熊本駅西土地区画整理事業所・協議内容・市民住民の氏名を承諾も無く、明記掲載されている会議録。A3→2枚。→添付熟視資料P1-1・P1-2. 2.熊本駅西土地区画整理事業所・説明会 報告・地方公務員・県駅)市)住民)県)県)県)市)県市)県市)との明記で、その中には住民)の一人は隠蔽とした会議録。A3→1枚。→添付熟視資料・P2							
1121	2/27	「桜町再開発事業」 基準 施行地区の位置図(両面) 〃 区域図 図面01～14 施設建築敷地の設計図2枚 公共施設の設計図 平面図 〃 断面図 ※事業計画書以外の全て	都市建設局 都心活性推進課		「桜町再開発事業」 規準 施行地区の位置図(両面) 〃 区域図 図面01～14 施設建築敷地の設計図 2枚 公共施設の設計図 平面図 〃 断面図 ※事業計画書以外の全て	開示		3/5	3/5
1122	2/27	桜町地区第一種市街地再開発事業 中心市街地特別委員会に出した以外の書類 ・事業計画 ・基準 ・図面 01.02.08以外の図面	都市建設局 都心活性推進課		取り下げ				
1123	2/27	位置指定道路 S41-140 ｶﾗｰはｶﾗｰで 白黒は白黒で	都市建設局 建築指導課		位置指定道路 S-41-140 ｶﾗｰはｶﾗｰで 白黒は白黒で	開示 (一部請求拒否)	2号 個人情報	3/2	3/2
1124	2/27	事業施行認可申請 縦覧図書(図面等全部) 桜町第一種市街地再開発事業	都市建設局 都心活性推進課		事業施行認可申請 縦覧図書(図面等全部) 桜町第一種市街地再開発事業	開示		3/5	3/10
1125	3/2	・公共施設の設計図(A3ｶﾗｰ) ・図面№4(A3) ・P.5(事業計画書・A4) ｶﾗｰのものはｶﾗｰで希望	都市建設局 都心活性推進課		・公共施設の設計図(A3ｶﾗｰ) ・図面 №14 (A3) ・P5(事業計画書・A4) ｶﾗｰのものはｶﾗｰで希望	開示		3/5	3/6

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1126	3/2	飲食店の新規検査の申請を行った情報の開示を申請いたします。 ただし、移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く 項目:屋号、営業所在地、申請者名 営業電話番号、申請日 期間 2015.2.5～2015.3.2	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年2月5日～平成27年3月2日までの間に、熊本市内において新規検査の申請を行った飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く) 計82件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号、申請日 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年3月4日13:30	開示		3/9	3/11
1127	3/2	平成27年2月1日～平成27年2月28日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)。 項目:屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年2月1日～平成27年2月28日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)計99件 項目:屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号 ※開示情報取り出し日時:平成27年3月5日13:30	開示		3/9	3/13
1128	3/2	平成27年2月1日～平成27年2月28日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた美容所一覧。 項目:施設名称、営業所所在地、営業所電話番号、開設者氏名、役職、代表者氏名。	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成27年2月1日から同2月28日までの間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名・名称、役職、代表者氏名	開示		3/4	3/13
1129	3/2	平成27年2月1日～平成27年2月28日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年2月1日～平成27年2月28日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (移動、臨時、自動販売機を除く) 計99件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年3月4日13:30	開示		3/9	3/19 郵送
1130	3/2	平成27年2/1～2/28までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表。 【取得希望情報】 ・施設名称・施設所在地・電話番号 ・確認年月日・開設者名(可能であれば) ※上記以外の情報が含まれていても問題なし ※管轄ｴﾘｱ全て	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成27年2月1日から同2月28日までの間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧 項目;施設の名称、所在地、電話番号、確認日、開設者氏名・名称、役職、代表者氏名	開示		3/4	3/13 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1131	3/2	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(平成27年2月1日～平成27年2月28日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年2月1日～平成27年2月28日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 計 99 件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、営業者氏名 初許可年月日、業種詳細 ※開示情報取り出し日時:平成27年3月4日13:30	開示		3/9	3/19 郵送
1132	3/3	桜町地区第一種市街地再開発事業縦覧図書全部 (カラーのものは、カラーで希望)	都市建設局 都心活性推進課		桜町地区第一種市街地再開発事業 縦覧図書全部 (カラーのものはカラーで希望)	開示		3/5	3/5
1133	3/3	平成27年2月1日から平成27年2月28日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年2月1日～平成27年2月28日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (自動販売機、露店営業を除く) 計99件 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年3月4日13:30	開示		3/9	3/20 郵送
1134	3/3	道等の判定 判定番号 10-460号 カラー希望	都市建設局 建築指導課		道等の判定 判定番号 10-460号 カラー希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/4	3/24
1135	3/3	位置指定台帳 写し S43-492号 (秋津三丁目)No.1～No.5 カラーのものは、カラーでお願いします。	都市建設局 建築指導課		位置指定台帳写し S43-492号(秋津三丁目)No1～No5 カラーのものは、カラーでお願いします。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/4	3/5
1136	3/4	道等の判定 判定番号02-575 カラー希望	都市建設局 建築指導課		道等の判定 判定番号02-575 カラー希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/5	8/17
1137	3/4	(仮称)富合駅前広場公衆用便所新築機械その他設備工事 菅原団地3棟(24戸)4棟(24戸)給水その他設備改修工事	都市建設局 設備課		(仮称)富合駅前広場公衆用便所新築機械その他設備工事 金入設計書 菅原団地3棟(24戸)4棟(24戸)給水その他設備改修工事 金入設計書	開示		3/6	3/13
1138	3/4	浜口公園トイレ新築外1箇所トイレ改修工事 池田2丁目東公園トイレ新築工事 田原スポーツ公園トイレ新築その他工事	都市建設局 営繕課		金額入り設計書 ・浜口公園トイレ新築外1箇所トイレ改修工事 ・池田2丁目東公園トイレ新築工事 ・田原スポーツ公園トイレ新築その他工事	開示		3/5	3/13
1139	3/5	区画整理図面 熊本市東区湖東1丁目○○-○○	都市建設局 都心活性推進課		区画整理図面 熊本市東区湖東1丁目○○-○○	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/12	3/16 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1140	3/5	道路位置指定申請 S49-117 ｶﾗｰ部はｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定申請 S49-117 ｶﾗｰ部はｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/5	3/6
1141	3/5	平成27年2月25日開札 上下水道局 水道整備課発注 南部送水場調整池築造工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 水道整備課		・南部送水場調整池築造工事 上記の金額入り工事内訳書	開示		3/9	3/12
1142	3/5	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2015年2月5日より2015年3月5日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成27年2月5日から同年3月5日までの間、熊本市内において新規確認した理容所、美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名・名称、役職、代表者氏名	開示		3/10	3/12
1143	3/5	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2015年2月5日より2015年3月5日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年2月5日～平成27年3月5日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く)計93件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年3月9日14:00	開示		3/9	3/12
1144	3/5	道路位置指定 H19-038(指定番号) P.1～4 (ﾍﾟｰｼﾞ数) ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 H19-038(指定番号)R.1～4(ﾍﾟｰｼﾞ数) ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示		3/9	3/10
1145	3/6	桜町地区第1種市街地再開発事業縦覧図書の全部 ※ｶﾗｰのものは、ｶﾗｰで希望	都市建設局 都心活性推進課		桜町地区第一種市街地再開発事業縦覧図書の全部 ※ｶﾗｰのものはｶﾗｰで希望	開示		3/10	3/10
1146	3/6	道路の判定 03年第281号 〃　第279号 ｶﾗｰのものはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路の判定 03年第281号 03年第279号 ｶﾗｰのものはｶﾗｰで	開示		3/9	3/13
1147	3/9	○○産科/婦人科もしくは 産科婦人科○○ｸﾘﾆｯｸの 廃院届出日、正式名称;所在地について。	健康福祉子ども局 医療政策課		○○産科/婦人科に係る以下の情報 廃院届出日、正式名称、所在地	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	3/19	3/27 郵送
1148	3/9	平成26年度 田迎小学校代13-1,2,4棟校舎屋上防水改修工事 金入設計書	教育委員会 事務局 施設課		平成26年度田迎小学校13-1,2,4棟校舎屋上防水改修工事金入設計書	開示		3/13	3/18

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1149	3/9	道路位置指定 S56-054-01 S56-054-02 S56-054-03 S56-054-04 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S56-054-01 S56-054-02 S56-054-03 S56-054-04 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/10	3/12
1150	3/10	工事名 鹿児島本線側道10号線外1線道路改築工事 金入設計書	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所		工事名 鹿児島本線側道10号線外1線道路改築工事 金入設計書	開示		3/13	3/24
1151	3/11	桜町地区第1種市街地再開発事業縦覧図書全部 ｶﾗｰのものは、ｶﾗｰで希望	都市建設局 都心活性推進課		桜町地区第一種市街地再開発事業縦覧図書全部 ※ｶﾗｰのものはｶﾗｰで希望	開示		3/12	3/13
1152	3/11	○○○○ 大規模小売店舗立地法届出書一式 (添付書類を含む、大規模小売店舗立地法施行後に熊本市に届け出られているもの全て) ※郵送費込の代金を前もってお教え頂きますようお願いいたします	農水商工局 商工振興課		大規模小売店舗立地法施行後における以下の店舗の届出書一式 大規模小売店舗の名称及び所在地 ○○ 熊本市東区新外2丁目○○番○　外	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	3/18	3/20 郵送
1153	3/11	亀井水源地～立田山排水池φ500粍送水管布設替他2件工事(1工区)金額入り設計書	上下水道局 水道整備課		・亀井水源地～立田山配水池φ500粍送水管布設替他2件工事(1工区) 上記の金額入り工事設計書	開示		3/17	3/17
1154	3/12	平成26年7月16日開札 上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 西部汚水22号幹線及び枝線下水道築造工事(931工区) 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		市計画事業 西部汚水22号幹線及び枝線下水道築造工事(931工区)の金入変更設計書	開示		3/17	3/25
1155	3/12	大規模行為届出書の様式第3号(平成26年12月11日～平成27年1月10日届出分)。※建築物に限る	都市建設局 開発景観課		大規模行為届出書の様式第3号 (平成26年12月11日～平成27年1月10日届出分)(建築物に限る)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/19	3/23
1156	3/13	熊本市から産業廃棄物収集運搬業の許可を得ていた有限会社○○の当該許可の取得に係る全ての文書(○○から提出された申請書等)	環境局 ごみ減量推進課 事業ごみ対策室		熊本市から産業廃棄物収集運搬業の許可を得ていた有限会社○○の当該許可の取得に係る全ての文書(○○から提出された申請書等)	不存在	第11条　第2項	3/17	
1157	3/13	平成27年3月4日開札 上下水道局 水道整備課 南区富合町平原650番地付近φ100・75・50粍配水管布設他1工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 水道整備課		・南区富合町平原650番地付近φ100・75・50粍配水管布設他1件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		3/18	3/25

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1158	3/16	熊本市八王寺にあった ○○内科医院 廃院年月日 所在地 ｶﾙﾃの引継ぎ先 正式名称 について。	健康福祉子ども局 医療政策課		○○内科医院に係る以下の情報 廃院年月日、所在地、正式名称	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	3/24	3/27 郵送
					○○内科医院に係る以下の情報 ｶﾙﾃの引継ぎ先	不存在	第11条　第2項	3/24	
1159	3/16	・平成26年7月2日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 花園ｲﾝﾀｰ線池亀地区道路改良及び調整池築造工事 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・一般県道花園ｲﾝﾀｰ線池亀地区道路改良及び調整池築造工事 (設計変更後の金入設計書)	開示		3/27	3/30
1160	3/16	都市計画道路新町戸坂線構造物撤去工事(変更)の金入り設計書 3月13日契約	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所 鉄道高架関連整備室		(H26)都市計画道路新町戸坂線構造物撤去工事(変更)の金入り設計書 3月13日契約	開示		3/17	3/23
1161	3/16	道等の判定 判定番号 H17 05-567 H22 10-377 H22 10-284 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道等の判定 判定番号 H17 05-567 H22 10-377 H22 10-284 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/19	3/20
1162	3/17	美容所開業許可書一覧 平成26年9月11日～平成27年3月16日 ・項目 施設名称、所在地、電話番号 開設者の氏名、名称、代表者氏名、役職 届出受付日、開設確認日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年9月11日～平成27年3月16日までの期間中、熊本市内において新規確認した美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名・名称、代表者氏名・役職、届出受付日、開設確認日	開示		3/19	3/23
1163	3/17	飲食店営業許可書一覧 平成27年1月19日～平成27年3月16日 新規(更新除く) ・仮設、移動販売、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆ除く ・項目 店舗名、住所、申請者名、電話番号、申請年月日、許可年月日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年1月19日～平成27年3月16日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (仮設、移動販売、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆを除く) 計174件 項目:店舗名、住所、申請者名、電話番号、申請年月日、許可年月日 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年3月18日 11:20	開示		3/19	3/23
1164	3/17	道路判定台帳 平成11年度 99-350～01～10 10件 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳 平成11年度 99-350-01～10 10件 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/18	3/18

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1165	3/17	松尾1丁目街区番号追加分(平成27年3月12日実施) 住居表示台帳	企画振興局 区政推進課		松尾1丁目街区番号追加分(平成27年3月12日実施) 住居表示台帳	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/23	3/27
1166	3/17	平成27年3月10日供用開始 花立1丁目佐土原1丁目第1号線の道路平面図 (ｶﾗｰを希望)	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		花立1丁目佐土原1丁目第1号線の道路平面図	開示		3/24	3/27
1167	3/17	子飼橋の立面図(PDFﾃﾞｰﾀでの交付を希望) 東部土木ｾﾝﾀｰ工務課様と事前打ち合わせ済み	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		子飼橋の立面図(PDFﾃﾞｰﾀでの交付を希望) ※図面に標記されている標高は、河川管理者による量水標等の標高とは一致しません。	開示		3/23	3/30 郵送
1168	3/17	道路位置指定 指定番号H19-038,H24-033 復元協議書(あれば) ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 指定番号 H19-038 H24-033 復元協議書(あれば) ｶﾗｰ希望	開示		3/18	3/18
1169	3/17	平成24年12月5日開札 水道整備課 県道 田迎木原線(榎津配水場付近)φ200耗配水管布設工事 上記の当初の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 水道整備課		平成24年12月5日開札 ・県道田迎木原線(榎津配水場付近)φ200耗配水管布設工事 上記の金入設計書	開示		3/20	3/25
1170	3/17	平成26年7月16日開札 下水道整備課 都市建設事業 西部汚水22号幹線枝線及び枝線下水道築造工事(932工区) 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水22号幹線及び枝線下水道築造工事(932工区)の設計変更後の金入設計書	開示		3/20	3/25
1171	3/17	平成26年8月6日開札 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 主要地方道 宇土甲佐線(木原工区)交差点改良工事 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		主要地方道宇土甲佐線(木原工区)交差点改良工事 設計変更後の金入設計書	開示		3/20	3/25
1172	3/17	【都市計画事業 東部汚水1号幹線枝線外枝線下水道築造工事(935工区)】の金入り設計書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部汚水1号幹線枝線外枝線下水道築造工事(935工区)の金入り変更工事設計書	開示		3/20	4/3
1173	3/18	主要地方道 宇土甲佐線(木原第一工区)交差点改良工事 の金入設計書	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		主要地方道宇土甲佐線(木原第一工区)交差点改良工事 金入設計書	開示		3/20	3/24

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1174	3/18	道路位置指定 指定番号 S51-106 01JPG～04JPG ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 指定番号 S51-106 01JPG～04JPG ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/19	3/19
1175	3/18	工事番号:平成22年度 単橋補(道)第1235-1-101号 工事名:益城菊陽線単県橋梁補修(地道債)(弓削橋高欄補修)工事 上記の工事の変更後の金入り設計書を開示請求致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		工事番号:平成22年度 単橋補(道)第1235-1-101号 工事名:益城菊陽線単県橋梁補修(地道債)(弓削橋高欄補修)工事 上記の工事の変更後の金入り設計書	開示		3/26	3/27
1176	3/18	･飲食店営業許可台帳一覧(最新のもの) ①営業店名 ②営業所所在地 ③申請者名(個人、法人) 代表者名(法人の場合) 申請者肩書(法人の場合) ④営業所電話番号 ⑤業種 ⑥営業許可番号 ⑦営業許可年月日、営業初回許可年月日 を記した一覧表。 ただし移動販売･臨時営業･仮設営業･自動販売機を除く。	健康福祉子ども局 食品保健課		飲食店営業許可台帳一覧(最新のもの) 但し、移動販売･臨時営業･仮設営業･自動販売機を除く。 計 8,041件 項目:営業店名･営業所所在地･申請者名(個人･法人)、代表者名(法人の場合)、申請者肩書(法人の場合)･営業所電話番号･業種･営業許可番号･営業許可年月日、営業初回許可年月日 ※開示情報取り出し日:平成27年3月23日午前10時	開示		3/25	
1177	3/18	熊本市中央区紺屋今町○番地○に建つﾎﾃﾙ(○○)解体に伴う平面図、立面図、断面図をｺﾋﾟｰお願い致します。	消防局 総務課		熊本市中央区紺屋今町○番地○ ﾎﾃﾙ○○ 平面図･立面図	開示		3/30	4/3
					熊本市中央区紺屋今町○番地○ ﾎﾃﾙ○○ 断面図	不存在	第11条　第2項	3/30	
1178	3/18	平成27年2月1日～平成27年2月末日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業及び自動販売機を除く) 項目、屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年2月1日～平成27年2月28日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業及び自動販売機を除く)計99件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業所電話番号、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年3月20日 13:00	開示		3/20	3/23

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1179	3/19	市道花園7丁目第123号線仮橋保守点検工事 北部土木センター 工務課 ・工期:平成24年4月1日～平成25年3月31日 ・工期:平成25年4月1日～平成26年3月31日 ・工期:平成26年4月1日～平成27年3月31日 上記3件の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木センター 工務課		市道花園7丁目第34号線仮橋保守点検工事 ・工期:平成24年4月1日～平成25年3月31日 市道花園7丁目第123号線仮橋保守点検工事 ・工期:平成25年4月1日～平成26年3月31日 ・工期:平成26年4月1日～平成27年3月31日 金入設計書	開示		3/24	3/27
1180	3/19	道路位置指定 S51-132 カラーの部分は カラーで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定書 S51-132 カラーの部分はカラーで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/19	4/7
1181	3/19	●平成27年3月11日開札 ◎北部土木センター 工務課 ・一般県道 花園インター線池亀地区道路改良工事 ・一般県道 花園インター線花園地区道路改良工事 ・一般県道 花園インター線外1路線花園北地区道路改良工事 上記3件の金入り設計書の開示をお願いします。	都市建設局 北部土木センター 工務課		・一般県道 花園インター線池亀地区道路改良工事 ・一般県道 花園インター線花園地区道路改良工事 ・一般県道 花園インター線外1路線花園北地区道路改良工事 金入設計書	開示		3/24	3/25
1182	3/19	●平成27年3月11日開札 ◎東部土木センター 維持課 ・主要地方道 熊本益城大津線(健軍工区)舗装補修工事(その3) ・市道 八王寺町第22号線舗装打換工事 所記2件の金入り設計書の開示をお願いします。	都市建設局 東部土木センター 維持課		・主要地方道 熊本益城大津線(健軍工区)舗装補修工事(その3)(金入設計書) ・市道 八王寺町第22号線舗装打換工事(金入設計書)	開示		3/23	3/25
1183	3/19	●平成27年3月11日開札 ◎北部土木センター 維持課 ・市道 池田2丁目3丁目第1号線舗装打換工事 上記1件の金入り設計書の開示をお願いします。	都市建設局 北部土木センター 維持課		平成27年3月11日開札 市道 池田2丁目3丁目第1号線舗装打換工事の金入設計書。科目内訳、施工内訳	開示		3/26	3/30
1184	3/19	●平成27年3月11日開札 ◎熊本駅周辺整備事務所 ・都市計画道路 上熊本法成寺船舗装工事(その1) 上記1件の金入り設計書の開示をお願いします。	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所 鉄道高架関連整備室		(H26)都市計画道路上熊本法成寺線舗装工事(その1)の金入設計書	開示		3/25	3/30

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1185	3/19	平成27年9月11日開札 北部土木センター 植木地域整備室 市道 植木～古閑線道路改良工事 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願いします。	都市建設局 北部土木センター 植木地域整備室		市道 植木～古閑線道路改良工事 金額入り設計書(設計変更後)	開示		3/25	3/27
1186	3/20	建設局 東部土木センター発注 「城南総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ(仮称)ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ整備及び駐車場等工事」の金入設計書(当初・変更共) ※対価表は不要 (設計書の部分のみ)	都市建設局 東部土木センター 維持課		城南総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ(仮称)ｸﾞﾗﾝﾄﾞ整備及び駐車場整備等工事 当初及び変更金入設計書(科目内訳表、施工内訳表を除く)	開示		3/24	3/25
1187	3/20	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2015年3月6日より2015年3月20日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成27年3月6日から同年3月20日までの間、熊本市内において新規確認した理容所、美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名・名称、役職、代表者氏名	開示		3/24	3/27
1188	3/20	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2015年3月6日より2015年3月20日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年3月6日～平成27年3月20日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く)計52件 項目:屋号、営業所在地、申請者名、営業電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年3月24日 14:00	開示		3/24	3/27
1189	3/20	①事前連絡なしでの現地確認の内容、日付、時間の記載 ②閉まっていた○○ｸﾘﾆｯｸ、門前から連絡とられた電話番号 ③連絡後、閉まっていた門を開けられた時の状況、状態を詳しく記載してください。 (例)イ 閉まっていたｸﾘﾆｯｸ門より、連絡後要した時間※(門あけられる迄) ロ ｸﾘﾆｯｸ連絡時、ｸﾘﾆｯｸの名称きちんと出し出られたか。又は「もし、もし」と出られたか、本当の事書いて下さい(私、夫、姉確認済) ④連絡時、門、開けられた人は○○病院又は、ｸﾘﾆｯｸの職員か(職種、医師、看護師、事ﾑ員、その他) ※4つの項目、出きるだけ、正確に記載し開示願います	健康福祉子ども局 医療政策課		④連絡時、門、開けられた人は○○病院又はｸﾘﾆｯｸの職員か (職種、医師、看護師、事ﾑ員、その他)	不存在	第11条　第2項	4/1	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
					「○○ｸﾘﾆｯｸでの確認について」・・・別紙 ①事前連絡なしでの現地確認の内容・日付・時間の記載 ②閉まっていた○○ｸﾘﾆｯｸ、門前から連絡とられた電話番号 ③連絡後、開まっていた門を開けられた時の状況・状態を詳しく記載して下さい。 (例) ｲ)閉まっていたｸﾘﾆｯｸ門より連絡後要した時間(※門あけられる迄) ﾛ)ｸﾘﾆｯｸ連絡時、ｸﾘﾆｯｸの名称きちんと出し出られたか、又は「もしもし」と出られたか本当のこと書いて下さい。 (私、姉、妹確認済)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/1	4/2
1190	3/20	道路位置指定台帳の写し S41年6月29日付 S41-101号 申請者 熊本市保田窪本町○○ ○○○○ 地番 熊本市保田窪本町字弥蔵塚○○-○、○○-○	都市建設局 建築指導課		道路位置指定台帳の写し S41年6月29日付S41-101号 申請者 熊本市保田窪本町○○ ○○○○ 地 番 熊本市保田窪本町字弥蔵塚○○-○、○○-○	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/23	3/27
1191	3/23	道路判定 05-583一式 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路判定 05-583一式 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/24	3/24
1192	3/23	道路位置指定 熊本市指令第108号 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 熊本市指令第108号(S46.12.15) ｶﾗｰ希望	開示		3/24	3/24
1193	3/23	道路指定書 S45.7.31付 S45-152 S45-150_01～_05 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路指定書 S45.7.31付 S45-152 S45-152-01～-05 ｶﾗｰ希望	開示		3/24	3/25
1194	3/24	熊本市北区清水岩倉1丁目○○番○ 昭和42年2月3日、土地区画整理法による換地図面の写しの交付	都市建設局 都心活性推進課		熊本市北区清水岩倉1丁目○○番○ 昭和42年2月3日 土地区画整理法による換地図面	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/24	3/25
1195	3/24	道路判定台帳の写し 04-468号(H12年判定) №1～№10 ｶﾗｰは、ｶﾗｰでお願いします。	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳の写し 00-468号(H12年判定) №1～№10 ｶﾗｰは、ｶﾗｰでお願いします。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/25	3/26
1196	3/24	・道路判定 H11.99-083 H22.10-391 H16.04-340 白黒→白黒 ｶﾗｰ→ｶﾗ	都市建設局 建築指導課		○道路判定 H11.99-083 H22.10-391 H16.04-340 白黒→白黒 ｶﾗｰ→ｶﾗ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/25	6/10

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1197	3/24	亀井水源地～立田山配水池φ500耗送水管布設他2件工事(1工区) 上記工事の金入り設計書	上下水道局 水道整備課		・亀井水源地～立田山配水池φ500耗送水管布設替他2件工事(1工区) 上記の金額入り工事設計書	開示		3/30	4/2
1198	3/24	平成26年6月18日 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 砂原四方寄線(花園工区)貢1号跨道橋下部工A2工事 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・一般県道 砂原四方寄線(花園工区)貢1号跨道橋下部工A2工事 金入設計書	開示		3/26	3/27
1199	3/24	建設ﾘｻｲｸﾙ法に基づく届出の写し (建築物以外のものの解体に係るものに限る。) H26年1月～H26年12月迄の1年分 ※技術管理課所管分	都市建設局 技術管理課		民間工事建設ﾘｻｲｸﾙ法に関する届出書について	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	4/7	4/12 郵送
1200	3/24	建設ﾘｻｲｸﾙ法の届出台帳の写し H26年1月～H26年12月迄の2年分 ※建築指導課所管分	都市建設局 建築指導課		建設ﾘｻｲｸﾙ法の届出台帳の写し H26年1月～H26年12月迄の1年分 ※建築指導課所管分	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/27	4/12 郵送
1201	3/24	道等の判定 判定番号 04-235 04-241 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道等の判定 判定番号 04-235 04-241 ｶﾗｰ希望	開示		3/25	3/26
1202	3/24	熊本市内における大気汚染防止法及び県条例の煤煙発生施設一覧表 対象施設 熊本市内における法及び県条例のばい煙発生施設 対象項目 工場・事業場名、所在地、ばい煙発生施設の種類、施設設置年月日、最大排出ｶﾞｽ量(湿り)、最大排出ｶﾞｽ量(乾き)、使用燃料 提供媒体 ｴｸｾﾙﾃﾞｰﾀ 提供方法 ﾒｰﾙ返送もしくはCD-Rにて	環境局 環境政策課		熊本市内における大気汚染防止法及び県条例の煤煙発生施設一覧表 対象施設 熊本市内における法及び県条例のばい煙発生施設 対象項目 工場・事業所名、所在地、ばい煙発生施設の種類、施設設置年月日、最大排出ｶﾞｽ量(湿り)、最大排出ｶﾞｽ量(乾き)、使用燃料	開示		3/27	4/8 郵送
1203	3/25	一般県道 花園ｲﾝﾀｰ線花園ﾗﾝﾌﾟ1号橋上部工(A1～P4)工事の金入設計書	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・一般県道 花園ｲﾝﾀｰ線花園ﾗﾝﾌﾟ1号橋上部工(A1～P4)工事 金入設計書	開示		3/27	4/1

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1204	3/25	平成26年9月10日開札 北部土木センター 市道 室園町第22号線道路改良工事(その2) 平成26年11月5日開札 北部土木センター 一般県道 花園インター線4号調整池築造工事 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木センター 工務課		・市道 室園町第22号線道路改良工事(その2) ・一般県道 花園インター線4号調整池築造工事 設計変更金入設計書	開示		3/27	4/7
1205	3/25	平成26年11月19日開札 西部土木センター 維持課 市道 八島町上代第1号線外1路線舗装補修工事 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木センター 維持課		市道八島町上代第1号線外1路線舗装補修工事	開示		3/30	4/7
1206	3/26	●期間 27年2月21日～27年3月20日 ●屋号 ●住所 ●申請者 ●申請者電話番号 ●許可日 飲食店営業施設(仮設、臨時、自販機を除く) 熊本市のみ 新規申請があったもの	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年2月21日～平成27年3月20日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧 (仮設、臨時、自販機を除く) 計92件 項目:屋号、住所、申請者、申請者電話番号、許可日 ※開示情報取り出し日時:平成27年3月30日13:00	開示		3/30	4/1
1207	3/27	道等の判定 判定番号 05年第552号 カラー希望	都市建設局 建築指導課		道等の判定 ・判定番号 05年第552号 ・カラー希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/30	5/18
1208	3/27	平成26年7月9日開札 上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 西部汚水11号幹線(その1)下水道築造工事(916工区) 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水11号幹線(その1)下水道築造工事(916工区)の金入り変更設計書	開示		3/31	4/7
1209	3/30	道路位置指定書及びそれに付随する図面全て 位置指定番号 S38-61 〃　S41-126 カラーはカラーで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定書及びそれに付随する図面全て 位置指定番号 S38-61 位置指定番号S41-126 カラーはカラーで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/30	3/31

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1210	3/30	飲食店の申請を行った情報の開示を申請いたします。 (現在営業中のもの) ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く 項目 屋号・営業所在地・営業電話番号・申請者名・代表者名 申請者住所・申請者電話番号・初回許可年月日 期間 ～H27.3.30	健康福祉子ども局 食品保健課		平成27年3月30日までの間に、熊本市において営業許可のある飲食店一覧 (移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く) 計 8057件 項目:屋号、営業所在地、営業電話番号、申請者名、代表者名、申請者住所、申請者電話番号、初回許可年月日 ※ 開示情報取り出し日時:平成27年4月1日14:00	開示		4/8	4/13
1211	3/30	平成26年7月2日開札 北部土木センター 工務課 一般県道 砂原四方寄線(花園工区)和泉地区道路改良工事 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木センター 工務課		・一般県道 砂原四方寄線(花園工区)和泉地区道路改良工事 金入設計書	開示		3/31	4/7
1212	3/30	道路判定台帳の写し H15年 03-407号 八分字町 カラーでお願いします。 No.1～No.11	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳の写し H15年 03-407号 八分字町 カラーでお願いします。 No.1～No.11	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/31	3/31
1213	3/31	・平成27年1月1日から平成27年3月31日までの住居表示番号不定申請に伴った当該住居表示台帳 ・平成27年3月12日 実施 松尾1丁目の住居表示変更について変更後の号番号までが分かる資料図面 (住居表示案内図、住居表示台帳等)	企画振興局 区政推進課		(1)平成27年 1月 1日から平成27年 3月31日までの住居番号付定申請に伴った当該住居表示台帳 (2)平成27年 3月12日実施 松尾1丁目の住居表示変更(追加)について変更後の号番号までが分かる資料図面	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/9	4/13 郵送
1214	3/31	平成26年度熊本市職員採用試験(初級職等)の次の職種の1次試験、及び、2次試験の合格最低点について教えてください。 ・事務職 ・学校事務職 ・技術職(土木) ・初級消防職 ・初級消防職(救急救命士)	人事委員会 事務局		平成26年度熊本市職員採用試験(初級職等)の次の職種の1次試験及び2次試験の合格最低点。 ・事務職 ・学校事務職 ・技術職(土木) ・初級消防職 ・初級消防職(救急救命士)	開示		4/2	4/22
1215	3/31	調査所在地 熊本市西区春日一丁目〇〇、〇〇、〇〇 〃　　春日二丁目〇、〇 上記所在地に存在する、又は存在していた水濁法、及び県地下水保全条例に基づく届出	環境局 水保全課		熊本市西区春日一丁目〇〇番、〇〇番、〇〇番 熊本市西区春日二丁目〇番、〇番 上記所在地内に存在する又は存在していた、水質汚濁防止法及び熊本県地下水保全条例に基づく届出	不存在	第11条　第2項	4/6	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1216	3/31	熊本市における食品衛生法に基づく許可業種全ての施設一覧 平成26年9月1日から平成27年2月28日の間に新規で許可を受けた全業種の施設全て(既に廃業している施設は除く) ＜項目＞ 店名、店住所、店電話番号、申請者名(申請者が法人の場合は、法人住所・法人電話番号・法人代表者名)、許可日、許可満了日、業種、業態	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年9月1日から平成27年2月28日の間に、熊本市内において新規で許可を受けた全業種の全施設の一覧 計738件 項目:店名、店住所、店電話番号、申請者名(申請が法人の場合は、法人住所・法人電話番号・法人代表者名)、許可日、許可満了日、業種、業態 ※開示情報取り出し日時:平成27年4月7日10:30	開示		4/9	4/20 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の内容	決定内容	不開示理由	所管課	開示等決定日	開示日
1	4/9	平成26年1月1日から平成26年4月9日までの私の印鑑登録証明書交付申請書	開示		企画振興局 区政推進課	4/14	
2	4/10	平成20年12日1日～平成21年2月28日までの私の印鑑登録証明書交付申請書の出力記録、もしくは発行履歴が判るもの	開示		企画振興局 区政推進課	4/18	5/2
3	4/11	・出火日時および鎮火時間 ・消防への通報時刻および通報者 ・消防出動から鎮火、退去までの経緯(時刻等、人数、消防車台数含む) ・出火場所(住所含む)、火元 ・事件性(故意性) ・出火原因(油の検出の有無等含む)、図面、消防署の最終見解 ・出火から鎮火までの写真 ・その他、開示できる全ての書類	一部開示	6号　第三者情報	消防局 総務課	4/23	4/26 郵送
4	4/14	平成22年12月に息子を亡くしました。息子は癌で仕事が出来なくなり、生活保護の申請を、熊本市役所で行ったのですが、資産が有るとの理由で申請を却下されました。息子が亡くなり、自分なりに息子の残した資産を確認したのですが、ほぼ0に近い状態のものでした。保護申請を行った際、行政で息子の資産を詳しく調べられたと聞きました。息子が残したものが、どこにどの様な形で残っているのか、又は残っていないのか、確認する為情報を頂きたいと思います。 保護申請をした時の住所:熊本市中央区萩原町○-○○　○○ｱﾊﾟｰﾄ(現在○○ｱﾊﾟｰﾄ? 氏名:○○○○ S○○.○.○生まれ 申請をした住所:亡くなる前の一年位前だったと思います。 必要とする情報:息子が所持していた資産が分かる書類	一部開示	6号　第三者情報	西区役所 保護課	4/24	4/26 郵送
5	4/15	平成26年3月13日から平成26年4月15日までの私の印鑑登録証明書交付申請書	不存在	第18条第2項	企画振興局 区政推進課	4/18	
6	4/15	平成25年11月1日から平成26年4月15日までの ・私の住民票関係請求書 世帯主:○○○○ 郵便による請求も含む。	開示		企画振興局 区政推進課	4/18	6/24
7	4/16	平成26年3月31日から平成26年4月16日までの私の印鑑登録証明書交付申請書	開示		企画振興局 区政推進課	4/18	4/25
8	5/8	平成24年4月1日から平成26年1月10日までの印鑑登録証明書交付申請書 ○○○○ 本籍:熊本県熊本市南区御幸西三丁目○○番地 出生日:大正○○年○月○日	一部開示	6号　第三者情報	企画振興局 区政推進課	5/14	5/18 郵送
9	5/20	○○(○○)○○平成○○年○月○○日生まれ(満○歳)の熊本市立○○小学校○年○組及び○年○組の指導要録 上記小学校より、平成○年○月に転出	開示		教育委員会 事務局 指導課	5/30	6/4 郵送
10	5/21	平成25年4月1日から平成26年5月21日までの ・私の住民票関係請求書 世帯主:○○○○ 郵便による請求も含む。	開示		企画振興局 区政推進課	5/21	6/6
11	5/27	平成24年8月1日から平成25年7月14日までの私の印鑑登録証明書交付申請書と、印鑑登録証明の発行履歴の分かるもの 私→○○○○	一部開示	6号　第三者情報	企画振興局 区政推進課	6/4	6/5
12	5/28	○○○○が平成25年8月26日付けで提起した城南町中央土地区画整理事業の換地処分に対する審査請求において城南町中央土地区画整理組合が熊本市へ提出した平成25年7月19日付城土区第93-73号○○○○宛の換地処分通知及び添付資料	開示		都市建設局 都心活性推進課	5/30	6/4

受付番号	受付日	請求する文書の内容	決定内容	不開示理由	所管課	開示等決定日	開示日
13	5/29	平成24年4月1日から平成26年5月29日までの私の印カン登録又は変更と証明書が取られていないがわかるものの印鑑登録証明書交付申請書	取り下げ		企画振興局 区政推進課		
14	5/29	亡き母 ○○○○の要介護申請の際に、主治医から提出された意見書の写し	開示		健康福祉子ども局 高齢介護福祉課	6/6	6/10
15	6/4	私、○○○の住民票関係の証明を発行された物がわかるもの 平成25年4月1日から平成26年6月4日まで	開示		企画振興局 区政推進課	6/16	6/18
16	6/5	平成24年4月1日から平成26年6月5日までの私印カン登録又は変更と証明書が取られていないかわかるものの印鑑登録証明書交付申請書	開示		企画振興局 区政推進課	6/6	
17	6/9	○○○○(男性) 熊本市東区秋津町秋田○○番地○○ 昭和○年○月○○日生 ・上記の者の印鑑登録の登録状況又は登録の履歴が分かるもの ・登録が廃止又は抹消されている場合はその印影	不存在	第18条第2項	企画振興局 区政推進課	6/12	
18	6/10	平成26年3月1日から平成26年5月31日までの ・私の住民票関係請求書 世帯主○○○○ 郵便による請求も含む。	開示		企画振興局 区政推進課	6/12	
19	6/12	○○が許可申請書等に押印した文書 ○○○○様(T○.○.○生 H○.○.○死) 最後の住所地 熊本市中央区小沢町○○-○(○○○) 埋葬許可書、死亡届	取り下げ		健康福祉子ども局 健康福祉政策課		
20	6/13	平成○年1月○日に熊本市黒髪4丁目○-○　○○○○○で発生した火災原因判定書	一部開示	4号　公共の安全情報 5号　国等協力関係情報 6号　第三者情報	消防局 総務課	6/27	7/1 郵送
21	6/20	平成26年1月1日から平成26年6月20日までの ・私の戸籍関係請求書 (全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票) 本籍:熊本市新鍛冶屋町○○ 筆頭者:○○○○	一部開示	6号　第三者情報	企画振興局 区政推進課	6/26	6/28 郵送
22	6/24	平成26年4月16日から平成26年6月24日までの私の印鑑登録証明書交付申請書	不存在	第18条第2項	企画振興局 区政推進課	6/25	
23	7/1	平成24年4月1日から平成26年6月30日までの○○○○の戸籍関係請求書の写し (全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票) 本籍:熊本市西区池田2丁目○○番 筆頭者:○○○○	開示		企画振興局 区政推進課	7/14	7/17 郵送
24	7/1	平成24年4月1日から平成26年6月30日までの○○○○の戸籍関係請求書の写し (全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附表) 本籍:熊本市西区池田2丁目○○番 筆頭者:○○○○	開示		企画振興局 区政推進課	7/14	7/17 郵送
25	7/9	○○○○の○○小学校以降の指導要録	存否不回答	第17条	教育委員会事務局 指導課	7/23	
26	7/10	亡夫○○○○(熊本市中央区渡鹿1-○-○-○)S○.○.○の印かん登録証明書交付がわかるもの 期間 H23.3.1～H23.3.31 (発行時住所) 熊本市大江2-○-○-○-○	開示		企画振興局 区政推進課	7/22	7/23
27	7/10	平成25年4月1日から平成26年7月10日までの ・私の住民票関係請求書 世帯主○○○ 郵便による請求も含む。	開示		企画振興局 区政推進課	7/14	7/23

受付番号	受付日	請求する文書の内容	決定内容	不開示理由	所管課	開示等決定日	開示日
28	7/10	平成26年4月1日から平成26年7月10日までの ・私の住民票関係請求書 世帯主:○○○○ 郵便による請求も含む。	一部開示	6号　第三者情報	企画振興局 区政推進課	7/15	7/15
29	7/16	平成25年7月16日から平成26年7月16日までの ・私の住民票関係請求書 世帯主:○○○○ 郵便による請求も含む。	一部開示	6号　第三者情報	企画振興局 区政推進課	7/22	7/31
30	7/18	(○○○)保育園 熊本市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の平成25年度実績報告書のうち、(○○○○)の賃金の改善額がわかるもの	一部開示	6号　第三者情報	健康福祉子ども局 保育幼稚園課	7/24	7/31
31	7/18	(○○○)保育園 熊本市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の平成25年度実績報告書のうち、(○○○○)の賃金の改善額がわかるもの	一部開示	6号　第三者情報	健康福祉子ども局 保育幼稚園課	7/24	7/29
32	7/18	(○○○)保育園 熊本市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の平成25年度実績報告書のうち、(○○○○)の賃金の改善額がわかるもの	一部開示	6号　第三者情報	健康福祉子ども局 保育幼稚園課	7/24	7/28
33	7/23	亡父○○○○(熊本市東区東野1丁目○番○○号)S○.○.○ 東区役所福祉課において平成25年9月9日に妻○○(通称○○○○)からの暴言暴力に関する相談内容が分かるもの 二女○○○○ 昭和○○年○月○○日生まれ	一部開示	6号　第三者情報	東区役所 福祉課	7/31	8/4
34	7/23	(○○○)保育園 熊本市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の平成25年度実績報告書のうち、(○○○○)の賃金の改善額がわかるもの	一部開示	6号　第三者情報	健康福祉子ども局 保育幼稚園課	7/24	7/28
35	7/23	(○○○)保育園 熊本市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の平成25年度実績報告書のうち、○○○○)の賃金の改善額がわかるもの	一部開示	6号　第三者情報	健康福祉子ども局 保育幼稚園課	7/24	7/28
36	7/23	(○○○)保育園 熊本市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の平成25年度実績報告書のうち、(○○○○)の賃金の改善額がわかるもの	一部開示	6号　第三者情報	健康福祉子ども局 保育幼稚園課	7/24	7/29
37	7/25	平成25年4月1日から平成26年7月25日までの私の印鑑登録証明書交付申請書	開示		企画振興局 区政推進課	7/28	8/8
38	7/28	平成25年4月1日から平成26年7月25日までの ・私の住民票関係請求書 世帯主:○○○○ 郵便による請求も含む。	不存在	第18条第2項	企画振興局 区政推進課	8/5	
39	7/28	医療法人○○病院及び財団法人○○病院から提出された請求者に関する個人情報で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)第33条第7項(様式13)医療法入院者の入院届及び同法第33条の2(様式17)医療保護入院者の退院届並びに請求者の同法第38条の4(退院の請求)に対し再度、意見聴取を行うかの審議に医療法人○○病院から平成○年11月○日提出された意見書 ・医療法人○○病院からの熊本市長に提出された(様式13)医療法入院者の入院届 ・医療法人○○病院からの熊本市長に提出された(様式17)医療法入院者の退院届 ・財団法人○○病院から熊本市長に提出された(様式13)医療法入院者の入院届	一部開示	2号　評価・診断等情報 6号　第三者情報	健康福祉子ども局 障がい保健福祉課 精神保健福祉室	8/6	8/8 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の内容	決定内容	不開示理由	所管課	開示等決定日	開示日
40	7/28	医療法人〇〇病院及び財団法人〇〇病院から提出された請求者に関する個人情報で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)第33条第7項(様式13)医療法入院者の入院届及び同法第33条の2(様式17)医療保護入院者の退院届並びに請求者の同法第38条の4(退院の請求)に対し再度、意見聴取を行うかの審議に医療法人〇〇病院から平成〇年11月〇日提出された意見書 ・2回目の退院請求に対し、意見聴取を行うかの審議に使用された精神医療審査会事務局に提出されている〇〇病院からの退院等の請求に関する意見書	一部開示	2号　評価・診断等情報 6号　第三者情報	健康福祉子ども局 こころの健康センター	8/1	8/19
41	7/30	①亡母〇〇〇〇の介護申請(平成22年1月)書類の写し ②そのさいの介護判定がわかる書類の写し 熊本市北区龍田陣内3丁目〇〇-〇〇 大正〇年〇月〇〇日 ・申請書は不要 ・新規申請時の認定情報がわかればよい	開示		健康福祉子ども局 高齢介護福祉課	8/8	8/8 郵送
42	7/30	24年7月と25年7月に西区役所福祉課でDV、離婚等について相談した記録	一部開示	6号　第三者情報	西区役所 福祉課	8/4	
43	8/1	亡き母 〇〇〇〇の要介護認定の申請の際に主治医から提出された意見書の写し (平成23年8月19日)～平成24年2月29日迄 (平成24年3月1日～平成25年2月28日) (平成24年10月1日平成25年9月30日)	開示		健康福祉子ども局 高齢介護福祉課	8/15	8/25
44	8/7	亡母〇〇〇〇(大正〇年〇月〇日生)の介護認定に係る書類の開示請求 認定調査票、介護認定審査会資料及び主治医意見書の全て 死亡時住所、熊本市島町5丁目〇番〇号	開示		健康福祉子ども局 高齢介護福祉課	8/19	8/22
45	8/11	平成25年4月1日から平成26年8月11日までの私の印鑑登録証明書交付申請書	不存在	第18条第2項	企画振興局 区政推進課	8/13	
46	8/11	下記の個人に関する以下の情報 記 〇〇〇〇(最後の住所:熊本市中央区本山4丁目〇番〇号) (生年月日昭和〇年〇月〇日、死亡日平成〇年〇月〇〇日) 平成25年1月1日から同26年3月23日までの間にかかる当該個人を被保険者とする介護保険の要介護・要支援認定申請に関する記録(具体的には、要介護認定申請書、介護保険要介護認定変更申請書、申請時連絡票、要介護認定・要支援認定にかかる調査票、主治医意見書、介護認定審査会の議事録)	開示		健康福祉子ども局 高齢介護福祉課	8/19	8/25
47	8/14	下記の個人に関する以下の情報 記 〇〇〇〇(最後の住所:熊本市北区上熊本3丁目〇〇-〇〇) (生年月日)大正〇年〇月〇日、死亡日、平成〇年〇月〇日 平成17年7月1日から同23年6月3日までの間にかかる当該個人を被保険者とする介護保険の認定情報	開示		健康福祉子ども局 高齢介護福祉課	8/28	9/2
48	8/22	〇〇〇〇 住所:熊本市西区春日1丁目〇-〇-〇 生年月日:平成〇〇年〇〇月〇〇日 上記の者について、 熊本市の児童相談所が相談を受けた内容がわかる書類、記録	一部開示	2号　評価・診断等情報 6号　第三者情報 7号　未成年情報	健康福祉子ども局 児童相談所	9/3	9/5
49	8/26	平成25年8月27日から平成26年8月26日までの ・私の住民票関係請求書 世帯主:〇〇〇〇 郵便による請求も含む。	不存在	第18条第2項	企画振興局 区政推進課	8/29	

受付番号	受付日	請求する文書の内容	決定内容	不開示理由	所管課	開示等決定日	開示日
50	8/26	○○中学校における○○○○(中3)に対するいじめとその対応に関するもの(H26.6月～現在) 事故情報・調査報告等 教育委員会に報告されたもの いじめに関するもの全て	開示		教育委員会事務局 総合支援課	9/9	9/10
			一部開示	6号　第三者情報		9/9	9/10
			不開示	2号　評価・診断等情報 3号　行政運営情報		9/9	
51	8/27	平成26年7月15日から平成26年8月27日までの ・私の住民票関係請求書 世帯主:○○○○ 郵便による請求も含む。 H26.7.15～7.31は北区、(龍田町弓削○○-○:世帯主は○○○○)、H26.8.1～現住所	開示		企画振興局 区政推進課	8/29	9/11
52	9/1	平成25年4月1日から平成26年8月10日までの印鑑登録証明書交付申請書 亡き妻○○○○ 熊本市東区西原2丁目○-○○ S.○.○.○日生まれ	開示		企画振興局 区政推進課	9/2	9/10 郵送
53	9/2	新外秋津線整備事業に伴い、亡○○○○が、昭和61年3月および62年3月に収用された花立5丁目○○番○、健軍町佐土原○○番○及び○○番○に関する契約書類等一式 ○○○○T○.○.○○(○○.○.○○) 熊本市東区佐土原1丁目○○-○○ 補正:上記開示請求に係る個人情報の内容について、次のとおり補正します。 事業名を都市計画道路3、4、35新外秋津線築造工事に変更し、土地の所在を健軍町佐土原○○番○及び○○番○を健軍町佐土原○○番○のうち及び○○番のうちに変更します。また契約書類一式を土地売買契約書類及び補償契約書に変更します。	開示		都市建設局 東部土木センター 用地課	9/10	9/12
54	9/4	平成24年4月1日から平成26年9月4日までの ・私の戸籍関係請求書 (全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票) 本籍:熊本市北区立福寺町○○ 筆頭者:○○○○	不存在	第18条第2項	企画振興局 区政推進課	9/11	
55	9/10	子、○○○○の療育手帳判定に関る ・会議記録及び ・日常生活能力指標 H○○.○.○○生	開示		健康福祉子ども局 児童相談所	9/18	9/24
56	9/10	○○中学校における○○○○(中3)に対するいじめとその対応に関するもの(H24.4月～H26.5月) 事故情報・調査報告書等 教育委員会に報告されたもの いじめに関するもの全て	開示		教育委員会事務局 総合支援課	9/19	9/22
			不開示	2号　評価・診断等情報		9/19	
57	9/11	北福祉発第1059号「支援の内容及び支給量」に記載された内容での決定に至った理由及び同決定に際し参考とされた資料の一切の開示をお願いします。	一部開示	2号　評価・診断等情報 6号　第三者情報	北区役所 福祉課	9/25	9/27 郵送
58	9/17	H元年からH22年、9月迄に出た 改葬許可申請書(○○○熊本市西区上代9丁目○-○○)(○○家墓)○○○○(建立者) 死亡者○○○○S○○.○.○生死亡S○○.○○.○○ 本籍 熊本市中央区船場町下一丁目○番 住所 熊本市高橋町○○	不存在	第18条第2項	健康福祉子ども局 生活衛生課	9/26	

受付番号	受付日	請求する文書の内容	決定内容	不開示理由	所管課	開示等決定日	開示日
59	9/19	亡母 ○○○○(S○.○.○○) 熊本市中央区帯山4丁目○-○ 平成16年4月頃に介護認定を受けた際の下記の書類 ・認定調査票・主治医意見書・審査会議事録	開示		健康福祉子ども局 高齢介護福祉課	10/3	10/14
			不存在	第18条第2項		10/3	
60	9/19	平成25年9月20日から平成26年9月19日までの ・私の住民票関係請求書 世帯主:○○○○ 郵便による請求も含む。	不存在	第18条第2項	企画振興局 区政推進課	9/29	
61	9/19	平成24年4月1日から平成26年9月19日までの ・私の戸籍関係請求書 (全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票) 本籍:熊本市中央区出水8丁目○○番 筆頭者:○○○○	一部開示	6号　第三者情報	企画振興局 区政推進課	9/30	10/2 郵送
			不開示	6号　第三者情報		9/30	
62	9/24	私が所有している固定資産の証明書及び、名寄帳の請求関係書類(委任状を含む) 平成26年9月19日から遡って3年間	不存在	第18条第2項	財政局 中央税務課	10/7	
63	9/30	平成○年4月○日に、私が熊本市の○○前から国立病院機構熊本医療センターへ搬送された際の救急活動報告書	開示		消防局 総務課	10/8	10/15 郵送
64	10/14	下記の個人に関する以下の情報 記 ○○○○(最後の住所:熊本市北区八景水谷2丁目○○番○○号 ○○様方) (生年月日 大正○年○○月○○日、死亡日 平成○○年○月○日) 平成25年5月1日から同26年7月15日までの間にかかる当該個人を被保険者とする介護保険の要介護・要支援認定申請に関する記録(具体的には、要介護認定申請書、介護保険要介護認定変更申請書、申請時連絡票、要介護認定・要支援認定にかかる調査票、主治医意見書、介護認定審査会の議事録)	開示		健康福祉子ども局 高齢介護福祉課	10/28	11/4
65	10/17	平成26年8月以降、東区福祉課にて私が行った相談の記録	開示		東区役所 福祉課	10/24	11/4 郵送
66	10/17	平成26年9月以降、北区福祉課にて私が行った相談の記録	開示		北区役所 福祉課	10/22	11/4 郵送
67	10/21	平成26年4月10日から平成26年4月17日までの私の印鑑登録証明書交付申請書	開示		企画振興局 区政推進課	10/23	10/24
68	10/28	平成23年11月1日から平成26年10月28日までの ・私の戸籍関係請求書 (全部事項証明書) 本籍:熊本市中央区坪井1丁目○番地○○ 筆頭者:○○○○	開示		企画振興局 区政推進課	11/10	11/11
			一部開示	6号　第三者情報		11/10	11/11
69	10/28	私に対して平成26年9月に出された同行援護と家事援助の決定の内訳・内容	一部開示	6号　第三者情報	中央区役所 福祉課	11/4	11/4
70	11/11	私の息子 ○○○○の療育手帳の申請に際して熊本市へ提出された書類一式 及び熊本県へ提出され熊本市へ引き継がれた書類一式 ○○○○ H○○.○.○生 熊本市南区野田3丁目○○-○-○○号	開示		健康福祉子ども局 障がい者福祉相談所	11/18	11/20
71	12/1	北福祉発1432号「支援の内容及び支給量」に記載された内容について決定に至った理由及び同決定に際し参考にされた資料の一切の開示をお願いします。	一部開示	2号　評価・診断等情報 6号　第三者情報	北区役所 福祉課	12/8	12/11 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の内容	決定内容	不開示理由	所管課	開示等決定日	開示日
72	12/1	平成23年12月2日から平成26年12月1日までの ・私の戸籍関係請求書 (全部事項証明書) 本籍:熊本市安政町〇番地〇〇 筆頭者:〇〇〇〇	一部開示	6号　第三者情報	企画振興局 区政推進課	12/9	12/12
73	12/12	平成25年4月1日から平成26年12月12日までの私の印鑑登録証明書交付申請書	開示		企画振興局 区政推進課	12/15	1/5
74	12/15	平成24年8月1日から平成26年12月15日までの ・私の戸籍関係請求書 (全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票) 本籍:熊本市中央区水前寺3-〇〇-〇〇 筆頭者:〇〇〇〇	開示		企画振興局 区政推進課	12/24	12/27 郵送
			一部開示	6号　第三者情報		12/24	
75	1/15	平成25年1月15日から平成27年1月15日までの私の印鑑登録証明書交付申請書	開示		企画振興局 区政推進課	1/19	1/20
76	1/15	平成25年1月15日から平成27年1月15日までの私の印鑑登録証明書交付申請書	不存在	第18条第2項	企画振興局 区政推進課	1/19	
77	1/21	H26.8月～12月に私が北区福祉課に対して行った相談の記録	一部開示	4号　公共の安全情報	北区役所 福祉課	2/3	2/5 郵送
78	1/26	平成25年4月19日に天明総合出張所で私の固定資産証明書が取得された際の下記の書類 ・固定資産課税台帳等、記載の事項証明兼閲覧申請書・委任状	開示		南区役所 天明総合出張所	1/30	1/30
79	1/27	平成25年1月1日から平成27年1月27までの私の印鑑登録証明書交付申請書	開示		企画振興局 区政推進課	1/30	2/2
80	2/2	平成〇年12月〇日〇〇中学校において、体育の授業中に骨折した、〇〇〇〇(〇年〇組)の事故に関する文書すべて。 教育委員会に提出されたもの。 電話速報の記録も含め。最後の文書は1/30提出された	開示		教育委員会 事務局 健康教育課	2/9	2/10
81	2/3	市民税県民税申告書 平成22年度(平成21年度分) 平成26年度(平成25年度分)	開示		財政局 南税務課	2/4	2/6
82	2/3	・対象者氏名 〇〇〇〇 ・生年月日 T.〇〇.〇.〇〇 ・死亡時の住民票登録住所 熊本市西区池上町〇〇 平成24年7月 日から同 年 月 日までの間にかかる上記個人を被保険者とする介護保険の要介護・要支援認定申請に関する下記の書類 認定調査表 主治医意見書 要介護認定申請書 申請時連絡表 審査会議事録	一部開示	6号　第三者情報	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課	2/13	2/16
83	2/13	平成26年2月1日から平成27年2月13日までの ・私の住民票関係請求書 世帯主:〇〇〇〇 郵便による請求も含む。	不存在	第18条第2項	企画振興局 区政推進課	2/16	
84	2/17	平成26年2月1日から平成27年2月17日までの ・私の住民票関係請求書 世帯主:〇〇〇〇 郵便による請求も含む。	開示		企画振興局 区政推進課	2/27	3/11 郵送
85	2/17	平成24年1月1日から平成27年2月17日までの ・私の戸籍関係請求書 (全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票) 本籍:熊本市北区楠8丁目〇〇-〇〇 筆頭者:〇〇〇〇	開示		企画振興局 区政推進課	2/27	3/11 郵送
86	2/17	平成26年2月1日から平成27年2月17日までの ・子 〇〇〇〇の住民票関係請求書 世帯主:〇〇〇〇 郵便による請求も含む。	開示		企画振興局 区政推進課	2/27	3/11 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の内容	決定内容	不開示理由	所管課	開示等決定日	開示日
87	2/17	平成24年1月1日から平成27年2月17日までの ・子 ○○○○の戸籍関係請求書 (全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票) 本籍:熊本市北区楠8丁目○○-○○ 筆頭者:○○○○	開示		企画振興局 区政推進課	2/27	3/11 郵送
88	2/20	平成26年11月5日から平成27年2月20日までの ・私の戸籍関係請求書 (全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票) 本籍:熊本市北区植木町鎧田○○ 筆頭者:○○○○	開示		企画振興局 区政推進課	2/26	
89	3/3	私の所得証明書が発行された履歴が分かるもの、(市県民税(所得、課税)証明交付申請書) 平成25年9月1日から27年3月3日まで	開示		財政局 中央税務課	3/16	3/18
90	3/4	・対象者氏名 ○○○○ ・生年月日 T.○.○.○○ ・死亡時の H.○○.○.○○ 住民票登録住所 中央区黒髪5-○-○○ 上記個人を被保険者とする介護保険の要介護・要支援認定申請に関する下記の書類 認定調査表 主治医意見書	開示		健康福祉子ども局 高齢介護福祉課	3/18	3/19
91	3/5	平成26年4月1日から平成27年2月28日までに ・私が請求した下記の本籍筆頭者に係る戸籍関係請求書 (全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票) 本籍:熊本市南区城南町鰐瀬○○ 筆頭者:○○○○	開示		企画振興局 区政推進課	3/12	3/17
92	3/11	私の母○○○○(昭和○年○月○日生熊本市西区田崎3-○-○)が、平成○年1月○日、西区○○付近と、○○からそれぞれ国立病院へ搬送された際の記録	開示		消防局 総務課	3/23	3/24
93	3/16	平成26年4月1日から平成27年3月16日までの ・私の戸籍関係請求書 (全部事項証明書) 本籍:熊本市南区川尻2-○ 筆頭者:○○○○	一部開示	6号　第三者情報	企画振興局 区政推進課	3/30	4/15
94	3/26	平成25年1月1日から平成27年3月26日までの ・私の戸籍関係請求書 (全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票) 本籍:熊本市中央区上水前寺2丁目○○番 筆頭者:○○○○	不存在	第18条第2項	企画振興局 区政推進課	4/3	

情個審答申第１号
平成２６年４月２３日

熊本市長　様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　江　　藤　　　孝

熊本市情報公開条例第１７条の規定に基づく諮問について（答申）

平成２４年７月２３日付け環政発第２４２号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

新幹線熊本駅の構内放送が外部に聞こえるような状況で、近隣住民の生活に影響を与えているとして文書開示申請した、新幹線熊本駅における拡声機を使用する営業（構内放送）についての認可や営業届け出等に関する資料及び新幹線熊本駅前西口広場周辺における騒音調査実績表等に関する文書等開示請求拒否（不存在）決定（平成２４年７月５日付け環政発第２４２号）に対する異議申立てについて

［　諮問第３号　］

別　紙

諮問第３号

答　　申

第１　審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当でない。

第２　異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、平成２４年６月２２日に新幹線熊本駅における構内放送に関し、「どの様な幸山市長の許認可によって、営業がなされているのか？営業届け出がなされているのか？等に関連する資料等一式と、現地での騒音調査実績表等」を開示請求したことに対し、実施機関が平成２４年７月５日に開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

第３　申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市は、熊本駅周辺整備事業の一つとして熊本駅西土地区画整理事業を実施しているが、新幹線熊本駅に隣接しており、駅舎構内放送の音が外部に聞こえるような状況があり、そこに居住する住民の生活環境に影響を与えていることから、「熊本県生活環境の保全等に関する条例・第４款　拡声器の使用の制限　第58条等を見るに、深夜を含めて、どの様な幸山市長の許認可によって、営業がなされているのか？等」に関する資料等一式と現地での騒音調査実績表等の文書の開示請求を行ったものである。

熊本市は、事業主体として熊本駅西土地区画整理事業の工事を行い、換地指定をしている。日本一住み良いまちを創る・高齢者にも優しいまちを創る等を謳い、その理念が地域でも発揮された市政執行の結果であるから、当然、熊本市環境基本条例、熊本市環境総合計画による指針に沿って、工事や換地指定をし、地権者・市民等に安心安全な居住区間としての保証の基に居住・日常生活を送らせているはずであるから、予防医学的見地から生活環境は調査済みのはずである。

また、当該地区は、花岡山万日山に囲まれた盆地状の第一種住居地域であることから

熊本駅西土地区画整理事業の実施区域は、騒音等についても基準以内として、新幹線熊本駅における拡声機を使用する営業（構内放送）を許認可しているはずであるから本件文書の不存在はあり得ない。

よって、不存在を取り消して、本件文書の交付を即執行して戴きたい。

第４　実施機関の説明の趣旨

実施機関が請求拒否の理由として主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本県生活環境の保全等に関する条例第５８条は、拡声機の使用に対して、一定の制限をかけるものであるが、その規定に基づく営業の許認可や届出の義務は無い。

また、新幹線熊本駅の構内放送については、屋外に向けての音響機器の使用には該当せず、同条例第５８条第３項の規定は適用されないため、騒音等の環境影響調査や騒音調査についても実施していない。

以上より、文書は不存在である。

第５　審議会の判断

１　本件文書について

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書Ⅰ・Ⅱは、次のとおりである。

(1)　本件文書Ⅰ

本件文書Ⅰは、新幹線熊本駅における拡声機を使用する営業（構内放送）についての許認可や営業届出に関する資料である。

(2)　本件文書Ⅱ

本件文書Ⅱは、新幹線熊本駅前西口広場（以下、「駅前西口広場」という。）周辺における騒音調査実績表等である。

２　判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

３　本件文書の存否について

(1)　本件文書Ⅰについて

本件請求に係る拡声機使用による騒音に関わる法令等として、熊本県生活環境の保全等に関する条例（昭和４４年条例第２３号）（以下「県条例」という。）がある。

県条例第５８条及び同条例施行規則には、拡声機使用について許認可、届出等についての規定は一切ない。

したがって、許認可、届出等に関する文書がないとする実施機関の主張は合理性が認められる。

(2)　本件文書Ⅱについて

拡声機を使用する営業（構内放送）についての許認可、届出等に関する規定は無いものの、騒音に係る法令等には、土地の用途に応じた地域の類型及び時間の区分ごとに騒音の環境基準が定められ、その目標を達成するために騒音発生源となる特定施設や特定建設作業等についての規制基準が定められている。

騒音規制法に基づく本市の騒音規制地域の指定は市内全域となっているが、実施機関では、騒音測定等の運用は、環境基準の達成状況を把握するための自動車騒音測定等の一部を除き、広く調査測定を行ってはおらず、個別の騒音の発生源に対する調査は、基本的には住民からの苦情申出により対処している。

その対処は、申出人の相談により、必要に応じて調査、指導及び助言を行い、それらの処理でもなお紛争処理ができない場合に測定器による騒音測定を行うこととしている。

そこで、当審議会が実施機関に確認したところ、熊本駅舎の構内放送に係る公害苦情申出の処理を実施機関で行っていることを示す文書があった。

そして、当審議会がインカメラで当該文書を確認したところ、測定器による騒音測定を行ったという記載はないものの実施機関の職員が現地で音を確認した内容が含まれていた。

当該文書は、測定器による騒音測定結果ではないものの、同文書を開示請求対象文書から除外する理由はない。したがって、実施機関が本件に係る文書を不存在とした判断は不相当といわざるをえない。

もっとも、公害苦情申出の処理に関する資料は、申立人以外の第三者の情報が含まれており、開示決定にあたっての判断はその点が留意されるべきである。

4　結論

以上により、「1　審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江藤　孝
会長職務代理者		高木　絹子
委	員	大江　正昭
委	員	馬場　啓
委	員	澤田　道夫

〔参考〕

審議会の審議経過

年　月　日	審　　議　　経　　過
平成２４年　７月２３日	熊本市長から諮問を受けた。
平成２４年　８月　９日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成２４年　９月１３日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成２６年　１月１７日	諮問の審議を行った。
平成２６年　２月１０日	答申（案）の審議を行った。
平成２６年　３月２７日	答申（案）の審議を行った。

情個審答申第２号
平成２６年４月２３日

熊本市長　様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　江　　藤　　　孝

熊本市情報公開条例第１７条の規定に基づく諮問について（答申）

平成２４年８月３日付け駅整発第２５８号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

新幹線熊本駅の構内放送が外部に聞こえるような状況で、近隣住民の生活に影響を与えているとして文書開示申請した、新幹線熊本駅西口広場周辺における現地での騒音調査実績表等に関する文書等開示請求拒否（不存在）決定（平成２４年７月２日付け駅整発第１７６号）に対する異議申立てについて

［　諮問第４号　］

別　紙

諮問第４号

答　　申

第１　審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

第２　異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、平成２４年６月２２日に「新幹線熊本駅前西口広場周辺における現地での騒音調査実績表等の資料」（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が平成２４年７月２日に開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

第３　申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市は、熊本駅周辺整備事業の一つとして熊本駅西土地区画整理事業を実施しているが、新幹線熊本駅に隣接しており、駅舎構内放送の音が外部に聞こえるような状況があり、そこに居住する住民の生活環境に影響を与えていることから、「熊本県生活環境の保全等に関する条例・第４款　拡声器の使用の制限　第５８条等を見るに、深夜を含めて、どの様な幸山市長の許認可によって、営業がなされているのか？等」に関する資料等一式と現地での騒音調査実績表等の文書の開示請求を行った。

熊本市は、事業主体として熊本駅西土地区画整理事業の工事を行い、換地指定をしている。日本一住み良いまちを創る・高齢者にも優しいまちを創る等を謳い、その理念が地域でも発揮された市政執行の結果であるから、当然、熊本市環境基本条例、熊本市環境総合計画による指針に則って、工事や換地指定をし、地権者・市民等に安心安全な居住区間としての保証の基に居住・日常生活を送らせているはずであるから、予防医学的見地から生活環境は調査済みのはずであるから本件文書の不存在はあり得ない。

よって不存在を取り消して、存在・資料交付を即執行して戴きたい。

第４　実施機関の説明の趣旨

実施機関が請求拒否の理由として主張した内容は、おおむね次のとおりである。

区画整理事業において新幹線の構内放送についての騒音調査を実施する規定はない。また、新幹線の駅舎及び軌道は熊本駅西土地区画整理事業地区外であるため、営業及び建築等に関する許認可等には一切関わっていない。

よって、申立人が請求する資料は存在しないため、不存在である。

第５　審議会の判断

１　本件文書について

本件文書は、新幹線熊本駅前西口広場周辺における現地での騒音調査実績表等の資料である（諮問第３号において同様の文書が本件と同一人により開示請求がなされているため、本件では、実施機関の熊本駅周辺整備事務所における文書に限るものとする。）。

２　判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

３　本件文書の存否について

本件文書は、駅舎の構内放送の音源（拡声機）に関わるものであり、騒音公害の音源に関する責務に関しては熊本市公害防止条例第３条で規定する事業者の基本的な責務として取り扱われるべきである。

しかしながら、駅舎に関しては、その事業者は九州旅客鉄道株式会社あるいはその関連会社であり、実施機関は事業者とはならないため、当該責務を負うものではない。

なお、申立人は、本件請求に係る拡声機使用による騒音に関わる法令等として、熊本県生活環境の保全等に関する条例があり、そのことを根拠として許認可、届出等があるとする旨の主張を述べているが、駅舎の拡声器使用に関してそのような許認可、届出等の制度は存在しない。

以上より、本件文書に係る騒音測定を実施しておらず本件文書は不存在であるとの実施機関の主張には合理性が認められる。

4　結論

以上により、「1　審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江藤　孝
会長職務代理者		高木　絹子
委	員	大江　正昭
委	員	馬場　啓
委	員	澤田　道夫

〔参考〕

審議会の審議経過

年　月　日	審　　議　　経　　過
平成２４年７月２３日	熊本市長から諮問を受けた。
平成２４年８月　９日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成２４年９月１３日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成２６年１月１７日	諮問の審議を行った。
平成２６年２月１０日	答申（案）の審議を行った。
平成２６年３月２７日	答申（案）の審議を行った。

情個審答申第３号
平成２６年５月２８日

熊本市長　様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　江　　藤　　孝

熊本市情報公開条例第１７条の規定に基づく諮問について（答申）

平成２４年９月１３日付け、平成２４年諮問第５号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

熊本市自治基本条例及び同条例見直しに伴う自治推進委員会への諮問に係る文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

文書等の件名　１　熊本市自治基本条例よりも優位性をもつ条例・条例理念・等のわかる資料等　（平成２４年７月１２日付　市協発第２１５号関係）

２　熊本市自治基本条例第３９条の「市民参画」が「自治推進委員会」で事足りるとする法的根拠・条例理念等・この条例の起草時における検討審議等の分かる記録・会議録の資料等
（平成２４年７月３１日付　市協発第２３９号関係）

３　自治推進委員会諮問通知書
自治推進委員会長宛の市長公印のある書面
（平成２４年８月２０日付　市協発第２８８号関係）

別　紙

諮問第５号

答　　申

第１　審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

第２　異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「熊本市自治基本条例よりも優位性をもつ条例・条例理念・等のわかる資料等」（以下「本件文書Ⅰ」という。）、「熊本市自治基本条例第３９条の『市民参画』が『自治推進委員会』で事足りるとする法的根拠・条例理念等・この条例の起草時における検討審議等の分かる記録・会議録の資料等」（以下「本件文書Ⅱ」という。）及び「自治推進委員会諮問通知書　自治推進委員会長様　熊本幸山市長公印押印の書面」（以下「本件文書Ⅲ」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

第３　申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

１　本件文書Ⅰの存否について

熊本市の最高規範性を持つとされる熊本市自治基本条例の何処にも、熊本市自治推進委員会が市長からの諮問を受けて、同条例の改正の意見書を述べても良いとする条例理念が条文・理念も見当たらないので、幸山市長が、熊本市自治推進委員会に対して、熊本市自治基本条例の改正を諮問するには、熊本市自治基本条例よりも優位性を持った条例・理念が「存在」する筈であり、「不存在」はありえない。市長も熊本市自治推進委員会に、法的裏づけ・根拠もなく、諮問する筈もないので「不存在」を取り消して、「存在・資料交付」を執行して頂きたい。

２　本件文書Ⅱの存否について

熊本市自治基本条例（条例の見直し）第３９条２　市長は、この条例の見直しに当たっては、「市民参画」の手続きを実施します。とある。この自治基本条例の作成に当たっては、総勢百余名の市民・市議会議員・市職員等が参画・協働しての市民会議議論審議・起草委員議論審議・運営委員議論審議・熊本市議会議論審議等を経ての源流・原点・実績がある事は、厳然たる史実である。その中で、（条例の見直し）第３９条２市長は、この条例の見直しに当たっては、「市民参画」の手続きを実施します。の中の「市民参画」の条例理念と「熊本市市民参画と協働の推進条例」の中の第２章市民参画第４条～第１１条の条例・条例理念とは、明らかに異なる適応外のものであり、熊本市自治基本条例（条例の見直し）第３９条２「市民参画」と熊本市市民参画と協働の推進条例第２章「市民参画」の適応範囲は、同推進条例範囲内であり、根本的適応違いが明白である。その為、熊本市自治推進委員会が「市民参画の形式構成をなし、幸山市長の諮問に適合した委員会」として諮問したのであれば、検討審査審議がなされた法的根拠が「存在」する筈であり、「不存在」はあり得ない。依って、「不存在」を取り消して「存在・そのわかる資料・交付」を執行して頂きたい。

３　本件文書Ⅲの存否について

第２回熊本市自治推進委員会（平成 24 年７月２日開催）、平成 24 年度市政リレーシンポジウム（平成 24 年７月７日開催）の中で、熊本市自治推進委員会の委員長は、幸山市長から熊本市自治基本条例の改正の諮問を受けたので、審議に入りますとの発言している。その為、市長からの委員長宛の諮問書が「不存在」とはあり得ない。法的行政執行・文書等執行等に詳しい筈の学識経験者の明確な発言があるにも拘らず、委員長宛の市長発達公文書・諮問書が「不存在」とはあり得ない。更に、熊本市自治推進委員会の市長からの諮問事項について（伺い）の庁内・市長等決済稟議書も「存在」するのに、「不存在」はあり得ない。速やかに「不存在」を取り消して「存在・諮問書交付」を執行して頂きたい。

第４　実施機関の説明の趣旨

実施機関が請求拒否の理由として主張した内容は、おおむね次のとおりである。

１　本件文書Ⅰの存否について

法体系上は、個々の条例にその優劣、高低はないが、熊本市自治基本条例の理念に基づき、熊本市の自治の推進を市政全般に浸透させていくために、他の条例・規則、要綱、構想、計画、施策等の制定改廃から運用解釈までについて、熊本市自治基本条例との整合性を図ることを義務付けることで、熊本市自治基本条例を実態として運用上の最高位に位置する条例としている。

よって、「熊本市自治基本条例よりも優位性をもつ条例・条例理念等」は不存在である。

2　本件文書Ⅱの存否について

熊本市自治基本条例の見直しに当っては、自治推進委員会への諮問のみによって市民参画の手法が行われる訳ではなく、熊本市市民参画と協働の推進条例(平成 23 年条例第 12 号）に規定する市民参画の対象となるものであり、同条例に市民参画のための手法についても規定している。それに掲げられたアンケートやパブリックコメントなどの手法を適切な時期に実施することとしており、申立人に対して同趣旨の説明を行っている。

よって、「市民参画」が「自治推進委員会」で事足りるとする法的根拠・条例理念等・この条例の起草時における検討審議等の分かる記録・会議録の資料等は不存在である。

3　本件文書Ⅲの存否について

熊本市自治推進委員会の市長からの諮問事項については、平成２４年５月２３日に市長決裁により決定した事項であるが、公印押印の書面は作成していない。

よって、「自治推進委員会諮問通知書　自治推進委員会長熊本幸山市長公印押印の書面」は不存在である。

第５　審議会の判断

1　本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについて

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは、次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰ

熊本市自治基本条例よりも優位性をもつ条例・条例理念・等のわかる資料等

(2) 本件文書Ⅱ

熊本市自治基本条例第３９条の「市民参画」が「自治推進委員会」で事足りるとする法的根拠・条例理念等・この条例の起草時における検討審議等の分かる記録・会議録の資料等

(3) 本件文書Ⅲ

自治推進委員会諮問通知書

自治推進委員会長宛の市長公印のある書面

２　判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

３　本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの存否について

本件文書Ⅰ・Ⅱが存在しないとする実施機関の説明は十分に合理性を認めることができる。

本件文書Ⅲについては、申立人が、熊本市長の附属機関である熊本市自治推進委員会への諮問の手法として、存在すべきとして請求した文書といえる。

本市においては、各法律、地方自治法第１３８条の４等に基づく各関係条例及び熊本市附属機関設置条例に規定する市長を含む執行機関又は公営企業管理者の附属機関として、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査等、様々な目的を持って多くの附属機関が設置されており、当審議会で調査を行った結果、本市においては、附属機関への諮問等の方法を統一的に定めた規定はなく、多くの附属機関へ押印した文書による諮問の形式をとっていないことから、本件文書Ⅲについても押印した諮問書を必須として取扱わないとする実施機関の説明に不合理があるとは認められない。

これに対し、申立人の主張は、いずれも実施機関が行った判断や事務事業の手法等への不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められない。

よって、本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲはいずれも存在しないと認められる。

４　結論

以上により、「１　審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江藤　孝
会長職務代理者		高木　絹子
委	員	大江　正昭
委	員	馬場　啓
委	員	澤田　道夫

〔参考〕

審議会の審議経過

年　月　日	審　　議　　経　　過
平成２４年　９月１３日	熊本市長から諮問を受けた。
平成２４年１１月　９日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成２４年１１月２７日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成２６年　３月２７日	諮問の審議を行った。
平成２６年　４月２３日	答申（案）の審議を行った。
平成２６年　５月２８日	答申（案）の審議を行った。

情個審答申第４号
平成２６年７月１６日

熊本市長　様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　江　　藤　　　孝

熊本市情報公開条例第１７条の規定に基づく諮問について（答申）

平成２５年８月６日付け、平成２５年度諮問第１号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

熊木市「西区まちづくり懇話会」の公募委員選考で使用した応募者全員の個人情報を除いた応募原稿の文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

別　紙

諮問第１号

答　　申

第１　審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

第２　異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人が熊本市情報公開条例に基づき、熊木市「西区まちづくり懇話会」の公募委員選考で使用した応募者全員の応募原稿（但し、個人情報を除く。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不開示）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

第３　審議会の判断

本件異議申立ての経緯の内容は、平成１９年答申第３号（参照資料別添）の異議申立ての経緯の内容と同趣旨であり、当審議会としては、前記第３号事件と判断を異にするものではない。

よって、上記「１　審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江 藤　孝
会長職務代理者		高 木　絹 子
委	員	大 江　正 昭
委	員	馬 場　啓
委	員	澤 田　道 夫

〔参考〕

審議会の審議経過

年　月　日	審　　議　　経　　過
平成２５年８月　６日	熊本市長から諮問を受けた。
平成２５年８月２７日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成２５年９月２７日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成２６年５月２８日	諮問の審議を行った。
平成２６年６月１８日	答申（案）の審議を行った。

【参照資料】（平成２６年度答申第４号関係）

答　申　第　３　号
平成１９年１０月２３日

熊本市長　様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　江　　藤　　　孝

熊本市情報公開条例第１７条の規定に基づく諮問について（答申）

平成１９年６月２８日付け市協発第１３６号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「熊本市自治基本条例検討委員公募」に於ける応募者全員の小論文（氏名を除く）の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

［　諮問第３号　］

別　紙

諮問第３号

答　　申

１　審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

２　異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市自治基本条例検討委員会の公募委員選考で使用した応募者全員の小論文（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不開示）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

３　申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

条例第７条第２号該当性について

請求している小論文は氏名を除くとしており個人が特定される情報ではない。又、応募者は自発的に応募しており、公表されても自己責任の持てない者は応募できないと思われるため個人の正当な利益を害するおそれがある情報とは思われない。

小論文に価値観、理念等が反映されているのは当然のことであり、熊本市が高い評価をした論文を書いた市民代表により自治基本条例を検討することを熊本市民に公表することが自治基本条例の理念であると信じる。

条例第７条第６号該当性について

選考業務という事務事業の性質上、将来同種の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためという拒否理由である。その「支障」の程度は実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性が要求されるが、前回開示した実績で実質的に実害があったかどうかの検証もないため不開示の理由とはなりえない。

論文を公表するともしないとも明記していないのに、「公開することを前提としていない」や「開示決定までに公開する旨の同意もない」など勝手な想定で不開示とすることはおかしい。

市民として、社会人として、自分の人生観、経験、知識、理念等を正々堂々と主張する市民を選考することが熊本市としての責務であり、選考された市民代表の論文を広く市民に公表することは当然のことである。

条例第１４条該当性について

平成１６年１０月に「熊本駅周辺地域まちづくり推進協議会委員公募」において応募者から同意を取って氏名等を削除した小論文の開示を行っているにもかかわらず、今回は同意を取る事務処理を行っていない。これは業務怠慢である。

不開示部分があれば部分的に黒塗りすればすむことであり、そのことで応募者の正当な利益を侵害するとは思えない。

今回、応募者が自主的に提出した小論文を開示できない理由が不透明で、熊本市の憲法ともいえる自治基本条例がどのような人によって作られるのか不安を抱かざるを得ない。

4　実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

条例第７条第２号該当性について

本件文書には、与えられたテーマについて、応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等が記載されており、これらは、応募者個人の人格、思想、社会観と密接に結びついたものである。

なお、同種の文書（小論文や手紙等）については、公表することを前提として提供された場合を除き、これまで公表したことはなく、情報公開においては本人に同意を得て開示した例が過去に一度はあるが、それ以外にはない。

さらに、当該文書については公開することを前提に提出されたものではないことを踏まえると、応募者は当該文書を公開することを予想してはおらず、また、開示決定までに公開する旨の同意もないことから、これらの情報を開示すると個人識別性のある部分を除いたとしても、個人の人格や財産権その他個人の正当な利益を害するおそれがある。

したがって、条例第７条第２号に該当する。

条例第７条第６号該当性について

本件文書を勝手に開示すれば応募者と実施機関との間の信頼関係を損なうことになり、検討委員会を運営するという事務事業又は今後行われる選考という同種の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすのは明白である。

本件文書が今後公開されるとなると、応募者は記載の仕方や表現に違いが出ることは容易に推測され、一般的な意見しか記述しなくなる。さらに、応募を躊躇するもの、又、筆跡や記載内容から個人が特定されると危惧するものが出ることは否定できない。

よって、選考という事務事業の目的が損なわれることになり、今後行われる同種の事務事業の適正な執行に支障を及ぼす。

したがって、条例第７条第６号に該当する。

条例第１４条該当性について

本条の意見聴取は、第三者の正当な権利利益の保護に関する不開示情報の規定に該当するかどうかを適切に判断するための調査であるが、当該情報が不開示情報に明らかに該当するとき又は明らかに該当しないときは行わないこととしている。

本件文書が条例第７条第２号及び第６号に明らかに該当すると判断したため、当該手続きは行わなかったものである。

平成１６年に小論文の開示請求があったことに対して、当時は当該小論文が明らかに不開示情報に該当するかどうかの判断ができなかったため意見聴取を行ったうえで開示しているが、その後判例が出ていることもあり、今回は前述したとおりの判断をしたため意見聴取を行わなかったものである。

５　審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、熊本市自治基本条例検討委員会の公募委員選考で使用した応募者全員の小論文である。

記載内容は、応募者の氏名、住所、性別、年齢、電話番号、FAX 番号、メールアドレス及び小論文となっている。

(2)　判断に当たっての基本的な考え方

本件文書にかかる判断は、不開示とした情報をインカメラ方式を用い総合的に勘案したものである。

また、当審議会においては、条例に基づき開示、不開示の妥当性を判断するものであり、制度等の是非については判断しない。

(3)　条例第７条第２号該当性について

実施機関が保有する文書等の中には、開示することにより、個人又は法人等の正当な利益を害したり、公共の安全、行政事務事業の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等があるため、条例第７条において一定の合理的理由に基づき不開示とする必要がある情報を不開示情報と規定したものである。

同条第２号本文において、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」を不開示情報と規定しており、ただし書のアからオまでにおいて例外規定を設けている。

ア　法令等の規定により、何人も閲覧することができる情報

イ　実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの

ウ　氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報

エ　公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報であって、開示しても、当該公務員等の権利を不当に侵害し、または生活に不当に影響を与えるおそれがないと認められるもの

オ　人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

本件文書は、熊本市自治基本条例検討委員会の公募委員選考のために使用した応募者全員の小論文で、記載内容は、応募者の氏名、住所、性別、年齢、電話番号、FAX番号、メールアドレス及び小論文となっており、基本的には条例第７条第２号に規定する個人情報である。

応募者の氏名等については、申立人、実施機関双方個人情報であることには異論がないと認められるため、個人が特定され得る部分を除いた小論文部分について条例第７条第２号に該当するかどうかを検討する。

小論文には応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等が記載されている。これらの情報は、応募者個人の人格、思想、社会観と密接に結びついたものであり、条例第７条第２号に規定する個人情報に該当する。このため、同条ただし書きに該当するかどうかを検討する。

本条ただし書ア、イ、エ、オに該当しないことは明らかである。

ただし書ウに該当するかどうかについて検討する。

本件文書には前述のとおりの個人情報が記載されており、それらの情報を社会に開示するか否か等については元来各応募者が自ら決すべき利益を有していると認めるのが相当であり、そのことは、開示の対象となるべき文書から作成者が識別される部分を除いたとしても同様というべきである。

他方、実施機関は、従来から各種委員を募集しているが、その際応募者に対し、選考

資料として論文の提出を求めたことも相当数に上り、その一方で、実施機関において論文を後に公開した例は平成１６年の一例を除き存在しないことが認められる。そうすると、応募者は論文を提出するに当たり、それが後に公開されることは予想していなかったと推測される。

以上のとおり、応募者においては、本件文書の開示の可否について自ら決すべき利益を有するものであり、また、提出した論文が開示されることは予想し得ないことであったことからみるならば、本件文書を「開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがない」ものと認めることはできないというべきである。

したがって本件文書はただし書ウには該当せず、条例第７条第２号の不開示情報に該当する。

(4)　条例第７条第６号該当性について

条例第７条第６号は、実施機関の事務事業の適正な遂行を確保するため、監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他実施機関の事務事業に関する情報のうち、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を不開示情報にすることを定めたものである。ここでいう「支障」の程度とは名目的なものでは足りず、実質的なものが要求されており、また「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

実施機関は、従来から各種委員を募集しているが、その際応募者に対し、選考資料として論文の提出を求めたことも相当数に上り、その一方で、実施機関において論文を後に公開した例は平成１６年の一例を除き存在しないことが認められる。

かかる文書が公開されるとなると、応募者は記載の仕方や表現に違いが出ることは容易に推測され、一般的な意見しか記述しなくなる。さらに、応募を躊躇する者、又、筆跡や記載内容から個人が特定されると危惧する者が出ることも否定できず、よって、選考という事務事業の目的が損なわれることになり、今後行われる同種の選考事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

本件における当該委員の募集に際しても、応募された小論文の扱いについては、なんら触れられておらず、当該論文を公開するとも明記されていなければ、公開しないとも明記されていない。

このような状況下で応募者は、自己の提出した小論文がいずれ公開されることになるとは予想だにしないのが通常であり、むしろ公開されないことを前提と捉え、小論文の内容もなんら制約されることなく、自由な発想のもとで記述されたものと考えられる。

このような応募者の意向を無視して、実施機関が本件文書を意のままに開示すれば応募者と市との間の信頼関係が損なわれることは明らかであり、始動し始めたばかりの検討委員会を運営する事務事業の適正な執行に支障を及ぼすことになると認めら

れる。

したがって本件文書は条例第７条第６号に該当する。

(5) 条例第１４条について

本条の意見聴取は、第三者の正当な権利利益を保護するために、不開示情報に該当するかどうかを適切に判断するための調査であるが、当該情報が不開示情報に明らかに該当するとき又は明らかに該当しないときは行わないこととしている。

平成１６年に小論文の開示請求があった際、当時、実施機関は、当該小論文が条例第７条第２号に該当するかどうか明快でなかったため意見聴取を行い、応募者全員の承諾を得たうえで開示している。

今回、実施機関は、判例による全国的な動向等も検討した結果、本件文書が条例第７条第２号に明らかに該当すると判断し、また、同条第６号にも明らかに該当すると判断できたため、当該手続きは行わなかったものである。

ことに、実施機関は、応募者と実施機関との間の信頼関係を重視するとともに今後も事務事業の適正な執行を確保する観点から、本件文書は条例第７条第６号の不開示情報に明らかに該当するため、たとえ前回と同様の手続きを経て開示の承諾が得られたとしても開示すべきでないと総合的に判断したものである。このため、承諾をとるための手続きは行っていない。

そもそも、条例第１４条は、第三者の正当な権利利益を保護するために、不開示情報に該当するかどうかを適切に判断するために第三者に意見を聴くことができると規定したものであり、第三者に意見を聴くことを実施機関に義務付けたものではない。実施機関は、本件文書が不開示情報の規定に明らかに該当すると判断したため、本条の手続きを行わなかったものであり、意見聴取を行わなかったからといって怠慢とはいえない。

(6) 結論

以上により、「１　審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会長	江藤　孝
会長職務代理者	荒木　昭次郎
委員	高木　絹子
委員	田中　節男
委員	馬場　啓

情個審答申第５号
平成２６年７月１６日

熊本市長　様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　江　　藤　　　孝

熊本市情報公開条例第１７条の規定に基づく諮問について（答申）

平成２５年９月１０日付け、平成２５年度諮問第３号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

熊木市「西区まちづくり懇話会」の公募委員選考の際の審査に関する文書の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

別　紙

諮問第３号

答　　申

第１　審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

第２　異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊木市「西区まちづくり懇話会」の公募委員選考が行われた際の第１次評価、第２次評価の審査項目ごとの判定評価及び評価配点基準・評価配点根拠等の分かる具体的凡例が記載された文書（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不存在）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

第３　申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市憲法・熊本市自治基本条例（自治の基本理念）第３条、（自治運営の基本原理）第４条、（市民の権利）第５条、（市民の責務）第６条、（市長等の役割）第１０条（1)、（市政の基本原則）第１２条（1）(3)、（総合的な行政サービス）第１６条、（行政手続き）第２０条、（説明責任）第２２条、（情報共有の原則）第２５条１、（市民参画・協働のための仕組み）第３０条（2）(3)、（参画と協働によるまちづくり条例）第３１条、熊本市市民参画と協働の推進条例第２章市民参画第４条～第５条等の条例理念を遵守しての公募委員選考であれば『不存在』とするのは熊本市憲法違反である。市民の全人格を審査評価するのであれば、私の文書等開示請求書の審査項目が全て不存在の状態で、公僕が何の基準も模範とする満点事例の知識も物事の比較もないまま、選考審査を行い、優劣の評価を執行するとは、想像もつかない。公僕が市民を選考するのに、その優劣の基準も何を基に評価するのかの配点は、庁内選考者の経験と感に頼る選考制度は、市民の人格を侵害・冒涜する何ものでもない。

応募原稿の命題は、「私がやりたい西区のまちづくり」であったので、めざす区の姿として、「金峰望む　華のあるまち西区」に相応しい「楽しさあふれるまちづくり」の重点的取り組み３項目を取り組んで行きたいと思います。特に、私の歴史的遺産・名所旧跡等への実績経験・知識等を活かし、西区のまちづくりの為に積極的に参画して行きたい。エリア別では、「熊本駅周辺エリア・金峰山系エリア」を担って行きます。との書き初めから１、２、３の項目に分け、私の今までの実績資料等まで添付して、その信憑性・実

証性を明確にし、評価評点向上を図った。更に、面接席上でも実績資料等を選考者三名に配り、より深く理解度を上げる為の説明も行った。この事に対しても、どの様な評価配点が行われたか不明である。

得意の技能を発揮して、応募原稿、面接に挑んだが、全く評価評点は他者と比較しても絶望的評価配点であった。どの様な具体的基準配点なのかも「不存在」とは、驚きである。６項目が、全て「不存在」で評価配点を執行し、優劣評価評点配点が執行されている事実がある以上、「不存在」は有り得ない。庁内選考者のみでの公募要員選考配点は、職権乱用であり、熊本市憲法理念・公正公平・透明性が欠落したまま熊本市政公募委員選考制度が執行されたとは想像もつかない。更に驚きは、面接で聞かれもしないので、回答口頭陳述もしていない２項目があったが、きちっと評価配点がなされているのに、またビックリすると伴に目を疑った。

この公募委員選考制度が、正当であるとの立証の為にも、「不存在」を取り消して、「存在・資料交付」を執行して頂きたい。

第４　実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

西区まちづくり懇話会の公募委員の選考にあたっては、「西区まちづくり懇話会の公募委員の選考に関する要綱」及び「西区まちづくり懇話会の公募委員募集要項」に基づき選考委員会を設置し、選考を実施した。

選考委員会は、委員長には西区次長（総務企画課長）、委員には西区次長（西区福祉事務所長）及びまちづくり推進課長の３名から成り、次のように評価を行い選考の審査を行った。

まず、第１次評価（書類審査）においては、ア 理解度(1)「西区の現状や課題、特性についての理解度」、イ 理解度(2)「西区まちづくりビジョンの取り組み方針についての理解度」、ウ 熱意・意欲「西区を良いまちとするための前向きな姿勢があるか」、エ 具体性・理論性「内容が具体的であり、また論理が整然として、表現が明確であるか」の４つの審査項目について、小論文や申込理由の内容をもって選考委員が総合的に判断し、５段階での評価を行った。

次に、第２次評価（面接）においては、(1)応募の動機「西区をより良いまちにするための熱意や意欲があるか」、(2)理解度・知識「西区の現状や課題について認識があるか」、(3)具体性・論理性「自らの考えや意見を自分の言葉でわかりやすく、かつ、論理的に述べることができるか」、(4)協調性・公平性・公正性「人の意見を聞き、協調性を持って会議に参加し、議論の中で公平、公正な思考ができるか」、(5)市民協働に関する理解・意欲・行動力「市民協働の視点を持って、より良い西区となるようまちづくりに取り組むことができるか」の５つの審査項目について、個別面接により各項目に関する質問を

行い、応募者の答えや発言等の応募者とのやり取りを含め選考委員が総合的に判断し、５段階での評価を行った。

５段階での評価は、第一次評価、第二次評価ともに、非常に優れている、優れている、普通、劣っている、非常に劣っている、である。この評価は標準的なモデルを基にしたものであり、今回の選考委員は、西区まちづくりに携わる市の管理職であることから評価にあたって文例、列挙語句等の基準的な凡例等を示す必要性はないとの判断で、第１次評価に係る「判定評価の分かる具体的凡例」、第２次評価に係る「評価配点基準の具体的凡例等の分かる資料」については作成していないため不存在である。

なお、第２次評価において申立人が主張する(2)、(3)、(5)の項目に関する直接的な質問を行わずに評価を行ったことについては、上記のように応募者との限られた時間でのやり取りの中で、応募動機の説明内容、他の項目での答え、発言などにより、個別質問を改めて行うまでもなく、評価できたためである。

また、評価項目の配点は、要綱等を基に審査表の作成をもって行い、今回の委員選考の評価項目の中で重要視すべきものとして、２(5)の配点を２倍としたものであり、配点の根拠となるものは不存在である。

第５　審議会の判断

１　本件文書について

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書は、熊木市「西区まちづくり懇話会」の公募委員選考が行われた際の第１次評価、第２次評価の審査項目ごとの判定評価及び評価配点基準・評価配点根拠等の分かる具体的凡例が記載された文書である。

２　判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

３　本件文書の存否について

本件文書が存在しないとする実施機関の説明は前記第４のとおりであり、不存在であるとすることに不合理性は認められない。これに対し、申立人の主張には、文書の存在をうかがわせる合理的な理由は認められない。

よって、本件文書が存在するとは認められない。

４　結論

以上により、「１　審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江藤　孝
会長職務代理者		高木　絹子
委	員	大江　正昭
委	員	馬場　啓
委	員	澤田　道夫

〔参考〕

審議会の審議経過

年　月　日	審　議　経　過
平成２５年　９月１０日	熊本市長から諮問を受けた。
平成２５年　９月２０日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成２５年１０月１１日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成２６年　６月１８日	諮問の審議を行った。
平成２６年　７月１６日	答申案の審議を行った。

情個審答申第６号
平成２６年９月２４日

熊本市長　様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会長　江　藤　　孝

熊本市個人情報保護条例第２８条の規定に基づく諮問について（答申）

平成２５年１１月１５日付け、平成２５年度諮問第８号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

○○○○が筆頭者である戸籍に関する平成２５年９月１１日付けの戸籍関係請求書の個人情報一部開示（一部請求拒否）決定に対する異議申立てについて

別　紙

諮問第８号

答　　申

第１　審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った個人情報一部開示（一部請求拒否）決定は妥当である。

第２　異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、平成２４年１月１日から平成２４年１２月３１日までの申立人の戸籍関係請求書の開示を請求したのに対し、平成２４年○○月○○日付けの郵送による戸籍謄抄本など請求書（以下「本件文書」という。）を実施機関が個人情報一部開示（一部請求拒否）決定を行ったことについて、当該決定の取消及び開示決定を求めたものである。

第３　申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書等で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

戸籍や住民記録など、個人情報保護の身元に係る情報については、私が社会生活を送る上で不可欠なものである。その個人情報を第三者に渡す場合、貴市（熊本市）として正当な理由があるにせよ、個人情報の本来の主体者である私がその開示を求めることは正当な権利であり、要求である。私の個人情報を第三者が得る場合は当然その第三者の個人情報は私に開示すべきであり、お互いに相殺されるべきものである。

第４　実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

本件文書は、戸籍関係法令に基づく正当な権利を有する第三者からの請求書であり、請求目的等を審査のうえ証明書を交付しているものである。

開示にあたっては、開示請求者本人以外の第三者の個人情報が含まれており、当該請求書の記載内容を開示することで当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあると判断したものである。

第５　審議会の判断

１　本件文書について

本件文書は、申立人以外の第三者（以下「本件請求者」という。）が、平成２４年○○月○○日に戸籍法に基づき申立人が筆頭者となっている戸籍謄本等の交付を実施機関に対し請求した請求書である。

なお、本件文書により請求された戸籍謄本は、戸籍法で定める交付に必要な要件を満たしていたことから交付されている。

２　判断に当たっての基本的な考え方

本件文書に係る判断は、インカメラ方式を用い、本件請求者と申立人との関係及び不開示とした情報を総合的に勘案したものであり、あくまでも本件文書についてのものである。

３　条例第１５条第６号該当性について

実施機関は、条例第１５条第６号を理由として一部開示決定を行っていることから、本件文書中の不開示部分が本号に該当するかを検討する。

条例第１５条第６号は、開示請求した者以外の個人又は法人等に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるものについて、不開示情報とすることを定めたものである。

まず、本件請求者の住所、氏名、続柄及び使用目的が、条例第２条に規定する個人情報に該当するかどうかであるが、住所、氏名及び続柄（以下「氏名等」という。）については、本件請求者個人が識別される情報であり、また、使用目的についても、明らかに本件請求者の私生活に関する情報であることから、これらの情報はいずれも本件請求者の個人情報である。

次に、これらの個人情報を開示すると、本件請求者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるかどうかであるが、ここでいう正当な権利利益とは、個人のプライバシー、社会生活上の利益、経済的利益等であり、これらを侵害するおそれがあるかどうかは、申立人と本件請求者との関係、さらには本件請求者の個人情報を勘案して個別具体的に判断することが必要となる。

なお、正当な権利利益を明らかに侵害しない場合として、自己情報を開示請求する者が戸籍の請求者の氏名等の情報のみならず、請求している事実も知っていることが明白な場合等があるが本件文書等を検証する限りそれらは確認できない。

そこで、次に本件請求者の氏名等の情報を申立人に公開することにより本件請求者の権利利益を侵害するおそれがあるかどうかを検討する。

まず、戸籍法第１０条及び第１０条の２は、戸籍謄本等の交付に関し、正当な理由があれば交付を請求する権利を保障している。

このような中、請求者の氏名等の情報を相手方に公開するとなると、今後、戸籍謄

本が必要であるという正当な理由があるにもかかわらず、その請求を躊躇することも起こり得ることであり、そうなると戸籍謄本の交付を請求するという正当な権利を侵害することになる。

さらに、本件文書における申立人と本件請求者の関係及び使用目的を総合的に勘案すれば、本件請求者の氏名等の情報を申立人に公開すると本件請求者の正当な権利利益を侵害するおそれがないとは言い切れない。そうである以上、個人の権利利益を最大限に保護しなければならないという条例の趣旨を鑑みれば、本件請求者の氏名等の情報を公開すると、本件請求者の権利利益を侵害するおそれがあると判断せざるを得ない。

よって、これらの理由により、本件請求者の氏名等の情報は、条例第１５条第６号に該当する。

また、本件文書の使用目的についても、本件請求者の私生活に関する情報であり、これを公開すると個人のプライバシー、社会生活上の利益等を侵害するおそれがあることは明白であることから、条例第１５条第６号に該当する。

なお、戸籍の請求文書作成者の筆跡も重要な個人情報であり、その筆跡から戸籍の請求者が判明することにも留意する必要がある。

次に、申立人は自分の戸籍を誰が請求したかを知る権利があり、第三者からの戸籍の請求権も認めたうえで、自己情報が開示されたことと第三者の個人情報を開示することのそれぞれの権利利益を相殺すべきと主張する。

当条例では、確かに知る権利、いわゆる自己情報の開示請求権を保障しているが、自己情報の開示請求権を保障しているからといって、戸籍法の要件を備えた第三者の権利利益を侵害してまでも保障されるものではなく、ましてや「相殺」できるものでもない。自らの当該権利も制約を受けるものと解される。本件においては、第三者の権利利益を優先して保護すべきものと考える。

４　結論

以上により、「第１　審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会長	江藤　孝
会長職務代理者	高木　絹子
委員	大江　正昭
委員	馬場　啓
委員	澤田　道夫

〔参考〕

審議会の審議経過

年　月　日	審　　議　　経　　過
平成２５年１１月１５日	熊本市長から諮問を受けた。
平成２５年１２月　６日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成２６年　７月１６日	諮問の審議を行った。
平成２６年　８月２７日	答申の審議を行った。

情個審答申第７号
平成２６年１０月２２日

熊本市長　様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　江　　藤　　　孝

熊本市情報公開条例第１７条の規定に基づく諮問について（答申）

平成２５年９月１０日付け、平成２５年度諮問第２号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

平成２５年７月２３日に開催されたとする「春日校区・古町校区・白坪校区等の自治協議会の長を中心とした者と熊本市熊本駅周辺事務所との勉強会」に関する文書等の開示請求に伴う一部開示（一部請求拒否）決定に対する異議申立てについて

別　紙

諮問第２号

答　　申

第１　審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った一部開示（一部請求拒否）決定は、一部妥当でない。

第２　異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき行った、平成２５年７月２３日に開催されたとする「春日校区・古町校区・白坪校区等の自治協議会の長を中心とした者と熊本市熊本駅周辺事務所との勉強会」（以下「熊本駅周辺地域まちづくり勉強会」という。）の校区出席者全員の氏名・役職名、熊本市職員出席者氏名・役職名の開示請求に対して、実施機関が「熊本駅周辺地域まちづくり勉強会出席者名簿」の一部を不開示（以下「本件不開示部分」という。）とした一部開示（一部開示拒否）決定について、当該決定の取消を求めたものである。

第３　申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

この熊本駅周辺地域まちづくり勉強会出席者名簿は、「まちづくり勉強会」と称して、一般住民には、何の開催予定日時場所も何の目的も知らせず、熊本市職員・熊本駅周辺整備事務所・副所長をはじめ、課長補佐・主査・技術参事・技師、熊本市西区役所まちづくり推進課・課長補佐・参事が公務時間内に参画しての「勉強会」であり、秘密裏に行われたとも思えない。熊本駅周辺整備事務所長、熊本市西区役所区長の公務決裁を受けての「まちづくり勉強会」であるから、業務の一貫としての責務であり、その内容は条例第７条第２号には抵触しない。

春日校区部会・古町校区部会・白坪校区部会・地元企業等の所属名・出席氏名が、「黒塗り・一部不開示」は、熊本市憲法理念に違反・不遵守の市政執行である。

春日校区自治協議会等各種団体には、国民市民等の血税の補助金が一部投資しての運営が行われているのであり、熊本市憲法・熊本市自治基本条例（市民の責務）第６条の条例理念を自覚しての出席であり、身を隠すような不名誉な会合に出席するのではないので、堂々と「一部不開示・黒塗り」でなく、該当校区住民等に「開示・公表」すべきものである。

熊本市事業主・熊本駅西土地区画整理事業所の説明会における一般住民等参加の協議内容（平成２２年１２月８日（水）開催）や説明会報告（平成２３年２月１日（火）開催）

の添付の情報公開資料を見ても一般住民の名前が公表されており、私の名前も記載されているが、熊本市から名前を出してもよいか等の確認も何も受けてはいない。協働のまちづくりに参画するのであり、何ら本人にとって問題はない。公表したからといって、その後の業務に支障を来たしたとの事実もない。

所属名、個人名を公表しても、何ら個人の利益を害する事もなく、恥でもないはずである。添付資料の「黒塗り」でなく、所属名、氏名の見える資料を、即、開示執行すべきである。

第４　実施機関の説明の趣旨

実施機関が請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

一部請求拒否の部分は、「会社名、職歴、各種団体への加入状況等」を含む、経歴、社会活動等に関する情報であり、熊本市情報公開条例第７条第２号に規定される「個人に関する情報」となるため不開示とした。

第５　審議会の判断

１　本件文書について

平成２５年７月２３日に開催されたとする「熊本駅周辺地域まちづくり勉強会」に参加した者についての次の事項がわかる文書である。

(1) 校区出席者全員の氏名、所属団体名、構成団体名及び役職名

(2) 地元企業等出席者全員の氏名、所属団体名、構成団体名、部局名及び役職名

(3) 熊本市職員全員の氏名、所属部局名及び役職名

２　判断に当たっての基本的な考え方

本件文案に係る判断は、本件不開示部分の情報について、インカメラ方式を用いて総合的に勘案し行うものとする。

なお、当審議会は、条例に基づき一部請求拒否の妥当性を判断するものであり、事業等の是非についての判断は行わない。

３　条例第７条第２号への該当性について

本市においては熊本市情報公開条例を定め、本市の保有する文書等の開示を行っているが、実施機関が保有する文書等の中には、開示することにより、個人又は法人等の正当な利益を害したり、公共の安全、行政事務事業の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等があるため、条例第７条において一定の不開示情報を設けているものである。

個人情報の保護のため、同条第２号本文において、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」を不開示情報としているところである。

ただし、同号アからオまでにおいて例外規定を設けている。

本件不開示部分の記載内容は、「熊本駅周辺地域まちづくり勉強会」に参加した校区出席者及び地元企業等出席者の氏名、構成団体名、部局名及び役職名であり、それらが同号に該当するかどうかについて検討する。

まず、氏名が、同号第２号本文に該当することは言うまでもない。

次に、構成団体名、部局名及び役職名であるが、同号本文中の「個人に関する情報」とは、氏名のみならず、思想・信条等に関する情報、経歴・社会活動等に関する情報その他個人生活に関する一切の情報が含まれることから、「個人に関する情報」に該当するといえる。

しかしながら、氏名と異なり、これらの情報のみで、必ずしも「特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る」わけではない。例えば、構成団体名については、一般的には、当該情報のみで特定の個人を識別できるわけではない。つまり、本件不開示部分の情報について、不開示情報に当たらない部分があるといえる。

そこで、同号アからオまでの規定に、本件不開示部分が該当するかどうかを更に検討する。

この点、同号ア、イ及びオの規定に該当しないことは、容易に判断できる。

また、同号ウについては、開示しても、「保護される個人の利益が害されるおそれがない」とまで判断できる材料はない。

次に、同号エについて、校区自治協議会等の構成員が同号エの公務員等に当たるかどうかの判断を行う。

まず、校区自治協議会等の構成員が地方公務員に当たるかどうかであるが、この点、校区自治協議会等の構成員に対し、辞令交付等の委嘱行為は行われておらず、報酬も支払われていない。そして、校区自治協議会等は、地方公共団体とは別個の団体であり、校区自治協議会等の事務それ自体を地方公共団体の事務ということはできない。このことからすると校区自治協議会等の構成員を地方公務員と位置づけるのは困難である。

また、その他の同号エでいう公務員等にも該当しないため、校区自治協議会等の構成員については、公務員等に当たらないと判断する。

つまり、同号アからオまでには該当しないといえる。

以上のことから、実施機関が氏名を不開示にしたという判断は相当といえるが、構成団体名、部局名及び役職名については、当該個人が特定されない範囲で開示するのが相当である。

４　結論

以上により、「第１　審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江藤　孝
会長職務代理者		高木　絹子
委	員	大江　正昭
委	員	馬場　啓
委	員	澤田　道夫

〔参考〕

審議会の審議経過

年　月　日	審　議　経　過
平成２５年　９月１０日	熊本市長から諮問を受けた。
平成２５年　９月１９日 平成２５年１０月　７日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。 一部修正
平成２５年１０月２５日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成２６年　６月１８日	諮問の審議を行った。
平成２６年　７月１６日	答申案の審議を行った。
平成２６年　８月２７日	答申案の審議を行った。
平成２６年　９月２４日	答申案の審議を行った。

〔参考条文：熊本市情報公開条例第７条第２号抜粋〕

（不開示情報）

第７条　次に掲げる情報は、開示してはならない。

(1) 略

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令等の規定により、何人も閲覧することができる情報

イ　実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの

ウ　氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報

エ　公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報であって、開示しても、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがないと認められるもの

オ　人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

(3) から(7)略

情個審答申第８号
平成２６年１１月１９日

熊本市長　様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会長　江　藤　　孝

熊本市情報公開条例第１７条の規定に基づく諮問について（答申）

平成２５年９月１２日付け、平成２５年度諮問第４号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

熊本市景観審議会委員の公募選考に係る文書等の開示請求拒否決定に対する異議申立てについて

別　紙

諮問第４号

答　　申

第１　審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

第２　異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市景観審議会委員の公募選考の第１次選考評価における資料として、各審査項目の評価配点・評価基準とする具体的表現事例等のわかる資料（以下「本件文書Ⅰ」という。）、全員の応募原稿（但し、個人情報は除く。）、（以下「本件文書Ⅱ」という。）及び正当・公平公正な制度であるとわかる資料（以下「本件文書Ⅲ」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

第３　申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市憲法や熊本市市民参画と協働の推進条例理念を遵守しての公募委員選考であれば、「不存在」とするのは、熊本市憲法違反である。

市政・まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。との条例理念に則り公募委員へ応募した市民の全人格・知識経験見識等を応募原稿に表現した市民の努力に対して、文書等開示請求書（情報公開窓口受付第３４８号）の各審査項目が全て「不存在」で、審査・評価配点する事は、現実の市政とは考えられない。熊本市憲法を遵守・遵法せずに、熊本市市政執行する職員がまだ現存するとは想像されない。何も屁理屈を述べているのではない。これだけ熊本市職員の規律が市民等から問われている時であるから、生き残れる職員が選考委員としての幹部職員が居るとは思えない。

各審査項目の全て「不存在」である筈がなく、評価評点配点が執行されている事実があるので、庁内選考者のみでの公募委員選考配点は、公平公正を疑われ、評価配点の執行に際し、選考者の経験知識感覚だけでの評価配点であれば、明確に職権乱用であり、熊本市憲法理念、公正公平が欠落したまま熊本市政公募委員選考制度が執行された事になり、想像もつかない熊本市市政執行である。

熊本市職員に、聖徳太子以上の能力のある人材職員が現在居るとはとても思えない。

よって、基礎データの応募原稿の具体的評点基準に則って評価配点されたと思うの

が自然である。応募者全員の応募原稿共通課題「熊本らしい景観について」の課題に対して、「審査項目　各項目の着眼点」

１）関心度；熊本市の景観特性や現状認識を踏まえた具体的な意見を備えているか。となっており、私の応募原稿内容は熊本市景観条例施行規則に則って公共工事が施行されておれば、異様な光景はなかった。名勝熊本城旧城郭の歴史的遺産等の破壊に繋がらなかった。前代未聞の光景は形成されなかった。歴史的遺産名所旧跡の歴史的風情の緑森喪失させた公共事業の不作為による喪失で、他都市ではこの様な光景は存在し得ぬ公共事業による不遵法・不遵守の結果がもたらして創造された「熊本らしい景観について」の内容を、過去現在を経て将来の危機意識をもって関心度は、他を以て変え難き市民との自己信念の基、具体的に表現した自信作であるにも拘らず、選考者の学識が浅薄で、この基準を隠蔽して評価配点した為に、公募委員選考制度を歪めており、幸山市政の目指す市政執行に逆行した選考制度となっている。隠蔽した具体的評価基準を開示すべきである。

２）公平性；考え方や意見に偏りがないか。

私の応募原稿の記述、風致地区直近・第一種住居地区・通学路に、けばけばしい巨大なコンクリートの建物が聳え、正面の壁には真っ赤なガラスがはめ込まれ、新幹線熊本駅ホームからもひときわ目立つ建物である。更に、けばけばしい色彩の看板が、車出入り口に掲示してある。この応募原稿を審査分析した選考職員は、現地実証した筈なので、事実を実証出来たはずであり、大人から子供まで車中走行者まで、目に飛び込んで来る光景を、同じ感覚で受けとめている。

つまり、公平公正な光景を具体的に表現・意見に偏りのない応募原稿であり、具体的評価配点基準を隠蔽している為、とんでもない評価配点を執行している。現実の具体的光景を新幹線利用遠来の来熊者の目にも飛び込み、万人認める公平性のある応募原稿記述が、具体的評価配点基準を隠蔽している為、公平公正な公募委員選考制度の信憑性を破壊している。熊本市憲法違反である。

３）表現力；論理が整然としており、表現が明確か。

「熊本らしい景観について」の課題どおりに、現実の熊本市景観について、長年監視・実証して来た知識・経験・能力・直感等により、理路整然と論理を展開しており、誰も真似の出来ない洞察力で表現記述している。最後の締めは、熊本市憲法・熊本市自治基本条例・等の条例理念を遵法・遵守する事によってのみ、熊本市都市景観が、素晴らしい景観が創造・造営される。と結んでいる。他の応募者に、熊本市憲法・熊本市自治基本条例・条例理念等の論理を展開した応募原稿があったとは、とても思えない。正々堂々と具体的評価配点基準に則り、現実の失政を真摯に反省し、評価配点をやり直すべきである。

私の応募原稿が、選考委員三名によって、如何に人権侵害・職権乱用・人権無視・等の市政執行がなされたか？の根底にある要因は、具体的評価配点基準を隠蔽し、公募委員選考制度を歪めていることにある。即刻「不存在」を取り消し、「存在・交付」

すべきである。

全員の応募原稿の開示に対して、「不開示」とあり、熊本市情報公開条例第７条第２号及び第６号に該当、２号については個人に関する情報、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示。とある。個人情報は除いての開示請求であり、他主幹課に於て、個人の承諾を確認した者を１６名分の応募原稿開示を執行している。その後、適正な遂行に支障を来しておらず、今も公募委員募集執行は継続中である。個人の苦情も問題発生も何も聞いていない。まさか、開示する事によって私の応募原稿が他者の原稿を比較されたら、選考者三人の品性人格が疑われてしまうから、現実実証の内容で最高の評価配点の筈だったので、隠蔽せざるを得ないからなのか？清々正々堂々と応募原稿を「開示」すべきである。妄りな隠蔽行為は、熊本市憲法理念に抵触する事になる。

今回の選考手法が正当・公平公正な制度であるとわかる資料について、開発景観課が応募原稿の審査のみで、それも具体的評価配点基準もなく、市民の応募者の全人格を評価して、採否を決定するとは、市民の人格権を侵害する行為であり、聖徳太子の眼力をもった熊本市職員が、現在存在するとはとても思えない。何らかの法的根拠・基準がなければ、公僕精神に反すると思われる。公僕の市政執行には、何らかの法的根拠・市民の人格への配慮等が現存して、公僕職員は執行出来る筈であり、憲法違反等に問われる危険性があるから市民権を無視した執行は出来ない筈である。

よって、「不存在」ではなく、「存在・交付」を執行すべきである。

第４　実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

１「熊本市景観審議会委員の公募委員の選考での評価配点・基準とする具体的表現事例がわかる資料」について

条例第１１条第２項（不存在）と決定した理由

熊本市景観審議会の公募委員の選考にあたっては、「熊本市景観審議会の公募委員の選考に関する要綱」に基づき選考委員会を設置し、同要綱の基準に基づき選考を実施した。

今回の選考委員は、景観行政に携わる市の管理職等であることから、評価にあたって文例、列挙語句等の基準的な凡例等を示す必要性はないとの判断で、第一次選考に係る「評価配点・評価基準の具体的資料等」については作成していない。

したがって、本件文書Ｉは不存在である。

２「応募者全員の応募原稿の開示」について

条例第７条第２号及び第６号と決定した理由

（条例第７条第２号の該当性）

当該文書には、与えられたテーマについて、応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等が記述されており、これらは、応募者個人の人格、思想、社会観等と密接に結び付いたものである。

なお、小論文については、公表を前提として提出されたものではない。

これらの情報を開示すると個人識別性のある部分を除いたとしても、個人の人格や財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがある。したがって、条例第７条第２号に該当すると判断する。

（条例第７条第６号の該当性）

当該文書は、熊本市景観審議会のおける公募委員を選考する際に提出されたもので、選考という事務事業に関する情報であることは明白である。

小論文については、公表を前提に提出されたものではないことを踏まえると、応募者は当該文書を公開されることは予想していない。市が当該文書を公開するとすれば、各応募者と市との間の信頼関係を損なうことになり、今後行われる選考という同種の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすのは明白である。

また、本件のように委員会の委員を選考する際に提出してもらう小論文については、与えられたテーマに基づき、応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等を率直に記述してもらうことにより、より精度の高い人物評価が行えるものであるが、これが今後公表されるとなると、応募者は記載の仕方や表現に違いが出ることは容易に推測され、どうしても一般的な意見しか記述しなくなる。小論文が公表されるとなると応募を躊躇する者、中には筆跡や記載内容が公開されることにより、自分が分かるのではないかと危惧する者が出ることは否定できない。

よって、市が当該文書を公開するとすれば、選考という事務事業の目的が損なわれることになり、今後行われる同種の事務事業に適正な執行に支障を及ぼすのは明白である。

したがって、条例第７条第６号に該当すると判断する。

３「正当・公平公正な制度であるとわかる資料」について

条例第１１条第２項（不存在）と決定した理由

公募委員の選考にあたっては、１記載の要綱の選考基準があり、正当・公平公正な制度の担保はとれていると判断しているため、「正当・公平公正な制度であるとわかる資料」は作成していない。

したがって、本件文書Ⅲは不存在である。

第５　審議会の判断

１　本件文書について

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書は、熊本市景観審議会委員の公募選考に係る次の文書である。

(1) 第１次選考評価における各審査項目の評価配点・評価基準とする具体的表現事例等のわかる文書（本件文書Ⅰ）

(2) 全員の応募原稿（但し、個人情報は除く。）（本件文書Ⅱ）

(3) 正当・公平公正な制度であるとわかる文書（本件文書Ⅲ）

２　判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき一部請求拒否の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

３　個別の判断

(1) 本件文書Ⅰ及びⅢについて

本件文書Ⅰ及びⅢの存否について、文書が存在しないとする実施機関の説明は前記第４のとおりであり、不存在であるとすることに不合理性は認められない。これに対し、申立人の主張には、文書の存在をうかがわせる合理的な理由は認められない。

よって、本件文書Ⅰ及びⅢが存在するとは認められない。

(2) 本件文書Ⅱについて

本件文書Ⅱに係る異議申立ての経緯の内容は、平成１９年答申第３号（参照資料別添）の異議申立ての経緯の内容と同趣旨であり、当審議会としては、前記第３号事件と判断を異にするものではない。

４　結論

以上により、「第１　審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会　　長　　江 藤　 孝

会長職務代理者　　高 木　絹 子

委　　員　　大 江　正 昭

委　　員　　馬 場　 啓

委　　員　　澤 田　道 夫

〔参考〕

審議会の審議経過

年　月　日	審　　議　　経　　過
平成２５年　９月１２日	熊本市長から諮問を受けた。
平成２５年　９月２５日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成２５年１０月１１日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成２６年１０月２２日	諮問の審議を行った。
平成２６年１１月１９日	答申案の審議を行った。

【参照資料】（平成２６年度答申第８号関係）

答　申　第　３　号
平成１９年１０月２３日

熊本市長　様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　江　　藤　　　孝

熊本市情報公開条例第１７条の規定に基づく諮問について（答申）

平成１９年６月２８日付け市協発第１３６号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「熊本市自治基本条例検討委員公募」に於ける応募者全員の小論文（氏名を除く）の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

［　諮問第３号　］

別　紙

諮問第３号

答　　申

１　審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

２　異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市自治基本条例検討委員会の公募委員選考で使用した応募者全員の小論文（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不開示）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

３　申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

条例第７条第２号該当性について

請求している小論文は氏名を除くとしており個人が特定される情報ではない。又、応募者は自発的に応募しており、公表されても自己責任の持てない者は応募できないと思われるため個人の正当な利益を害するおそれがある情報とは思われない。

小論文に価値観、理念等が反映されているのは当然のことであり、熊本市が高い評価をした論文を書いた市民代表により自治基本条例を検討することを熊本市民に公表することが自治基本条例の理念であると信じる。

条例第７条第６号該当性について

選考業務という事務事業の性質上、将来同種の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためという拒否理由である。その「支障」の程度は実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性が要求されるが、前回開示した実績で実質的に実害があったかどうかの検証もないため不開示の理由とはなりえない。

論文を公表するともしないとも明記していないのに、「公開することを前提としていない」や「開示決定までに公開する旨の同意もない」など勝手な想定で不開示とすることはおかしい。

市民として、社会人として、自分の人生観、経験、知識、理念等を正々堂々と主張する市民を選考することが熊本市としての責務であり、選考された市民代表の論文を広く市民に公表することは当然のことである。

条例第１４条該当性について

平成１６年１０月に「熊本駅周辺地域まちづくり推進協議会委員公募」において応募者から同意を取って氏名等を削除した小論文の開示を行っているにもかかわらず、今回は同意を取る事務処理を行っていない。これは業務怠慢である。

不開示部分があれば部分的に黒塗りすればすむことであり、そのことで応募者の正当な利益を侵害するとは思えない。

今回、応募者が自主的に提出した小論文を開示できない理由が不透明で、熊本市の憲法ともいえる自治基本条例がどのような人によって作られるのか不安を抱かざるを得ない。

4　実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

条例第７条第２号該当性について

本件文書には、与えられたテーマについて、応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等が記載されており、これらは、応募者個人の人格、思想、社会観と密接に結びついたものである。

なお、同種の文書（小論文や手紙等）については、公表することを前提として提供された場合を除き、これまで公表したことはなく、情報公開においては本人に同意を得て開示した例が過去に一度はあるが、それ以外にはない。

さらに、当該文書については公開することを前提に提出されたものではないことを踏まえると、応募者は当該文書を公開することを予想してはおらず、また、開示決定までに公開する旨の同意もないことから、これらの情報を開示すると個人識別性のある部分を除いたとしても、個人の人格や財産権その他個人の正当な利益を害するおそれがある。

したがって、条例第７条第２号に該当する。

条例第７条第６号該当性について

本件文書を勝手に開示すれば応募者と実施機関との間の信頼関係を損なうことになり、検討委員会を運営するという事務事業又は今後行われる選考という同種の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすのは明白である。

本件文書が今後公開されるとなると、応募者は記載の仕方や表現に違いが出ることは容易に推測され、一般的な意見しか記述しなくなる。さらに、応募を躊躇するもの、又、筆跡や記載内容から個人が特定されると危惧するものが出ることは否定できない。

よって、選考という事務事業の目的が損なわれることになり、今後行われる同種の事務事業の適正な執行に支障を及ぼす。

したがって、条例第７条第６号に該当する。

条例第１４条該当性について

本条の意見聴取は、第三者の正当な権利利益の保護に関する不開示情報の規定に該当するかどうかを適切に判断するための調査であるが、当該情報が不開示情報に明らかに該当するとき又は明らかに該当しないときは行わないこととしている。

本件文書が条例第７条第２号及び第６号に明らかに該当すると判断したため、当該手続きは行わなかったものである。

平成１６年に小論文の開示請求があったことに対して、当時は当該小論文が明らかに不開示情報に該当するかどうかの判断ができなかったため意見聴取を行ったうえで開示しているが、その後判例が出ていることもあり、今回は前述したとおりの判断をしたため意見聴取を行わなかったものである。

５　審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、熊本市自治基本条例検討委員会の公募委員選考で使用した応募者全員の小論文である。

記載内容は、応募者の氏名、住所、性別、年齢、電話番号、FAX 番号、メールアドレス及び小論文となっている。

(2)　判断に当たっての基本的な考え方

本件文書にかかる判断は、不開示とした情報をインカメラ方式を用い総合的に勘案したものである。

また、当審議会においては、条例に基づき開示、不開示の妥当性を判断するものであり、制度等の是非については判断しない。

(3)　条例第７条第２号該当性について

実施機関が保有する文書等の中には、開示することにより、個人又は法人等の正当な利益を害したり、公共の安全、行政事務事業の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等があるため、条例第７条において一定の合理的理由に基づき不開示とする必要がある情報を不開示情報と規定したものである。

同条第２号本文において、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」を不開示情報と規定しており、ただし書のアからオまでにおいて例外規定を設けている。

ア　法令等の規定により、何人も閲覧することができる情報

イ　実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの

ウ　氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報

エ　公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報であって、開示しても、当該公務員等の権利を不当に侵害し、または生活に不当に影響を与えるおそれがないと認められるもの

オ　人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

本件文書は、熊本市自治基本条例検討委員会の公募委員選考のために使用した応募者全員の小論文で、記載内容は、応募者の氏名、住所、性別、年齢、電話番号、FAX番号、メールアドレス及び小論文となっており、基本的には条例第７条第２号に規定する個人情報である。

応募者の氏名等については、申立人、実施機関双方個人情報であることには異論がないと認められるため、個人が特定され得る部分を除いた小論文部分について条例第７条第２号に該当するかどうかを検討する。

小論文には応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等が記載されている。これらの情報は、応募者個人の人格、思想、社会観と密接に結びついたものであり、条例第７条第２号に規定する個人情報に該当する。このため、同条ただし書きに該当するかどうかを検討する。

本条ただし書ア、イ、エ、オに該当しないことは明らかである。

ただし書ウに該当するかどうかについて検討する。

本件文書には前述のとおりの個人情報が記載されており、それらの情報を社会に開示するか否か等については元来各応募者が自ら決すべき利益を有していると認めるのが相当であり、そのことは、開示の対象となるべき文書から作成者が識別される部分を除いたとしても同様というべきである。

他方、実施機関は、従来から各種委員を募集しているが、その際応募者に対し、選考

資料として論文の提出を求めたことも相当数に上り、その一方で、実施機関において論文を後に公開した例は平成１６年の一例を除き存在しないことが認められる。そうすると、応募者は論文を提出するに当たり、それが後に公開されることは予想していなかったと推測される。

以上のとおり、応募者においては、本件文書の開示の可否について自ら決すべき利益を有するものであり、また、提出した論文が開示されることは予想し得ないことであったことからみるならば、本件文書を「開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがない」ものと認めることはできないというべきである。

したがって本件文書はただし書ウには該当せず、条例第７条第２号の不開示情報に該当する。

(4)　条例第７条第６号該当性について

条例第７条第６号は、実施機関の事務事業の適正な遂行を確保するため、監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他実施機関の事務事業に関する情報のうち、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を不開示情報にすることを定めたものである。ここでいう「支障」の程度とは名目的なものでは足りず、実質的なものが要求されており、また「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

実施機関は、従来から各種委員を募集しているが、その際応募者に対し、選考資料として論文の提出を求めたことも相当数に上り、その一方で、実施機関において論文を後に公開した例は平成１６年の一例を除き存在しないことが認められる。

かかる文書が公開されるとなると、応募者は記載の仕方や表現に違いが出ることは容易に推測され、一般的な意見しか記述しなくなる。さらに、応募を躊躇する者、又、筆跡や記載内容から個人が特定されると危惧する者が出ることも否定できず、よって、選考という事務事業の目的が損なわれることになり、今後行われる同種の選考事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

本件における当該委員の募集に際しても、応募された小論文の扱いについては、なんら触れられておらず、当該論文を公開するとも明記されていなければ、公開しないとも明記されていない。

このような状況下で応募者は、自己の提出した小論文がいずれ公開されることになるとは予想だにしないのが通常であり、むしろ公開されないことを前提と捉え、小論文の内容もなんら制約されることなく、自由な発想のもとで記述されたものと考えられる。

このような応募者の意向を無視して、実施機関が本件文書を意のままに開示すれば応募者と市との間の信頼関係が損なわれることは明らかであり、始動し始めたばかりの検討委員会を運営する事務事業の適正な執行に支障を及ぼすことになると認めら

れる。

したがって本件文書は条例第７条第６号に該当する。

(5) 条例第１４条について

本条の意見聴取は、第三者の正当な権利利益を保護するために、不開示情報に該当するかどうかを適切に判断するための調査であるが、当該情報が不開示情報に明らかに該当するとき又は明らかに該当しないときは行わないこととしている。

平成１６年に小論文の開示請求があった際、当時、実施機関は、当該小論文が条例第７条第２号に該当するかどうか明快でなかったため意見聴取を行い、応募者全員の承諾を得たうえで開示している。

今回、実施機関は、判例による全国的な動向等も検討した結果、本件文書が条例第７条第２号に明らかに該当すると判断し、また、同条第６号にも明らかに該当すると判断できたため、当該手続きは行わなかったものである。

ことに、実施機関は、応募者と実施機関との間の信頼関係を重視するとともに今後も事務事業の適正な執行を確保する観点から、本件文書は条例第７条第６号の不開示情報に明らかに該当するため、たとえ前回と同様の手続きを経て開示の承諾が得られたとしても開示すべきでないと総合的に判断したものである。このため、承諾をとるための手続きは行っていない。

そもそも、条例第１４条は、第三者の正当な権利利益を保護するために、不開示情報に該当するかどうかを適切に判断するために第三者に意見を聴くことができると規定したものであり、第三者に意見を聴くことを実施機関に義務付けたものではない。実施機関は、本件文書が不開示情報の規定に明らかに該当すると判断したため、本条の手続きを行わなかったものであり、意見聴取を行わなかったからといって怠慢とはいえない。

(6) 結論

以上により、「１　審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会長	江藤　孝
会長職務代理者	荒木　昭次郎
委員	高木　絹子
委員	田中　節男
委員	馬場　啓

情個審答申第９号
平成２７年２月１８日

熊本市長　様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　江　　藤　　　孝

熊本市情報公開条例第１７条の規定に基づく諮問について（答申）

平成２５年９月２５日付け、平成２５年度諮問第５号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

熊本駅周辺整備に関するトップ会議に係わる文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

別　紙

諮問第５号

答　　申

第１　審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

第２　異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、平成１８年１０月開催から平成２２年３月開催までの「在来線熊本駅舎デザイン・トップ会議」各出席者の発言等のわかる資料（以下「本件文書Ⅰ」という。）、「在来線熊本駅舎デザイン・トップ会議」の決定権限事項を受けて、誰が最終的に決定権を持ち、執行の権限はどのような法的根拠等に基づいて、最終決定と見なされるのか具体的にわかる法令、熊本県・市条例等の資料（以下「本件文書Ⅱ」という。）、この場合、熊本県市の都市計画審議会、環境影響審査会審議会への審議を経ずして最終決定とすることができる諸条例、慣習等の具体的にわかる資料（以下「本件文書Ⅲ」という。）、このトップ会議の「トータルデザインアドバイザー」３人による会議の開催年月日時、場所、議題、会議録等のわかる資料、３人が一同に集合した会議が開催されていなければ、各人の具体的な意見、助言等のわかる資料（(以下「本件文書Ⅳ」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（「本件文書Ⅰ」は不開示、「本件文書Ⅱ～Ⅳ」は不存在）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

第３　申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

「本件文書Ⅰ」の開示請求に対して、「不開示」条例第７条第５号に該当とあるが、理由として、「開示することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれ、市民の間に混乱を生じさせるため。」とのことであるが、熊本市自治基本条例の理念等を遵守せず、無視する市政執行であり、熊本市憲法違反である。

よって、「不開示」を取り消して、「開示・資料交付・会議録交付」を、迅速に執行すべきである。

会議終了後、熊本市長・県知事は、共同で記者会見を行い、内容を説明し、報道機関にも情報を流し、別室で報道記者に資料を基に説明会が開催されている。その後、新聞紙上に記載され、多くの県民市民は周知の事実であるにも拘らず、血税納税者には、「不開示」なのか？有料での資料開示請求に対して、「不開示」なのか？これは、

明らかに熊本市憲法違反である。

よって、迅速に「両開示執行」すべきである。

「本件文書Ⅱ」の開示請求に対して、「不存在」条例第１１条第２項に該当とあるが、理由として、「請求された文書が存在しないため。」とのことであるが、市長の記者会見では、「武者返しの壁」はデザイン設計者側に３０億円を２３億円までの削減を了承してもらったと記者団に公表しながら、現在の建設積算額は２９億１千万円の建設総額が公表されている。その差額は何なのか？血税納税者県民市民には、不可解な建設費総額経費である。騙しの市政理念の発露とも思えないが熊本市には、熊本市公共事業環境配慮指針が平成２１年９月より施行されており、予算要求前に、公共工事による環境影響調書を作成しての施行を遵守しなければならないことになっているが、フリーパスであり、都市計画審議会も環境影響審議会も適さず、決定事項として遂行中である。この様な現象は、トップ会議決定事項には何らかの権限を付与された法的根拠がなければ、現行の法治市政に於ては不可能であり、何らかの権限があるから、「執行可能」と思われる。迅速に「存在・資料交付」を執行すべきである。へりくつを述べているのではなく、法治国家の根本に関わる問題点である。

更に、「トータルデザインアドバイザー」をわざわざ専任させて、何もしていない、何の実績もないとは、熊本市憲法理念からは、熊本市民は想像も出来ない。権威ある裏付けがあるから市民は信用しろとの「実績不存在のアドバイザー・カモフラージュ」の為の市政理念とも思われないので、「不存在」を取り消して、「存在・資料交付」を迅速に執行して戴きたい。

第４　実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

平成２５年２月４日に行われた熊本市情報公開条例（以下、「情報公開条例」という。）に基づく熊本駅周辺整備に関するトップ会議に関する開示請求に対し、２月１５日、熊本市長は開示請求の一部について開示請求拒否決定を行ったが、これに対し４月２５日に請求者より異議申立が行われたので、当該決定に係る詳細な理由について説明するものである。

なお、文書等開示請求書等に異議申立人が「在来線熊本駅舎デザイン・トップ会議」と記載しているものは「熊本駅周辺整備に関するトップ会議」である。

１　本件文書Ⅰについて

条例第７条第５号に該当するため不開示。

当会議は、平成１８年当時、平成２３年３月に迫っていた九州新幹線の全線開業に向け、熊本県、熊本市、ＪＲ九州、地元経済界が共通認識のもと一体となって事業を円滑かつ効率的に実施し、より魅力的な都市空間の形成を図るために開催され

た。

会議では、平成１８年１０月から現在まで、５回にわたり駅周辺の整備に関して様々な議論がなされているところ。

この会議については、法的に設置されているものではなく、任意で設置されているため、会議に法的根拠及び意思決定の権限等はない。また、平成３０年頃の駅周辺の整備に関して、実施中の事業や計画・構想段階のものなど、様々な事項について各機関のトップが自由に意見交換を行う場であるため、会議は非公開で行われ、公表できる事項については、会議後の記者会見において、市長・知事により会議内容の説明を行っている。

このように、トップ会議においては、駅周辺の整備に関して、まだ決定していない事項、実施するかどうかも確定していないアイディアレベルの事項などについて、各機関のトップが自由に意見交換を行うため、請求されている会議内容や各トップの発言等を公表することにより、率直な意見の交換若しくは中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす恐れがある。

よって「不開示」と決定したもの。

２　本件文書Ⅱについて

「本件文書Ⅰ」の理由にも記載したとおり、当会議の趣旨は、熊本駅周辺の整備を行うにあたり、各事業主体や関係機関が意見交換を行うことで、円滑な事業の推進及びより良い駅周辺の整備を図ろうとするものである。

各事業における最終決定は、各事業主体のそれぞれの手続きの中でなされるものであり、請求者が求めるトップ会議の権限等についての最終決定権者や法的根拠についての文書は「不存在」である。

３　本件文書Ⅲについて

２と同じ理由で「不存在」である。トップ会議には、法的根拠や意思決定機能は無いため、「当会議で決定した事項については都市計画審議会及び環境影響評価審査会での審議を経ずに事業の最終決定とすることが出来る。」という法的根拠は存在しない。法的手続きが必要な事業については、各事業主体の責任で必要な手続を経て事業を実施しているところである。

４　本件文書Ⅳについて

平成２４年４月１日付けで熊本市が政令指定都市へ移行したことに伴い、現在も熊本県が事業主体となっている在来線熊本駅舎整備を含む連続立体交差事業を除き、熊本駅東口駅前広場整備事業および周辺の都市計画道路事業は熊本市へ移譲されることとなった。

移譲された熊本駅東口駅前広場整備事業は、本請求に係るトータルデザインアドバイザーとの調整はすでに済んでいたことから、その部分については、熊本市に引き継ぐことなく、熊本駅東口駅前広場等の維持管理に必要となる設計図書等を引継いだため、本市への資料提供は行われていない。

よって、当該請求に係る文書は「不存在」である。

第５　審議会の判断

１　本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳについて

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳは、異議申立人が「在来線熊本駅舎デザイン・トップ会議」としているのは「熊本駅周辺整備に関するトップ会議（以下、トップ会議という。）」であり、それに係わる文書等で次の事項がわかる文書である。

(1)　本件文書Ⅰ

平成１８年１０月開催から平成２２年３月開催までのトップ会議各出席者の発言等のわかる資料

(2)　本件文書Ⅱ

「トップ会議」の決定権限事項を受けて、誰が最終的に決定権を持ち、執行の権限はどのような法的根拠等に基づいて、最終決定と見なされるのか具体的にわかる法令、熊本県・市条例等の資料

(3)　本件文書Ⅲ

この場合、熊本県市の都市計画審議会、環境影響審査会審議会への審議を経ずして最終決定とすることができる諸条例、慣習等の具体的にわかる資料

(4)　本件文書Ⅳ

このトップ会議の「トータルデザインアドバイザー」３人による会議の開催年月日時、場所、議題、会議録等のわかる資料、３人が一同に集合した会議が開催されていなければ、各人の具体的な意見、助言等のわかる資料

２　判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき一部請求拒否の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

３　個別の判断

(1)　本件文書Ⅰについて

当審議会の調査の結果、本件文書Ⅰに該当する文書は、トップ会議の第１回から第５回までの会議議事概要である。

この文書が、条例第７条第５号に該当するについて検討する。

トップ会議は、当時、新幹線開業を前に熊本駅周辺の都市基盤整備が進められており、各機関のトップが集う場において、これから進められようとする熊本駅周辺整備等に対して、関係者のみならず、県市民の関心のあるところである。

その内容については、市及び県を代表する首長が会議終了後に記者会見を開き、自らの権限の範囲において可能な内容の情報提供を行っていることが記者会見資料等からも窺え、一定の情報提供がなされていると評価することができる。

しかしながら、トップ会議は冒頭の出席者の挨拶後、報道関係者が退席して行われている。このことは、各機関の代表が自由に意見交換を行う場としての位置づけを認めることができる。

トップ会議においては、確かに、熊本駅周辺の整備に関して、まだ決定していない事項、実施するかどうかも確定していないアイディアレベルのもの等も含まれる。

これらの発言を公表することは、率直な意見の交換若しくは中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす恐れがあり、自由に意見交換を行うことを損なう可能性がある。

よって、本件文書Ⅰは条例７条５号に該当すると判断できる。

(2)　本件文書Ⅱの存否について

トップ会議は、各事業主体や関係機関が意見交換を行うことで、円滑な事業の推進及びより良い駅周辺の整備を図ろうとするものである。

各事業における最終的な決定は、各事業主体のそれぞれの手続きの中でなされるものであり、請求者が求めるトップ会議の権限等についての法的根拠及び最終決定権者についての文書は存在しない。

よって、不存在が相当である。

(3)　本件文書Ⅲ・Ⅳの存否について

文書が存在しないとする実施機関の説明は前記第４のとおりであり、不存在であるとすることに不合理性は認められない。これに対し、申立人の主張には、文書の存在をうかがわせる合理的な理由は認められない。

よって、本件文書Ⅲ・Ⅳはいずれも存在しないと認められる。

４　結論

以上により、「第１　審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江藤　孝
会長職務代理者		高木　絹子
委	員	大江　正昭
委	員	馬場　啓
委	員	澤田　道夫

〔参考〕

審議会の審議経過

年　月　日	審　　議　　経　　過
平成２５年　９月２５日	熊本市長から諮問を受けた。
平成２５年１０月２５日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成２５年１１月１２日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成２６年１１月１９日	諮問の審議を行った。
平成２６年１２月１０日	答申（案）の審議を行った。
平成２７年　１月１４日	答申（案）の審議を行った。
平成２７年　２月１８日	答申（案）の審議を行った。

情個審答申第１０号
平成２７年２月１８日

熊本市長　様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　江　　藤　　　孝

熊本市情報公開条例第１７条の規定に基づく諮問について（答申）

平成２５年７月２日付け、平成２５年度諮問第６号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

「熊本市第６次総合計画基本計画中間見直し委員会」の公募委員選考における応募者全員の個人情報を除いた応募原稿の開示請求拒否（不開示）決定に対する異議申立てについて

別　紙

諮問第６号

答　　申

第１　審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

第２　異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「熊本市第６次総合計画基本計画中間見直し委員会」の公募委員選考における応募者全員の個人情報を除いた応募原稿（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不開示）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

第３　申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市憲法・熊本市自治基本条例・（自治の基本理念）第３条・（自治運営の基本原理）第４条・（市民の権利）第５条・（市民の責務）第６条・（市長等の役割）第１０条(1)・（市政の基本原則）第１２条(1)(3)・（総合的な行政サービス）第１６条・（行政手続き）第２０条・（説明責任）第２２条・（情報共有の原則）第２５条　１・（市民参画・協働のための仕組み）第３０条(2)(3)・（参画と協働によるまちづくり条例）第３１条→熊本市市民参画と協働の推進条例→第２章　市民参画　第４条～第５条、等の条例理念を遵守するのであれば、「不開示」とするのは、熊本市憲法違反である。

熊本市情報公開条例第７条第２号及び第６号に該当

（理由）

第２号（個人に関する情報）

当該作文は、住所、氏名等の個人識別性がある情報を除いても、個人の利益を害する個人情報であるため。

第６号（事務事業に関する情報）

当該作文は、公表を前提に募集したものではなく、また、作文を開示すると、選考業務の性質上、将来同種の業務の適正な執行に支障をきたすおそれがあるため。とあるが、

熊本市憲法・熊本市自治基本条例・（市民の責務）第６条(2)市政・まちづくりへ積極的に参画し、又は自らの発言と行動に責任を持つこと。とあり、公募委員応募原稿の内容には、重任を持つとの責務があり、個人情報以外の原稿内容を公表されたとして、何

ら不服が起こる事はないし、予測の事を理由に　不開示との決定は、熊本市憲法違反であり、私の添付資料の如く、応募原稿を公開しても何ら思想や心情に支障を来したこともなく、その後の行政運営に支障をきたした事もない。

熊本市憲法理念に則り、市民からの応募原稿開示要求が出たら、迅速に・応募者全員の承諾を取付け、同意を確認し、同意者については、迅速に開示するのが、熊本市憲法理念を遵守する事である。私は、この応募原稿は開示しません・選考以外の目的には使用しない・との書面も、行政からの同意意向も一切受けていない。熊本市憲法理念・市民の責務等の信念で応募しており、自分の応募原稿には自らの発言と行動には責任をもち公表される事は、当然の事と認識して応募している。公募委員選考の応募原稿が優れていたから選考されたのであり、他の模範となる「共通の応募原稿命題・今後の熊本市のまちづくりに必要なこと・」であるから、広く公開し、公募委員としての今後の熊本市総合計画の見直し作業の中に活用し、協働での委員会に活かされるべき応募原稿であるから、広く公開し、情報共有し、市民参画を誘導し、熊本市総合計画見直し作業に反映・活かすのが、熊本市行政の責務である。その為、「不開示」は「熊本市憲法違反」であり、迅速に「開示・応募原稿交付」を　執行すべきである。

第４　実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

条例第７条第２号該当性について

当該文書には、与えられたテーマについて、応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等が記載されており、これらは、応募者個人の人格、思想、社会観と密接に結びついたものである。

さらに、応募原稿の公開が前提となっていない中で応募者は当該文書を公開することを予想しておらず、当該文書を公開すると、個人識別性のある部分を除いたとしても個人の人格や財産権その他個人の正当な利益を害するおそれがある。

したがって、条例第７条第２号に該当する。

条例第７条第６号該当性について

当該文書は、熊本市第６次総合計画基本計画中間見直し委員会における公募委員を選考する際に提出されたもので、選考という事務事業に関する情報であることは明白である。

本件のように委員会の委員を選考する際に提出してもらう作文については、与えられたテーマに基づき、応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等を率直に記述してもらうことにより、より精度の高い人物評価が行えるものであるが、これが今後公表されるとなると、一般的な意見しか記述しなくなるなど記載の仕方や表現に違いが出ること、また、応募自体を躊躇する者が出

ることが容易に推測される。

よって、市が当該文書を公開すれば、選考という事務事業の目的が損なわれることになり、今後の同種の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすのは明白である。

したがって、条例第７条第６号に該当する。

第５　審議会の判断

本件異議申立ての経緯の内容は、平成１９年答申第３号（参照資料別添）の異議申立ての経緯の内容と同趣旨であり、当審議会としては、前記第３号事件と判断を異にするものではない。

よって、上記「１　審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江藤　孝
会長職務代理者		高木　絹子
委	員	大江　正昭
委	員	馬場　啓
委	員	澤田　道夫

〔参考〕

審議会の審議経過

年　月　日	審　　議　　経　　過
平成２５年１０月　４日	熊本市長から諮問を受けた。
平成２５年１０月２５日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成２５年１１月１２日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成２６年１２月１０日	諮問の審議を行った。
平成２７年　１月１４日	答申案の審議を行った。
平成２７年　２月１８日	答申案の審議を行った。

【参照資料】（平成２６年度答申第１０号関係）

答　申　第　３　号
平成１９年１０月２３日

熊本市長　様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　江　　藤　　　孝

熊本市情報公開条例第１７条の規定に基づく諮問について（答申）

平成１９年6月２８日付け市協発第１３６号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「熊本市自治基本条例検討委員公募」に於ける応募者全員の小論文（氏名を除く）の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

［　諮問第３号　］

別　紙

諮問第３号

答　　申

１　審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

２　異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市自治基本条例検討委員会の公募委員選考で使用した応募者全員の小論文（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不開示）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

３　申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

条例第７条第２号該当性について

請求している小論文は氏名を除くとしており個人が特定される情報ではない。又、応募者は自発的に応募しており、公表されても自己責任の持てない者は応募できないと思われるため個人の正当な利益を害するおそれがある情報とは思われない。

小論文に価値観、理念等が反映されているのは当然のことであり、熊本市が高い評価をした論文を書いた市民代表により自治基本条例を検討することを熊本市民に公表することが自治基本条例の理念であると信じる。

条例第７条第６号該当性について

選考業務という事務事業の性質上、将来同種の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためという拒否理由である。その「支障」の程度は実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性が要求されるが、前回開示した実績で実質的に実害があったかどうかの検証もないため不開示の理由とはなりえない。

論文を公表するともしないとも明記していないのに、「公開することを前提としていない」や「開示決定までに公開する旨の同意もない」など勝手な想定で不開示とすることはおかしい。

市民として、社会人として、自分の人生観、経験、知識、理念等を正々堂々と主張する市民を選考することが熊本市としての責務であり、選考された市民代表の論文を広く市民に公表することは当然のことである。

条例第１４条該当性について

平成１６年１０月に「熊本駅周辺地域まちづくり推進協議会委員公募」において応募者から同意を取って氏名等を削除した小論文の開示を行っているにもかかわらず、今回は同意を取る事務処理を行っていない。これは業務怠慢である。

不開示部分があれば部分的に黒塗りすればすむことであり、そのことで応募者の正当な利益を侵害するとは思えない。

今回、応募者が自主的に提出した小論文を開示できない理由が不透明で、熊本市の憲法ともいえる自治基本条例がどのような人によって作られるのか不安を抱かざるを得ない。

4　実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

条例第７条第２号該当性について

本件文書には、与えられたテーマについて、応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等が記載されており、これらは、応募者個人の人格、思想、社会観と密接に結びついたものである。

なお、同種の文書（小論文や手紙等）については、公表することを前提として提供された場合を除き、これまで公表したことはなく、情報公開においては本人に同意を得て開示した例が過去に一度はあるが、それ以外にはない。

さらに、当該文書については公開することを前提に提出されたものではないことを踏まえると、応募者は当該文書を公開することを予想してはおらず、また、開示決定までに公開する旨の同意もないことから、これらの情報を開示すると個人識別性のある部分を除いたとしても、個人の人格や財産権その他個人の正当な利益を害するおそれがある。

したがって、条例第７条第２号に該当する。

条例第７条第６号該当性について

本件文書を勝手に開示すれば応募者と実施機関との間の信頼関係を損なうことになり、検討委員会を運営するという事務事業又は今後行われる選考という同種の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすのは明白である。

本件文書が今後公開されるとなると、応募者は記載の仕方や表現に違いが出ることは容易に推測され、一般的な意見しか記述しなくなる。さらに、応募を躊躇するもの、又、筆跡や記載内容から個人が特定されると危惧するものが出ることは否定できない。

よって、選考という事務事業の目的が損なわれることになり、今後行われる同種の事務事業の適正な執行に支障を及ぼす。

したがって、条例第７条第６号に該当する。

条例第１４条該当性について

本条の意見聴取は、第三者の正当な権利利益の保護に関する不開示情報の規定に該当するかどうかを適切に判断するための調査であるが、当該情報が不開示情報に明らかに該当するとき又は明らかに該当しないときは行わないこととしている。

本件文書が条例第７条第２号及び第６号に明らかに該当すると判断したため、当該手続きは行わなかったものである。

平成１６年に小論文の開示請求があったことに対して、当時は当該小論文が明らかに不開示情報に該当するかどうかの判断ができなかったため意見聴取を行ったうえで開示しているが、その後判例が出ていることもあり、今回は前述したとおりの判断をしたため意見聴取を行わなかったものである。

５　審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、熊本市自治基本条例検討委員会の公募委員選考で使用した応募者全員の小論文である。

記載内容は、応募者の氏名、住所、性別、年齢、電話番号、FAX 番号、メールアドレス及び小論文となっている。

(2)　判断に当たっての基本的な考え方

本件文書にかかる判断は、不開示とした情報をインカメラ方式を用い総合的に勘案したものである。

また、当審議会においては、条例に基づき開示、不開示の妥当性を判断するものであり、制度等の是非については判断しない。

(3)　条例第７条第２号該当性について

実施機関が保有する文書等の中には、開示することにより、個人又は法人等の正当な利益を害したり、公共の安全、行政事務事業の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等があるため、条例第７条において一定の合理的理由に基づき不開示とする必要がある情報を不開示情報と規定したものである。

同条第２号本文において、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」を不開示情報と規定しており、ただし書のアからオまでにおいて例外規定を設けている。

ア　法令等の規定により、何人も閲覧することができる情報

イ　実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの

ウ　氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報

エ　公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報であって、開示しても、当該公務員等の権利を不当に侵害し、または生活に不当に影響を与えるおそれがないと認められるもの

オ　人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

本件文書は、熊本市自治基本条例検討委員会の公募委員選考のために使用した応募者全員の小論文で、記載内容は、応募者の氏名、住所、性別、年齢、電話番号、FAX番号、メールアドレス及び小論文となっており、基本的には条例第７条第２号に規定する個人情報である。

応募者の氏名等については、申立人、実施機関双方個人情報であることには異論がないと認められるため、個人が特定され得る部分を除いた小論文部分について条例第７条第２号に該当するかどうかを検討する。

小論文には応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等が記載されている。これらの情報は、応募者個人の人格、思想、社会観と密接に結びついたものであり、条例第７条第２号に規定する個人情報に該当する。このため、同条ただし書きに該当するかどうかを検討する。

本条ただし書ア、イ、エ、オに該当しないことは明らかである。

ただし書ウに該当するかどうかについて検討する。

本件文書には前述のとおりの個人情報が記載されており、それらの情報を社会に開示するか否か等については元来各応募者が自ら決すべき利益を有していると認めるのが相当であり、そのことは、開示の対象となるべき文書から作成者が識別される部分を除いたとしても同様というべきである。

他方、実施機関は、従来から各種委員を募集しているが、その際応募者に対し、選考

資料として論文の提出を求めたことも相当数に上り、その一方で、実施機関において論文を後に公開した例は平成１６年の一例を除き存在しないことが認められる。そうすると、応募者は論文を提出するに当たり、それが後に公開されることは予想していなかったと推測される。

以上のとおり、応募者においては、本件文書の開示の可否について自ら決すべき利益を有するものであり、また、提出した論文が開示されることは予想し得ないことであったことからみるならば、本件文書を「開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがない」ものと認めることはできないというべきである。

したがって本件文書はただし書ウには該当せず、条例第７条第２号の不開示情報に該当する。

(4)　条例第７条第６号該当性について

条例第７条第６号は、実施機関の事務事業の適正な遂行を確保するため、監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他実施機関の事務事業に関する情報のうち、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を不開示情報にすることを定めたものである。ここでいう「支障」の程度とは名目的なものでは足りず、実質的なものが要求されており、また「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

実施機関は、従来から各種委員を募集しているが、その際応募者に対し、選考資料として論文の提出を求めたことも相当数に上り、その一方で、実施機関において論文を後に公開した例は平成１６年の一例を除き存在しないことが認められる。

かかる文書が公開されるとなると、応募者は記載の仕方や表現に違いが出ることは容易に推測され、一般的な意見しか記述しなくなる。さらに、応募を躊躇する者、又、筆跡や記載内容から個人が特定されると危惧する者が出ることも否定できず、よって、選考という事務事業の目的が損なわれることになり、今後行われる同種の選考事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

本件における当該委員の募集に際しても、応募された小論文の扱いについては、なんら触れられておらず、当該論文を公開するとも明記されていなければ、公開しないとも明記されていない。

このような状況下で応募者は、自己の提出した小論文がいずれ公開されることになるとは予想だにしないのが通常であり、むしろ公開されないことを前提と捉え、小論文の内容もなんら制約されることなく、自由な発想のもとで記述されたものと考えられる。

このような応募者の意向を無視して、実施機関が本件文書を意のままに開示すれば応募者と市との間の信頼関係が損なわれることは明らかであり、始動し始めたばかりの検討委員会を運営する事務事業の適正な執行に支障を及ぼすことになると認めら

れる。

したがって本件文書は条例第７条第６号に該当する。

(5) 条例第１４条について

本条の意見聴取は、第三者の正当な権利利益を保護するために、不開示情報に該当するかどうかを適切に判断するための調査であるが、当該情報が不開示情報に明らかに該当するとき又は明らかに該当しないときは行わないこととしている。

平成１６年に小論文の開示請求があった際、当時、実施機関は、当該小論文が条例第７条第２号に該当するかどうか明快でなかったため意見聴取を行い、応募者全員の承諾を得たうえで開示している。

今回、実施機関は、判例による全国的な動向等も検討した結果、本件文書が条例第７条第２号に明らかに該当すると判断し、また、同条第６号にも明らかに該当すると判断できたため、当該手続きは行わなかったものである。

ことに、実施機関は、応募者と実施機関との間の信頼関係を重視するとともに今後も事務事業の適正な執行を確保する観点から、本件文書は条例第７条第６号の不開示情報に明らかに該当するため、たとえ前回と同様の手続きを経て開示の承諾が得られたとしても開示すべきでないと総合的に判断したものである。このため、承諾をとるための手続きは行っていない。

そもそも、条例第１４条は、第三者の正当な権利利益を保護するために、不開示情報に該当するかどうかを適切に判断するために第三者に意見を聴くことができると規定したものであり、第三者に意見を聴くことを実施機関に義務付けたものではない。実施機関は、本件文書が不開示情報の規定に明らかに該当すると判断したため、本条の手続きを行わなかったものであり、意見聴取を行わなかったからといって怠慢とはいえない。

(6) 結論

以上により、「１　審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会長	江藤　孝
会長職務代理者	荒木　昭次郎
委員	高木　絹子
委員	田中　節男
委員	馬場　啓

情個審答申第１１号
平成２７年２月１８日

熊本市長　様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　江　　藤　　　孝

熊本市情報公開条例第１７条の規定に基づく諮問について（答申）

平成２５年１０月８日付け、平成２５年度諮問第７号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

熊本市第６次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員選考に係わる文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

別　紙

諮問第７号

答　　申

第１　審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

第２　異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市第６次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員選考に際し、各審査項目について何点と評価するかが具体的にわかる模範例等の資料、同選考における、企画課と他課との選考基準の格差は、何に基づく格差なのか、法的根拠に基づく格差なのかがわかる資料を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

第３　申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

条例理念を遵守しての公募委員選考であれば、「不存在」とするのは、熊本市憲法違反である。市民の全人格を審査評価するのであれば、私の文書等開示請求書（受付号第２３０号）評価項目等が全て「不存在」であるはずがなく、評価評点配点が執行されている事実があるので、庁内選考者のみでの公募委員選考配点は、職権乱用であり、熊本市憲法理念・公正公平が欠落したまま熊本市政公募委員選考制度が執行されたとは、幸山市政下では想像もつかない。

庁内公募委員選考者による面接に際して、応募原稿を目の前にして、面接の評点を応募者の目の前で加算した事実もなく、応募原稿評点と面接評点を合算したとする総合合計評点だけが、公募委員評価採否として突然出現するとは、前代未聞の公募委員選考制度である。熊本市職員に、聖徳太子以上の能力のある人材職員が現在居るとはとても思えない。

よって、基礎データの応募原稿の評点基準に則った評点と、面接の時の評価評点基準に則った評点を、即、「不存在でなく、存在交付執行」すべきである。

第４　実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

本件文書の存否について

１．熊本市第６次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員の選考に際しては、「熊本市第６次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員の選考に関する要綱」に定める「熊本市第６次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員選考基準」及び同選考基準をもとに審査項目の着眼点を取りまとめた参考資料「審査項目と着眼点（５段階評価)」により、選考委員が、作文の内容と面接内容とを総合的に判断し、審査することとしているため、当該文書は不存在である。

２．附属機関等における公募委員の選考基準は、附属機関等の設置目的等に応じて当該附属機関等の所管課が作成するものであり、法的根拠に基づいて作成するものではなく、また、他の所管課が作成した選考基準との比較資料は作成していないため、当該文書は不存在である。

なお、「熊本市第６次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員の選考に関する要綱」、「熊本市第６次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員選考基準」及び「審査項目と着眼点（５段階評価)」については、同申立人より平成２５年５月２０日に行われた条例に基づく開示請求に対し、平成２５年６月１０日企画発第５６号にて開示済みである。

第５　審議会の判断

１　本件文書について

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書は、熊本市第６次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員選考に係わる文書等で次の事項がわかる文書である。

(1)　評価項目「理解度と目的意識」において、作文でどの様に表現し、面接でどの様に口頭回答すれば、非常に優れている５点と評価配点するのかが具体的に分かる模範例等

更に、普通３点と評価配点するのかが具体的にわかる格差の模範例等（５点・４点・３点との差点の明確に分かる格差基準)

(2)　評価項目「熱意・積極性」において、作文でどのように表現し、面接でどのように口頭回答すれば、優れている４点と評価配点するのかが具体的にわかる模範例等

更に、普通３点と評価配点するのかが具体的にわかる格差の模範例等（４点・３点との差点の明確に分かる格差基準)

(3)　評価項目「視野の広さ・柔軟性」において、作文でどのように表現し、面接でどの様に口頭回答すれば、非常に優れている５点と評価配点するのかが具体的に分かる模範例等

更に、普通３点と評価配点するのかが具体的にわかる格差の分かる格差基準（５

点・３点との差点の明確に分かる格差基準）

(4)　評価項目「関心度・実践度」において、作文の内容がどの様に表現・実績がどの様なものを表現し、面接では、どの様に口頭回答すれば、非常に優れている５点と評価配点するのかが具体的にわかる模範例等

更に、普通３点と評価配点するのかが具体的にわかる格差の分かる格差基準（５点・３点との差点の明確に分かる格差基準）

(5)　評価項目「協調性・公平性・公正性」において、作文の内容がどの様に表現し、面接では、どの様に口頭回答すれば、非常に優れている５点と評価配点するのかが具体的にわかる模範例等

更に、普通３点と評価配点するのかが具体的にわかる格差の分かる格差基準（５点・３点との格差の明確に分かる格差基準）

(6)　熊本市公募委員選考において、企画課と他課での公募委員選考評価表の格差が、何に基づく格差なのか等がわかる資料等

（特に、公募委員応募原稿だけの評価配点もなく、面接と応募原稿を見ながら応募者、面接者の全人格を庁内選考者のみで評価配点することが何の根拠によって、市政執行できるのか等のわかる資料等）

２　判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき一部請求拒否の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

３　本件文書の存否について

本件文書が存在しないとする実施機関の説明は前記第４のとおりであり、不存在であるとすることに不合理性は認められない。これに対し、申立人の主張には、文書の存在をうかがわせる合理的な理由は認められない。

よって、本件文書が存在するとは認められない。

４　結論

以上により、「第１　審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江藤　孝
会長職務代理者		高木　絹子
委	員	大江　正昭
委	員	馬場　啓
委	員	澤田　道夫

〔参考〕

審議会の審議経過

年　月　日	審　　議　　経　　過
平成２５年１０月　８日	熊本市長から諮問を受けた。
平成２５年１１月１４日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成２５年１２月２０日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成２６年１２月１０日	諮問の審議を行った。
平成２７年　１月１４日	答申案の審議を行った。
平成２７年　２月１８日	答申案の審議を行った。

情個審答申第１２号
平成２７年2月１８日

熊本市長　様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　江　　藤　　　孝

熊本市個人情報保護条例第１０条第２項の規定に基づく諮問について（答申）

平成２６年１２月１５日付け区政発第４５７号による諮問については、下記のとおり答申します。

記

１　諮問事項

戸籍総合システムと法務省戸籍副本データ管理システムとの電子計算機結合について

２　結論

本件諮問に係る電子計算機結合については、適当なものであることを認めます。

なお、当該電子計算機結合に当たっては、次の事項を要望します。

(1) 本市戸籍情報公開システムのセキュリティ対策については万全を期すること。

(2) 法務省戸籍副本データ管理システムは、国の多くの市区町村の最新戸籍副本データが法務局に集約されるものである。そのため、法務局におけるシステムの運用の動向等について十分に注視すること。

３　理由

本件諮問の内容は、法務省令の一部改正により、現に行われている戸籍の副本の送付方法を変更し、法務省の戸籍副本データ管理システムと本市の戸籍総合システムとを直接、電子計算機を結合することとなるものです。

本件の結合は、大規模災害時における戸籍の完全滅失の防止、戸籍の正本滅失時の迅速な再製等を可能とし、市民生活の安心や行政サービスの向上に資するものであります。

そして、平成２６年度から国において実施され、他都市においても本件と同様の電子計算機結合による戸籍副本データの送信が行われている実績があり、現行において一定の情報セキュリティ措置が講じられていることが思料されます。

本市からの法務省戸籍副本データ管理システムへのデータ送信については、これまで市区町村専用装置と呼ばれる法務省の端末機に、本市の戸籍総合システムからポータブルハードディスクへコピーしたデータを職員が移す方法で行っておりましたが、その通信においては何ら問題は生じておりません。

今後、戸籍総合システムと市区町村専用装置との通信回線による直結の際に、市の電子計算機器の基幹系へ外部から直接通信が行われないよう、通信回線は地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク回線（ＬＧＷＡＮ）を使用し、新たに設置する接続用のサーバやファイアウォールを経由して接続することとしています。

それらの環境下において、市区町村専用装置によりデータが暗号化され、戸籍副本データ管理システムへの送信が行われるといった十分なセキュリティ措置を講じるとしています。

これらのことから当該電子計算機結合の実施については、適当であると判断しました。

情個審答申第１３号
平成２７年3月２０日

熊本市長　様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　江　　藤　　　孝

熊本市個人情報保護条例第１０条第２項の規定に基づく諮問について（答申）

平成２６年１２月２４日付け区政発第４６６号による諮問については、下記のとおり答申します。

記

１　諮問事項

個人番号カードを利用した証明書のコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）交付導入について

（地方公共団体情報システム機構(J-LIS)証明書交付センターとの電子計算機結合）

２　結論

本件諮問に係る電子計算機結合については、適当なものであることを認めます。

なお、当該電子計算機結合に当たっては、次の事項を要望します。

(1) コンビニでの証明書の交付における個人情報保護に対するシステムのセキュリティ対策及び当該事業関係者との委託契約等において、その措置が十分に図られるよう万全を期すること。

(2) 当該証明書の交付を利用する市民に対し、利用における注意を広報等で周知すること。

３　理由

本件諮問に係る電子計算機結合は、社会保障・税番号制度の導入に伴い、制度開始後のＩＣカード（個人番号カード）を利用した市民サービスの向上と番号制度の普及等を目的として、現在、市役所等において発行される証明書（住民票、印鑑登録証明、戸籍謄本･抄本、市県民税(所得・課税証明)）を、ＩＣカード認証等によりコンビニでの交付を可能とするために必要な証明書交付センターとのデータ通信を行うための電子計算機結合です。

実施機関の説明によれば、コンビニにおける証明書等の交付は、他自治体９１団体で住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）による導入実績があり、事前調査によると平成２９年度までに５８８団体が個人番号カードを利用した導入を予定しているとのことです。

現在、証明書等の発行事務については、区役所・出張所の窓口において、月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分までの間で行われていますが、コンビニ交付導入により、窓口の業務時間外や全国どこでも証明書が取得できるといった市民のニーズへの対応が可能となります。今後は、その必要性が増える可能性は高く、市民の利便性が向上するものとして、当審議会として、コンビニ交付の導入の必要性については認めるところであり、今後、他の多くの自治体での導入が予定されている要因のひとつになっていると推察します。

コンビニ交付における個人情報保護の措置として、コンビニにキオスク端末機（マルチコピー機）とＩＣカードリーダーを併設し、カードリーダーにＩＣカードをかざして、暗証番号を入力することで本人認証を行い、交付したい証明書を選択して、キオスク端末機から証明が出力される仕組みとなっています。

これは、住基カードでのコンビニ交付の導入実績と同様のやり方であり、通信の相手方となる地方公共団体情報システム機構(J-LIS)証明書交付センターとのデータ通信によって行われるものとなっています。通信回線は、全国の地方公共団体を相互に接続する行政専用ネットワーク回線（ＬＧＷＡＮ）を使用し、地方公共団体情報システム機構とキオスク端末機は専用回線で接続して、更に、その回線における通信データは暗号化し、通信の安全性を確保するとしています。

また、キオスク端末機から出力される証明書には偽造・改ざん防止処理を施し、キオスク端末機自体には出力した証明書データを保持しないものとなっており、証明書やカードの取り忘れ防止を画面・音声案内でするものとなっています。

なお、当審議会の意見は、２に掲げるとおりですが、審議の過程においては、コンビニにおける証明書の交付サービスを利用するに当たって、人を介さない形式となることから、カードがあれば本人でなくとも証明書を取ることができるのではないかとの疑問があげられました。

これに対しては、カードだけではなくパスワードも必要であること、また、万一、カードの紛失、盗難等が発生した場合は、カード利用の停止受付が２４時間できる対応が取られています。利用における注意を広報等できちんと周知する対応を行うことは必要であると考えます。

以上のことからすれば、コンビニにおける証明書の交付での個人情報の取扱いについて、現時点においては妥当と思われる保護措置が講じられているものと認められます。

したがって、当該電子計算機結合の実施については、適当であると判断しました。

情個審答申第１４号
平成２７年3月２０日

熊本市長　様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　江　　藤　　　孝

熊本市個人情報保護条例第１０条第２項の規定に基づく諮問について（答申）

平成２７年１月１４日付け区政発第４９５号による諮問については、下記のとおり答申します。

記

１　諮問事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に伴う情報連携について

(地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が設置する中間サーバーとの電子計算機結合)

２　結論

本件諮問に係る電子計算機結合については、適当なものであることを認めます。

なお、当該電子計算機結合に当たっては、次の事項を要望します。

(1) 当該オンライン結合に関係する業務に携わる本市職員に対して、研修等を通じて、システム等に関する理解を深めるとともに、個人情報の漏洩等に対する意識の向上を図ること。

(2) 電算機器（端末装置等）の操作資格、アクセスログの適正な管理等、不正な個人情報の取得等に対する技術的な防御措置について関係部署との連携を図り、万全を期すこと。

３　理由

本件諮問の内容は、国が進める番号法に基づく情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報に関する情報連携を行ううえで、同法に規定され地方公共団体情報システム機構法に基づき設置された地方公共団体情報システム機構が調達・運用する中間サーバーと本市の電子計算機を結合するものです。

本件の結合は、番号法の目的を達成するために必要な手段であり、当審議会は、本件国の施策に関して、それを不可と断じることはできないものと判断します。同法の施行に当たっては、現在も国及び各自治体において準備等が進められており、様々な個人情報保護へのリスク対策も講じられようとしております。

ただし、当該オンライン結合により、本市が保有する個人情報、或いは、本市が保有することとなる国及び他の地方自治体の保有する個人情報に関して、情報連携により紐づけられ、個人情報が漏洩や不正取得により利用された場合の個人の不利益は甚大なものとなることが容易に予想されますので、結論（１）・（２）で述べたように、本市における個人情報保護のための対策を講じることが必要であると考えます。

これらのことを踏まえ、当該電子計算機結合の実施については、適当であると判断しました。

熊本市の情報公開と個人情報保護

平成２６年度運用状況報告書

発行　平成２７年１１月
編集　熊本市総務局法制課
　　市政情報プラザ
〒860-8601　熊本市中央区手取本町１番１号